

平成24年第7回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成24年9月7日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成24年9月 7日
2. 閉 会 平成24年9月14日
3. 会 期 8日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 三 留 正 義 | 6番 鈴 木 満 子 | 11番 五十嵐 忠比古 |
| 2番 長谷川 義 雄 | 7番 多 賀 剛 | 12番 武 藤 道 廣 |
| 3番 渡 部 憲 | 8番 青 木 照 夫 | 13番 長谷沼 清 吉 |
| 4番 伊 藤 一 男 | 9番 荒 海 清 隆 | |
| 5番 猪 俣 常 三 | 10番 清 野 佐 一 | |

2. 不応招議員

な し

平成24年第7回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成24年9月7日(金)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 議会基本条例制定特別委員会の中間報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明
- 日程第9 報告第1号 委任専決処分事項

平成24年9月10日(月)

- 日程第1 一般質問(猪俣常三 伊藤一男 長谷川義雄 渡部憲 多賀剛 鈴木満子)

平成24年9月11日(火)

- 日程第1 一般質問(荒海清隆 清野佐一 武藤道廣 長谷沼清吉)

平成24年9月12日(水)

- 日程第1 議案第1号 西会津町介護保険財政安定化特例基金条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 平成23年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第8号 平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第9号 平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第10号 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第11号 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第12号 平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

- 日程第13 議案第13号 平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第14号 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第15号 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第16号 平成23年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第17号 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第18号 平成23年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第19 議案第19号 平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議会案第1号 事務検査に関する決議

平成24年9月13日(木)

- 日程第1 議案第7号 平成23年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成24年9月14日(金)

- 日程第1 議案第8号 平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第9号 平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第10号 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第11号 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第12号 平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第13号 平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第14号 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第15号 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第16号 平成23年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第10 議案第17号 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第18号 平成23年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 議案第19号 平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第20号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第4次）
- 日程第14 議案第21号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第15 議案第22号 平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第16 議案第23号 西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第24号 町道上野尻村中線消雪施設設置（さく井）工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第28号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第29号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第30号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第31号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第25 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第26 議員派遣について
- 日程第27 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第28 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第29 議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について

平成24年第7回西会津町議会定例会会議録

平成24年9月7日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第5回議会定例会議事日程（第1号）

平成24年9月7日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 議会基本条例制定特別委員会の中間報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

日程第9 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議会基本条例制定特別委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから、平成 24 年第 7 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 31 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会の一般質問の通告は、10 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定による平成 23 年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の結果については、教育委員長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、三留正義君、11 番、五十嵐忠比古君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 14 日までの 8 日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの8日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

はじめに総務常任委員会委員長、青木照夫君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 続いて経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5に入る前に、皆さんに申し上げます。

議会基本条例制定特別委員会から調査中の事件について、中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第5、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を行います。

議会基本条例制定特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例制定特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例制定特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これをもって、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を終ります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終ります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第 8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 9、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第 1 号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容につきましてご報告を申し上げます。件数は 1 件で、事故に係るものであります。

それでは、報告第 1 号をご覧いただきたいと思えます。

発生日は、平成 24 年 6 月 9 日であります。その内容であります、西会津町睦合字宮ノ上地内の林道泥浮山線において、相手方車両が道路の横断溝を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車体底部に接触し損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成 24 年 8 月 7 日、賠償額 8 万 3,790 円で和解したところであります。過失割合は、当方 100%、相手方 0%でございます。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 ただいまの報告で内容は十分理解したわけでありませうけれども、この跳ね上がったグレーチングというのは、たまたまその箇所だけ特異の状態に跳ね上がってしまったのか。この対応に関しては、グレーチングの止めの強化をしたということでありませうけれども、同じようなグレーチングは町内に相当数あると思えますが、そのグレーチングの跳ね上がらないような状況になっているのか、そういう調査はその後なさいましたでしょうか。その点をお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町内の横断溝についてグレーチングで施工している箇所については、一応、道路パトロールも兼ねまして調査をいたしまして、今のところそのような危険箇所はないというようなことございました。

本箇所につきましては、グレーチングを撤去いたしまして、中に管渠を入れまして埋め戻して、今度、グレーチングの開渠から暗渠に切り替えております。

以上でございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 車同士、町所有の車での専決処分が今までほとんどであって、対このような形で町の保険が、和解が成立したというのは、私は初めてと記憶しますが、このようなケースがあったのかないのか。その場合、どのような保険を使うのか、今までの町有の車と同じ保険でこれが支払われるのかということでもあります。

あと、町道、林道は町の管轄ですが、農道の責任は町に所属するのかわらないのか。

それと、こういう事故を防ぐために、今、場所はわかりました。点検をしたということですが、やはり町管理の道路だけではなくて、いろんな面で、そこを利用している人から知らせていただくと、通報していただくというシステムをこれからつくっていく必要があるのかと、特に町関係、役場、そうでありますし、いろんな関係者、職員が勤めているわけですから、職員の人たちが、積極的にこういう場合は通報していくというのも一つの方法ではないのかなと、再発防止のためにどのようなことをお考えか説明をしていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは、冒頭質問のございました事故の形態、それから保険の状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、このような事故が過去にあったのかということですが、私が知る限りでは、このような形態の事故というのは今回が初めてということになります。

保険でございますけれども、車対車でありますと、町が全国町村会の保険に入っておりますので、その保険をつかって対応させていただいておりますけれども、今回は町の管理する施設ということになりますので、これについては、また別途の保険がございます。町が加入いたします総合賠償補償保険というものがございますので、今回はこちらで対応をさせていただいたところでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

農道につきましてのご質問でございますが、農道と皆さんお思いになっているのも、かなり町道として認定している箇所がございます。ある一定、3メートルくらいからはだいたい町道になっているかと思うんですが、そういうものについては町の管理で補修等、行っております。

あと道路の損傷箇所については、今のところ町の職員によってパトロールをして、修繕箇所等を発見すれば、その都度補修しているというような状況でございますが、そのほか、自治区長さんから、悪いところがあればうちのほうに連絡がございまして、その都度それに対しての補修等を行っております。

今後につきましては、町の職員等からも連絡もあって、それも補修をしているような状況でございます。今後、そのようなことで各自治区からの補修箇所の連絡等の連絡体制等についても検討してまいりたいと考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 基盤整備をしまして、その道路がかなり町道に編入されたというのは私も承知しておりますが、そうはいえども、農道もかなり現在残って、農道として使っているわけですよ。水と水土里の生コンなんかは、農道のためにもらってやっているわけですか

ら、そういうような農道での事故の責任は町にあるのかなのか、どこにあるのかということを知っているわけです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 かなりの数、基盤整備で整備した農道等については、かなりの数が町道として認定しております。そのほか、改良区で管理する農道等もございます。それからまた、幅員が狭いところにつきましては、赤道というふうになるかと思えます。その赤道とか、改良区の農道につきまして、それが町の管理になるのか、もし事故があったときに町の責任になるのかというのは、ちょっと今のところなかなか判断がつかないもので、そういう事例がございましたときに、その都度対応してまいりたいと考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。よく調べて、あったら対応ではなくて、責任の所在というのはどっかしらあるはずですから、今すぐでなくも結構ですから、やはりこういう機会に改めて調べて、あとでご報告していただきたいと思えます。

○議長 これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時49分)

平成24年第7回西会津町議会定例会会議録

平成24年9月10日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第7回議会定例会議事日程（第4号）

平成24年9月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 伊藤 一男 | 3. 長谷川 義雄 |
| 4. 渡部 憲 | 5. 多賀 剛 | 6. 鈴木 満子 |
| 7. 荒海 清隆 | 8. 清野 佐一 | 9. 武藤 道廣 |
| 10. 長谷沼 清吉 | | |

○議長 おはようございます。平成 24 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5 番、猪俣常三です。議場の皆さん、おはようございます。このたび、町民の生活に関わる重要な課題について、9 月定例議会において一般質問をいたします。

先月、8 月 6 日付けの新聞に掲載されておりました内容で、県内の浪江町の町長が、8 月の 5 日に広島市で開かれた原水爆禁止 2012 年の世界大会に出席され、シンポジウムで講演された中で、匂いもなく、目に見えない放射能に対して、不安を払拭するのは並大抵のことではないというお話をされておりました。さらに、政府の事故後の施策は被害者の目線に立っていない。放射能の被害に対して重大さを訴えておられました。この新聞を読んで胸が引きつめられるような思いであります。

さて、平成 23 年の 3 月 11 日に起きた未曾有の東北地方太平洋沖大地震、いわゆる東日本大震災に伴い、東京電力福島第 1 原子力発電所の事故が起きてから、1 年 6 カ月を経過しようとしております。経験したこともない恐怖の放射性物質が飛散し、それにより危険区域から避難をさせられ、ふるさとに帰りたくても帰れない、不自由な生活を強いられております。事故発生時に放射性物質の拡散を予測する放射能影響予測システムが働かず、飯館村や浪江町の住民は、放射線量の高い地域に避難をし、無用の被曝を強いられたと、国や県への対応が 9 月 7 日の新聞報道に掲載されていたことは、ご承知のことと思います。

原発から 120 キロ離れた遠い会津地方においては、比較的安心と言われながらも、空間線量はその値、もっとも低かったけれども、下水道汚泥などに高い放射性物質が含まれていることや、風評被害による農林漁業産物等に影響がありました。また、最近になって、6 月 10 日の NHK 教育テレビで放映された中で、ホットスポットといわれる、当初から放射能汚染があったものではなく、会津地方の河川の川底に異変が起きている。あるいは生じているとのことでもあります。その原因は、野山に放射能が降り、雨や雪解けによつての自然環境のもと、川へ流れこんだとされております。目に見えない物質が町民の命、町民の健康を脅かして、財産まで奪い取るような状況になってしまったことは、非常に残念でなりません。このようなことから、過般、6 月の定例議会に原子力災害対策について質問をし、ご答弁をいただいたところであります。

現在において、いまだ震災による東京電力福島第 1 原子力発電所の事故は収束していない中で、最近になって原子力の再稼働が浮上してまいりました。お隣の新潟県にある東京電力柏崎刈羽原子力発電所、この再稼働の可能性も伝えられております。そこで、一朝有事の際に、わが町において防災計画は大丈夫だろうか不安を感じております。妊婦や幼い子どもたちと将来の若者を守ることが大事であります。したがって、防災とは、危険を多めに評価し、対策を講じて住民を守ることが一番大事なことと考えますが、今後、緊急な

対策として取り組む必要があることから、お伺いをいたします。

それでは、西会津町地域防災計画に放射能災害対策計画の考えについてであります。原発事故の放射能汚染は、住民の生活に先の見えない大きな不安と影響を与えている現状にあることから、緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク、いわゆるスピーディのシステム共有と、町民への的確な、迅速な伝達。放射能からの避難、または避難者の受け入れ。放射能の測定。風評被害。外部被曝及び内部被曝に対する健康診断、あるいは検査。ホットスポットといわれる河川の川底に異変が生じていることへの対応、関係する国や電力会社への賠償請求対策などの教訓を踏まえて、西会津町地域防災計画にあらゆる放射能災害を想定した放射能災害対策計画については、重要なことと思うが、町の考えをお伺いいたします。

次に、ケーブルテレビ高度化事業にかかる課題についてであります。本町においては、多額の公的資金を投入し、先進的なケーブル高度化事業が推進され、情報化時代への対応をされてきました。反面、便利になればなるほど複雑化し、管理や規制など、対処が求められてまいります。特に本町は、町民の財産ともいえるべき施設に町の財源を投入し管理されている中、ケーブル光ファイバーの業者による利用が想定されます。その際の町の施設の利用について何点かお伺いいたします。

1点目は、町の財産でありますケーブル光ファイバーを利用する際、どのような規則を適用するのか、その条件などをお尋ねいたします。

2点目に、このケーブル光ファイバーの空いている芯数、いわゆる線のことでありますが、この線に業者による利用はあるのか、あるとすれば、町はどのように管理しているのかお尋ねいたします。

3点目に、ケーブル光ファイバーを利用したタッチパネルの事業についてお尋ねいたします。この事業に町はどのように関わっているのか、本来の利活用がなされていない実態を見たり聞いたりしておりますが、町は指導など行う考えはないかお伺いをいたします。

次に、防災無線の今後のビジョンについての課題であります。本町では、町民に情報を伝達する手段として、防災無線が使用されております。緊急時においては、防災無線での情報伝達はより重要なものと考えられます。最近、防災無線において、聞きにくい、聞こえない、言葉で話されている内容が聞き取れないなどの機器の整備不良から起きているものではないものの苦情など、町民からの声を耳にいたします。このことから町の考えをお伺いいたします。

まず、防災無線を家の中で聞いておられる町民のかたは、何を話しているのかまったくわからない。チャイムの音は聞こえるけれども、言葉で伝達されている内容はよく聞こえない、聞き取れない。外で聞いているときは聞き取れる。緊急時の無線放送で聞こえないことがあるとのことあります。このような状態を改善するには、防災を目的とした光ファイバーを利用して、音声告知システム放送の機器を町民の住宅の中に取り付けることが有効と思われるが、町の考えはどうか。ビジョンと併せてお伺いいたします。

以上をもって質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。5番、猪俣常三議員のご質問のうち、私からは、西会津町

地域防災計画における放射能災害対策の位置付けについてお答えをいたします。

ただいま議員から、原発事故による放射能汚染に対する安全性の高い見地からのご質問がございましたが、議員もご承知のとおり、本年6月議会定例会でもお答えいたしましたとおり、町では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害に対して町及び町内の防災関係機関が総合的に対処していくため、西会津町地域防災計画を策定しております。

この計画により、的確な情報収集や情報伝達による災害予防をはじめ、一朝有事の際には災害対策本部を設置し、迅速で的確な災害応急対策、町民生活の早期回復・正常化に向けた災害復旧を実施することとなっております。

現在、災害対策基本法により、福島県内で原子力災害対策を講ずることが義務付けられております自治体は、原子力発電所の半径8キロメートルから10キロメートルを基準として、行政区や自然的・社会的条件を満たした地域を有する、いわゆる原発周辺の6町のみであります。この6町につきましては、原子力災害発生の際の情報伝達や避難、モニタリング等の行動マニュアルなどの策定を地域防災計画の中に位置付けられております。

現在の法律では、本町の地域防災計画の中に原子力災害対策を位置付ける義務はありませんが、今後、国から新たな基準や指針等が示されました場合には、それに基づき必要な行動マニュアル等を町計画へ盛り込んでまいりたいと考えております。

なお、ご質問の中にありました、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、いわゆるスピーディにつきましては、県防災情報システムにより、町に情報が入ることとなっておりますので、有事の際には町民への迅速な情報伝達が可能となっております。

また、町民の安全・安心を確認するための空間線量調査や水検査の実施と公表、風評被害対策としての農林産物の検査及び各種イベントへの参加、外部被曝対策、あるいは内部被曝対策としての放射線量測定器の貸出などにつきましても、昨年に引き続き実施し、放射能対策に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長に答弁をいたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 5番、猪俣常三議員の光ケーブル高度化利用にかかる課題についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、町では、平成20年度からケーブルテレビ高度化事業を進めておりまして、今年度の整備工事が終了しますと、全町的に光ファイバー網の幅広い利用が可能となり、高度情報化の推進に寄与できるものと考えております。

はじめに、光ファイバーの貸与についての質問にお答えします。まず、光ファイバーの空き芯の貸付から申し上げます。町では携帯電話の町内の全域で活用できるようエリアの拡大事業に取り組んでおり、近年整備した地区やこれから計画されている地区においては、本町の整備した光ファイバーの空き芯を利用し事業を行っております。現在、NTTドコモと東北インテリジェント通信の2社に1芯換算で約161.5キロメートルの貸与を行っており、合計11の携帯電話施設に活用されております。

次に、通信帯域の貸付について申し上げます。先に説明しました空き芯の貸付のほか、町では、各世帯に引き込んでいる光ファイバーの通信帯域の未利用部分、空き帯域についても、貸付を行っています。この空き帯域の貸付先は、株式会社テクニカルスタッフの1

社でありまして、タッチスーパー事業に活用されております。

この光ファイバーの空き芯、空き帯域の貸付であります。西会津町光ファイバーケーブルの貸付に関する要綱に基づきまして、個別案件ごとに契約書を取り交わし、有償にて貸付を行っているところであり、貸付条件といたしましては、情報通信の格差是正や町民の利便性の向上に資する事業に限定させていただいているところであります。

つぎに、タッチスーパー事業についての質問にお答えします。本事業は、NPO法人西会津地域活動支援センターが、総務省の地域雇用創出事業、絆プロジェクトの採択を受け立ち上げ、現在の運営は株式会社テクニカルスタッフが実施している事業であります。まず、町の関わりについてであります。本事業の応募の際に、町の推薦書が必要との相談がありました。事業計画をヒアリングしたところ、高齢者の買い物を支援する事業であること。地元商店の活性化につながる。新たな雇用創出になることなど、本町のニーズに合った先進的な事業であったことから、推薦書を交付するとともに、事業立ち上げに伴って組織された地域協議会にも町職員を派遣し、町の立場で意見を述べさせていただいてきたところであります。

町としましては、今後とも当初計画に添った適正な事業運営が図られるよう、事業業者に働きかけをしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、防災無線についてのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、防災行政無線につきましては、気象情報や交通情報など町民の皆さんの生活に密接に関係する情報を迅速かつ的確に発信してきたところであります。また、地域の地形や住宅の位置などによる難聴対策につきましては、昨年度、奥川の塩自治区をはじめとした5自治区におきまして、拡声子局や宅内個別受信機を設置するなど、今まで改善を図ってきたところであります。

このことから、今後につきましても防災行政無線が聞こえにくい地域等がありましたら、随時調査を実施するとともに改善に努めてまいる考えであります。

次に、防災行政無線の難聴対策としての光ファイバーを利用した住宅内への音声告知システムの導入についてであります。昨年発生した東日本大震災では、有線による防災情報の提供を行っていた多くの自治体が、断線により情報伝達ができませんでした。また、本町におきましても、新潟・福島豪雨によりケーブル線が断線した地域もありましたことから、有線の光ファイバーのみを利用した防災情報の提供につきましては、現在のところ考えておりませんのでご理解願います。

一方、防災行政無線につきましては、現在アナログ波で運用しておりますが、国の方針としましては、常備消防の消防救急無線は平成28年5月31日までに、市町村防災行政無線はその後に、デジタル波への移行を行うとのことですので、今後、順次整備を進め、町民の安全・安心の確保を図ってまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長、それから各課長から説明をいただきまして、何点か私の考えが届くような部分を、ご質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど新潟のお話を申し上げましたが、再稼働をするということというのは、まず新潟に原発がある限り、どの程度あるのかといえば7基あるわけです。そうしますと、お隣の県のいかなる事故が起きた際、一番身近にあるのは西会津町、わが町が一番近いわけであって、そういう中での対策を講じていただける大きな問題を私としては申し上げたわけであって、そこには、この問題は、当初、スピーディは働かなかったという大きな問題があったわけです。これは今回、9月7日の新聞の中に、浪江町長が文部科学省に7月の際、仮定に基づいたものの計算については、いかなる情報があっても県民の皆さんに情報はしないということで、大きな問題になっていたはずですが。そのために、高い放射線のあるところに避難をさせたということに対して、そこの町の町長さんは、ものすごく心を痛めているというのがわかってきたということでもありますから、今まさに福島県も新潟県も、このスピーディの共有をしっかりと防災の中に入れていただければ、まずは住民の命を守っていただくための対策として考えていただく、その点を再度確認をしたいということでもあります。お聞きしたいということでもあります。まずその1点、お尋ね申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま議員から、福島原発、そしてお隣にある刈羽原発、これとの関係で、むしろ私もそう思うんでありますが、福島原発よりも刈羽原発のほうが西会津町は近いというふうに思っているところであります。そうしたことから、いわゆるこの原発に対する住民の安心安全には、もっと周辺の自治体、あるいは国でいう半径うんぬんというよりも、一朝有事の際にはどうあるべきかという対策というものについて、基本的にやはり策定をしておくべきではないかという趣旨のことであろうと思うんです。確かに、私もそういう安全に対して、万事、安全対策を講じていくということは、これは当然のことだというふうに思います。しかし、何せこの一つの町村単位で、それらを具体的に放射能対策、あるいは原発が爆発した場合について、あるいは事故が起きた場合についてどうすべきかということについては、なかなかまだ、国や県からのそうした明確な災害対策にどう盛り込めということがきておりませんので、なかなか難しい判断が迫られているというふうに思っているところであります。

特に今回の福島第1原子力発電所の爆発というのは、まさに世界でも類を見ない、またわが国では初めての経験でありますから、そのために、いわゆるスピーディが、その機能が働かなかった。そして安全な地域に対する避難誘導というもの、そういったことが相当問題視されているということは承知しているわけではありますが、そういう広い意味からの安全対策というものについては、これから十分に国民的な議論を巻き起こして、そしてその対策はどうあるべきかと、こういうことも私は必要だと思えますし、そういうこととの状況をみながら、町における災害対策の中に、国、あるいは県からの指導要請でありますれば、やっぱり積極的にそういうものについては取り組んでいくというふうにしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 スピーディのご質問にお答えいたします。

国では、先ほど議員がおっしゃられたとおり、東日本大震災の際にスピーディの予測の公表が大幅に遅れたため、周辺住民の避難に活用できなかったと、大変非難されていると

ころでございますが、現在、国では、防災基本計画、その見直し作業を進めてございまして、スピーディにつきましては、その中で公表手順をきちんと明確化した上で盛り込むと、そういった作業をしております。具体的に申し上げますと、ある程度きちんとした解析ではない、粗い解析であっても、雲の流れの方向等が推測できれば、速やかに国から都道府県、さらには市町村に情報を公表できるような手順ということで、現在作業を進めておりますので、もし今後、このようなことがあれば、速やかな公表ができるようになるというふうに今現在、国で進めているところでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私もそのように考えておる1人でありまして、できるだけ国の基本計画もありますでしょうし、また県のほうの地域計画の対策の問題もありますでしょうし、わが町にすれば、地域防災対策の計画もあると思います。いずれにしても、文部科学省が言ったよな、あえて無責任な考え方で公表はしないと、頑なにことを抑えてしまうようなことをするものではなくて、ある程度、これが出たというのは、先般、東北大に日本の原子力放射線の科学学会の先生がたが講演をされたシンポジウムの中に、実際はスピーディを使わなかったらできなかつたはずではないのかと、これ携わったかたがお話をされてから、この問題が大きくクローズアップされて、この地域の防災を見直していかなければならないということになったわけでありまして、ましてや西会津においても、このことについては、大きな関心が高いものであらうと思っておりますので、あえてそういう部分については、町のサイドで進めていただきたいと、こういうことであります。先ほど町長が言っておられましたように、一朝有事の際のいろんな立場で、国からの指針が示されたら、それを検討してまいりたいという前向きな姿勢をお示し申し上げていただいたところに対して、できるだけそのように進めていただきたいと、こんなふうに考えております。

地域防災につきましては、特にいろんな項目を出しておりますけれども、その中で、一つ一つやれば時間が限りなくかかってしまいます。その中でも、食品関係につきましては、農林振興課のほうで一生懸命それに努力されているということもございまして、それが風評被害とか、そういういろんな検査をされておるということであります。ただ一番問題なのは、外部被曝、あるいは内部被曝について、これは県のみならず、町としての対応をどうこれからしていかなければならないのか、そういった点をちょっと伺ってみたいと思っておりますので、お答えください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまご質問のありました外部被曝及び内部被曝に関する健康の関係についてのご質問にお答えしたいと思います。

これは県の、県民健康管理調査の中で、県としての方針がうたわれております。これまで基本調査としましては、全県民を対象に県民健康調査を実施してございます。その後でございまして、詳細調査といたしまして、当時18歳以下であった全県民を対象に、甲状腺検査ということで、この検査をしてございますが、これは現在、原発周辺の市町村を主に行っておりまして、先週でございまして、新聞報道にございましたが、今後はその市町村の子どもたちで県外に避難している子どもたちを対象に、その検査をするという内容でございまして。

また今年度から、19歳から39歳の既存の検診対象外の県民の皆さまには、基本健診を受けていただくということになってございます。さらに、これも県のほうでの対応でございしますが、県民健康調査に基づきまして、内部被曝が疑われる対象者、原発の周辺の住民のかたでございしますが、ホールボディカウンターということで内部被曝の状況を検査してございますが、新聞報道によりますと、基準値を上回るものはなかったというような新聞報道でございました。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのとおりの報道でございました。だからこそ妊婦や、あるいは幼い子どもさん、若い、これから将来、西会津町を背負って立っていただかなければならないかたがたを、まず放射線ということについてのものを浴びないのが一番いいよろしいわけですが、そもいかない部分がございますので、できるだけそういう弱い大事なかた、こういうかたがたをまず守っていただくための健康検査、診査、診察できる環境づくりをまずやっていただくということを、まず要望しておきたいと思えます。

それから、ホットスポットというのが今出てまいりましたけれども、この問題については、先般、6月の10日、NHKの教育テレビの中で、阿賀野川上流の、ということでした。そこで、その河川はということになりますと、阿賀川を指すような表現となっております。現実に坂下の宮川という川で、1万7,000ベクレルの川底から放射能の濃度が出たということが、私の情報を得る中で、得た内容でございます。とすれば、最初からあったわけではないということです。川底にはそれ相当の検査等も考えていただかなければならない対応策も必要になってくるのではないのかということをお伺いしておきたいと思えますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

川の魚等のモニタリングと申しますか、そちらのほうについては、現在やってございまして、あと川底の濃度検査につきましては、管理者が県でありますので、町としても、そういうお話があるということでありましたら、県のほうに検査については働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ホットスポットと申して、私どもは発電所を持っておりますし、川底は深いということもございまして、できるだけそういうところも含めてご判断をしていただきながら、町民に安心な、安全な態勢であるという旨をお示し申し上げていただきたいということも含めて、また、みんなが響くまちなんだよということは、町長の姿勢方針で示されているまちづくりに密着するわけだから、そういうことも含めて進めていただきたいと、こんなふうに思えます。

次の議題のほうに移らせていただきますが、光ケーブル高度化利用にかかる課題についての件でございまして、先ほど光ファイバーの内容についてお答えをいただきました。私はこれをなぜお話を申し上げたのかということは、あとで防災無線の関係と関わりがちょっとあるものですから、今、光ファイバーの有効活用という部分で、ちょっとお尋ねをし

てみたいと思います。

この光ファイバーは、10億程度のお金をかけて、立派につくりあげたわけでありますから、そういうふうな利便性をさらに発展させていかなければならないということから、私は質問をさせていただくわけであります。要は、先ほどタッチパネルというものが出てきましたけれども、本当は、実際は町の管轄ではないとは思うんですけれども、わかる範囲内であれば教えていただきたいと思います。実際このタッチパネルというのが、この事業にどのくらいの、何台くらいのものが配置されて、そして利便性が高い利活用がされているのか、そういったところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

町も地域協議会に関わって、本事業の立ち上げに関わったというよなことを先ほど申し上げました。当初計画、この機械の導入台数が300台ということでありまして、そのうち配送を行う業者に15台だけ使っておりますので、一般家庭には285台を割り振れるだけの事業を行ったということでございます。町でも貸与しておりますので、使用料というようにすることで、いただいておりますが、285台、今現在、使用料の請求を毎月出しているという状況でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 290何台ということがお話されました。そういうふうになってきたときに、なぜこれを私が言うのかということ、いろんな業者というのは、この光ファイバーを、空芯に対して、利用させて、宣伝させてください、ああさせてくださいというようなことは、想定できるような気がしてならないわけでありまして。ただ実際相手方がいろんな免許を持って、ここに入れさせてくださいといったときに、拒否できるのかな、拒否できないのかなということなんですね。でも、拒否できない理由が一つあると私は考えておりますので、その点を知っているところの部分でお答えいただきたいと思います。

私が今言いたいことは、もし申請されて、どうぞこうしてください、ああしてくださいといったときの規約というの、規律も必要だろうと思います。それがあのかないのかを今お聞きしたほうがいいのかと、こういうふうに思っていたところですが、そういったところ、厳正な規制、規約があつてこそ、この町の財産であるケーブル光ファイバーを利用される、そういう場合に、町に還元できるようなものがあるのかないのかをお尋ねしたほうがいいのかと、こんなふうに思っておりますので、そこら辺のところをお答えいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。

先ほど答弁で申し上げましたように、現在、空芯と、空いている芯を活用しているのは、携帯電話事業だけでございまして、あと空帯域を貸しているのは、タッチスーパー事業、1件だけでございます。そのほか、町のケーブルテレビ光ファイバー網を活用させてくださいというような話は、現在のところ業者から申出はございません。ただ、先ほども申し上げましたが、この貸付にあたりましては、町で要綱をつくっておりますので、光ファイバーケーブルの貸付に関する要綱というような形で貸与の条件、そういったことを明示し

ているということでございますので、その条件というのが、情報通信網の格差是正、それから町民の利便性向上、広く町民の皆さんの利便性向上につながるような事業というようなことで、貸出要件がございますので、何にでもこう貸与していくというようなことにはならないということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 規約というのは、貸し付ける料金のみということですか。貸与する使用料金だけですかということです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。

光ファイバーケーブルの貸付けに関する要綱というのは、1条から11条までございまして、この要綱制定の趣旨であったり、あと定義、貸付の単位、どういう単位で貸すのか、貸付対象者、それから貸付期間、貸付料、貸付受付の申請の手続きの方法、あと決定の仕方。それから貸付の方法、あと情報の公開とかというような形で、きちんとした要綱を策定しております、これにつきましては、町の要綱の一つとして例規集にもきちんと掲載されております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 一部の内容をお話をさせていただきました。ただ、この光ファイバーに、とにかく使わせてくださいという、町の財政施設でもある、財産でつくっている施設なんだから、町の施設であることは間違いないと思うんですね。これを簡単に、空芯を使わせてしまうということではなくして、私はある程度、大きな条件も厳しく付けておいたほうがいいのではないかとということも伺っておきたいと思うんですが、その点、お答えください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

ちょっと何回も申し上げましたが、あくまでも条件を付けておりまして、情報通信の格差是正、町民の利便性向上、そういったものに資する事業であれば、町としてこんな活用に使いたいよということで協議をしていただいて、その要綱に当てはまるようであれば貸与するというので、誰でも使っていいですよと門戸を開いているわけではなくて、当然、町が審査をして、要件に当てはまらないものはその時点でお断りするというような形を取っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今の問題につきましては、私も質問に不備な点もあるかとは思いますが、いずれにせよ、もう一度勉強させていただいて、内容を精査させていただきたいと、こんなふうに思っております。

時間もなくなってきましたので、それと絡んできますが、次の防災無線の関係のほうに移っていきたくはありますが、この防災無線の関係では、音声告知システムについては、設置する考え方はないということをおっしゃるので、ここについて私が考え方が違う点の一つあるわけです。本来ですと、光ファイバーなのに、簡単に言えば音声告知システムの放送が入ることによって、いかなる場所であってもすべてが対処できるということをおっしゃっておきたいと思うんですね。そこに聞こえる、聞こえないということに、

いろいろな問題があれば、それがすべて解消にもなると、解消になるから音声告知システム放送の機器を取り付けたらいいのかなものかと、これを町でやっていただけないかという部分でお話してまいりたいと考えております。その点について、先ほど光ファイバーの関係と関わってくる部分があるんですが、単刀直入に申し上げれば、その機器を町で設置することを考えれば、いとも簡単に光ファイバーは、いつでもセッティング、設置できることになっているわけですから、しかもこんなに立派なシステムをつくっておきながら、できないということではなくして、町民の負託に応えられるだけの大きなものがあるんじゃないかと思うんですね。だから、そういうことを考えたときに、付けたほうがいいのではないかと、町の考え方をお聞きしたいと、こういうことで再度お尋ねを申し上げたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど私、答弁いたしましたのは、光ファイバーを利用した有線だけの防災の音声告知システムは考えておりませんと、ですから、光ファイバーを活用した音声告知システム、今後町としていろいろな面で導入の検討の余地はあると思いますけれども、その中に防災無線の機能を入れた部分でしたら、それは無線と有線の共有ということで考えはできますけれども、あくまでも有線だけの防災情報の伝達というのは、町として考えてございません。

先ほどご答弁で申し上げたのは、有線の場合は断線すれば、すべて伝達ができなくなると、いろいろな災害で断線すればできなくなりますから、そういったリスクを背負ったようなやり方はできませんということでありまして、あくまでも防災無線は無線を基本にやっていくと、その中で光ファイバーを活用した音声告知システムが将来的に、仮に導入された場合に、いろいろな機能があって、その中の一つとして防災情報の告知についても併用できるのでしたら、それは考えられると、そういったことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 防災無線という言葉を使うから、防災情報の告知とか、そういう言葉を使わないと一緒になってしまっているから。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今、私か言っているのは、防災無線は確かに聞こえないという話はしているんですけども、要は、光ファイバーという有線が入っているわけです、正直言うと。そこに各ご家庭のところには機器でもいい機器があって、それがタッチパネルも使える。それから音声告知システムにも使われる。そういうものがあるはずであったと、そういう部分を強調して申し上げれば、接続することによって、いともこんなに立派なシステム化されているやつを、機器一つ入れることによってできないのかと、こうお尋ねをしているわけです。だから、無線がどうのこうのということは、今、防災無線は聞こえない、聞こえるという、チャイムは聞こえるけれども、言っている言葉はなかなか聞こえないから、早めにわかりやすくしてくださいよというのは、町民の声なんだぞと、こういう意味なのね。だから、光ファイバーがいつている各町村でも、光ファイバーを使って、そして機器は音声告知システムのやつを、機器を入れているから立派に伝達情報がスムーズにいつているということ。ここは光ファイバーがいつている、無線で流しているから、すべてが通っ

ているものだと思っているわけ、そういうことではなくて、聞こえる、聞こえないの解消は、この光ファイバーを使うことの、家の中にちょっとセッティングすることによって機械が生きてくるといっているわけなんです。それに対してお答えくださいといっているんです。有線だから、有線のみという意味ではなくて。無線だから無線でこうだという意味ではなくて、そこのところをお聞きしているんですよということをお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの高度利用の関係でございますので、こちらから答えさせていただきます。

ケーブルテレビの高度化というようなことで、町では10億以上の金を使ってやったわけです。これは目的は、とにかくテレビをデジタル化するんだということが一つあります。それからインターネット、光ケーブルやることによって高速のインターネットができるということ。それで今現在は、健康管理システムとか、先ほどいいましたタッチパネル、タッチスーパー、そういった事業、それから空線を利用して携帯電話の利用なんかにも使われているということでございます。

今回のこの事業導入にあたりまして、町としましても、その高度利用というようなことを今後考えていきたいと思いますということであったわけでありまして、その一つには、音声告知といわれる部分も、一要素としてはあるということでございます。その件に関しましては、今年度、西会津町ではどういうものが必要なかというようなことで、今年予算を取っておりまして、その町の方向を出していきたいというふうに考えております。

ただ簡単にですね、すぐにできるという話ではなくて、結構その各世帯にその端末を置かなければならないということでもありますので、大きな費用もかかりますので、その辺、今年、町に合った方式はどうか、何なのか、それらを決めて、その費用等を勘案しながら、実施時期については検討していくということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変いいお話、答えていただきました。時間もなくなってまいりましたので、そのような考え方のビジョンを示していただきたいということで、あえてビジョンと、そういったことを含めてお伺いしたいと申し上げて、今回お尋ねをしたわけでありまして。それ以上の契約等の問題もあるとすれば、なかなか難しいところがあるでしょうから、私としては、そのようなことをまずお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上です。終わります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 4番、伊藤一男です。私は、今議会定例会において、2項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから順次質問をいたします。

まず最初に、西会津高校存続の取り組みについてお伺いをいたします。西会津高校は昭和23年、山都高等学校野沢分校として開校をし、昭和39年に西会津高校として独立、以来今年で64年目を迎えようとしております。その間、6,200人余の卒業生を世に送り出し、町はもとより、それぞれの各界において大いに活躍しているところであります。

しかしながら、現在、西会津高校は、過疎化、少子高齢化の進行に伴い、入学者が激減しております。今年度の入学者は29名で、これで2年連続募集人員80名の半数を下回る

状況となっております。県教育委員会の県立高校改革計画によると、小規模校の入学者が3年連続で定員の半数を下回った場合、分校化や統合の対象となり、廃校へ向かっていく危惧さえ現実のものとなってきております。

このような状況の中、同窓会、PTA、学校による西会津高校を考える会実行委員会を立ち上げ、この難局を乗り切るべく、打開策を模索しているところですが、町として、高校存続の危機をどのようにとらえ、どのような取り組みをしていくのかをお伺いをいたします。

次に、旧小学校廃校後の利活用についてお伺いをいたします。今年4月から、町内5校の小学校が統合され、西会津小学校として順調にスタートしたところであります。統合に伴い、各小学校はその長い歴史に幕を下ろすこととなりました。廃校に伴う、今後の旧小学校施設の利活用は、各地域の活性化につながる大事なことと考えるが、その利活用状況、また計画等について、町の考えをお伺いするものであります。

また、統合小学校は、西会津中学校の隣接地に新しく建設され、27年度に開校予定にているが、現西会津小学校廃校後の利活用計画についても、この問題については、町民の皆さんから、いまだに旧野沢小学校があれだけきれいに外装がなされ、また耐震の工事がなされているのに、なぜ新しく学校を建てなければならないのかと、そういうようなことがまだ言われていますので、そういう町民の皆さんに理解を得ていただくために、具体的に早くその利活用方法を示していただきたいというふうに思っております。

以上をもって私の質問といたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、西会津高校存続の取り組みについてお答えいたします。

西会津高校は、本町唯一の後期中等教育機関であり、本町における人材の育成や地域の発展になくてはならない高校でございます。しかしながら、募集定員に対し入学者の過半数割れが2年間続き、平成19年度は存続の危機に立たされてしまったところであります。そこで、町を挙げて存続に取り組むこととし、西会津高校活性化対策協議会を立ち上げ、会津坂下町方面からの通学を可能にするため、町民バス運行等の支援策を実施いたしました。

その結果、平成20年度は募集定員の過半数を超える73名が入学したことで分校化は免れ、平成22年度までの3年間は過半数以上を確保してきたところであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、平成23年度から2年連続で過半数割れとなったことから、また、存続の危機に直面する状況になってしまいました。

そこで、本年6月1日に開催いたしました西会津高校活性化対策協議会での協議に基づき、魅力ある高校づくりの参考とするため、対策協議会長であります町長、そして校長の連名で、西会津中学校生徒とその保護者のみなさまに対してアンケートを実施いたしました。また、同窓会、PTA、高校による、西会津高校を考える会が設立され、存続へ向けた活動に積極的に取り組んでいただいております。さらに、過日、県教育委員会により開催されました高校改革懇談会では、町長を先頭にすべての委員から、分校化の回避を求める意見、要望が述べられ、その結果、県教育委員会からは、県立高校改革計画に基づき機

械的に分校化するのではなく、広く意見をいただいたうえで方向付けをしていきたいとの考えが述べられたところであります。西会津高校活性化対策協議会では、今後、近隣の中学校を2、3度訪問し、西会津高校のPRを積極的に実施してまいります。

町といたしましても、現行の西会津高校支援策に加え、効果的で新たな支援策について総合的に検討するとともに、皆さまのご努力を結集して西会津高校が存続できるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 4番、伊藤一男議員の旧小学校校舎の利活用についてのご質問にお答えします。

学校施設は、多くの町民の思い出が詰まった学び舎であり、地域のシンボルでもあることから、その利活用の検討にあたりましては、町民の声を最大限に反映していくことが最も重要です。そこで町では、昨年の8月と11月の2回、各地区で廃校の利活用に関する座談会を開催し、そこでいただいた地域の皆様のご意見を基に、このたび、西会津町廃校施設等利活用計画を策定いたしました。その計画の主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、旧野沢小学校、現在の西会津小学校校舎につきましては、新校舎への移転後、役場庁舎及び公民館機能に移転する計画といたしました。現在の役場庁舎は老朽化が激しく、災害時の防災拠点としての機能が果たせない危険性があること、また公民館については老朽化とともに駐車場が狭く、多くの町民が集まる施設としては不便なことなどから、耐震補強工事が完了している同校校舎に両施設の機能に移転し、住民サービスの向上を図るものであります。

次に、旧尾野本小学校校舎及び講堂につきましては、町内の学校施設の中では最も耐震性が低く、公益的な施設として利用することが難しいことから、将来的には解体撤去を視野に検討しております。なお、跡地利用という観点では、小中学校に近接し、自動車でのアクセスもよいことから、町の大きな課題となっている保育所施設の整備候補地の一つとして検討してまいりたいと考えております。

次に、旧群岡小学校につきましては、座談会においても有効な利活用方法が出されず、現時点では具体的な活用計画はありません。そこで、文部科学省の廃校活用プロジェクトや町のホームページなどを通じまして情報を発信し、町内外の民間企業やNPO法人などによる利活用を公募してまいりたいと考えております。なお応募等があった場合には、地域振興や雇用創出につながるかどうかなど、地元の皆さんと十分に見極めながら選考作業等を進めてまいります。

次に、旧新郷小学校につきましては、隣接する国際芸術村との一体的な利活用という観点から、町の民俗資料や歴史資料の展示・保存施設としての活用を検討しております。現在、町の民俗資料等は旧群岡中学校などに保管してありますが、見学できるような状況にはないことから、それらを整理し、芸術村との連携した取り組みも可能な新郷小学校に展示することで、町の伝統文化の継承に役立ててまいりたいと考えております。

次に、旧奥川小学校につきましては、座談会等における地域の強い要望もあり、奥川支所及び公民館分館、診療所の各機能に移転することといたしました。現在の奥川支所は老

朽化が進み、駐車場も狭く、カーブに面した見通しの悪い場所に位置するといった問題がありましたが、この移転によりそれらの問題点は解消されると考えられます。また、奥川地区においては奥川マラソンをはじめ、さまざまな地域活動の拠点ともなっているのが、奥川小学校周辺でありますことから、そういったことも踏まえた移転計画でございます。なお、移転に伴う改修工事に必要な経費は、今次定例会の補正予算で計上させていただいたところでございます。

以上、現時点における小学校施設の利活用計画について説明させていただきましたが、今後も地域の皆様のご意見や町の財政状況などを考慮し、随時計画の見直しを図ってまいりたいと思います。なお、具体的な利活用は、実施計画等に計上の上、個々の施策の中で実施してまいります。耐震や維持管理などの面で利活用が困難と判断される場合には、解体や撤去、売却による処分も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、まず最初に、西会津高校の存続の取り組みについての再質問をいたします。

今年、西会津高校に入学された生徒は29人なんですが、西会津中学校から入学された生徒は何人いらっしゃいますか。まずお伺いしたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 24年度に西会津中学校から西会津高校に進学した生徒は17名でございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町の取り組み、いろんな一生懸命、支援策やら、いろいろとPR活動やっておりますが、やはり基本は、西会津中学校から、地元の中学校から生徒をいかに残っていただくかと、その辺の取り組みについては、どのような取り組みをなされているかお伺いをしたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 再質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、西会津中学校、地元の中学校でございますので、今の17名だとか20名ではなくて、今年あたりは75名、3年生おります。もっとも率的にも、半分、あるいは半分以上というふうな形で、西会津高等学校に進学していただければ、こんなありがたいことはないというふうに常々思っているところでございます。

したがいまして、今年度第1回目の活性化対策協議会におきましても、そのことが大きな課題ですよということを確認しあいまして、それに基づきまして、議員おっしゃられた考える会だとか、という形になって表れてきているところでございます。大いに西会津高校、進学、あるいは就職において、どんどんどんどん実績を高めていけるように、町としてもこれから支援をしていかなければいけないと思っておりますし、当面、西会津高校に目を向けていただいて、地元の高校を活性化していただくために、生徒の皆さん、保護者のみなさんにも考える会の皆さまを中心にして、また町といたしましても、口こみというふうな形になるかもしれせまんけれども、努力をしていかなければいけないと、こんなふうに思っているところでございます。

- 議長 4番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 中学生徒の保護者へのアンケート調査なんですが、その辺の結果についてはどのような結果といいますか、簡単に、お尋ねしたいと思います。
- 議長 教育長、佐藤晃君。
- 教育長 アンケート実施ということで、先ほどご答弁の中で申し上げました。数字的なことにつきましては、校長先生からちょっとお聞きしております。それを踏まえて、西会津高校として魅力ある高校にするために、こういう方向で取り組んでいきますという方向付けを今されている段階だと思います。それがはっきりしましたら、お聞きいたしまして、町として西会津高校と連携して、生徒の確保に向けて取り組んでいかなければいけないなど。また、支援策についても、そういう結果も踏まえて検討していかなければいけないなど、こんなふうに思っているところでございます。
- 議長 4番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 アンケート調査の中から、そういう保護者の中から、やはり生徒の経済的な負担、時間的な負担、そういったようなことというのは、やはりアンケート調査の内容からみられましたでしょうか。
- 議長 教育長、佐藤晃君。
- 教育長 アンケートの中身でございますが、日頃西会津高校に対してどういう印象を持っているかという設問がございまして、とても関心がある、関心がある、あまり関心がないとかという選択式で伺っています。それから、保護者の皆さんには、子どもに行かせたい高校のポイントは何ですかと、こういう設問であります。それにつきましては、まず生徒からの回答によりますと、関心が低いというお子さんも2割程度おられましたけれども、みんな真剣にお答えをいただいております。まず高校を選ぶポイントとしては、やりたい部活があること、そして熱心な指導を受けられること。それから二つ目として、大学、短大、専門学校への進学、これが実現できること。あるいは特色ある学校行事。それから就職指導と就職内定率の向上。そんなところが生徒の皆さんは回答しておられるようでございます。
- 課題としては、やはり生徒が入りやすい部活ということも、まず浮かんできます。それから進学、就職実績の向上ですね。授業の改善、レベルを高めていく、そんなことも触れられているようでございまして、これらのことを踏まえて、高等学校として、西会津高校を魅力あるものにするために、こういう方向で行きましょうという作業を現在進めておられるところだと思いますので、その結果も参考にしながら、町としても考えていきたいなど、こんなふうに思っているところであります。
- 議長 4番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 ちょっと質問を変えまして、9月3日に開催されました高校改革懇談会、この内容については、先ほどちょっとお話されたんですが、もう一度その内容について、県の教育委員会での見解ですか、その辺の話をもう少しお伺いしたいと思います。
- 議長 教育長、佐藤晃君。
- 教育長 先ほど答弁で申し上げましたが、町長を先頭にいたしまして、委員の皆さま、その委員の皆さまは、町からは町長、それから私、中学校の校長先生、中学校のPTA会

長さん、それから高等学校の校長先生、PTA会長さん、同窓会長さん、それから有識者といたしまして、4名のかたが委嘱をされまして、会議にご出席をいただいたところです。県教育委員会からは、高校教育課長、そして主任管理主事、それから管理主事とこのお三方がお出になられました。そこで会議を持ったわけではありますが、ご承知のように議員おっしゃるとおり、第2次の県立高校改革計画というのがございまして、それで3年間募集定員に対して過半数を超えられなかった場合には、分校化、あるいは廃校と、こういう方向で整理をしますよと、こういうふうになっているわけでもあります。少し話が長くなって申し訳ないんですが、これにつきましては、一昨年、県の教育委員会におきまして、10年以上も前につくられたその改革計画、議員おっしゃるとおり、少子化等々に耐えられるものではない。高等学校をなくすための計画になっていると。そういうことを見直して、中山間地の高校にも存続の道があるように、そういうことで学校の存続につながるように、この改革の計画を見直して検討していくんだと。学校教育審議会というのがございまして、そこに諮問をしたわけなんです。1回だけ会議を23年の当初にを持ったわけではありますが、3月の東日本大震災をむかえてしまいまして、サテライト高校だの、その対応に追われまして、実際その会議は開かれていないんです現在。その部分を早めに進めていただきたいということ。町長からはいつも先頭に立って要望活動を展開していただいているわけですが、県の教育委員会に対しては、この見直しの趣旨にそって、中山間地の高校が存続するような方向で検討してもらいたいということ。それから35人学級も視野に入れてと、西会津高校が残るような方向で十分にご検討願いたいんだということで、要望活動を続けてきているところがございますので、それにそいまして、これからも強力に展開をしていかなければいけないなど。

それにしましても、来年、過半数を超える生徒さんに必ず入学していただけるように、私ども町、高等学校、そして考える会、町民の皆さま、みんなで力を合わせて、確保に向けてがんばっていかねばいけないなど強く思っているところでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 その9月3日の高校の改革懇談会において、町長は何か要望とかされたと思うんですが、その辺は、町長の要望についてはどのようなことであつたのかお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この改革委員会の中で、冒頭、私から町のこれまでの取り組み、いわゆる現在まで、平成19年の、あの状況から今日にいたるまで、西会津町として西会津高校というのは、町にとってはなくてはならない高校教育の機関だということで、その必要性というものについて、十分私の考えを述べさせていただいたということでもあります。

したがって、町としては今後も存続対策協議会、これらを通じて、これは一定程度、この要件が整い、あるいは入学生の過半数以下を超えたからといってやめるものではなくて、やはり今後とも、その対策協議会を通じて町としてできる限りの支援をしていきたいということも、改めて県のほうに申し上げたところであります。また、特に教育長からも言われたように、今回の見直しのそのもととなるものは、もう10年も前に策定されたものを現在にあてがって、そして過半数割れをした場合についてはこうですよと、今ほどのような

内容にそって対応していると。私はこれは非常におかしいと、改めるべきだと、一つは少子化、もう一つは、私は今回の原発事故によって、あるいは大震災によって県内に1万数千人がこの避難をしてしまったと、そして、なおかつこの今、県外に行っている子どもさんたち、これはもう高校も含めてですけれども、本当にこれから福島県の教育というものを長い目で見た場合について、こうした会津地域において受け皿となるような高校機関というものは、やはり私はしっかりもっていくべきではないかと。県のほうにおいても、やはりそうした取り組みというものもしっかり対応していただきたいという話を申し上げ、県のほうに要望を行ったということでもあります。

正式の名称で、存続と言いましたけれども、活性化対策協議会、これ存続ということではなくて、活性化ということで正式名称であります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 教育長、そして町長からの力強いお話いただきまして、何とかなるのかなと、そういうような気がいたしました。私は人材育成の視点から、やはり西会津高校というのは、やはり既存の町の企業の、一つのやっぱりそういう受け皿といいますか、やはり西会津高校があって現在の町にある企業が、その従業員が、やはり多数いて、それによって企業が成り立っている。そういうふうには考えておりますので、やはりその辺の、企業がやっぱりこれから人がいなくて、立ち行かなくなるということも十分に頭に入れながら、西会津高校の存続を考えていったらいいのではないかとというふうに思っております。

そして、これからは中長期的な視点から考えますと、やはりさっきから言われましたように、西会津の生徒だけでは、これはまかないきれものではなくてきますよね。そうすると、やはり今、西会津町で友好都市というか、交流都市がありますよね。そういう交流都市、やはり横浜市とか、鶴見区、世田谷、そういったところの中学生へのそういうPR活動や勧誘もこれから必要になってくるのではいかと、それは交流人口の増加も含めて、やはりその辺も視野に入れながら考えていくべきではないのかと、そういうふうに思っておりますが、その点、町の考えというか見解についてはどうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず地元高校で就職を希望される、いわゆる西高で就職を希望されるかたというのは、私は比較的多いというふうに思います。これから、例えば工場誘致、あるいは地元企業の育成ということを考えたときに、一番問題となるのは、例えば企業誘致の場合に、そこに工場の場所が、工場を設置する場所があるかどうかということも当然ですけれども、それ以上に、就労人口がどれだけいますかと、こういうことが問われたときに、私はやっぱりこの就労人口、そして新しい企業が来たならば、それに対応できるような人口というものについては、こうですということで、やはりこの提示のできるようなまちづくりということをしていかなければ、なかなか現在の企業誘致というものについても難しい。さらには、工場を増設するにしても、あるいはこの就労人口というものを、やはり中心になるわけですので、そうした場合に、ちゃんとここに高校を卒業して地元で働ける、あるいは働いてもいいという人を確保する意味においては、私は西会津高校の優位性というものをしっかり持って、存続をするための働き、そういうことの取り組みは町としても十分に対応していかなければならないということでもあります。これは将来的に向けても、私

は大変重要な、大きな課題だと思っております。

今、議員からご提案がございましたけれども、交流人口の促進というものは町の大きな取り組みの一つでありまして、ただ、イベントに行ったからいいとか、あるいはつながりを持ったからいいとかではなくて、やっぱりその先には、今ほど言いましたような、観光やあるいは人材が逆に西会津町に、そうした居住できるような環境整備とか、あるいはそうした視点を持って取り組んでいくべきだろうというふうに思っているところであります。したがって、そうしたこともこれから視野に入れながら、取り組みを進めていくべきではないかと、こんなふうに思っているところであります。

さらに、これからの存続の中であって、町としてやっぱり考えていかなければならないのは、西会津だけではなく、この存続問題を、危機的な問題を考えている。それは、只見高校であり、川口高校であり、南会津高校、こういったところにおいても、やはりこうした存続に危機的な状況にあると。今、それぞれの学校がどういう支援策を講じているのか、資料を取り寄せておりますので、それと西会津町が地元高校に対して支援している内容というものについて、やはり精査をしなから、そういった他の市町村との見合いということについてももしっかり対応していくべきではないのかなというふうに思っておりますので、そのところは教育委員会とも含めて、十分検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、最後にこの問題で、町としてこれから県の知事部局や、県教育委員会に陳情というのは考えていらっしゃいますかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 先ほどご答弁でもちょっと触れさせていただきましたが、対策協議会、来月にはもう開かせていただいて、そこでまたいろいろな要望等について出し合って、現在の動きの状況を確認しながら、先ほど申し上げましたように、35人学級、県においては新たな中山間地の高校が存続できるような改革、これを強くやっていただきたいんだということを、町長を先頭に要望等も含めて、検討してまいりたいと思っております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これで再質問を終わりますが、とにかく教育長にしても、小学校中学校のいろんな問題があって大変だと思います。また町長についても、やはり町の全体のいろんな問題というようなものを抱えて大変だと思いますが、それぞれ町の一つの大事なことと、そういうような位置付けで、これからひとつ頑張りたいと思います。

続きまして、旧小学校廃校後の利活用について再質問をいたします。まず、先ほど課長から、いろいろ答弁いただいたわけですが、その中で、各廃校施設の中にプール等があるんですが、プール等の利活用について、まだちょっと触れられていなかったのもので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

小学校に設置されているプールの活用というようなことでございますが、廃校、今回の計画の利活用計画の中に、ちょっと盛り込ませていただきましたが、プールについては、

やはり今後、維持管理をしていくということはちょっと困難だろうというふうに考えているところでございまして、西会津小学校は当然閉校まで使っていくことにはなりますが、それ以外の小学校につきましては、順次解体というような方向で検討していきたいと考えています。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 話というか、よく聞きますんですが、プールについては防火用事的なことでも残すのかなと、そういうような話はあるんですが、そのようなことは考えていないんですか、防火用事的なそういうあれについては。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 企画情報課のほうでは廃校利活用計画というような形で計画を策定しまして、内部協議をしたわけでありましたが、担当部局も水利に困っていて、防火用水として使わなければならないというような話は出てまいりませんでしたので、そういった活用はちょっと考えられないかなというふうに考えております。取り壊しという方向で進みたいと思っています。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 旧群岡中学校の利活用についてなんですが、向かいに群岡診療所があるんですが、群岡診療所もだいぶ古くなっておりますので、群岡診療所の移転については、そういう考えはないでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいま、群岡診療所の移転に関するご質問でございますが、旧群岡中学校の空き教室を利用してはというご質問だと思いますが、現段階では群岡診療所の移転については検討しておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 だいぶ古くなっておりますので、やはりもし移転というか、新しく建てるのか、移転するのか、その辺はもう考えておかなければならないことだというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

現在、群岡診療所でございますが、これまで、昨年もそうございましたが、何度か改修工事、改装工事等をいたしまして、患者さんにご不便のないような形で改修はしてまいりました。建物自体の老朽化につきましては、議員ご指摘のとおりでございますが、現段階では改修、改造という形で進めてきておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ改修工事とか、いろいろやっておりますが、群岡診療所はこれから残すということについては問題はないと。例えば西会津診療所にそういうまとめるとか、そういうことからして、廃校後の利用は考えられない、そういうことはどうですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、廃校利用に伴うご質問でございますが、現在の診療所の在り方でございますが、今後、トータル的に検討をしていかなければならないとは考えてござ

いますが、現時点では、現在の場所に診療所ということで継続していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、次の質問に移りたいと思っております。

旧新郷小学校の利活用なんですけど、これについては民俗資料館的なものとして使っていければと、そういうようなことでありますし、やはり芸術村との連携といいますか、その点からして新郷連絡所の廃校への移転というようなことも十分に考えられることだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

新郷小学校に新郷の連絡所をというような話も、懇談会の中で地元の皆さんからも一部出されたところであります。新郷小学校は、正面から入るのに下から階段を登って行くような状況になっていまして、車の横付けもなかなか本当に厳しいような状況、バリアフリーという面からしますと、なかなか高齢者の皆さんが日常、こう利用する新郷連絡所としてはどうなのかなというふうに考えていたところであります。それが芸術村とうまく活用して、そういった機能も一緒にするというようなことであれば、将来的に考えられないことはないかと思っておりますが、現時点ではそういったことで無理だろうというふうに考えたところでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 旧新郷小学校については、やはり芸術村もあることから、やはり連絡所を移転したりして、職員を置いて、管理運営がちゃんとできるような、そういう形が望ましいのかなと、そういうことで質問したわけですが、その点について。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 廃校の活用につきましては、財政状況をみながら、順序、できることから順序よくというようなことでございます。新郷につきましても、これから具体的な計画を立てていくことになると思っております。そういった段階で検討させていただきます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 旧小学校廃校後の利活用についても、これから十分検討なされまして、とにかくいいものを、地域の活性化につながるようなものをお願いしたいと、そういうふうな要望を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時46分)

○議長 再開します。(13時00分)

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。2番、長谷川義雄です。昨年の3月11日の東日本大震災由来の事故により、エネルギーの確保が問題となり、脱原発が活発に議論され、毎週金曜日にはデモが行われるなど、節電も含めて一人ひとりがよく考えなくてはなりません。また、教育現場においては、いじめが原因による自殺が相次ぐなど、大きな社会問題になっています。このような状況を少しでも解決することが急がれています。そのような中で、私は一般質問の中にエネルギー政策及び学校教育問題について一般質問をしたいと思いま

す。

まずエネルギー政策についてですが、一つ目として、再生可能エネルギーが注目されている状況の中で、わが町においては、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電等を設置する世帯に、町独自の補助金制度を設ける考えはないかお聞きします。

二つ目として、わが町の森林資源などを活用して、雇用を創出するような地場産業を構築する考えはないかお尋ねします。

学校教育についてですが、一つ目として、新年度より保健体育の授業において、武道とダンスが必修となっており、西会津中学校においては剣道を選択していますが、怪我の有無及び改善すべき点はないのかお聞きします。

二つ目として、全国的に問題になっているいじめが、西会津町にはあるのか。また、対策についてはどのように考えているのかお尋ねします。

二つのテーマについて私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、長谷川義雄議員のエネルギー政策についてのご質問に、私からお答えをしたいと思います。

昨年の東日本大震災を起因として発生した福島第1原子力発電所の事故以来、国・県ともエネルギー政策を大きく転換し、原発に依存しない社会づくりを目指して、再生可能エネルギーの導入を積極的に推し進めているところであります。

こうした状況を踏まえ、本町においても、町の風土や特性に合った再生可能エネルギー導入に積極的に取り組む考えでありまして、福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業を活用して、西会津診療所をはじめとした五つの公共施設に太陽光発電設備の設置に取り組むことといたしております。このほか、県の補助事業である再生可能エネルギー可能性調査事業を導入して、小水力発電事業の可能性調査にも本年度事業として取り組むこととしております。このため今次補正に本費用を盛り込んでいるところでございます。

また、本町の再生可能エネルギーの推進方針を定めた西会津町再生可能エネルギー導入推進計画の策定作業を現在進めております。太陽光発電、太陽熱利用、小水力発電、風力発電、バイオマス利活用、雪氷熱利用などの事業を盛り込み、広く事業を推進していくことといたしました。ただいま議員から提起のありました再生可能エネルギー事業に対する町の補助制度につきましても、本作業の中で検討しておりますので、来年度からの導入を図ってまいりたいと考えております。

また、再生可能エネルギー固定買い取り制度が本年7月1日にスタートいたしましたことを受けて、本町についてもメガソーラーや風力発電といった事業についても、民間業者が施設立地に関しての調査等に訪れるようになっております。また、森林資源の活用を利用したバイオマス発電事業についても、本町への立地協議が来ております。事業導入に向け各種協議が進められているところであります。こうした事業にあたっては、町内に豊富にある森林資源の有効活用になるほか、雇用の創出や地域の活性化にも大きな効果をもたらすものと期待しておるところであります。こうした事業立ち上げを協議する地域協議会に町も森林組合などとともに参加をいたしまして、事業化を支援していく考えであります。

このように、再生可能エネルギーをめぐる情勢は大きく動いておりますので、今後も国や県の動向を注視しながら、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、学校教育についてお答えいたします。

はじめに、本年より必修となりました剣道についてのご質問にお答えいたします。中学校においては、平成24年度から武道が必修となったことから、西会津中学校におきましては、剣道を選択いたしました。授業は、年間指導計画に基づきまして、11月から実施することとしております。剣道は、開校以来、部活動で実施しており、これまでも安全面には十分留意して指導してきたところであります。授業におきましても周到に準備をし、負傷することのないよう万全を期して指導してまいりますので、ご理解願います。

次に、いじめについてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、現在、いじめ問題が全国的に憂慮されております。いじめは、どこにでも起こり得るといわれておられて、日頃から、その未然防止及び早期発見・早期解決に向け取り組むことが大切であると考えております。

本町におきましては、全国的に問題となっているようないじめは見られませんが、児童生徒同士のトラブルや問題行動が見られた場合には、直ちに教育委員会に報告をいただくとともに、教育委員会、学校、家庭が連携して早期解決に向け取り組んでいるところであります。本年4月に5校が統合してスタートいたしました西会津小学校におきましても、関係各位のご尽力により、おかげさまで児童は環境の変化に適応できており、いじめ等も見られない状況にあります。今後とも、児童生徒が、いじめのない、楽しく充実した学校生活を送れるように努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まず最初にエネルギー政策についてですけれども、先ほどの答弁の中で、来年度は計画しているということで、それは理解しました。その中で、森林組合と共同により検討するということですが、他の町の、例えば森林組合に勤めなくても、自分で働けるような、例えば南会津町では間伐材を自分で集めて、1カ所に集積して、そこに補助金を出すというような考えはあるのでしょうか。あくまでも森林組合を主体としてなのか、大きくとらえるのもいいでしょうけれども、林業従事者が勤めなくても、自分で働けるような制度を考える考えはないのかお聞きします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のお尋ねの中で、実は森林組合とエネルギー政策というのをドッキングしているのかなということでお答えしてきたつもりでありました。エネルギー政策のバイオマスに関する間伐材の利用というのは、これは町が事業主体となって、それを積極的に取り組むということではございません。こうした大規模な計画になりますと、資金での問題や、あるいは将来的な計画というものをしっかり立てていかなければならないわけでありまして、例えば民間参入、こういった場合について、町との協議がございましたならば、やはり町が持っているノウハウや、あるいは補助を受ける場合のいろんな制度、政策的なもの

ので町との協議が必要だという場合について、町としても積極的にそれに協力をしていくと、あるいは森林組合もそうしたことに対応していくというようなことでの取り組みを考えているところがございます。

また、森林組合は、今ほどの話でありますと、それとはまったく別に、今、広く町内の86%の、この西会津の森林資源というものをどう利活用するんだと、あるいはそういう中で雇用形態をどのように考えているんだとなってくると、エネルギー政策とはまた違った意味での町の森林計画ということになろうかと思しますので、そうしたことについては、今後森林組合との協議、あるいは現在森林組合が事業主体となっていて行っております間伐の取り組みや、あるいは植林、こういったことでいろんな雇用形態が取り組まれる、あるいはそういう取り組みの中で雇用が創出されるということについては、これは町としても積極的に進めていきたいという基本方針で、現在、森林組合との協議は行っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。あと、それと先ほどの答弁にもありましたけれども、太陽光発電とか、小水力発電とか、そういった事業にも補助なり、あとは町が資料を取ってあげたり、あとは申請手続きなどもやってもらえばありがたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えさせていただきます。

個人への補助制度についてだというふうに思われるわけではありますが、町で、町長の答弁でも申し上げましたように、来年度から各種再生可能エネルギー、個人的に取り組む、住宅に取り組む、さらには事業所で取り組みたい、さらには農業用施設で活用したい、そういったものに対する補助制度を現在検討しております。

これは、あくまでも町の補助事業でございまして、太陽光などにつきましては、実際に導入するにあたり国の補助もありますし、県の補助もあるわけではありますが、そこに町の補助を新たに制度的に設けたいということとございまして、町に申請手続きを取っていただいて、補助金を交付するというようなやり方を考えております。太陽光だけに限定している町村が、福島県で導入している状況をみますと多いわけではありますが、西会津町では広く小水力だとか、太陽熱利用だとか、そういったものに取り組む場合にあっては補助金を出せるような仕組みをつくっていききたいということで現在考えているところであります。国から補助をもらうための申請のお手伝いとか、そういったことは現実的には実際事業を導入する業者さんが指導しながらやっているのかなというふうに思いますので、町でそこまでは検討しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今の答弁ですが、私は国の補助の手続きではなくて、町がその手続きのお手伝いをしてくれるのかなと、資料を収集とか、国の補助ではなくて、小水力発電をやる場合に、申請手続きが複雑だと思います、たぶんやる場合、水利権の問題とか、そういったときにアドバイス、町があればいいのかなという質問です。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 そういったものを導入したいというようなときに、申請の手続きなんか

もすべて町として応援できないかというようなことでございますが、どういったことを想定されているのか、ちょっとつかめないわけですが、その許認可に関しましては、なかなか個人的に水利権を取得したり、やるということはちょっと難しいのかなというふうに思うんですが、その辺はちょっと町がお手伝いすれば、できるという作業ではないのかなというふうに思います。そんなことなので、どういったことが想定されるのかがちょっと想像つかないわけですが、簡単なお手伝い等についてはしていけるかもしれませんが、すべて町がお膳立てしたような形で事業を応援するということは、ちょっと困難だというふうに考えております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 では、それはわかりました。私がさっき質問したとおり、町には広大な森林と、町のまわりには遊休農地が資源として眠っているわけです。ちなみに遊休農地というのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 遊休農地、耕作放棄地の面積だと思いますのでお答えいたします。

平成21年に農振農用地の白地の部分の耕作放棄地調査をしました結果では、全体で556ヘクタール、それから農振農用地といわれる部分については、農業委員さんが農地パトロールをされておりますので、それと合わせますと、だいたい全体で620ヘクタールほどあります。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私がその遊休農地を聞いたという意味は、エネルギーの問題と関連があるからです。といいますのは、今、遊休農地、耕作放棄地と、優良農地とあるでしょうけれども、あまり利用されていないと思うんです。それで、その利用の仕方として、今は一般的にソバをつくっている人も多いでしょうけれども、ソバなどは原発の被害で価格が低迷で伸びないと思うんです。私が言いたいのは、その場所に、例えば菜種の油を植えて、地元で食にしたり、余ればエネルギーにも変えることができる、そういった観点から質問したわけです。そういう考えはありませんか。

○議長 遊休農地とか、耕作放棄地は荒れているからだから、ソバつくっているところとか、畑にしているところはそういう言葉じゃなくて、それを理解して。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回、今検討しておりますのでは、あくまでも再生可能エネルギーについて、町の補助事業なり、町の推進方針をちょっと考えているということでございまして、遊休農地のその有効利用、それから菜種をつくって、それを油にしてというようなところに関しましては、町として今現在検討していないというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が菜種の油を植えたらどうでしょうかというのは、エネルギーも含めて多方面に考えたからです。教育行政を含めて。健康を含めて。というのは、西会津町はかつていたるところに菜種が植えられていたわけです。今は、その菜種というのは、用途が

広いからです。食べることもできる、昔は食べることしかできなかった。今は自動車を走らせることができる、それもエネルギーの一環だと思うからです。それは町の特産品としてそういったことを進めれば、マイクロバスを走らせることもできるし、農家の働く意欲として、現在高齢者というのは経験と、まだ元気があります。町長が昨日、一昨日と敬老会をみてわかるように、老人の元気なパワーをもらって、それを次の世代に伝えれば、町の特産になるのかなと私は考えたんです。そうすれば、老人も働く意欲もできます。私の夢からもしれませんが、春は菜種と、秋はコスモス、全国的にみれば小豆島はオリーブ油と、大島は椿油、西会津町は菜種油ぐらいのビジョンは、町長は考えはありませんか、ちょっと大きくなりますけれども、エネルギーに絡んで。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに遊休農地といわれるものが620ヘクタールもあるということではありますが、しかしそれは、全部集めればそういう面積になるということでありまして、それは場所的にやると点在しているわけでありまして。そうした点在しているところで、一斉に菜種を植えて新しいエネルギーをつくりだそうという発想は非常にすばらしいというふうに思っております。できるかできないかは別にしても、そうした新たな遊休農地の利活用がエネルギーとして活用できるような菜種油、あるいは菜種を植える、そういったことの施策ということは、やっぱた考え方によっては有効なのかなというふうに思いますので、十分そういったご意見については拝聴させていただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町長の答弁、ありがとうございます。私はエネルギー政策の2番に関連して質問したつもりです。森林資源などと、あと雇用も創出と、地場産業の構築と、進めてもらうことに期待します。

質問を変えまして、学校教育なんですけれども、まだ剣道はやっていないということで、子どもたちに聞いたんですけれども、今年は過ぎたからいいでしょうけれども、夏場だと剣道の防具の匂いがするとか、匂いがきついとかあったんですけれども、その対策は大丈夫でしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 再質問にお答え申し上げます。

剣道の大会などを見ても、本当に夏でも冬でも大汗かいて試合をやっていることでありまして、胴衣等も汗が染みこんでというのがだいたい実態かなと、こんなふうに思うわけですが、その管理等々については、個人持ちではなくて学校として準備をしておりますので、万全を期していかなければいけないと思っております。

先ほど答弁申し上げた中で、11月からということで、ちょっと舌足らずではございましたが、中学校の体育につきましてもご承知のように、外でやる種目等々もございます。したがって、どちらの学校でも同じなんですけど、陸上だとかサッカーなどの球技、あるいは水泳、こういうのは日が長い、外でできる活動として全般に計画を立てて位置づけるというのが一般的でございます。今度、必修化されました武道については、室内でできる種目でございますので、どうしても11月以降と、こういうふうにならずに済むような結果になるわけでございます。そんなことで指導してまいりますので、今まで部活動の経験もございま

すから、そういう経験も踏まえて、汗対策等も十分に注意をして、指導にあたっていただくように指導してまいりたいと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。それでは、最後のいじめ問題についてですけれども、今までの教育に関わった中で、いじめ問題に直面したことはありましたか、教育委員長、教育長それぞれにお聞きしたいと思います。

○議長 今までというのは、人生の経験の中で。

教育委員長、井上祐悦君。

○教育委員長 私の教育現場における経験からというようなことでお尋ねがあったと思いますけれども、ご答弁申し上げたいと思いますが、直接的に私自身が学級担任をしたり、あるいは校長という立場でいじめに直面したというような事例はございません。ただ、現在、教育委員長という立場で定例の教育委員会等で、この問題について非常に危機感を持って定例会等で話し合っているわけでありましてけれども、ないというような認識ではなくて、あるかもしれないという強い危機感を持って、これは対応していかないと、まず解決、もしあったときの解決は無理であるというような感じで話し合いをしているところでございます。

といいますのも、いじめと、それから小学校低学年等における小さな子どもにおける、いわゆる冷やかしか、からかいとか、仲間外れとか、そういう部分で、これがいじめなのかどうかというような区別も非常にしにくい部分がございます。それで、ご存知とは思いますが、文部科学省については、いじめとはこういうことなんだという、しっかりとした定義を各現場に指導しているところであります。

いずれにしましても、それが言葉で表れたり、あるいは態度で表れたり、さらにはもっと中学生、このような問題を起こした大津等におきますと、恐喝とか、あるいは暴行とかというような大きな問題にきてはじめて、これはいじめだというふうにしてとらえてしまうんですが、そうではなくて、小さな、さっき言ったような現象、これらをやっぱり見逃すことなく、早急に、学校では慎重にやっぱり取り上げながら進めていく、ともすると、こういう問題というのは、人目に付かないところで起こりやすい。陰で行われる傾向があるというようなことから、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、学校、そして家庭、地域社会、教育委員会、この辺がまさに一体となって、早期解決に取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますし、まずもって大事なものは、やっぱりいじめのような、あるいはさっきいった小学生の小さな問題のようなことが発生しない学校づくり、いわゆる学校は楽しい、みんなが助け合う、協力しあう、そういうような日頃からの学校づくりが大事だと、私はずっと常々思って、学校現場に携わってまいりました。

現在、そのような状況の中で教育委員会という中で話っておりますけれども、具体的には教育長のさっき答弁にありましたような形、本町においては、そういう事実は発生しておりませんが、早急にやっぱり、こういうことがあったならば、学校と連絡を取り合いながら早期解決を図ってまいりたいと、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 同一質問で、個人的というあれだったけれども、立場で答えてもらうという形で

いいですね、個人のあれはここではちょっとあれだから、教育長としての立場でね。今は教育委員長の立場でね、今度、教育長の立場で。

教育長、佐藤晃君。

○教育長　ただいまのご質問にお答え申し上げます。

教育長としての立場でということをございましたので、一教師の端くれとして現場にいた当時のことは直接的には触れないで、今の立場をもとにお話をさせていただきます。今ほど井上委員長からお話をございましたように、国ではいじめの定義というものを定めまして、全国の全学校を主に配布をして徹底をしているところであります。ご承知のとおりかと存じますけれども、その定義は、まず自分より弱い者に対して一方的に苦痛を与えていくこと、それが手段としては身体的、心理的な攻撃。体ですから、殴ったり蹴ったり、それから今度は言葉で、というふうなことであります。しかもそれは継続的に加える。相手が深刻な苦痛を感じる。こういう状況をいじめと、こういうふうにいうんだと、こういうことであります。

こういう点から考えますと、西会津町におきましては、そのようないじめは、今のところ見られません。ただ、学校現場であります、人間の集団でありますから、子ども同士のちょっとしたトラブル、あるいは問題行動等が見られます。それに対しては、教育の原点は家庭にあって、しかも家庭と学校と地域がそれぞれの役割をはたしながら、一体になって連携して子ども育てていかなければいけないという大原則があるわけです。そここのところを大事にしながら、早期に発見をして、早期に解決する。これが決め手であると、こういうことをございます。実際、西会津中学校におきまして、トラブルったりすることがございます。また問題行動も見られます。そのような折には、学校からいち早く報告をいただき、そして学校に対してこうしたほうがいいですよ、こう対応してくださいというふうな形で指示、指導をしているわけではありますが、なんととっても、その早期解決のために、学校だけでは限界がございます。学校と家庭、場合によっては地域の皆さんからの情報なども参考にしながら、ご支援をいただきながらということになります。教育委員会、関係者で連携をして、一体になって育てていかなければいけないという観点からやっているところでもあります。

今の子どもたちの社会といいますか、その中では、議員の皆さまもお聞きになっているかと思いますが、自分がちょっと悪いことをした。問題となるようなことをした。それは友達がそれを見ていて、先生に報告をした。それをチクったと称して仲間外れにしたり、いじわるなことをしたりということがありがちでございます。その場合、心の教育が大事なわけですから、自分がやったことが友達から先生や親さんに報告されても、何ですかそのやり方は、報告されても間違いないと、そういう行動をしなさいと、生活をしなさいと、その指導が大事だというふうに思って、学校にも今、組織的に取り組んでいただいているところではありますが、地域、家庭、すべてにおいて、そういう風潮、年齢制限があるわけです。車の運転は18歳以上ですよ。そういう縛りをしっかり守れる。そういう子どもに育てていかなければいけない。そこが原点であろうと思いますし、そういうことの指導の積み重ねが、いじめの防止にもつながっていくのではないかと、こんなふうにございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 西会津町では、不幸なこともないんですけれども、いじめ対策はマニュアルなり準備は万全になっているというふうに理解されていいんでしょうか。

あと、もし起きた場合に、他県の教育委員会では、全校生徒を集めて集会やらアンケートを取って対応はしているんでしょうけれども、あつてはならないんですが、あつた場合にそういったアンケートを、それはプライバシーの問題もあるでしょうけれども、開示をする考えはありますか、ないですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ことが起きてから調査うんぬんではなくて、現在、西会津中学校においては、学期に数回、子どもたちから自由記述で調査をしたりしております。これは例の天津の問題もありますので、もっと回数を増やして、新たな情報を得やすいような状況にしていけることが大事ろうと、もちろんそこでプライバシーは守らなければいけません。

公表、開示うんぬんですが、公表については、その結果については、いじめがありました、ありませんと、そういうことについては積極的に公表すべきだと、こんなふうに思っています。一人ひとりのペーパーについて開示、これはもうあるべきではないと、こんなふうに考えております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 教育長の答弁で、ことが起きないように、内容についても開示すると、その言葉を聞いて安心しました。プライバシーも大事ですけども、子どもの命が大切ですので、今後もよろしくお願いします。

あまり質問が多いと、私からのいじめになりますので、これで質問を終わります。

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行、13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の質問者は、開示について教育長は了解したみたいなおっしゃいましたが、教育長は、あつたないは知らせますが、個々の内容は開示しないと、はっきり答弁しているわけです。誤解をしていますから、もう一回答弁したほうがいいです。

○議長 開示は、その全体のアンケートはやるけれども、個々のやつはしないというのは理解しているんでしょう。

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が開示というのは、最悪の事態の場合です。大きな問題にならないときは、アンケートの内容程度でいいと思います。最悪の場合には、保護者と信頼を得るために開示してほしいと言ったんです。あくまでも、そういった説明会とか、あつた場合ですよ、なつてほしくないから言うんですけれども、説明会というのはあくまでも説明であつて、一般的に、社会的にとらえているのは答弁なんです。答弁というのは説明を加えること、答弁というのは答えて、弁明することであつて、説明というのは、あることが内容、理由、異議など、よくわかるようにと説明するのが説明です。私はその意味で言ったわけです。だから、問題がなければ開示しないほうがいいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ご理解いただいているとおりにかと思えます。私が申し上げたのは、何かそうい

うことが、起きてはならないんですが、起きた場合に隠すような、そういう動きはまずありえないですよということが一つでございます。それから、学期に数回やっている意識調査等々の結果を踏まえて、教育委員会に報告をいただき、先ほどご答弁申し上げましたように、家庭、そして学校、教育委員会が連携して、その個々について、親さんとも十分に協議をして、その都度解決を図っていくんだと、それが早期解決でございますので、そういう点でご理解を賜りたいと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 これですら私の質問は終わります。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 渡部憲と申します。3番です。ただいまより通告順に従いまして、質問を開始します。

まず第1に、先ほど長谷川義雄議員から質問がございましたいじめ問題について、私も同様に質問をいたしたいと思っております。ただ私は別な角度から質問いたしたいと思っております。

まず、いじめ問題についてであります。現在、いじめ問題の解決は、わが国の教育における緊急の課題となっております。昨今、全国各地において、いじめを苦にしたと考えられる児童生徒の自殺が相次いで発生するなど、大変憂慮すべき状況であります。本町教育委員会としては、早急に対策を講じるべきと考えます。そのことを踏まえ、教育長に本町のいじめの実態をお伺い申し上げます。

二つ目は、野沢町内の流雪溝についてであります。野沢町内の流雪溝につきましては、3月に質問した件を再度質問いたしますが、流雪溝の不具合、砂利づまり、ごみづまり、そして水量調節板を今年度に改修するというお話でございましたが、その対応と進み具合をお尋ねいたします。

また、町として除雪、融雪について、野沢町内の将来のビジョンについて、どういう考え方を持っているのか伺います。

二つの問題につきまして、簡単明瞭なる答弁を求めます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 3番、渡部憲議員のご質問のうち、いじめ問題についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、いじめ問題が全国的に憂慮されているところでございまして、いじめは、どこにでも起こり得るといわれており、日頃から、その未然防止及び早期発見・早期解決に向け取り組むことが大変大切であると考えております。

本町におきましては、全国的に問題となっているようないじめは、現在のところ見られません。児童生徒同士のトラブル、あるいは問題行動が見られた場合には、直ちに教育委員会に報告をいただくとともに、教育委員会、学校、家庭が連携をして早期解決に向け取り組んでいるところでございます。

本年4月に5校が統合してスタートいたしました西会津小学校におきましても、関係各位のご尽力により、おかげさまで児童は環境の変化に適応できており、いじめ等も見られない状況にあります。

今後とも、児童生徒が、いじめのない、楽しく充実した学校生活を送れるように努めて

まいりたいと存じますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 3番、渡部憲議員の流雪溝についてのご質問にお答えします。

本町地内の流雪溝に堆積した土砂への対策であります。本側溝は農業用水路としても活用していることから、その用途を終える秋以降に計画していたところであります。現在刈り入れを目前に控えているところであり、用水が完全に不用になる今月末から作業に入りたいと考えております。

次に水量調節板についてですが、先に克雪活動実行委員会から改善の要望を受けているところが2カ所あります。再度克雪活動実行委員会と協議・調査をして、支障ある箇所については降雪前に改修する考えでありますので、ご理解願います。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま教育問題につきまして、いじめ問題につきまして、教育長から答弁いただきました。今まで、いじめはなかったんだと、西会津町には。そう答弁いただきましたが、私は本当はあったんじゃないかとそう思います。個人的意見ですけれども。これ西中の統合、そして小学校の統合、それで育ちも生まれも違う、そして学校も違う生徒さんが集まれば、いろんな問題が起きる、これは当然であります。その中にいじめもありましょう。特に学校や教育委員会には、いじめの兆候や対応に不適切であったものもみられます。これは西会津を特定したものではございませんが。学校は、人間教育の育成の場であり、秩序を持った行動をし、そして素直で明るい思いやりのある生徒を育てる場だと私は思うのであります。これは学校だけではなく、家庭にもいえることで、親子が常にコミュニケーションを持つことがいかに大切であるか、これは本当に大事なことであるんです。だから教育長、学校も教育委員会も、いじめ問題を隠ぺいすることなく、町学校、PTAも一緒になって、真剣に取り組む問題であると思っております。そして、いじめは犯罪であり、絶対に行ってはいけない行為である。それを生徒に自覚させるべきであります。

私はできたら、精神教育も行ってほしいと。これは、精神教育というのは、私は自衛隊に行ってきましたからわかるんですけども、毎日、毎日やるんですよ、そうすると体に身に付く、そういうことも検討していただきたい。

そして、文科省や政府も、やっとう重い腰を上げて、命にかかわる場合は、その案件を国に報告させ、教育委員会を指導すると、現場任せにせず、国が積極的に介入すると、できれば警察権力の介入も辞さないんだと、そういう方針を国としては決めました。

町としても私は、対応策としてスクールカウンセラーの配置や、スクールソーシャルワーカーを増やす。または教員の研修の充実、そしていじめの防止のための第三者委員会、これを立ち上げるべきだと、私はそう思います。そういう考えはありませんか。

そして、西会津の小中学校からは、いじめは絶対になくすんだと、教育長の本当に力強い決意を、ここでもう一度私はお伺いしたい。そして、人手が足りないんだと、そして先生がたも常に見るようないんだという場合は、13人も議員がおるんですから、われわれみんなお役に立ちますよ。そして、子どもの命が救えるんだったら本望でございます。議長だってだめだとは言わないから、これ許可いたしますからね。そういうことで、もう一度教育長の力強い決意をお聞きしたいと。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 渡部憲議員おっしゃること、九分どおり同意しております。と申しますのは、冒頭、西会津にはいじめはあったんだと私は思うという部分がございますが、開校以来のことをおっしゃっているのか、その部分、ちょっと定かでないんですが、ご質問の中で、現在ということで、今年の7月に大津の問題が明らかになって、少なくともあれ以降とか、そういうような限定した範囲でお答えをしておりますので、その部分をご理解を賜りたいと思います。

そういうことで申し上げますと、現時点で国の定義に基づくようないじめは、西会津町においては存在していませんということは断言できることとございます。ただ、議員おっしゃるとまったく同感でございますが、人間は10人集まればみんな性格も顔かたちも違います。その10人がみんな自立をする、そして尊重される、だから世界で一つの花なんていう歌もあると私は思っているんです。

それで、自分と考え方が違うから仲間外れにするんだとか、いじわるをするんだとか、そんなことは絶対学校としては許さないんだよと、家庭でも許されないんだよ。そういう教育の原点の部分で、地域の皆さまも含めて、一致して子どもたちに指導にあたっていく必要があるなど、こんなふうに思っております。

それから、いじめがあった場合に、大津のように対応が遅れたり、隠そうとしたり、こういうことは絶対にあってはならないことだと私も思っております。したがって、まず学校現場では、心の教育といえますか、道徳の教育と同じでございます。友達、ほかの人をいじめたり、悪口を言ったりすることは、人として、人間として許されることではないんだよと、その指導教育を徹底してやるべきだと、こういうふうに思っています。

したがって、今、小学校、中学校においても、会議等で申し上げますけれども、今、申し上げたように、十人十色でみんな違うんだと、その違いはみんな許されるんだと、そして尊重しあって仲良く、みんながよくなるように学んでいくんだと、その考え方を徹底をして、いじめにつながらないように、学校での教育、また家庭での教育、地域での教育も進めてまいりたいなど、こんなふうに思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 教育長の考え方、わかりました。教育委員長、同じ考えでしょうか。

○議長 先ほどもそうですが、同じ質問で何人にも、それはちょっと控えてください。

3番、渡部憲君。

○渡部憲 もう1回だけ教育長に、教育委員会には報告はなかったと、なかったからないという断言するのは、私はちょっと理解しがたいところがございます。ただ今、悪いことに学校評価制度、校長評価制度、それから先生の評価制度がありますよね、そうすると、やはりいろんな面倒くさいのは、教育委員会に報告しないほうがいいんじゃないかという、そういうことも私はあるんじゃないかと思っております。そういうことは絶対ないように、ひとつ何事もみな、みんな全部、教育委員会に報告して、みんなと一緒にあって、そういういじめ問題というのをなくすんだと、佐藤教育長しっかりしているからそれは大丈夫だと思うんですけれども。

それから二つ目ですね。建設水道課長から

- 議長 一問一答だから、答弁をもらって次に移ってください。答弁いいならいいですけども。
- 渡部憲 答弁はいいです。
- 議長 じゃあそう言って、続けてやってください。
- 渡部憲 この流雪溝の問題です。流雪溝は、秋までやると言っていました。ただ、これ同じ、われわれも克雪委員長、青木さん、いらっしゃいます。俺も副委員長ですけども、今度は、やっぱり朝、叩き起こされなくてもいいと思いますよ、今度は。ちゃんとやってくれるというから。だけど、なんぼこの流雪溝、そのほかに一本、本町から旧会津信用金庫の裏を通過して、リオンドールを通過して、それから道の駅に流れている流雪溝ありますよね。これの蓋はどうなっていますか。
- 議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- 建設水道課長 議員おただしの流雪溝については、本町から南裏線を通って走る流雪溝のことかと思えます。蓋とおっしゃいますのは、下に下っての話かと思えますが、それにつきましては、除雪の排雪の雪が流雪溝に入って、雪づまりを起こすというようなことで、今まで角材を上げ、その上にコンパネをあげておりました。本年もこのような態勢でいきたいというふうに考えております。
- 議長 3番、渡部憲君。
- 渡部憲 それが問題なんです課長。そのコンパネは、あげるのはいいですよ。しかしあそこは、町の雪捨て場になっているんです。そうするとコンパネの上に雪があがります。そうするとコンパネは水分を吸って、ベニヤですから、下に落ちてしまうんです、その水路にね。そうすると水があふれて、むかひの土地にばんばんばんばんその水が当たるわけです。そうすると、土留めに使っている木が腐ってしまう。そうすると、その土地が崩れてくる。わかりますか。それで私は、その地権者のかたから言われました。何とかしろと。これは町の雪捨て場ということは、町の除雪車をもって、冬の臨時職員のかたが押してくるわけです。それであそこに投げるんですから、これは町の管理なんですよ。だから、全部あそこまでやれというわけではないんですけれども、その20メートルくらいのもので、毎年毎年コンパネ新しいのと取り換えていないで、何かいい方法はないのか。それで私はすぐ隣で工事をやっておられる業者に聞いたんです。これどうしたほうがいいのかと思いますかと言ったら、渡部さん、それはコンパネなんかあげてもだめだから、こういうH鋼をこう並べなさいと、20メートルくらいだから。そうすれば蓋も何もいらないうんと、そういう返答がございました。そういう考えはありませんか。
- 議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- 建設水道課長 このおただしの流雪溝の件でございますが、うちのほうに、いつも水があふれるという報告がちょっと来ていなかったもので、大変申し訳ありません。なお現地を確認させていただきたいと、このように考えておりますので、ご理解願います。
- 議長 3番、渡部憲君。
- 渡部憲 課長からは建設的な答弁をもらいました。いじめ問題、そしてこの流雪溝問題、異常なくやってもらえると私は信じます。これで

私の質問を終わります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さんこんにちは。7番、多賀剛でございます。今定例会に3項目の質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家、空き店舗対策及び危険家屋、廃屋対策についてお尋ねをいたします。2005年、日本全体が人口減少社会に突入し、今後、加速度的に人口が減少していく中で、数々の社会問題が取りざたされております。過疎化が急激に進行している本町にとっても例外ではなく、少子高齢化とともに、今後大変憂慮される問題であるのが、この空き家、空き店舗対策と危険家屋、廃屋対策ではなかろうかと思われまます。

核家族の進展により、今後ますます空き家等の数が増えてくるのは明らかであり、私の周辺を見渡しても、老人だけの世帯、またはすでに子どもが町外に土地を求め、住居を構えておられるかたがたくさんいらっしゃいます。いずれそのかたがたの家は、近い将来空き家となるのであります。町内の中心通り沿いでも、シャッターが閉まったままの店舗、空き家が目立つようになりました。また最近では、歯が抜けるように更地となってしまった土地も数多くあります。

このような中、昔のような賑やかな街並みを取り戻したいと思いつつも、なかなか効果的な妙案が出てこないのも事実であります。現在のところ、空き家、空き店舗の状況は数を含め、どのようにとらえているのでしょうか。また、有効活用に向けた取り組み、対策はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

もう1点は、空き家になってからも所有者に連絡が取れて、適正な管理がなされているならば特に問題はないのですが、長い年月を経過してくる間には、所有者が不明となったり、適正な管理を行わない、あるいは行政の指導にも従わないなど、こういった問題が発生することも想定されます。そうなった場合、景観上も決していいものではありませんし、周辺住民に多大な迷惑を及ぼします。また、生命、財産の危機となるような重大な事態になることも大変心配されます。現に、ここ何年かの豪雪では、屋根の積雪により倒壊のおそれのある家屋があったり、また最近のニュースでは、不審者が空き家に入り込み、生活をし、近隣住民の金品を奪う目的で強盗殺人事件を起こすという、大変残忍な事件も報道されております。また、火災等の心配もあり、防犯上の観点からも大変憂慮されるものであります。現在の危険家屋、廃屋の状況は数を含めどうなっているのか、また所有者、使用者には、どのような指導、対応をしているのか、今後の対策も併せてお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、ICTのまちづくりに関連して、モバイル通信、高速無線通信環境の整備についてお尋ねをいたします。本町は周辺市町村に先駆けて、通信インフラの整備に力を入れてまいりました。ケーブルテレビ高度化2期工事が完了すれば、全町で光ファイバーによる高速通信が可能となり、本町のような山間部にいながらも、都市部と変わらない通信環境が整うとされております。

しかしながら、都市部と比べて歴然とした格差があるのが、このモバイル通信や高速無線通信環境の分野であります。加えて申し上げれば、大変残念なのが、地デジ放送のサテライトアンテナがないために、アンテナをあげても地デジのテレビ放送を見ることはでき

ません。この件に関しましては、放送事業者の都合もあるのでしょうかから、町当局としては、以前から表明しているとおおり、今後もサテライトアンテナの設置に向けた要望を引き続き継続していただき、将来、テレビ電波のない空白地帯とならないよう、しっかりとした対応を望むものであります。この件は通告しておりませんので、ご答弁は結構であります。

先ほど申し上げましたW i - F iなどに代表されるモバイル通信や高速無線通信環境の差は歴然とあります。本町にはW i - F iスポット等のエリアが残念ながらありません。最近はお私のまわりでも、多くのかたが使っておりますが、携帯電話からスマートフォンへ、パソコン、あるいはノートパソコンからアイパッドのようなタブレット型の端末へと利用者が急激に伸びております。

このような変化の中、いまだに、この役場庁舎内は有線LANシステムであります。図書館に行ってもW i - F iなどのスポットエリアにはなっておりません。また、よりっせ、道の駅においても同じであります。この通信環境を整備するというのは、住民の利便性の向上ばかりではありません。本町は交流人口の増加に力を入れております。本町を訪れる観光客やビジネスマン、何気なく立ち寄った人でも、今、話したような通信環境があるというのは、町の魅力をアップするばかりではなく、滞在時間が長くいられるようになったりなど、商工観光分野の発展にも十分寄与するものだと思います。加えて申し上げれば、N T Tのアナログ回線の環境があれば、費用もそんなに多額にかかるものではありません。

以上のことから、役場、公共施設、よりっせなど、多く人が集まる場所にW i - F iスポット等のモバイル通信、高速無線通信環境を整備することはできないかお尋ねをいたします。

3点目の質問といたしまして、I C Tを活用した防災対策についてお尋ねをいたします。昨年9月定例会でも申し上げましたが、緊急速報メールについて再度お尋ねをするものであります。災害時、あるいは緊急時、現在は防災無線を主体に広報、周知活動を行っております。それに合わせケーブルテレビの文字放送や町の広報車を使って広報に努めているところであります。私は、これまでのこのシステムが機能していないとか、効果がないと申し上げているのではございません。防災対策、あるいは一刻を争うような緊急時は、今までの広報手段にプラスして、いろいろな手段を複合的に組み合わせることによって、周知の制度が上がり、より多くの住民が情報を得ることができるものだと思います。

以前、同僚議員がV H Fのlow波を使った防災ラジオ放送が、災害時、大変有効だというような話もされました。また、先ほど猪俣議員は、ケーブルテレビの光ファイバーケーブルの空き帯域を利用して、音声告知システム放送が有効だという話もされました。私はそれぞれ大変有効で効果があるものだと思います。町民の安心、安全、命にかかわることでもありますから、すべてできればこれにこしたことはないと思います。しかし導入にかかる費用の問題、運用費用など、費用対効果の面でなかなかすぐには取り組めないというのが実情ではないかと思っております。

この緊急速報メールは、昨年も申し上げましたが、配信対象エリアの受信者は、緊急地震速報と同様に、月額使用料や通話料がかかりません。導入にかかる初期費用と年間の運用費用も、他の伝達手段に比べれば各段に安価であることなど、費用対効果を考えれば、

なぜ導入しないのか、できないのか、そのほうが私は理解できません。昨年の担当課長のご答弁では、その導入に向けて検討するというものでありましたので、その後どのように検討されたのか、いつごろなら導入できるのか、再度お伺いするものであります。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、多賀剛議員のいくつかのご質問のうち、私からは、危険家屋対策についての、ご質問にお答えをいたしたいと思っております。

空き家・空き店舗などの老朽化した危険家屋対策については、防災、防犯、景観などの観点や、周辺住民に倒壊の不安を与えるなど、本町にとどまらず、全国的な課題であると認識しているところであります。町が独自で行った調査によりますと、老朽化が著しく、倒壊により道路や通行者、周囲の家屋に損害を及ぼす恐れがある建物は、町全体で約10棟であります。家屋の管理につきましては、原則として所有者や管理者が行うべきものかどうかと考えております。しかし、近年、解体費用や相続などの問題によって、老朽化した空き家等を放置するケースが増加傾向にあります。

町といたしましては、このような危険家屋につきましては、所有者や管理者に対し、状況などを説明しながら適切な管理を行うよう指導するとともに、今後の動向を見極めながら、空き家対策に関する条例の制定などについても検討してまいりたいと思っております。また、防犯上の問題がある場合においては、警察や防犯協会などの関係機関との連携を図りながら、対処してまいる考えでありますのでご理解いただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長に答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、空き家・空き店舗対策についてお答えいたします。

町では、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、町外のかたがたに空き家情報の提供を行っております。町内の空き家につきましては約200軒を数え、昨年の3月に東日本大震災による被災者の受入れが可能な家屋等も含め、空き家調査を実施しましたところ、10軒の空き家について所有者の承諾を得たことから、それら空き家について被災者への紹介、県や町のホームページへの掲載をはじめ、首都圏でのUターン・Iターン説明会において情報を提供してまいりました。

この結果、昨年度は空き家5軒に被災者のかたが入居され、今年度はこれまで6軒の物件について情報提供しておりますが、そのうち2軒にIターンを希望するかたと工事関係のかたが入居しております。空き家の利活用につきましては、今後も空き家所有者に事業の周知を図るとともに、所有者の承諾を得た物件については、ホームページ等による情報提供を行うなど、交流人口の拡大、集落の活性化に向けて取り組んでまいる考えであります。

次に、空き店舗につきましては、商工会に確認しましたところ、町全体で25の店舗が確認されており、そのうちの18の店舗が野沢町内にあるとのことであります。商工会によりますと、これまで空き店舗を借りたいというかたがおりましたが、空き店舗のほとんどが

店舗兼住宅であるなど、課題もあることから契約までには至らなかったとのことであります。

町としましても、商店街の活性化や街並景観の保持の観点から空き店舗対策は重要であると考えており、今後商工会をはじめ関係機関と連携を図りながら、活用策等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、高速無線通信環境の整備についてお答えいたします。

5番、猪俣議員への答弁でも申し上げましたとおり、町では、平成20年度からケーブルテレビの高度化事業を進めており、今年度の整備工事が終了しますと、全町的に光ファイバー網の幅広い利用が可能となり、高度情報化の推進に寄与できるものと考えております。

ご質問の高速無線通信環境につきましては、急速に進む情報化社会に対応するために、あらゆる分野でその整備が求められていると認識しております。特に、Wi-Fiスポットなどモバイル機器を利用できる通信環境につきましては、飲食店などを中心に全国で20万カ所以上が設置されておりまして、公共施設においても設置が増えている状況にあり、本町ではロータサインと民間店舗2施設に設置されているところであります。Wi-Fi環境の整備について調査してみましたところ、町ケーブルテレビ加入施設にあっては、大きな整備費用を要しないことが判明しましたことから、道の駅、さゆり公園等の観光客の多く集まる施設から設置について、検討してまいることとしましたので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 7番、多賀剛議員の緊急エリアメールについてのご質問にお答えいたします。

防災情報を周知する新たな情報ツール、緊急情報メールサービス、いわゆるエリアメールは、携帯電話会社のメールサービスを利用し、国や市町村から災害発生時に避難勧告や各種警報などの緊急情報を通信するサービスであります。

町では、昨年9月定例会におきまして多賀議員からご質問をいただき、その後、当時、配信サービスを開始しておりましたNTTドコモとエリアメールの無料配信契約を締結いたしました。また、他の携帯電話会社のエーユーやソフトバンクにおいても、本年から同様のサービスを開始しましたことから、現在、無料配信契約に向けた作業を進めているところであります。エリアメールにつきましては、携帯電話全ての機種に対応することはできませんが、議員おただしのおり大規模な災害時や緊急時の有効な情報伝達手段の一つでありますことから、町といたしましても有効活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、この空き家、空き店舗対策についてお尋ねをしますけれども、商工観光課長からご答弁いただいた内容は、理解できました。被災者を中心に何件か入居の実績があったということではありますが、これは空き店舗の活用策、主にといたしたほうが正しいかもしれませんが、この以前、町長が、この野沢のまちなかは、ふるさと自慢館を中心に、この野沢宿、宿場町の街並みを中長期的

には、景観も含めて整備しなければいけないのではないかというような話を、私うかがったことがあるんですが、そういった際、私は近くで、近隣であれば、会津若松市の七日町商店街、七日町の街並み協議会というのがあるそうなんですが、あそこは年数が結構かかりましたけれども、今は大変、25万人もの観光客が立ち寄る、いわゆる集客の目玉スポットになっております。

そんな中で、われわれ野沢の町内も、こういうあそこの取り組みというのは大変参考にできる面は結構あるんじゃないかなと思います。私、その協議会の会長の話を以前聞いたことがあるんですが、どうしても会津の土地柄というか、人柄といいますか、空き店舗、空き家になっても、なかなか人には貸しづらいと、店舗兼住宅になっているというような物件も確かにあるんでしょうけれども、そこのまず納得してもらうのに大変腐心をしたというよう話をうかがって、それには、やっぱりこの街並み協議会というもの、もちろん行政も入っていますけれども、NPOだとか、町の商店主たちが集まってつくっている協議会なんですけれども、実際、使っていない店舗、それと本当は貸したくないけれども、使いたい人がいるんだというのであれば、その貸したくないとっている家主の説得にも随分力を注いで、マッチングといいますか、ペアリングをしてきたと。それで、いざその商店がシャッターが開いた暁には、その家賃の補助を行政のほうでしてやったというようなことがありましたけれども、私は、その大変参考になる事例じゃないかなと思うんですが、町長そんな考えはないでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私もこのまちなか再生プロジェクトとか、そうした中でいろんなご意見をいただいておりますし、そして、いよいよこれは新しい年度から、具体的にこの取り組みを開始したいなというふうに思っているところであります。計画が具体的にどのようなまちなか再生がこれから図っていくのか、具体的な取り組みと年次別計画とか、そういったことについては、議会の皆さんにも提示をしながら対応していきたいというふうに思っているところであります。

さて、今、議員からお話ありました会津若松の青春通りとか、あるいは七日町通り、非常に多くの観光客の皆さんが来ていただいて、来ていただいてというよりも、見る限り相当数交流人口に役立っているなというふう思っているところであります。ああいう一つの方法も、やっぱり見習っていく必要があるだろうというふうに思いますし、そして西会津町は、もっとこの歴史とか、文化とか、そうしたことを組み立てていけば、現在のある店舗も有効的に活用できますし、さらには本当はもう少しこの辺は、まちなかに公衆トイレが必要だとか、あるいはこういうところに空き家スペース、空き広場スペースをつくっていくことが必要だとか、あるいは中には駐車場も必要だとか、こういうことを想定しながら、一つの町内のそうした景観と合わせた、そうしたまちなか再生を図っていくということは、当然これから必要になってくるだろうと思います。

したがって、今現在どの部分の空き家をどういうふうにしようかというところまでについては、はっきりと申し上げることはできませんけれども、やっぱり誰が見ても、このところは町として手を付けていかなければならないんだなというところについては、やっぱり町も積極的に、それに対応していきたいなというふうに思っているところであります。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ私もそうしていただければなど、すぐにはこれできることではありませんけれども、中長期的な計画の中で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、空き家にしても空き店舗にしても、どうしても貸しづらいというのは、何か貸せばお金に困っていると思われるとか、いろんな感じがあるようなんですが、これ実は、私もテレビでちょっと見ただけなので、内容は全部は掌握していませんけれども、その空き店舗なり空き家、この貸してしまうと居住権の問題など、難しい問題が発生するのでいやだという人には、シェアするというような考え方が、今結構流行っていきっているようなんです。ということは、年にお盆とお正月くらいは帰ってくるので貸せないよという中でも、テレビの見る範囲であれば、実際そのうちには仏壇、仏間があって、その上にはご先祖さまの絵なり、写真があって、そこをシェアして借りているというような実例が紹介されました。その代り、お盆とか、お正月に帰ってきたときは、その帰ってきたときには一緒に住みましょうよというような貸し方もありますので、あまり旧態依然の店子と大家というような考え方ではなくて、もう少し借りやすい方法もあるのかなと私感じましたので、そんなところも検討していただければなというふうに思います。

次に質問を変えまして、危険家屋、廃屋対策についてお尋ねしますけれども、先ほど町長のご答弁で、町内には10棟ほどの、そういう家があるというようなことでありますけれども、この危険家屋に関しましては、本当にこの安全対策の面から、本当に優先度の高い問題だと思います。先ほど言った、倒壊の恐れのあるようなお宅が、実際に子どもたちが通学する通学路のそばにあると、通行車両や通行人への倒壊した場合の危険があるなんていう場合も実際にありますので、これは早急に撤去できるような方法を考えていただきたいと。

この一般質問の通告を見ましたら、先輩議員の通告にもありましたけれども、これは条例をつくってやっているようなところもあると。お隣、新潟県佐渡市なんかでは、老朽危険家屋対策支援事業といいまして、一定の条件のもとであります。解体費用を上限50万補助するというような自治体もあります。この空き家の適正管理を掲げた条例、あるいは景観条例の中での廃屋対策を盛り込んだ条例、これ全国の自治体で今30を超えるような条例ができていそうであります。

これは私は、早急に撤去命令、あるいは撤去したがわかない場合は、行政代執行も可能にするような、強い条例をつくるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も町内を見て、やっぱりこれは危険だなど、あるいは雪降ろしでも、誰もが手を付けていない、そんな家屋も見受けられるということは承知しているわけでありまして。さて、これは実際に、現在のままの状態であれば、これはもう、あくまでも所有者の問題であって、これは危険だからといって勝手に壊すわけにはなかなかできない、所有権との問題もありますし、あるいは中には、財産を放棄しますというような家屋も、受け止めているところも実はあるわけです。しかしそうだからといっても、即、町としてそれに手を加えて、整地をするということについても、なかなかこれしっかりとした順序を行っていないと、勝手にそれを処分することはできないということもありますので、その点につ

いては、今ほど議員がおっしゃったいろんな条例が多分にあると思いますので、こういった場合については、どういう対応をしているのか、あるいは西会津町の現状に合わせた場合に、これが可能なかどうか、そういうところも十分調査をしながら、この西会津町に合ったような、こういった倒壊家屋にする危険を回避するための条例、これについて検討していきたいということでもありますので、これについても十分調査をしてみたいと思っています。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほど言いましたけれども、この優先度においては、これは大変重要な部分だと思いますので、早急に検討いただいて、対処できるように、本当に町民の命にかかわる問題でありますから、それは早急に対処していただきたいと思います。

次に質問を変えまして、この高速無線通信の件に移りますけれども、先ほど私、大変失礼な質問をしてしまいました。西会津町にはこのWi-Fiスポット等のエリアがないと、よく調査もしないで言ったもんだとお思いかもしれませんが、実際2カ所があるということでありましたので、その辺は私、訂正させていただきたいと思います。

実はよりっせと飲食店に1カ所ずつあるというご答弁でありましたけれども、これ実は、町長へのお便り、町民提案制度の中で、6月の19日の回答で、実はこれ出ていた。私見たら同じ内容のやつが出ていたんですよ。それで、回答者、町長というようなことでありますけれども、6月の19日の時点で、これも私と同じようなことを、よりっせみたいに人の多く集まる場所は、こういう環境は必要なんじゃないかという質問者に対して、町長のご答弁は、スマートフォンやノートパソコンにも対応できる無線通信は必要と思います。今後これらの情報通信設備については、十分検討していきたいと思いますという回答をしておられます。

私、ロータスインで使えるということは知らなかったもので、実は、実際にあった話、このお盆休みに、Wi-Fiの、要はアイパッドを持って、図書館に行ってちょっと調べもの仕事をしたいと行ったら、そこができないと、つながらないと、じゃあよりっせだったらつながるだろう、本人の考えですからよりっせに行ったら、よりっせもだめだ。しょうがないから坂下のほうに行ったら、坂下ではあるところでつながったと、そんなことでそこで作業なり調べものをして、やってきたと。それでついでだから、そこで買い物をし、食事までしてきたということでもあります。これは特別な事例ではないと思います。私は、こういうケースは結構あったかと思います。これからもあると思います。よりっせなんかは年間35万人、37万人の人が入るところですから。ですからこれは、早急に設置すべきだと思います。

それで、この町長よく、よくというより以前、話しましたけれども、スピード感を持って各種施策を取り組むというようなことをおっしゃっております。今、国会では近いうちに国民の真意を問うとか、近いうち解散だとか、まったく意味不明なあやふやな表現がまかり通っておりますけれども、この町長のおっしゃるスピード感というのは、どういうところなんでしょうか。私の感覚だと、この6月の19日にこういう回答をされていて、この9月の10日過ぎになって、よりっせでつながっていないというところは、私個人的にはスピード感にはちょっと伴っていないような気がするんですが、そのスピード感と併せて、町長

のご見解をお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私もそうでありませぬけれども、担当する職員や、そういったところについても、すべてが現在のICTに関する能力や、それに対応するだけの力量があるかという、決してそうではありません。そういうことで、町民からの要望なり、あるいは議員からの質問にありましたように、これからどンドンどンドンと新しい方向性にWi-Fiやモバイル機器ができて、いわゆるこの小型通信機器を持って、どこでもやはりこれを通信できるような、そういう全体的な整備を進めていくということは当然なことだというふうには思っています。

しかしながら今、西会津が今もっとも取り組んできたのが光ファイバーの設置であったり、さらには今、すべてが無線を通じる、そういうような状況でもありませんので、そうしたハードの面についても徐々に取り組んでいこうというふうには思っているところです。

さて、今回のように、例えば即、費用もかからない、あるいはいろんな通信会社、ドコモとか、エーユーとか、こういったところと提携をすれば、即できるというような内容については、担当課のほうで、これを質問いただいたり、あるいは町民から回答を得た時点で、これについて取り組むと言った以上は、担当のほうでもきちっとこれを踏まえて取り組んでいるわけでありませぬ。ですから、時期的に、ただ3カ月か4カ月経っても、まだ進まないとか、遅いとかということの評価される内容もあるかと思ひませぬけれども、これはすべて、担当課のほうに、私が言ったことは、やっぱりそれは責任を持って、担当するほうはやると、こういうことでありませぬので、この間、いろいろと担当のほうでもエーユーやドコモ含めて、この間、協議をしてきたということでありませぬ、エリアメールについてもそうでありませぬが、即これは今準備しておりますから、ただこのエリアメールについても、何でもかんでも町の情報をメールで発信するわけでは決してありませんので、これは一朝有事の際、あるいは地震が起きた、あるいは西会津町に災害が発生したとかという場合についてのみ、そうしたエリアメールでの対応ができるように、今すぐ対応できるようにしておりますので、そういうことでスピード感を持ってということについては、一生懸命職員ともども取り組んでいるということでご理解をいただきたいなというふうには思ひませぬ。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 町長はスピード感を持って取り組んでいると、というとなかなか私の今のご答弁、私なりにとらえると、なかなか担当課が思うように進んでいないのかなというような感じで取られますが、このスピード感の話と一緒にありますけれども、町長はこの民間企業のご出身でいらっしゃいます。ご就任以来、民間の手法や考え方を取り入れて行政改革や各種施策に取り組む、これは、このことを町民は大変期待しておりますし、町長ご自身も自負していくところでありませぬ。私も思うんですが、民間とお役所、お役所という言い方おかしいですけれども、一番の違いはこのスピード感だと思うんです。今のこのWi-Fiスポットの件にしても、例えば民間の飲食店が、集客効果があると、お金もかからないと、このWi-Fiルーターなんか無償で提供している電話会社もありますので、お金もかからないと、集客効果もあると、それだったら今のタイミングで、今週中にちょっとい

ろんな会社を調査して、来週、担当者呼んで契約しようと、Wi-Fiルーターを注文しようと、Wi-Fiルーターも私、電話会社に確認しましたが、早いところで10日、遅いところでも2、3週間で、このWi-Fiルーターは届きますよということでもあります。ですから私のスピード感といったのは、民間であれば、せいぜい1カ月と言いませんけれども、1カ月、1カ月半もあれば十分できることを、3か月経って、まだ検討の段階なのかなと思ったものですから、今のこのスピード感の話をしていただきました。担当課には指示をして、速やかに進めるようにというご指示があるようでありますから、これは本当にあまり時間をかけないで、私いろんな施策の中では、十分時間をかけてやらなければいけないことは、前も言いましたけれども、あると思います。いろんな周辺との調整をしながら予算、お金の、財政の状況をみながら、ありますけれども、お金がかからなくて、町民の福利厚生に役立つ、利便性に役立つ、調査したらばあまりお金もかからないし、有効だというのは、あまり時間をかけないで、これからも進めていただきたいと思います。

緊急メールに関しましては、今これから導入に向けてやっているということでもありますので、それは承知しました。これ、私も1年経って、あまり進んでいる状況をあまり把握できませんでしたから、今回あえて質問させていただきましたが、これは大変重要なことだと思うんです。これも今言ったように、お金のかかる分野ではないんですよ。この災害時、あるいは停電になんかなったとき、やっぱりわれわれ一番欲しいのは情報であります。この町内の中でも、NHKのラジオ放送が入らない集落があるというようなときに、例えば停電になったり、テレビが見られなくなったり、そんなときはメールもつながらないのかもしれないんですけれども、メール、あの文字の情報だけでも大変有効だと思いますので、これからは、あまり時間をかけないで速やかに行っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時43分)

○議長 再開します。(15時00分)

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 6番、日本共産党の鈴木満子です。3点ほど通告しておりますので、質問いたします。

まず1点目は、あいづダストセンターの汚泥、その他の搬入の実態について質問します。これは1カ月前ですか、柳津で、柳津といわれぬ、隣の町で、町民や議会が大騒ぎしたということがあったので、すぐさま電話がきましたね。汚泥が入っているのではないか。いや、ちょっとわかりませんとこうなって、私、急いで新田課長のところに行ったわけです。そのことですので、だいたいはわかったつもりでおりますが、質問いたします。搬入物で、国の基準の8,000ベクレル以下であることは、どこでチェックしていますかという質問です。一つ。

二つ目は、8,000ベクレル以下であることを証明するために、書類の添付はあるのか、どうなっているのか2点目です。

それから3点目は、どこから搬入されているのか、こことこことここということですね。

四つ目は、必要に応じて町が検査できるシステムになっているのか、この4点を質問いたします。

2番目は、教育費の保護者負担の軽減について。4月から各税金が上がりました。こういう事態で、本当に多くの経費がかかっている学校教育に対して、憲法の26条、義務教育は無償であるということを定めています。無償になっていませんね。驚いてしまいました。私、30年前と今の実態をみると、すごくお金が高くなっていますね。そのことで、やはり町が軽減策をすべきではないかと、今年こういう状態なので、軽減をしてほしいなど、こういうことです。小学校の現状は、教科書だけは無料です。そのことを無料だといっているわけではないんです、この憲法は。義務教育はすべて無料だとか解釈していますので、その辺がちょっと私引っかかるところでございます。就学援助の人たちに、面倒見てもらったからこれでいいんだと、こういうことでもないと思います。全児童、全生徒に補助を出す、軽減すべきと思います。全額補助といっているわけではありませんので、その辺は、計画的に補助をやっぱりすべきだと思うということです。

2点目には、学校給食について、自治体などが助成を行うことを可能とすべき通知が入っています、文部科学省から。それを読むと、この給食費などは、やっぱり補助が必要であると、していいという内容の通知でございます。学校給食の助成を実現している自治体はかなり広まっております。全国で691、12.9%の自治体が義務教育全額無償ではありませんが、ちゃんと補助しているわけでございます。その点で、この補助について考えるべきではないかと。

それから、国にやはり給食費の国庫補助を、無償化を国に迫る運動、これをすべきだと思います。これが、今までは給食費が無償にならないというのは、文部省が給食費の材料は保護者が出すべきだという条文の中に入っているんですね。それがずっとやってきたわけです。でもそうではないと私は思いますね。今年のこのような状態だからこそ、ぜひこれは取り組んでほしいところと思います。取り組むべきと思うがどうですか。

3番目には、小学校4年生から18歳までの医療費の無料化について、今年いきなり実施されたわけです。本当に気味悪いくらいですね。この金が入ったから、すぐばらまいたというような解釈になりがちですが、その辺で、なぜ小学校4年から18歳まで無料にしたのかということが、この前の国保運営委員会でなんぼ聞いても理解できなかったの、ここでぜひ課長、説明してください。

二つ目は、小学校4年から18歳までの該当人数、0歳から小学校3年までの該当人数、知らせてください。これは、西会津は0歳から13歳までということではなくて、15歳までやっていますから、これは西会津は無料化ですから、スムーズに行くわけですが、他の町村は0歳から13歳までの間を負担しなければならないということになっているんです。うちのほうは15歳までやっていますから文句はない。ただし、県の補助がなくなればどうなるのか、何か急にこうば一んと出てきたので、1年くらいしか続かないのではないかと不安の声もあります。でも一旦条例も変えたことだし、これはできないんじゃないかなと、私自身思っておりますので、元に戻ったらどのような対応をするのか。やはりまた0歳、戻すんじゃないかと、15歳から18歳までの、ここだけ負担すれば西会津はいいわけです。それで、やはり町の持ち出しが非常に多いから、なかなかできないと思います。やっぱり、県、国に陳情しなければならない。全部言わなければならないと、こういうことの運動です、先ほど言ったように。これはぜひ町長先頭に立って、この運動を、給食の国

庫補助については、ぜひとも取り組んでほしいと思います。

以上が私の質問です。明確に答えてください。以上です。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、教育費の保護者負担の軽減についてのご質問にお答えいたします。

義務教育につきましては、議員ご指摘のとおり、日本国憲法の第26条第2項において、義務教育は、これを無償とする。と規定されておりまして、この規定は、全児童生徒に当然該当するものでございます。また、現状は、教科書のみが無償でございまして、給食費や教材費等は保護者のみなさんのご負担という形になっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、町といたしましては、児童生徒の学力調査に要する経費、各種大会等に出場する経費等への補助、さらには家庭の経済状況に応じた準要保護制度の運用などによりまして、保護者の皆さまのご負担を軽減するよう努めてきているところであります。したがって、現在のところ、給食費等への半額補助については考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

町といたしましては、給食費等、義務教育に必要な経費が、憲法に基づきまして、名実ともに無償となるよう、関係機関と連携しながら、国に対し強く要望していく考えでありますので、併せてご理解を賜りたいと存じます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、あいづダストセンターの産業廃棄物の搬入実態についてのご質問にお答えいたします。

あいづダストセンターへの産業廃棄物の搬入につきましては、本年1月1日に、放射性物質汚染対処特別措置法が完全施行され、放射能濃度が8,000ベクレル以下の廃棄物については、従来どおり管理型最終処分場で埋立処分が可能となったことから、本町では町民の安全・安心が十分に担保できることを基本として、柳津町、株式会社あいづダストセンター、福島県と連携を図りながら、産業廃棄物処理に係る公害防止協定書及び公害防止計画書の見直し作業を進めてまいりました。この見直しにつきましては、全員協議会等における町議会への説明、町民説明会の開催やケーブルテレビによる町長の説明などを通して皆さまのご理解をいただき、去る6月29日に再締結を行ったところであります。

ご質問の第1点目と第2点目の廃棄物の濃度のチェック及び濃度の証明書の添付につきましては、公害防止計画書で規定されておりますが、搬入業者が検査機関で濃度を測定し、その証明書を搬入の際に提出することとなっております。また、あいづダストセンターは、廃棄物を受入れる際には、提出された濃度の証明書の確認をするとともに、受入物の放射線量の測定についても実施しております。

次に、第3点目の必要に応じて町が検査できるのかのご質問であります。公害防止協定書の規定では、本町と柳津町の職員が必要に応じて立ち入り検査ができることとなっております。また、柳津町とは月1回定期的に行う空間線量調査や水質検査の立ち会いのほかに、抜き打ち検査についても実施していくとの確認をしております。

いずれにいたしましても、6月に再締結いたしました産業廃棄物処理に係る公害防止協定書及び公害防止計画書に則した対応をはじめ、本町独自でも、周辺箇所の水質検査や空

間線量調査を実施していくなど、町民の安全・安心を確保してまいる考えでありますので、ご理解をお願いします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、医療費の無料化についてお答えいたします。

県では、10月1日から、福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱を施行し、原子力発電所事故による影響から、子どもの健康を守り、県内で安心して子ども生み育てやすい環境づくりを進めるため、子どもたちが安心して医療が受けられるように、子育て支援策として、9歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までのものに対して、医療費を助成する事業を開始することになりました。この財源は県民健康管理基金であります。

10歳、小学校4年生からの無料化については、県が全市町村に対して調査をしたところ、9歳、小学校3年生までは59市町村すべてが医療費を無料化しているため、助成対象年齢を10歳からにしたものであります。

本町の県子どもの医療費助成事業対象者である10歳、小学校4年生から18歳までの人数は、9月1日現在546名であります。また0歳から9歳、小学校3年生までの人数は350名となります。本町では、県子どもの医療費助成事業施行に合わせて、子育て医療費サポート事業条例、国民健康保険条例の年齢を18歳に引き上げるよう、本定例会にそれぞれの条例の一部改正案を提案しております。

県子どもの医療費助成事業には終期の定めは特になく、必要性がある限り続ける予定とのことであります。本町といたしましては、県の事業が廃止された場合には、その時点で県の動向や状況等を見極め、再検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 瓦礫やいろいろな汚泥や、その他のものについて、搬入されている産業廃棄物、搬入されているところをどこどこなのか、これが抜けたのでお願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました公害防止計画書及び協定書の中で、毎月1回、受け入れ物の、どこから受け入れたか、受け入れ物の濃度等については、業者、あいづダストセンターが町にきちんと報告する義務をうたっております。一番新しい報告でございますが、7月分、あいづダストセンターへ受け入れた廃棄物、どこから受け入れたか、空間線量はいくらであったから、濃度はいくらであったかという報告については、町に提出がございますので、その中身はのちほど見ていただければわかると思っております。

以上です。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 起きてから取り組むというのは、今の日本のやり方ですが、やはり起きるのではなく、常に検査して町民に安心してもらえるという、こういう情報をぜひ役場提供してほしい、できたら、コーナーを設けて、ここに行って見てくださいというところがあるので、

そういうふうなものをつくればいいなと思うが、どうですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず、町が行ってございます町内全自治区公共施設等の空間線量調査、毎月実施してございますが、それについては、ホームページ等でももちろん公開してございます。あと、青坂ですとか、縄沢周辺の河川水の調査につきましても、毎月この締結された、6月29日締結されましたけれども、7月以降につきましても、今まで4カ所の調査地点を自治区長さん等とお話をしまして、倍の8カ所に増やしまして、7、8、9と今まで実施してございます。そこら辺についても、きちんと皆さんに情報公開をいたしたいと思っております。

ダストセンターの受け入れ物につきましても、かなり膨大な量になりますけれども、とりあえず報告の中には、問題となる濃度、それから空間線量の部分はございませんので、そこら辺については、ないということは公表はもちろん可能であると考えてございます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 もし高い放射能が確認できたら、速やかに役場が責任取るんですか。誰が責任、いつ取るのか、ここを明確にしておかないと、私ら町民はわかりません。その辺はいかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 基本的には、国の基準8,000ベクレルを超える産業廃棄物は受け入れはできませんし、そのためにそれをチェックするための公害防止協定書でありますとか、計画書にきちんと検査体制なり、ダストの責務、西会津町、柳津町の責務、検査体制、それから福島県まで入っていただいた中で、そこらの確認、チェックはきちんとやった上で、絶対にそのようなことはあり得ないような体制で取り組んでまいります。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 質問を変えます。児童生徒の年間どのくらい諸経費がかかっているのかということ調べてもらったんです。それをちょっと発表します。小学校1年で、教材、活動費、学級費、PTA等入れて、2万720円ですよ年間。給食費、4万9,742円、約5万です。合わせて7万462円という、合計これだけが小学校1年生ですよ。これだけ払っているわけです。いわゆる段階的に月別に支払っているから、さほど高いものではないと思っておりますが、これ見るとおどろいてしまいます。それから、小学校5年、5年になると教材費関係で5万4,610円。それから給食費、4万9,742円これは同じですね、約5万です。10万4,086円、これが払っているわけです。

中学校になると、中学校1年生で教材費が6万9,000円。給食費が5万6,110円です。計12万5,110円。中学3年生は少し安くなります。教材費が4万9,210円、それから給食費が5万3,940円。10万3,150円と、これだけが私らが払っているわけです。これは、月別にしているからわからないんですよ。こうやってみると莫大な金額です。これ。だからこれを全額無償にするかなんていうことは、とてもできないわけですね、予算上。やっぱり計画的に、段階的にそれに取り組んでほしいこう思っています。

先ほど、教育長が言ったとおり、給食費はやっておりませんということになっておりますが、給食費も入れて、とにかく619自治体がもうすでに実施しております。無償ではあ

りませんね。無償のところもあります。無償は山梨県の小川町というところ、小さいところですが、それは無償、子どもは宝だとかいうようなもので無償を実施しております。こういうところも町長さん、あるんです。こういうところですので、いく分かこの中で補助を出しましたよということが可能であれば、皆さんがわかると思うんですが、いかがですか町長。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この教育費の問題については、確かに無償とすると、46条ですか、教育を受ける権利と、そしてそのための無償ということについてであります。ただ問題は、教材費のみのこの教科書、これだけが無償だということでありまして、その他運動着であろうが修学旅行等々であろうが、すべて有償ということになっておりますので、ただ、給食費のとらえ方について、これはいろいろ検討しなければならぬところもたくさんあると思いますので、今後、今ここで即答できるような状態ではありませんので、十分今後、全国的な流れや、あるいは当然これ町として、すべてではありませんけれども、仮に補助する場については、どの程度なのかということもありますので、これはこれからの検討材料にしていきたいというふうに思っています。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今、町長がおっしゃいましたけれども、やはり補助ということを一一般の町民に、あるいは保護者に言うと、本当に安心するんです。どのくらいの、少なくとも安心するわけです。そういうことで、これはぜひやっぱりやるべきだと私は思いますし、国にやっぱり無償化の運動をきっちりと申し出をすると、そういうことです。山梨県の早川町という自治体は、給食費、ドリル教材、全部修学旅行も無償です。ただ、運動着とか、そういうふうなものは個人である。そういう町もあるんです。でも小さい町だからできるといえばそれきりですが、この前向きな考え方は私は大事ではないかなとこう思っております。ぜひこの運動をやってほしいなとこう思っております。教育長、私たちと一緒に、教育長も国家補助と、給食費の国家補助と、こういうことをやっぱり取り組んでほしいなと思います。

先ほど給食については、自治体などが助成を行うのを可能とする通知が出ているんですよ。私そこを見たので、あれ通知が出ているんですから、それに取り組んでいいんだと、691の自治体は、これを参考にして給食費に取り組んでいるんです。だから大丈夫、取り組む条件になると私は思います。この辺でやっぱり踏ん切りをつけて、いいこと、皆さん保護者に本当によかったということをぜひ取り組んでほしいなと私自身思っています。だから、その辺が無償化ということに値するのではないかと、だからぜひ計画的に補助を取り組んで、5年計画で、そういうふうな形で取り組んでほしいものと思うんですが、どうですか教育長。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 議員お話の中で、文部科学省から通知がというふうにございましたけれども、それはいつごろ出た通知でございましょうか。

議員おっしゃるあれはよくわかるんですが、町として、現在、給食費をはじめ、議員がおっしゃった1年生で7万いくらかとかという金額がございましたですね。5年、6年にな

ると修学旅行の積立などがありますので、そういう10万円を超えるというふうな実態があるかと思えます。中学校1年、2年も修学旅行の積立うんぬんでございます。言ってみれば、すべて子ども、児童生徒に還元されるものなんですよ。そういう意味で、憲法で義務教育は無償とするというふうにならうというわけですが、この精神のとおり、学校給食法において、受益者負担にしますよなんていう規定も改めて、これは教育の大事な部分なので、食育との関係もありますから、無償にしますよと。まさにその精神を活かして、修学旅行の例を示されましたけれども、そういう動き、まず国がそういう精神に基づいて、改善を図っていただく。これは私どもの切なる願いです。ある県の教育長さんなどはおっしゃっていますが、義務教育は無償だとうたっておきながら、この精神に反して、何で高校の授業料を無償にするんだと、高校は無償なんてうたっていないわけですから、早ければ義務教育、そちらのほうにまわして、改善をして、それでまだゆとりがあるならば高校の授業料、いいでしょうと。批判的なお声が結構ございます。

私どもも教育長の組織だとかの中で、やっぱり無償の精神にかえて、負担軽減、これをどんどん図っていただく必要があると、まさに子どもは宝なわけですから、そういうことをやっている国もございますので、おおいに国のほうの改革の方向といえますか、それをお願いしたいと思います。

それについて、ではこの部分で計画的に半額にしますよと、そういう動きではないんですけれども、私ども西会津町においては、他の市町村においては全部保護者負担でやっている、毎年2月に1年間の学力、勉強をした結果はどうだったかなと、学力テストをやっております。その調査費は全部、議会の皆さまのご理解をいただいて、公費でやっております。これはもう誇れる内容です、他の市町村に対しても。さらには、各種大会等、中学校の中体連をはじめ、すべてこれも公費でやって、差し上げていることができるわけです。これも皆さまのご協力のおかげです。今度、新しい小学校で、坂下町と水泳大会させてもらいましたが、本来ならば学校行事的に考えて、じゃあバス代は保護者負担というのが一般的なのかもしれませんが、私どもはそれに対して、保護者の負担を軽減しようということで、スクールバスで対応して、ということで、極力そういう部分で保護者の皆さまの負担をこれ以上重くしないように、さらに少しずつ軽減を図っていく、そんな方向で町、そして議会の皆さんのご協力を賜って取り組んでいるところでございますので、その部分は十分ご理解を賜りたいなと、こんなふうに思います。

○議長　6番、いいですか。先ほど町長が、今後検討材料にすると答えていて、今また教育長に同じような質問なんですけど、これ何回繰り返しても、どこにもいなくなってしまうので、町長の答弁をまた深めるということであれば、また町長に聞くということにしてください。

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　18歳までの医療費の無料化ということについて質問します。これは本当のことを言うと、何年くらいもつんですか。そうですね、この前1年くらいですかと、そのくらいでねと言ったから、もう一度。

○議長　再質問ということでよろしいですね。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　　ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この事業は県の事業でございます、県のほうでは、必要性がある限り続けるという、続ける予定であるとのことでございました。

○議長　　これ原子力の関係でできた制度だということはわかっていますよね。

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　　今0歳から小学校3年、いわゆる3年まで9歳ですか。この場合、県が2分の1、町が2分の1、補助しなければならないわけですね。でもうちのほうは、15歳まで無料だから、やっぱりそれだけのことは持ち出しになるわけですね。やはり、町が持ち出しがいっぱいになると、心配しますよね。何事もやっぱり予算書を見ると、何百万、何千万なんてあんまりないんですよ。だから、これはちょっとうまくないのかなというようなことを考えるわけですので、その辺、やっぱり頑として対応についてはこうです。ということの説明してほしいなところ思うんですがね。

○議長　　6番、その2分の1補助制度というのは、どういう制度のことを指して言っているんですか。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　　それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現在、町では子育て医療費サポート事業条例によりまして、0歳から15歳まで、中学校3年生までですが、医療費の窓口無料化ということで助成をしております。そのうち、今ほどお話されました就学前、小学校に入る前の子どもさんにつきましては、乳幼児医療費助成事業ということで、県が2分の1、町が2分の1ということで助成をいただいております。ただ、小学校1年から15歳までにつきましては、これまで町単独で医療費助成を行ってまいりました。

ただ、このたび、子どもの医療費助成事業ということで、15歳まで単独で町で行ってきたわけですが、小学校4年生から15歳、さらには18歳まで子どもの医療費助成事業ということで、県が10分の10で補助をしていただくことになりました。ですから、これまで町で小学校1年から15歳まで単独で行ってきたものが、小学校4年から15歳までは10分の10の補助を受けられるということでございますので、財源的には有利なものになってございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長　　6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　　いろいろこう質問しましたが、やはりすべて前向きで考えてほしいなということ要望して、私の一般質問を終わります。

○議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時40分)

平成24年第7回西会津町議会定例会会議録

平成24年9月11日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第5号）

平成24年9月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

1. 荒海 清隆
2. 清野 佐一
3. 武藤 道廣
4. 長谷沼 清吉

○議長 平成24年第7回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 おはようございます。9番、荒海清隆でございます。一般質問も2日目となりまして、トップバッターでございますので、大変緊張をしております。私も一般質問に2点ほど通告をしておりますので、順次行いたいと思います。

まず、水・土・里事業についてであります。この事業は西会津方式といいまして、地域の農業と環境を守るためには、大変すばらしい施策だと私は思っております。しかし最近、各自治区とも、この事業を行うことにはかなりの負担がかかっていることが実情であります。町は負担軽減のために事業費の助成、あるいは緊急雇用事業を利用したの援助ができないものかとお伺いをいたします。

具体的な負担の一つといたしまして、高齢化等により、仕事のできる人がいないことがあげられます。したがって、できる人を頼むとか、あるいは業者に任せることで、かなり工事費が割高となり、それが自治区の負担となっておるのが現状であります。また、すべて自治区でできたとしても、工事量に対して、工事金額が少ない、そのために自治区の負担になっている。自分たちの地域は自分たちで守るんだということは当たり前のことではありますが、これからはそういう責務がますます大きくなっていくと思います。しかし、過疎と高齢化の進行は、その日常的な事業さえできなくなっているのが現状と思われるます。

以上のような観点から質問をさせていただきます。

次に、再生可能エネルギーの推進の考えはということですが、昨年3月11日に発生した東日本大震災と福島第1原子力発電所の大事故は、今まだ終わりのみえない事故として、人々を苦しめております。帰ることのできないふるさと、分断された地域と家族、また、進まない除染と中間貯蔵施設の問題、そして重くのしかかる風評被害等々、福島県民として脱原発の気持ちはみな同じかと思えます。

このような状況の中、原子力発電に代わる代替エネルギーとして注目されてきたのが再生可能エネルギーかと思えます。県では来年度、再生可能エネルギーの基金を創設して、推進を図っていかうとしております。このことを踏まえ、わが町としても再生可能エネルギーについて真剣に考えていかなければならないときだと思えます。それが脱原発につながり、再生可能エネルギーの推進による雇用の創出につながるのではないかと期待するものであります。

以前にもお尋ねしたことがありましたが、改めて町の考えをお伺いするものであります。

以上、私の一般質問とするものであります。よろしくお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。9番、荒海清隆議員のご質問のうち、私からは再生可能エ

エネルギーに関して、町の展望についてのご質問にお答えをいたします。

2番、長谷川義雄議員の答弁の中でも申し上げましたように、国・県とも再生可能エネルギーについては積極的な導入の推進を図っているところでありまして、町といたしましても、西会津町再生可能エネルギー推進計画を近日中に策定することとしております。また、個人住宅や事業所、農業施設等への町の補助制度につきましても、来年度からの制度化を図る計画でありまして、太陽光発電、太陽熱利用、小水力発電、風力発電、バイオマス利活用、雪氷熱利用など幅広い分野において事業推進を図ってまいる考えであります。

再生可能エネルギー固定買い取り制度が本年7月1日にスタートしたことを受けて、本町にもメガソーラー事業や風力発電事業、木質バイオマス発電事業等の導入を模索する民間事業者が施設立地に関しての事前調査等に訪れるようになっております。こうした事業については、雇用や地域の活性化にもつながることから、町といたしましても積極的に相談に応じ、本町への立地が図られるよう取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 9番、荒海清隆議員の水・土・里事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、平成19年度から5年間の事業としてスタートし、平成23年度で第1期対策が終了し、本年4月より第2期対策として、事業がスタートしたところであります。本町においては、町内全域が一体となって取り組むこととし、活動組織、にしあいづ水・土・里環境委員会を設立し、事業に取り組んでおります。

事業の内容としては、基本事業と重点事業があり、基本事業は、各自地区が従来から人足により自主的に行ってきた農業用施設の草刈り・泥上げ・砂利補充などの共同活動に対して交付金を交付するものです。重点事業は農業用施設の重点的な補修などを希望する自治区が、事業計画に基づき事業を実施し、事業に要する賃金や原材料・機械経費等の事業費に対して交付金を交付するものです。

ご質問の負担軽減のために、町として事業費の助成はとのことではありますが、この事業が始まる前は、集落が行う農道等の補修や整備は、町が原材料を支給し、賃金や機械等の経費は自治区が負担して実施しておりましたが、水・土・里事業を活用することで、事業費全額が交付されることとなり、自治区にとっては、負担軽減につながっていると考えております。

また、この事業の財源については、国が2分の1を負担し、県と町が4分の1ずつ負担して、にしあいづ水・土・里環境委員会に交付しており、これ以上の町としての助成は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

また、緊急雇用創出基金事業を利用するの援助ができないかのご質問ではありますが、緊急雇用創出基金事業は、それぞれの事業目的にそった事業内容で雇用を行っており、事業目的以外への従事はできないことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　それでは、まず、水・土・里事業のほうから再質問をさせていただきたいと思います。もう少し建設的なご答弁をいただけるのかなと思っておりましたが、何も変わりがないということが、私の率直な感想であります。

先ほども申し上げましたように、その事業自体、その地区でできない地区がある。こういう現状を課長ご存知かと思いますが、そういうところに対して、やはり町の援助があつてしかるべきではないかと、私はそのように思っております。また、できるところにおいても、それはそれなりにやっているんですが、あくまでも農道ばかりではなく、あるいは林道、そして町道の一部、こういう町の施設に対して、自治区でやっておるわけですから、これは町、本来は町でやるべき仕事、事業であるかもしれません。そういうところに援助ができないのかということなんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　町道や林道についての、水・土・里事業についてのご質問でございますので、町道、林道につきましては建設水道課で担当しておりますので、こちらから答弁させていただきます。

町道等につきましては、生活道路、一般の自治区と自治区を結ぶ道路や、自治区内の生活道路につきましては、町で維持補修、また改良等を行っているのが今の現状でございます。水・土・里事業で自治区の皆さんにお願いしている箇所につきましては、ほとんどがその自治区のかただけが通るような、要するに田んぼに行く道路とか、山に行くような道路をお願いしているようなのが今の現状でございます。

なお、自治区で水・土・里事業の重点事業に取り組んで、なかなかできないというようなことがございましたら、水・土・里事業の重点事業につきましては、建設水道課で担当しておりますので、その辺は自治区のかたがきてご相談していただければ、何かいい方法がないかというようなことでご相談に乗って事業を進めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解願います。

○議長　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　ただいま建設課長からご答弁いただきましたが、ということは、林道についても町道についても、自治区でできないというような、なかなか難しいのではないかなというところ、建設課にきてご相談できれば、ある程度、助成していただけるというような考えでよろしいですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　町道等につきましては、町が管理することになっておりますので、自治区の皆さんがたに、多大なる、とんでもないその負担がかかるというようなことございましたら、その辺につきましては、現地を確認しながら、各集落と協議してまいりたいと、そのように考えております。

○議長　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　例としてあげてみますと、大変な事業をやっている自治区があるんですね。これが自治区でやる仕事かと、業者でさえなかなか難しいのではないかと、大変な型枠をやつて、オールを建てて、それはなぜかと、町にいくら言つてもやつてもらえない。町道としてやつてもらえない。そういう例がありました。そういうことでは、やっぱり課長が

言われるように、言ってくればやりますというようなことでは、ちょっと違うのではないかと思います。そういうところが、かなりあるんじゃないかと、農道としてもやっぱた広域的な農道もあります。町道で自治区の人だけしか通らない、そういうことも確かにあります。しかし、一応町道として認定してあるならば、それは助成すべきではないかと、私は思っております。

それで、以前にもこの問題について先輩議員が質問をしております。それで、そのときの答弁は、町の施設については町が行いますというようなことで答弁をされておるようでございます。こういうことではありますが、課長どのようにお考えでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 当時のお話ですが、町道につきましてのその管理なんです、そのとき、たぶんですが、町道として、集落内の生活するための道路とか、集落間を結ぶような町道については、町として責任を持って維持管理に努めるというようなことでの発言ではなかったかと考えますが。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そこは集落内であります。しかし、除雪機械が入っていかない、これは課長もご存知かと思いますが、除雪機械が入っていかないために、そこをやるんだというようなことでやられたようです。そのあと、やっぱり自治区のほうから、大変なこれは負担だったと、その内容的なことは、やっぱり自治区で負担金を出したか、どういうふうにしてやったかというようなことなんです、そういうところに対しては、助成できないのかというようなことを私は申し上げましているんですが、なかなかこれは課長一人で決めることはできないと思いますので、副町長、どうでしょうか。こういう点では、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 ただいまの再質問でございますけれども、議員のおっしゃる地区、自治区の箇所、そういったところがちょっと私もすぐピンとこないものですから、具体的にはどういった箇所なのかというのがわからないものですからなんですけれども、一般的にそういった事業におきましては、建設水道課において、個別の事象、あとはどういった事情なのかを総合的にいろいろ勘案しまして、町がどの程度までやるのかとかをですね精査しながら、自治区の皆さんと協力しあって、よりよいやり方、方法を検討してまいって、皆さまがたの負担がなるべく生じないような形で、現在も取り組んでおると思いますので、そういった形で個別の案件があれば、建設水道課のほうでも十分協議して、対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 副町長にご答弁いただきましたが、事案、どこの自治区とは言いませんが、かなりそういう自治区負担があるということは、まず念頭に置いていただきたいと思っております。

それと、安全、安心という観点からも、特に必要ではないかと。先日、委任専決処分でグレーチングが跳ね上がって、それを弁償したんだというようなことをお話ありました。グレーチングで車で人的な被害がなかったからいいようなものでありますが、これがもし

人身事故等に関わることであれば、大変なことになるのではないかと、私はそういう点からも考えております。ぜひこの水・土・里事業については、いい政策なんですから、そこにまだまだ自治区、できない自治区もあるということを念頭に置いていただいて、そこに手を差し伸べていただきたいと、そんなふうに思います。

結論的にお願いしたいんですが、今後その水・土・里事業に対して、自治区では難しい仕事に対しては、町が関わって自治区の負担軽減をするんだというようなことでよろしいですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、西会津町の中には、農道、林道、町道、いろいろ改良しなければならぬこの生活道も含めまして、多くのまだ改良点が残された道路、こういったものが多くあるということは承知しております。先般も、町長のほうへさまざまそういった改良のご要望が、いろいろな自治区の皆さんからいただいております。こういった現状も把握しております。こういった中におきまして、水・土・里事業ということで、これは、やはりスピード感を持って対応できる事業の一つであるという位置付けになっておりまして、これは多大な経費がかかるものについては、町としては当然、年度ごとの予算の措置、こういったものが必要になりますので、それは、優先度合いを含めて、経費の問題やら、実情を十分に検討しながら、町の予算化が必要なものについては、町長の手元できちんと予算化をさせていただいて対応すると。

ただし、この事業のいいところは、やはりすぐにでも必要な部分について、スピード感を持って対応できると、これはやっぱり自治区の皆さんの協力があってできる、これは優位性のある事業だと思っております。繰り返しにはなりますが、それぞれの自治区の皆さんが抱えている実情等を、個別の案件ごと、十分に協議させていただきながら、いろいろなご対応を積極的にさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ちょっとくどいかもしれませんが、町としては、その要望に応じて、できるだけのことは自治区に対して援助するんだというようなことで、そういう受け止め方、認識でよろしいですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 はい、ご答弁申し上げます。

援助というと、やっぱり予算化したり、いろいろな事情があると思っておりますので、ここですべてのそういった事情において、援助ができるということは、これは協議の中でどういった方向やら、町のすべき点、あとは自治区の皆さんにご協力いただく点、そういったものをやっぱり総合的に勘案してみないと、結論は、これはできないと思っておりますので、それはあくまでも個別の事業ごとに精査して、結論を導き出して、よりよいものにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 なかなかいい、建設的な答弁をいただけないのが残念ですが、私の言いたいことは、それに対して、その負担に対して町がどのように関わっていただけるのか

というようなことであります。

緊急雇用創出事業では、目的外のことであって、それはできないんだというようなことでありますが、この事業でできなかったら、あとは集落支援員とか、そういうことも考えられるんですが、集落支援員がそこに行って、いくらかでも負担軽減のために役立つというようなことはできないでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

集落支援員に関する質問でございますので、こちらから答弁させていただきます。今の集落支援員、2名配置しているわけでありましたが、四つの重点支援集落というようなことで、支援をしているわけでありましたが、そちらの集落で取り組む重点事業につきましては、いろいろ相談に応じたり、さらには自らが一緒に参加をしたりして取り組んでいるといった事例もございます。ただ、あくまでもそういった事業を実施するための支援を行っているということでありまして、自らが常に各集落の重点事業のためにスコープを持って参加するといったことは、本来の集落支援員の業務とはちょっと異なりますので、そういった作業参加というのは、なかなか困難だというふうに考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 どなたにお聞きしても、なかなかいい答弁が返ってこないようです。集落支援員、奥川地区で2名いらっしゃるわけなんです、その支援員の中身です、何をすればいいんだというようなことから考えてみますと、私はそういう人的な援助も必要ではないかなというふうに考えておりますが、そういうことで、この水・土・里事業を少しでもお手伝いできればいいんじゃないかなというふうなふうに考えております。支援員の事業そのものに対して、そうい縛りがあるということなんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

集落支援員2名体制にしまして、今度は奥川地区全域の、いろいろ集落の相談ごとにも応じましょうというようなことで、仕事の範囲を今年から拡大しております。さらに、そういったことで、重点事業を実施したい、そういったことに関する申請事務であったり、書類の整理であったり、そういったことについては相談に応じていきたいと思いますというようなことでやっておりますが、なんせそのために、作業をするときに人的な支援ということで、人足の一役を担ってくれといった活動に関しましては、本来の集落支援の活動とは異なるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長 9番、質問は水・土・里関係の人的ということで、集落支援と質問をすり替わらないような質問にしてください。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま議長のほうからちょっと注意がありましたが、私は集落支援員とすり替えるつもりはありません。そういうことが水・土・里事業でできないのかというようなことを申し上げておりますので、そういうことを言われますと、なかなか支援員は、じゃあ何をしているんだというような一部声もあります。毎日パソコンの前でパソコンをしているのが集落支援員かというようなことになってきますので、私はやっぱりそういう人

的なことにやっていってもいいんじゃないかと思います。

この質問に対しては、なかなかいいご答弁いただけませんが、今後、そういう事業に対してできるだけ町として、この事業に援助していただければなというふうに考えております。

それでは、次に移りたいと思います。再生可能エネルギーの推進であります。この質問に対しては、前々回の定例会に、小水力のことを質問いたしました。そのときは、課長さんが、これからそういう事業に向けてやっていくんだというようなことで、大変心強く思ったわけでありまして。

それで今回、町長さんが言われる西会津町再生可能エネルギー推進計画を策定するんだというようなことではあります。この再生可能エネルギー計画、もし差支えなければ、その大まかな構想等、教えていただければ大変ありがたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 それでは、私のほうから再生可能エネルギーの導入推進計画につきまして説明をさせていただきます。まだ、たたき台をつくりまして、1度、政策調整会議で議論をしたというような段階でございまして、まだ完成にはいたっていません。その辺、これから最終的な詰めをしまして、町長説明なりをしながら、計画として制定していきたいというふうに考えております。

今回の推進計画であります。町では、西会津町地域新エネルギービジョンというようなことでビジョンを策定したわけではあります。現実的には、そのビジョンにそって何かやってきたかという、再生可能エネルギーに関しまして、特別推進というような方向には、なかなかいたっていません。

議員もおっしゃいましたように、今、国も県も、再生可能エネルギーに関しましては、積極的に推進しているというようなことではあります。町としても再生可能エネルギーに関して、どういうふうに取り組んでいくのかというような、町の取り組み方針を各分野ごとに、先ほど言いましたように、太陽光、太陽熱、風力、小水力、それからバイオマスの利活用、雪氷熱利用とか、そういった形で、町の公共施設にはこんなことを導入して推進していきますよ。さらには個人住宅だとか、そういったところには、どんな支援をしながら、こんな推進を図っていきますよ。さらには、先ほど言いましたように、民間企業が再生可能エネルギーを導入したいというようなことで、いろいろ協議しております、おいでになっています。そういったものを町に呼び寄せるためには、どんな施策を講じていけばいいかと、そういった形で、各分野ごとに方針を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま課長から大変前向きなご答弁をいただきましたが、つい最近まで、エネルギー循環型社会の構築、あるいは資源循環型の農業を推進していくんだというような話がありましたが、それがあつた日、再生可能エネルギーの推進だというようなことになってきたわけなんです。私は循環型社会の構築も、再生可能エネルギー推進も同義語ではないかなというふうに認識しておるんですが、課長はどのようにお考えですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　循環型の社会というようなことでございますが、まさにバイオマスなんかの利活用、バイオマス発電なんていうような事業があるわけでありまして、地域の資源を燃料にしまして、それで発電をして、地域にエネルギーを供給していく、そういったことで、さらにはその伐採したことによって、その森林のまた整備促進が図られるというようなことで、燃料も、そういったエネルギーも地元で循環するような形というのが、今国でも推奨しているということでありまして、再生可能エネルギーに関しましては、そういった循環型社会の形成、そういったことにもつながる事業だというふうに感じているところでございます。

○議長　　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　大変ありがとうございます。課長にそう言っていただけると、私も心強く感じております。確かに循環型も再生可能も一緒になければ、今のエネルギー政策は成り立たないというふうに考えております。

そこで循環型といいますと、やっぱり先ほど言われたように、バイオマス、山の資源を利用してそれでエネルギーをつくる。これは私が一度申し上げたことがあるんですが、となりの新潟県の阿賀町では、それに対してペレットをつくってやっているんだから、わが町でもできませんかというようなことでお尋ねした経緯があります。そのときは、西会津はそれはやらないんだというようなことで答弁ありましたが、これからは、やっぱりそういうことではなくて、前向きにもう少し、山を整備することによって、今まで手の入らない山が立派になる、整備できる、そしてそこに雇用が生まれる。これに向かってやっていかなければ、循環型社会も、循環型農業、再生可能エネルギーの推進もまずできないのではないかと、私はこのように思っております。

これをバイオマス発電というわけなんですけど、この前、若松ですか、そういうところでも発電を始めたというようなことをテレビでやっておりました。そこまでいなくても、わが町としてできる範囲でやるということ、森林組合との連携でやっていかなければならないのではないかと、私はこのように思っております。

あと、この際なんですけど、前にも申し上げましたが、生ごみに対しての考え方、これは前にも申し上げておりましたが、行政だけではなく、町民と行政と、われわれもそうなんですけど、一緒になってやっていかなければできないことであります。その点、町ではどのようにお考えになっているんですか。協働のまちづくりの意味でも、そういう生ごみの対策とか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　今、西会津町で議員も関わりあっているんじゃないかと思うんですが、生ごみを今度は堆肥に変えようと、そういう企業で、現在、西林地区でしたか、で行ってございまして、確か、議員も関わりあっていると思います。そうした中で、私も以前言いましたけれども、本来、燃やすというようなことではなくて、還元できるものについては、西会津町の生ごみを有効活用できるならば、むしろ私はそのほうがいいと。そういうことで、町といろいろ生ごみ対策の中で、いろいろ協議をすべきような内容があれば、町としてできる限り、そういう対応の方法についても、実際これ農業施設用として還元できるようなものであれば、私は大いに奨励していくことも大切ではないかなと、こんなふうには思っ

いるところであります。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長からご答弁いただきました。確かに、町長が言われましたので、私も申し上げますが、私、以前からずっと生ごみ、あるいは堆肥、土づくりについて、いろいろ申し上げてきました。やっぱりその行き着くところは、生ごみの堆肥化、いわゆる資源循環型の社会の構築、ひいては再生可能エネルギーの問題になるかと思えます。

そういう点で、なかなかそれが進まない一つに、町長そうおっしゃいますが、なかなか動いていただけない。例えば町の施設、ロータスインとか、よりっせ、そういうところから出てくる生ごみに対しては、やっぱり町長が振興公社の社長でいるんですから、それはもう少し力を入れてやっていただきたいなというようなふうに思います。町長どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは、今までごみ収集についても、長い間、西会津町で現在の体制になるまでに、いろいろ時間がかかってやってきたわけです。ですから、燃えるごみに生ごみが一緒に入っているわけですね。ですから、そういう問題をどう区別をしていいのか、具体的にこういう提案で出したいと思うので、事業所ではこういう区別をしていただけないかという、積極的なそういう取組方法を、やっぱりもっていただく。具体的な指導方法ということについても、これは浸透していないと、燃えるごみの中にすべて入ってしまうわけです。ですから、そういう分別の方法ということについても、西会津町分別方法というのは、もうこれは非常に歴史もあって、私は県下一ではないかなと思うほど、ペットボトルであろうが、いろんなビンの対応であろうが、そういうことをしっかりと対応すれば、本当の意味での資源回収、あるいは中でも生ごみを堆肥に変えるというような要素まで、きちっと対応できるのではないかと、今、昨日言ったから明日にすぐというようなことは、なかなか難しい面もありますけれども、そういうことをきちっと慣れていただくということの、やはり町も指導してまいりますし、そういう協議をしていきたいということです。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長からご答弁いただきましたが、なかなか一朝一夕にできるものではないところは重々承知しております。事業者としても、それに対してお願いしている経緯もありますが、やっぱり人間はなかなか今までやってきたことを変えてやるというようなことは難しいのかなと思うんですが、面倒くさいからできないんだと、そういう考え方なんですよね。やっぱりそんな考えかなと思いますが、これらを、この意識の改革、これらはやっぱり町長先頭になってやっていかなければ、再生可能な循環型社会の構築などはできないんじゃないかというふうに考えております。

ぜひ、町の西会津町再生可能エネルギーの推進計画に、私、期待しております。来年度から補助制度についてもいろいろあるようなんですが、もう一度、その町長がやるんだという決意ですか、その辺お聞かせいただきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 もう少し、最初の原点に返って答弁しろという議長の話でありますので、この再生可能エネルギーについては、町として現在取り組み中でありまして、それはすべてにわ

たって西会津町で何ができるかということを経合的に判断をしながら、家庭、あるいは公共施設、さらには民間型参入、こういったことを経合的に判断をして、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 積極的に取り組むんだというような町長の前向きなご答弁をいただきました。ぜひ、これはスピーディにやっていただきたいと、何事をするにも、やっぱり10年、20年、そういうスパンが必要であります。今、これは特にスピード感を持ってやらなければならない推進の計画であると思っておりますので、どうぞスピード感を持ってやっていただければと思います。お願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。10番、清野佐一です。それでは、ただいまより一般質問をいたします。私は今定例会に、町政への取り組みについてと、農政についての2点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

今定例会は、平成23年度の決算について審議をする決算議会でもあります。昨年3月11日、3月定例会開会の日、あの忌まわしい東日本大震災が発生し、恐怖の原発事故も引き起こしてしまいました。当時は、被災されたかたがたへの受け入れなどの対応に全町あげて取り組んできました。また、7月には新潟福島豪雨災害にもみまわれ、災害の多い年でもありました。

そのような中、平成23年度の町政の執行にあたり、実施計画どおりに実施することができたか、また、反省や評価も合わせてお伺いするものであります。

次に、生活環境づくり支援事業についてお伺いをいたします。これは、平成22年度から平成24年度までの間、地域経済の活性化を目的として実施された事業であり、住宅の改修などへの補助で、上限を15万円とし、当初6,000万円であった事業費が、申込みの増加のため、さらに1,000万円を追加し、実施されました。この事業の実質的な工事費は約3億円とも聞いております。このように、一石二鳥、また三鳥ともいえる事業は、単発で終わるのではなく、効果や問題点などを考慮した上で、再度実施してはと思いますが、考えをお伺いするものであります。

次に、集落支援員配置についてお伺いをいたします。この制度は、平成23年度からはじめられ、高齢化が進む集落において、今後、農道や水路等の維持管理に困難が予想される集落へ、ニーズに応じた支援を行うものであります。さらに農林業関係事業の取り組みに向けた事務的支援や、地域づくりのための団体支援、またサロンなど、高齢者の福祉活動を支援するなど、幅広く支援活動をするを目的に設置されたものであります。当初、人数は1名でしたが、今年度から1名増員され、支援集落も拡大されたということですが、集落の要望に十分応えることができているのか。また、支援員への負担はかかりすぎではないか、現状をお伺いするものであります。

次に農政についてお伺いをいたしますが、その前に、先日、9月9日付けの新聞に第53回、県農業賞に、本町の渡部定衛さんが受賞されたとの記事が載っております。渡部さんは町が行っているリース事業のパイプハウスを含む、町のハウスを含む計30棟でキュウリ栽培をしており、地域農業のリーダーとしての実績が、高く評価されたものだと思っております。

おります。このたびの受賞を心よりお祝い申し上げますとともに、今後のますますのご活躍をご期待申し上げます。

それでは質問をいたします。今年は例年になくクマの目撃情報がたくさんあり、町民の生活が脅かされております。平成 22 年 10 月には、野沢地区商店街にクマが出没し、新聞、テレビ等で全国に報道されたことは記憶に新しいところであります。また昨年、人命にかかわる痛ましい人的被害も発生しております。クマ、サル、カモシカなど、従来動物に加え、イノシシやニホンジカなどの生息も確認されており、今後、農作物への被害拡大が懸念されるところであります。

そこで、今年の有害鳥獣による農作物への被害の状況はどうであったか、また対策についても合わせてお伺いをいたします。

次に、接近警戒システムについてお伺いをいたします。昨年、経済常任委員会の管外行政調査で、鳥獣被害防止について先進的な取り組みを行っている、山形県上山市を視察いたしました。ここでは、主にニホンザル、ツキノワグマ、カラス、ムクドリ、カモシカ等について鳥獣被害防止計画を立て、捕獲に取り組んでおりました。その中で、動物の出没を感知する、接近警戒システム整備事業というものに取り組んでおり、このことについては、その後 12 月定例会において、委員会報告ということでお知らせをしたところでございます。

その後本町においても、今年度、高目地区に設置するという話に大きな期待を寄せていたところですが、その効果はどうであったのか、また、さらなる設置の見通しはどうかお伺いをするものであります。

次に、鳥獣被害防止に大きな役割を果たしていただいているのが猟友会のかたがたであります。しかし、会員の減少が大きな課題となっております。猟友会の会員の減少に対する対策や支援策が必要と思っておりますが、現状と今後の対応についてお伺いをするものであります。

以上で私の一般質問といたします。明快なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10 番、清野佐一議員のいくつかのご質問のうち、私からは町政への取り組みについての中で、平成 23 年度決算についてお答えをいたします。

平成 23 年度は、総合計画・実施計画に基づき、特に、地域経済の活性化、人材育成・教育振興、健康づくりと安全安心の推進の三つを重点目標に掲げ予算編成されたところで、常に町民の目線に立ち予算の執行を図ってきたところであります。

平成 23 年度にあたっては、今ほど申されましたように、3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故の対応にはじまり、7 月下旬には新潟・福島豪雨により本町においても甚大な被害が発生するなど、予期せぬ対応を迫られた 1 年でもありました。そのような状況下ではありましたが、例年の事業に加え、西会津小学校開校に向けての準備事業、小学校新校舎整備に向けた各種事業、生活環境づくり支援事業、新町民バス運行に向けての作業など、喫緊の課題にも対応してきたところであります。なお、一部諸事情により繰越明許となった事業を除き、議員各位のご協力をいただきながら、おおむね計画にそった事業執行が図られたものと認識しているところであります。具体的な事業については、

配付しております 23 年度決算状況及び主なる施策の執行実績調書のとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 10 番、清野佐一議員の生活環境づくり支援事業についてのご質問にお答えします。

この事業は、23 年度と 24 年度の 2 カ年で実施しており、8 月末まで補助決定した工事のうち、439 件について完了報告書が提出されたところであり、約 91%について、事業完了し、順次補助金を交付しているところであり、申請時での総事業費が、約 3 億 3,000 万円であったことから、この事業の実施により町内に活気が出るなど、経済効果は大きかったものと認識しております。今後は、事業の効果や問題点などを総合的に検証していきたいと考えておりますので、ご理解願ひます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 10 番、清野佐一議員の町政への取り組みについてのご質問のうち、集落支援員に関するご質問にお答えいたします。

町では、過疎・高齢化の進行に伴い、一部の集落において、高齢化率が 50%を大きく超え、従来集落で行っていた共同作業や行事が困難になるなど、集落機能の低下が著しくなっていることから、昨年 6 月より集落支援員を配置したところであり、昨年度からの 1 名に加え、本年 5 月から 1 名を増員しまして、2 名体制として、奥川支所を拠点に集落支援活動を現在行っているところでございます。

集落支援員の任務といたしましては、集落の巡回・見守り、高齢者支援、各種申請等の事務補助、地域づくり活動支援などであり、現在、荒木、弥生、弥平四郎、大舟沢の 4 集落を重点的に訪問し、自治区長さんの話などを伺いながら、必要な支援を行っております。具体的には、草刈りや清掃活動等の共同作業の支援、健康教室の開催補助、集落の実態調査など、集落支援員の出来る範囲で取り組んでいるところでございまして、現在のところ負担がかかりすぎるといった状況にはないというふうに認識しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 10 番、清野佐一議員の農政についてのご質問にお答えします。

1 点目の、有害鳥獣による農作物等への被害の発生状況についてのご質問ですが、まずツキノワグマについては、昨年と比べ多くの目撃情報が寄せられており、被害作物はトウモロコシやスイカが主なものでありますが、特異な例としては住宅近くのニワトリが襲われるという被害もあり、最近では稲への被害も発生しています。さらに今年の新たな特徴として、日中に活動し、人を恐れず集落周辺に居続けるという新世代熊、ニュー・ジェネレーション・ベアの出没も確認されています。

また、ニホンザルについては、野菜全般に被害が発生しており、昨年初めて被害が発生したイノシシについては、稲の被害や畦畔の被害が報告されており町内全域で目撃情報があることから、今後の被害拡大が懸念されます。

被害を防止するため、看板やチラシ、防災無線による注意喚起や、銃や檻による捕獲、

被害防止パトロールの実施、電気柵の導入推進などさまざまな被害対策に取り組んでおります。

次に、接近警戒システムの効果についてのご質問ですが、設置に当たっては、国との協議が必要だったことから、まだ、接近警戒システムは設置されていませんが、先般、事業が承認され、集落への説明会も終了しているので、速やかに工事を発注することとしております。設置後に検証を行い効果があれば他の地区にも導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、猟友会員への減少に対する対策と支援についてのご質問ですが、平成 20 年度に 26 名の有害鳥獣捕獲隊員も平成 24 年度は高齢化等により 22 名に減少しており、隊員の減少については町としても大きな問題であると認識しております。機会あるごとに地区のかたがたに狩猟免許の取得をお願いしてきたところであります。

また、新規狩猟免許取得者の支援策としては、西会津町有害鳥獣対策協議会の事業として平成 23 年度より狩猟免許取得費用の一部を補助しております。昨年度は 2 名が受験しており、今年度も新規に狩猟免許の取得希望者があることから引続き支援を実施してまいりますので、ご理解願います。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、生活環境づくり支援事業についてお伺いしたいと思います。これは当初、22 年度の 12 月でしたか、皆さんからの希望を取って、大雪のために 3 月を越えるというようなことから、先ほど課長、話された 23 年度からというようなことだったと思います。それで、やはり大勢のかたの希望があって、本当に 7,000 万で 3 億からの大きな効果が出た、事業費があったと。やはり少ない経費といいますか、そういう補助をすることによって、地域のためには大きな活性化がなされたというふうに考えております。

今回の住宅に関してのある程度限定されたことからして、やはり一部では、いろんな農作業小屋とか、何かそれよりももうちょっと拡大した中でやってほしいという声も聞かれました。それとあと、私、課長の答弁ですと、これから検討されるというようなことですので、一応、私としては、提言といいますか、そんなことで申し上げたいんですが、昨日でしたか、多賀議員が話されておりましたが、七日町の街並みの景観づくりですか、そういうこともやりようによっては、野沢のふるさと自慢館、とりあえずあの周辺を中心とした商店街の景観づくりにも補助してやるのが、さらなる観光にも結び付くし、活性化にも結び付くと、野沢まちなか再生プロジェクトという中でも、まちづくりということを提言しておりますので、それらも同時に行っていただければ、これもまた一石二鳥、三鳥の効果が出るのかなというふうに思うわけですが、一応提言ですけれども、そのようなことについて、どのように、これは町長にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 当初、この単年度事業というようなことで考えておりましたら、これはやっぱり 2 年くらいかけてやるべきだというようなことのご提言から、23、24 年度の 2 カ年事業で、1 人の業者が抱え込むことのないように、いろいろ配慮した形で行ってきたところであります。現在、先ほどの答弁にもありましたように、91%が終わっておりますから、このすべて終わった時点で再検証いたしまして、来年度以降の、この生活環境づくりについての

効果、実績、再度精査をしたいというふうに思っているところであります。

また、現在、再生可能エネルギー、こういったことについても、来年度以降、取り組む計画で実はおります。具体的に、まだどういう事業をあてがって、何をするかということについて発表する段階ではありませんから、来年度当初予算に向けて、鋭意作業を進めてまいりたいというふうに思います。

そうした中で、この生活環境づくりが、継続性についてどうなのかと、しっかりこのことについても合わせて検討したい。いわゆるこの、総合的な中において、こういった事業についても網羅できるのかどうなのかどうなのか含めながら、対応してみたいというふうに思っているところであります。

さらに今ほど、まちなか再生プロジェクトも、こういう事業を行えばというご提言がありましたけれども、確かに拡大解釈をすれば、そういったことについても大いに役立つだろうというふうに思いますけれども、今のところ、このまちなか再生プロジェクトからご提案いただいたものについては、新たな事業の中で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでありますので、今後、議員からのご提言については、鋭意検討してまいりたいと思います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 まちなか再生プロジェクトについては、別でやられるということですが、やはりそれらを長期的な観点から計画をしていただいて、少しでも早く町中に誘客が図られるようなこともお願いをしておきたいと思います。

それから次は、集落支援員についてお伺いしたいと思います。これについては、1人であった支援員を今回2人にされたと、集落も4集落で実施をしていると。今後、やはりまだまだ過疎なり高齢化が進む地域といたしますか、集落がまだまだあると思うんですね。だから今後の見通しといたしますか、各地区に何集落かたぶんあるだろうと思いますので、それらについての今後の方針といたしますか、どのような計画で取り組んでいくというか、だいたいそれをやるには、基準というか、人数的なこと、あるいは年齢的なことの一つの基準はあるとは思いますが、その辺はどのような基準を持って配置をされてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援員に関する質問にお答えいたします。

現在4集落を重点地区として支援しているわけですが、それはいずれも70%を超えてしまっているというような集落でございまして、この4集落については、特別に支援をしていく必要があるだろうということで考えたところでございます。そのほか、奥川地区には、60%を超えている集落もかなりございます。そんなことで、今の2名を奥川地区に配置しているというようなことであります。それで、今年の春に奥川、新郷地区、2地区を対象にしまして、地域のアンケートなどを調査させていただきました。集落の困っている実態、そういったことを今、把握作業をしているということで、従来の1名に加えて、今度2名体制ということになりますので、支援のあり方をもう少し拡大していくというような方法で、その分析作業をしているということになります。

今年からは、集落、奥川地区に関しましては、いろいろな事務的支援というようなこと

で、各集落の相談にも応じられるような形にはこうさせていただいたところでありまして、今年、2名体制にするにあたりまして、新郷地区に関しましても支援の対象として考えていきたいというようなこと、当初申し上げておりました。それで10月からは新郷地区にも週何回か連絡所に足を運ぶような形で、ちょっと範囲を拡大して相談業務、そういったことを行えるような形をつくっていかうということで、今、話し合いをしているところでございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど私が質問の中で申し上げましたときに、サロンとか、そういうのにもということで、以前、立ち上げの段階でのそういうのもやっていくんだと、支援をする、あるいはボランティア的なことですか、福祉面にも手をかざすんだというようなことだったと思うんですが、今はそういうことではなくて、先ほど課長の答弁の中の範囲でやっていくというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援員の作業の範囲といたしますか、任務の範囲の話でございますが、先ほど申し上げたような内容で、今年取り組んでいるところではありますが、地域のサロン活動だとか、そういったところにも積極的に参加しておりますし、いろいろ地域活動にも積極的に参加して、地域おこしみたいなことについても、携わっていかうということで、高陽山の登山の関係だとか、それから今は、小屋地区のカタクリの群生地を、地域の資源として活かさないかとか、そんなこともいろいろ集落支援の活動の中で、いろいろ取り組んで、作業の範囲といたしますか、そういったことも拡大しつつ行っているということでもあります。

なかなか、集落支援の活動、スタートしたばかりなので、自分たちもどこまでやっていいのかというのを、ちょっと今模索しているような状況でございますが、そんな形で、現在作業を進めているということでございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは質問を変えまして、鳥獣対策、有害鳥獣対策であります。これについては、私も以前に罨特区というようなことで申し上げた経緯がございます。これについては、県が国へ鳥獣保護計画でしたか、計画を立てて、それで認可をしていただくというようなことであつたと思いますが、これについては、昨年は大震災、そしてまた原発等ありまして、県のほうのいろんな作業が多いために、その作成がいたらないというようなことで、25年度からはというような、それまでに準備をするような話を聞いたと記憶しておるんですが、その後の状況といたしますか、取り組みについての内容がわかれば、お知らせをいただきたいと思ひます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 罨特区の状況についてのご質問にお答えいたします。

3月の議会で清野議員から罨特区の取り組みについてのご提案がありました。今年度から鳥獣保護法の基本方針の見直しの中で、罨特区が全国展開をすることになりまして、どこの県でも実施できるようにはなつたんですけれども、先ほどの質問の中にあつたように、県の鳥獣保護事業計画の中に、その罨特区の部分を盛り込まなければ、その県では実施で

きないということで、本年度、福島県としてその計画を見直しにあたっております。その中で、今の制度の中で、この罌特区については早急に対応が必要だろうということで、県の7月18日に、福島県自然環境保全審議会というのを開催されまして、現行制度の中に、その罌特区の制度を盛り込もうということで審議がされまして、了承されたところであります。明日、9月12日、市町村に具体的な説明をするということで、会議が開催される予定になっておりますので、この事業内容を説明を受けまして、町としてどのような形で取り組んでいけるのかを今後検討してまいりたいと思います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 これは、こういう鳥獣被害については、西会津ばかりではなく、近隣町村いたるところで同じようなケースで発生をしているところでもあります。そういう中で、これは平成22年、本町においてテレビ中継にまでなったクマ騒ぎのときに、12月、町長が提案理由の中でお話されておりますが、森林の整備、市町村の枠を超えて、広域的に緊急時に対応できる人材の育成など、近隣の市町村と連携し、県や国に対して、対策の強化や支援策を要望していくというようなことでありました。

これからも、これらをやはり積極的に働きかけをしていただいて、耶麻町村長会ですか、とか、私たちにできることであれば、また、耶麻議長会、また県の議長会とか、そういうようなことで、いろんな形の団体といいますか、俗にいう6団体のうちの、そういう団体に働きかけをして、お互いに共通の課題として、ちゃんとした制度といいますか、を築き上げていただきたいなというふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おっしゃるとおり、これは一町村でとてもじゃありませんけれども対応しきれないということでありまして、まず現在、取り組みを進めているのは、喜多方市、北塩原村、そして西会津の3町村において、会津北部関係市町村有害鳥獣対策連絡会を組織しております。そこで、いろいろ、この特に西会津がある意味では非常に進んでおりますので、いろんな取り組みを行うなり、あるいはそういうことを意見交換をするなどしながら、これに対する対策を講じておりますし、また、平成24年度の県の町村会の定期総会、これについても、私が提案理由の説明になって、有害鳥獣による農作物被害軽減策についてということで、町村の総会にも提出しており、さらには先回、会津総合開発協議会の喜多方地方部会、これ部会長、私であります、それについても、県のほうにこのクマ被害や鳥獣対策について、県の環境部長はじめ、関係者といろいろ対応を取っているところでもあります。そういう取り組みを含めながら、この問題については、一町村のみならず、全県的な対応として、ぜひこの取り組みを最大限進めていただきたいという要望をしているところであります。

その結果、やはりいろんな各種施策において、県のほうでもそれなりに対応しておりますので、今後とも一層、これがもっともっと進めるように、あるいはこの対策が功を奏するように取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 近隣町村なり、連携してやっていくというようなことでありますが、今年は幸いにして、まだ、これからまたクマの、動物の活動時期になると思います。被害が出な

いからいいということではなくて、やはり広報活動も大事でしょうけれども、それに追い
払いなり、何か近づけないような方法、それらについてはまた猟友会のかたがたとか、い
ろんなかたがたのお力を借りるようにはなるんでしょうけれども、とにかく人的な被害の
ないような対応策を講じていただきたいというふうに思いますが、町長の決意のほどをお
伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 昨年は宝川地区において、ササとりに行ったおばあちゃんが、クマに遭遇して命
を落とされたという痛ましい事件がありました。今年は決してそういうことのないように、
担当課のほうにも十分に、それぞれ連絡や、あるいはクマの目撃情報、こういったことを
徹底しながら対応を図るように指示しているところであります。

最近になっても、この目撃情報が途絶えることはありません。つい2、3日前は、さゆ
り大橋の下の川に、相当大きなクマが水浴びをしていたと、それも午後2時ごろの話であ
りまして、大変憂慮しているところであります。その後、周辺一帯について、厳重に注意
するように現在指示しているところでありますけれども、そうしたことが、あちらこちら
に出没をしているという現状をみたときに、人的な被害は決してあってはならないとい
うことでありますので、猟友会を含めて、現在取り組みを強化しているところであります
ので、今後とも一層の努力をしまいたいというふうに思います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 人の命は地球よりも重いといういわれるわけでございますので、とにかく被
害防止に全力をあげていただきたいと思います。

私の質問に対して答弁をいただきましたので、以上で一般質問を終わります。どうもあ
りがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時31分)

○議長 再開します。(13時00分)

議長を交代いたします。

○副議長 議長を交代いたしました。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 12番、武藤道廣です。私は今回、大きく3点の質問を通告しております。質
問に入る前に、ここ2年間ほどの伊藤町政に対して、疑問や議会答弁を含めて信頼に欠け
る感をいただいておりますので、それを払拭するためにも、今次、一般質問をすることに
いたしました。そして、大きな三つの問題を重く受け止めております。各問題とも、全員協
議会や定例会で説明を受けておりますが、私自身、いまだ理解することができません。む
しろ説明や同僚議員の質問の答弁に対して、不信さえいただいております。

まずその一つ目は、原発事故により、県中処理施設からのあいづダストセンターに搬入
された放射能に汚染された汚泥問題の、町の対応と職員との関係であります。この件は、
担当職員や課長が現場に立ち会い、放射線の測定をしたこと、町長が説明や報告を受けて
いないということでありました。これだけ重大なことが報告されなかったのか、課長の出
張や立会の許可は誰が行ったのか。それとも、課長独断での行動で、報告は必要なかっ
たのか。いまだ疑問に思っております。その後、対策として町長は報・連・相の指導徹底

を強調されておりました。

そして二つ目は、税に徴収に関する職員の事件の件であります。大変痛ましい、残念な結果になってしまいました。そのときも、報告を受けていない、知らなかったといわれております。私も個人的に直前の2日間、彼と関わりをもち、平常時と異なると感じ、注意して見守るようお願いをした経緯もありましたが、ミスを経緯や、本人の状況の報告もなかったと。そしてそのときも、報・連・相を指導したとのことでありました。

三つ目は、ケーブルテレビ高度化事業の第2期工事の工事ミスであります。工事ミスの原因や経過、そして対応、防止策等、全員協議会や定例会の説明、そして同僚議員の質問に対する答弁と、会議録や議事録を見ますと、確認のためではありますが、私なりに整理して順序立てて、当時の説明や答弁を加えまして経過をたどってみました。

まず、平成22年9月定例会において、ケーブルテレビ高度化第2期整備工事随意契約、議案第22号であります。可決されました。そのとき、町答弁として、前回の第1期工事では、いろいろ不具合があったことから、契約時に業者にその反省点を加え、十分指導するとの答弁をいただいております。

次、23年1月19日、メールの受信の件であります。当初、承認を決定していないという町側の答弁でありましたが、後日、改めまして1月20日、メール承認、送信をしたとのことでありました。

5月16日、工事ミス発覚、工事一時中止をしたということでありました。

5月25日、施工業者、設計管理業者、町の3者協議が行われ、原因究明をしております。そのとき、町長、副町長は同席していないということでありました。

6月3日、3者協議。同じく、同じメンバーで町長、副町長は同席せず。しかし、そのときに手直し工事の承認をし、指示をしたと報告されております。この時点で、誰の責任で指示をしたのか疑問であります。

6月6日、補強工事の強度に関する証明書が施工業者から、6月6日付けで送られております。

6月10日、全員協議会、2期整備にかかる伝送路工事についての説明であります。工事ミスの原因、そしてその原因として発注ミスの説明、補強で対応するということでもあります。このとき、すでに6月3日に全員協議会前に、手直しすべては指示されていたということで、議会対応はあとになったと理解しております。

6月10日、定例会、変更契約、定例会ですね。変更契約を否決しております。このとき副町長は、工事ミスについて陳謝し、原因は発注ミスであり、工事等改善指示をしたと。そして、全員協議会で経過訂正、これは1月20日の分ですね、やっております。そのとき、副町長としては、組織的なチェックが働かず、発注者として重大な管理責任があると、今後このようなことはないように努めると言っております。町長は、清野議員に対する答弁で、今回のこの工事についての誤りについて報告を受けたときに、私はこれは張り替えだと、いわゆるどこかで間違っただけということについては、これはいろいろ手続き上の問題はあるにしても、見込み違いでこういうことが起きてしまった。業者がやってしまったことなので、それは基本的にいえば、すべてこれは元通りにしてくださいと、こういうことを真っ先に私は言いました。誰に言われたのか。そしてまた、今日もその話を担当課、そ

してかかわった職員全部、町長室に呼んで話をしたと、業者からなぜ間違っただのかということについて、きちっと報告を受けなければならない、監督もちゃんと報告を出してください。補強で対応がきるなら、今回は補強せざるを得ないとの判断にいたったと。6月3日に手直し工事の承認をして、指示をしているんですよ。大変疑問であります。

7月7日の臨時議会、町長の提案理由の説明であります。6月定例会での審議の中でご指摘のありました材料の発注誤りにつきましては、事実関係をさらに調査し、施工業者を呼び、計画監理業者に対して厳重に注意を行った上で、適正化に向けた手直し工事を指示したと言われております。

ちょっと前後左右しますが、その前に6月15日付けで、株式会社イーエスエス、6月20日付けでパナソニックソリューションズの経過報告及び原因、対応についての報告書が届いております。

そして7日に戻りますが、そのときに、町長はミスについては誠に遺憾であり、お詫び申し上げます。今後、二度とこのようなことがないように、再発防止に向けた対応を、町職員及び関係業者への指導監督を徹底するとも述べられております。同日の全員協議会では手直し工事についての説明がなされております。

そして9月1日、町長室で施工業者及び設計監理業者等と会っておられます。

そして9月定例会、質問に対する工事ミスの原因、発注ミスですね。その説明と今までの経過が報告されております。そして、町長は町担当職員に厳重な注意勧告をしたと、それぞれの職員はチェックリストを持ってきちっと対応しなさいと注意したと言われております。それに応えるように、町は再発防止の厳重注意を業者にしたとも言われております。ここでも、当初私は、これはすべてもう一回、一からやり直せという厳命を下した。それに対して、本質は変わらない手直しをさせていただきたいと言われたので、最終的な町長判断で手直し工事を決定したと、そのように答えられております。

12月定例会においては、第2回目の変更をしております。

それから3月9日、3月定例会では、上谷工区、随意契約、工期の延長等が行われております。そしてその後、検査が行われ、その前に11月10日、これも上谷工区の方で、全員協議会がなされております。そして24年、本年度、再び加入者宅引き込み工事において、偶然とはいえミスが発覚しました。内容は皆さんもご存知のように、6月20日の調査結果報告によりますと6集落。新郷地区です。あと上野尻地区ですか、一部。最大で150件、そういった宅内引き込みのミスが報告されております。

経過としては、以上ようになっております。それでは質問に入ります。

たびたびの説明にも関わらず、理解する上でも、ケーブルテレビ高度化第2期工事と上谷工区の工事契約について伺います。こともあろうに、この工事期間中に、2度の工事ミスが発生しております。今までの説明や指導、反省はいったいなんだったのでしょうか。

まず、第2期工事の1回目のミスの原因と町の対応、改善、あるいは指示事項等、検査はどのように行われたのかをお聞きいたします。

経過については、私が今述べた以外、あるいは間違っていたならば、それを訂正程度でたくさんであります。

2回目のミスであります。同工事の加入者宅引き込み工事のミスに対する町の対応は、

どのようにされているのかお伺いします。工事ミスが、工事期間中に2度発生したことに対する町長の見解をお伺いいたします。

続いて、これは議会の議決要件ではありませんが、上谷工区工事に関して、随意契約とした理由は何だったんですか、第2期工事の工事ミスをどのように評価し、また判断しての契約だったのでしょうか。本来ならばペナルティ、あるいは指名停止も考えなければならぬことと私は思っております。それをしないで随意契約したわけでありまして。加えて契約時、町は業者に対してどのような指示や要望をされたのかをお伺いいたします。

次に、広域基幹林道大山美坂高原線の開設促進期成同盟会における町長発言の真意についてお伺いします。森林居住環境整備事業大山美坂高原線は、全体計画事業費27億6,480万円、全町11.087キロメートル。期間、平成2年度から平成24年度。安座大久保区間が平成11年度に完了し、続いて大滝美坂高原区間が平成24年度完了し、ようやく25年度開通式の運びとなりました。期成同盟会は、西会津町、柳津町、三島町で構成され、西会津町長が会長を務めております。総会の席上、次の2点の発言が、会長、町長よりありました。同じ町のメンバーとして、その真意と根拠が量りかねず、お伺いするものであります。

一つは、使い勝手の悪い林道である。大滝地区までが狭隘で危険な道路であるうんぬんであります。確かに、黒沢、大滝区間、町道は冬季間の雪崩の危険性や、道幅も狭く、屈曲して、通常的にも安全安心な町道とはいえず、大滝の住民からも改良が要望されています。道路管理者の町の計画も併せて伺いたいと思いますが、期成同盟会の席上での発言の町長の真意は何なのかを伺うものであります。

また、大久保大滝区間は大した距離でもなく、工事費も大してかからないので、やるべきである。当初、大山美坂高原間が計画されていましたが、工事の困難さと工事費がかさむ等々の理由で見直され、現在の計画になったと理解しております。それらの経緯を承知しての再見直しの発言なのか、また、計画に載せるならば、担当者会議等で検討されての発言なのか、会長就任4年目でもあり、完了間近の発言の意図するものは何なのかを伺うものであります。

最後に、デマンドバス交通運行について伺います。デマンドバス運行が開始されて、町民の皆さんからさまざまな意見や苦情が、私にも寄せられております。とりわけ高齢者のかたや、交通弱者といわれるかたがたにとって、使い勝手がよくないとの声が多く寄せられております。

しかし一方では、自分で電話予約ができ、バス停から遠くの方は近くまで来てくれるので便利になったと喜んでいる声もあります。多くは、電話予約が面倒であると声を揃えております。慣れないとはいえ、デマンドバス交通にとっては致命的な課題でもあります。また、診療所や買い物や用事で時間がかかって、予定のバスに間に合わなくて大変困ったとか、予約ができないなどあります。

私もデマンドバス運行初日のセレモニーのあいさつで、一日も早く町民の皆さんの足になるように改善を重ね、より利便性を確立してほしいと申し上げたこともあります。この西会津町は面積が約300平方キロメートルと広く、その86%が山林でもあり、そして特別豪雪地帯でもあります。高齢化率は40%を超え、75歳以上の後期高齢化率は26.2%と高く、独居世帯は569世帯。高齢者のみの世帯数は408世帯。全体の34.7%になっておる現

状であります。さまざまな視点から改善を求めるものであります。次の3点について伺います。

まず、6月定例会での同僚議員の質問、提言に対しての対応はどのように進められているのか。

次に、バスの運行等に対する利用者や町民の声をどのように把握しているのか、またそれらへの対応はどのようになされているのか。

アンケートや座談会等、町民の声をすくいあげる考えはありませんか。また、先進地の対応策として、一事例ではありますが、電話予約の補助員制や簡素化、予約時間、例えば30分前まで可能だとか、朝夕の定期バスとの併用、困った人を助ける案内人等の制度の設置等、バスの空席の場合の予約なしでの乗降、いろいろあります。そして観光客、障がい者への配慮、さまざまな対応で西会津町独自の運行方法や体系を確立し、一日も早く町民や交通弱者の足の確立に努め、利用者、乗客増を目指し、一部のみの利用者の固定化防止にも努めるべきと考えるものであります。町の答弁を求めます。

以上、私の質問といたします。

○副議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま12番、武藤議員からるる質問等がございましたが、私からはケーブルテレビ高度化事業第2期工事と上谷工区の工事契約について、また広域基幹林道大山美坂高原線の開設促進期成同盟会における町長の発言うんぬんについてでございます。

まず冒頭、武藤議長が議長席を降りて、そして質問をするということについては、私もどういう発言の趣旨で、何を質問されるのかとこう注視をしておったわけでありまして、あることか、伊藤町政に対する不信をただすということの受け止めでありまして、疑問と不信をただすためだと、こういうことである述べられました。質問の中ではありませんけれども、質問にいたる冒頭の発言というのは、まさしく、なぜ質問をするのかというところの肝心なことを申されているわけでありまして、るるお話のあった放射能の測定の問題が、担当課長の判断と独断だとか、あるいは税務職員のうんぬんの問題まで出されるわけでありまして、さらには、これまでケーブルテレビの2期工事にわたる一連の工事の内容、こういったことは、詳しく町独断で判断することなく、例えば、工事ミスが発生をした、どういう状況で発生をしたのか、あるいはどういう対応を取ったのか、そういうことは、ことこまめに議会の皆さんに申し上げてきたつもりであります。

それに対して、理解ができないとか、あるいは、今になって古いページをめくるようなことが、はたして西会津町の議長として質問する内容かどうか、いささか私も疑問に思う。それよりも、もっと議長としての職責をまっとうするならば、私は西会津町のこれからの将来のあるべき姿をしっかりと町政に反映すべく、格式のある質問をすべきではないのかなとこう思うのであります。

そういう観点から、いくつかの質問がありましたので、私から2点の件について答弁を申し上げたいと思います。

はじめにケーブルテレビ高度化事業第2期工事のご質問であります。本件につきましては、これまで議会本会議や全員協議会等でご説明し議員各位のご理解をいただいておりますが、手直し工事については、十分な強度計算を確認し、万全の対応を持って工事を実

施してまいりました。その結果、今期の豪雪においても支障はございませんでした。

次に加入者宅の引込工事の誤りについての対応であります。工事誤りの発覚後速やかに請負業者及び設計監理業者の責任者を呼び、工事誤りの原因を徹底解明させ注意及び指導を充分行った上で、手直し工事をさせ9月1日に手直し工事はすべて完了したところであります。今後町発注の工事については、請負業者との打合せの徹底、町検査体制の強化等を図ってまいりますのでご理解を願いたいと思います。

次に上谷工区についてであります。ケーブルテレビ高度化事業第2期整備工事の継続工事であり、事業内容に継続性があること、一体の施設改修を目的としていること、前回工事と本工事に密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、安全・円滑・適正な施工を確保するため、随意契約としたところであります。

次に大山美坂高原線開設促進期成同盟会についてのご質問にお答えをいたします。

失礼しました。随意契約について答弁しておりませんので、随意契約に、請負業者に対して、設計図書・工法書・仕様書・工事請負契約に基づいて工事を施工することを改めて強く指導するとともに、町の確認体制も強化してまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に大山美坂高原線開設促進期成同盟会についてのご質問にお答えを申し上げます。

広域基幹林道大山美坂高原線は、平成2年に着工した路線で、西会津町安座を起点として、大久保地区を通り、三島町美坂高原に至る全長18キロメートルで計画された林道であります。しかし平成16年、国の事業見直しにより、計画路線の一部、西会津側の久保から大滝までの区間約7.6キロメートルが、この整備区域から除外をされ、安座～久保、大滝～美坂高原と分断された路線となっております。このことよって、大滝～美坂高原区間は町道大滝線が接続することになりました。町道大滝線は、ご承知のように幅員3.0メートル、延長2.9キロメートルの町道でありまして、狭隘であり屈折も多く、大型車両等が通行するには、大変危険な箇所が多い路線であります。奥にある道路の幅員が広く整備をされており、接続の道路幅員が狭隘であることは、林道の活用において大型車両等の通行について支障をきたすことは充分考えられることでもあります。その解消のためには町道部分を林道に編入するとか、あるいは県営の林道で整備するか、または当初計画の通りの久保～大滝区間を開設するかなど、今後期成同盟会の中で、協議してまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○副議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 12番、武藤道廣議員のご質問のうち、デマンドバスについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、6月定例会における質問・提言に対する対応はどのように進めているのか、とのご質問にお答えいたします。6月定例会におきましては、3名の議員のかたがたからデマンドバスに対して、予約方法の改善や高齢者等に配慮した踏み台の設置、大山まつりの参拝客に対する対応などのさまざまなご質問・ご提言をいただいたところであります。

このうち、踏み台につきましては、ステップの高い車両すべてに配備いたしました。ま

た、大山まつり参拝客の対応につきましては、実行委員会の事務局である町商工会と打合せを実施し、参拝客に対するデマンドバスの周知や列車の時刻に合わせた運行時間の変更、さらには臨時便の運行など、関係機関と連携を図りながら、来年度に向けた検討を進めてまいりる考えであります。

次に、利用者や町民の声をどのように把握しているのか、とのご質問であります。本年4月の運行開始から現在まで、利用者の皆さんなどからさまざまなご意見をいただいているところであります。具体的には、週に1回しか利用できなかった集落のかたなどからは、毎日利用できるようになってよかった。集落の中までバスが入るようになり、停留所が近くなってよかったなど、デマンド方式に変更したことによるメリットの声が多く寄せられているところであります。

一方、予約方法や運行時間などについては、改善すべき課題もありますことから、議員おただしのように、今後、アンケート等により多くの町民の声をお聞きするとともに、先進地の事例なども参考にしながら、町バス交通体系整備検討会議などを通して、運行体系や予約方法などの改善を図り、よりよいデマンドバス体系を構築してまいりる考えでありますのでご理解を願います。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほど町長から質問にもない進言といいますか、るるいただきまして、それはそれで受け止めておきたいと、このように思っております。

しかし、質問にも答えていただきたい、そう思います。私の質問したのは、まず第2期工事の原因と、これはどのようにおさえておられますか。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 第2期工事の施工誤りについての原因については、施工業者がSSDWの径の発注を誤って発注したことによるものが原因であります。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今まで、そのように繰り返し説明を受けてきました。しかし、この前私もこの質問をするかどうかの以前に、ある程度の質問を担当課のほうへしましたところ、上谷工区のメーカーの会社名が、第2期工事のメーカーと変わっていました。光ケーブルのまあ、丸ですね。SSDWです。どうしてなのかと質問したところ、町側の説明は、受注者側のミスであると、そういう報告でありました。これの事実はどうなっておりますか。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 あくまでも請負業者、パナソニックがSSDWの径の間違えを犯して発注してしまったというのが原因でございます。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それでは、わざわざこういうふうにしていただいた説明の中で、随分と変わってくるわけですね。私はそういうこともありまして一般質問の席に立ったわけであり。町長がいろいろ言われましたが、町の答弁に対する不信感というものが強くいただきました。説明を受けるたびに変わったのでは、議会としても対応できませんし、私自身も信頼を損ねるものであります。そのときの説明では、受注ミスである。そして上谷工区がなぜ変わったのか、それはメーカー側に、パナソニック、施工業者がペナルティを加えたも

のと私は判断しました。これについてはどう思いますか。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回のSSDWの工事誤りについては、町といたしましてはパナソニックが間違っただけで発注をして、この誤りにつながったということでございます。パナソニックの会社の中でどういう判断をしたというのは、うちのほうでは判断しかねないところがございますが、町としましては、あくまでもパナソニックの発注の誤りが原因だということでございます。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それでは、当初の説明のとおり、単純な発注ミスによる誤りだったと、そう理解します。

すると、先ほど質問にもあげましたけれども、上谷工区の随意契約であります。私も先ほども述べましたように、随意契約は契約のやり方というものは理解しているつもりでありますけれども、今回、2期工事のミスをどのように点検、評価されて随意契約にいたったのか、再度説明願います。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回の上谷地区の随意契約につきましては、あくまでも第2期整備工事は一体として工事を進めるというふうな考えで随意契約をいたしましたので、第2期整備工事においても前回のミスについては、その判断材料としなく、随意契約をしたということでございます。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 本来ならば、当然判断材料にすべきところをしなかった。これはどうしてですか。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回の上谷工区につきましては、先回、第2期整備工事の中のやつが、電柱の添架の関係で、先回から抜いたというような経過がございます。上谷地区につきましては、第2期整備工事の一体の中の工事であるという考えのもとで随意契約をしたということでございます。今回そのミスについての、それについてどういう評価にして随意契約にしたのかということについてはありますが、そういう随意契約理由により契約したということで、そういうことについては今回評価の対象にしなかったということでございます。その2期整備のミスについては、今後上谷工事が終わって、その終わった時点において、ミスに対しての町の判断というのは、そのあとするということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 よく理解できませんが、町長が、先ほど私が質問しましたように、この工事ミス、あるいは2回目の工事ミスに対してのご意見等を承っておりません。答弁を求めるものであります。

○副議長 町長、伊藤勝君。

○町長 第2期工事の当初の、いわゆる線が何スクエアだとか、いろいろありましたけれども、その当てもそうでありましたが、業者が大きなミスを犯してしまったということで

あって、工期内に具体的に工事が遅延することなく進めるにはどうすべきなのかという、その後の対策を具体的に町としても検討したわけであります。したがって、それは改めて申し上げるまでもなく、そうした答えのプロセスは適切に行ってきたというのが私の判断であります。

今回の加入者引き込みの件、これについては、これはもうちゃんと町のほうでも、即刻これはすぐに確認をし、そしてそのミスたる原因というものを掌握をして、そしてこの対応を取ってきたということであります。いずれにしても、私としてはこういうミスというものは、大きく考えれば誰でもあるなんていうことは言いたくありませんけれども、問題はそのミスが出た場合、あるいはいろんな災害がきた場合、そのプロセスが私は、その工程が大事だというふうに思っているところであります。結果的に今回、こうした工事ミスが重なった業者については、工事がすべて完了したあとに、それなりにしかるべく対応をしてまいりたいというふうには思っているところであります。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほど町長の答弁、受けましたが、わからないわけではありません。プロセスが大事であると、ですから私は、今までの経緯をすべて調べたわけですよ。5月25日、6月3日、町長、副町長、同席しない中で手直し工事が承認されて、指示されております。これはどういうことなんでしょうか。そして、町長は6月の定例会で、先ほど私が言いましたように、はじめてわかった、そしてそのときに決定したんだと答弁しております。プロセスが大事ならば、このずれはどう説明するんですか。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

5月25日に町と請負業者と管理業者、3者によって手直し工事についての協議をしております。その際、ハンガーで釣る工法についての検討をいたしまして、パナソニックにその旨の指示をいたしました。それで、6月3日にパナソニックから、その指示通りのことで手直し工事をさせてほしいという回答を得ました。それを受けまして、6月6日に町長にその旨の説明をいたしました。その際、町長より、当然全部張り替えるのは妥当ではないかというようなお話をいただきましたが、納入等の関係で、今回の手直し工事のようなハンガー工法でやるというようなことでご説明をし、承認を得たところであります。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今はじめて、その6月6日の件が出てきたわけでありますね。今まで報告は全然なかったわけですよ。ですから、先ほど私が、町長が6月定例会に発言されたことを二つ言いました。その中で、町長は今日という言葉を使っているんですよ。6月6日以降ですよ。ですから疑問を抱いたわけですよ。6月3日に指示、承認及び指示をしたと、それで今ほど課長が6月6日、これは6月6日付けで施工業者の補強工事の強度証明書が送られております。そこまではわかっております。ですが、今のように町長がどうのこうの、担当課とか、それに指示したというのは初めてのことであります。ですが、町長はそれをわかっていても、定例会の中で、今日その話を担当課と、こういう言葉を使っているんです。これはどういうことなんでしょうか。

○副議長 町長、伊藤勝君。

○町長　すでにこの工事については、決算も終わり、そして先ほど申し上げましたように、9月1日には引き込み線によるミス等も判明をし、そして具体的にもすべて工事は終了して実はおります。こういってはなんでありませけれども、当時のことを、古いページをひっくり返しながらか、われわれもその誰がいつ言ったかということは、まったく時系列的に、ここに手元に資料があわけてもなんでもないわけです。問題は、その都度その都度対応した内容なり、あるいはこうした問題については十分過ぎるほど、私は議会に説明をし、そしてこの種の問題については、大変申し訳なかったと、それは、やっぱり町長に報告する、あるいはわれわれもそれを十分に監視していなかったということで、このこうした工事ミスについてはあってはならないということで、担当課職員を含め、これは公にしていいかどうかわかりませけれども、担当職員については、それなりの処分をしているところあります。そして、改めて、今後こういうミスが、やはり自分たちのチェックの中で起きてはならないということを、これは十分に訓示をして、改めさせるところは改めさせ、そして間違えのない工事を行うようということを指導しているところありますので、そういういろんなもろもろのことはありませけれども、しかし問題は、やっぱり私は前を向いて、そして職員をどう指導していくかというところを、やはりしっかり議員の皆さんも、そういった心を持って、ぜひご協力をいただければありがたいなというふうに思っているところありますので、今後そういったミスのないように、もう一度私からも十分に、これまでのもろもろなミスについては、これはお詫びを申し上げたいということでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○副議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今ほど町長の発言がありました。報・連・相の発言にしてもそうですが、そのような前向きな姿勢での町政取り組みを求めるものであります。しかし議会に対しては、その場限りの答弁ではなく、きちっとした答弁をしていただきたい、それだけは申し上げておきます。

　続けて、先ほどの2期工事の引き込みのことなんですが、新郷地区の高目から呼賀、あの辺まで、おそらくパナソニックの下請け等がやっていると思うんですが、その辺の調査はなされましたか。

○副議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今回の宅内の引き込み工事についてのご質問にお答えいたします。

　今回の引き込み工事につきましては、パナソニックが元請で、第1次下請けで、その管理組合ともう1社がございます。それで、そのもう1社のほうのまたその下の、要するに2次下請けのものがミスを犯したということで確認をしております。その議員ご指摘のあった地区につきましては、第1次下請けが直接直営でやった箇所でございます、それについても確認をしておりますが、異常なしというようなことで結果が出ておりますので、ご理解願いたいと思います。

○副議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　それではもう少しですが、上谷工区の確認もありますけれども、これは工期はいつまでだったのでしょか。そして、工区は確か400号の入り口からの分岐だと理解しておりますが、それで間違いないでしょか。それと、時間がありませんので、まとめて

聞きますけれども、現在の工事の進捗率はどの程度進んでおりますか。

○副議長 暫時休議といたします。(13時57分)

○副議長 再開します。(13時58分)

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 上谷工区についてのご質問にお答えいたします。

工期につきましては、着工が5月9日で完成が10月22日となっております。工区につきましては、当初400号分かれからということで計画をしておりましたが、光ケーブルの空芯数が縄沢のほうまできているということで、精査した結果わかりましたので、縄沢集落の入り口の附近から上谷のほうにケーブルを敷設するというような工区でございます。あと進捗につきましては、ただいま電柱がまだ立っておりませんので、ケーブルの張り替えはまだやっておりますので、10%程度ということでございます。

失礼しました。電柱は立ったんですが、電柱の吊り下げ部分について、電柱の持ち主、東北電力が吊り下げ金具を付けるわけなんです、それがまだ付いていないというようなことで、まだケーブルが釣れないというような状況でございまして、進捗はやっぱり10%程度ということでございます。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後になると思いますが、その400号入口からの変更というのは、正式には議会に対して、あとから何らかの説明があるのかと期待してよろしいのでしょうか。それと、今そんな状態で工期は間に合うのでしょうか。

○副議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回の工区につきましては、現地を精査した結果、400号分かれからだったのが、若干縄沢集落のほうに寄ったというようなことでございますので、このような説明で終わらせていただきたいと考えております。なお工期につきましては、これから金具が付きますので、10月22日までは間に合うように工事を施工したいと、このように考えております。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後の質問といいますか、今ほど上谷工区の説明がありました。随意契約の理由、あるいはせざるを得なかった理由等もあります。しっかりと取り組んでいただきたい。そして、これは私がこの席で言うセリフではありませんが、議会としましても、真実をきちっとやってもらえれば、頑なに反対とする理由はありません。ですから、お互いが信頼関係が結べるような、そんな体制をつくっていきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長 議長を交代します。

○議長 議長を交代いたしました。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 13番、長谷沼であります。通告に従って順次質問をまいります。

今、武藤議員と町長とのやり取りを聞いていましたが、お互いに冷静になって、特に町長は西会津のトップだから、興奮しないで、穏やかに答弁をするように、ひとつお願いしますから。

私の質問の第1点目は、町民参加型健康まつり、健康がいちばんについてであります。ことごとについては、10番、清野議員がたびたび質問をして、健康がいちばんについて質問をしてまいりました。それなりに私も理解をしてきたつもりであります。今回の町長の提案理由では、健康がいちばん2012イン西会津、かっこいい名前であります。ただしこれは仮称であります。なんで仮か、課長の、この清野議員の質問に対しては、9月か10月に大会をしたいと、そういうような段取りできたんでしょうが、今回は11月23日ということで、まだ間がありますが、今までやったことのないことをやるわけでありますから、ここは仮称ではなくて、こういうことをやりますよと議会に提案をしてほしいなと思います。

そういうことでみると、今年の予算の、今年度か、今年の予算と主な事業ということで、各家庭にわたりました。きめ細かな今年の予算配分、事業名が説明してありました。少ない金額です、8万から載っておりましたが、この健康がいちばんの大会は載っていませんでした。なぜこれ載らなかったのかなと、やはり仮称、確たるものがないからこういうふうになったのかなというような気もしますので、いやいやそうではないと、きちっとした計画で臨んでいると、そういう答弁を期待申し上げて質問をしてまいります。

一つは、これを実施する背景、狙いはどこにあるのか。そして、これを提案にいたるまでの経緯はどういうような経緯でこの事業をするのか。そして、百歳への挑戦、今までやってきました、その評価は、それとの関連はどうなっておるのか。あるのか、ないのかであります。

次に、実施計画における位置付けはどうなっていますか、実施計画には講演会とは確か載っておりましたが、町民の大会を開くというような記述はありませんでしたので、実施計画における位置付けはどうなっておりますか。この事業といいますか、大会をする財源はどうなっておりますか。民生費で負担をするのか、4款の衛生費で負担をするのか、そこから辺も合わせてお答えをいただきたいと思います。

そして、この事業が、この大会が将来にわたってどういうふうにして取り組んでいくのか、今後の取り組み、今後の考え方についてもお答えをいただきたいと思います。

この事業で、一番私が疑問に思ったのは、福祉との連携がうたわれていないことでもあります。12月議会での課長の答弁では、保健、医療、福祉の連携を図るとおっしゃっておられます。また町長は、24年度の福島県国保地域医療学会のシンポジウムでありますか、そこで発表なされましたが、そこでも保健、医療、福祉の連携を図りながら健康づくりをしていくとおっしゃっておられますので、なぜ福祉がここで抜けておるのか、福祉との関わりあいについても説明をしていただきたいと思います。

次に、空き家対策であります。これは昨日、7番議員からも質問ありましたので、7番議員おっしゃるように、私がこれから聞こうとしておるのは、結局は負ですか、マイナスのことを聞くわけですが、マイナスだけではありません。プラスの要素がたくさんあるわけであります。空き家を利用して、いろんな利用の仕方があると、新郷でも空き家を買って都会から住んでいる人がおられます。あるいは解体をして、喜多方にいて立派な料亭といいますか、割烹店になっています。また、土蔵ですか、小屋ですか、倒壊したところが、材料が立派なので業者がそれを解体をして持っていったと、そういうふうな利用をしていただけるというのが一番いいわけでありますが、ところがなかなかそうはいっていな

いのが現実であります。

昨日の答弁ですと、危険な家屋は10棟という答弁でありましたが、はたしてそうかなというような疑問が私にはあります。それで、実際、倒壊は抜きにしても、空き家はどのくらいあるのか、その実態をつかんでおるのか、世帯、何世帯くらいあるのか、今は1世帯、住宅だけということはありません。土蔵なり、小屋なり、いろんな車庫なり等を持っていますので、棟数にしてはどの程度あるのか、そこまでつかんでおられるか、おられないか。そしてその中で、実際、危険な状態にあるのは本当に10棟かどうか。例えば野沢地区のれんたんのようなどころだけが他人に迷惑をかける。私もそう思っていました、ところがなんと、新郷でも去年、小屋が倒壊しまして、隣の家の宅地に倒れたと、住宅までにはかからなかったのが、被害はありませんでしたが、われわれの地方でも、この倒壊のおそれのある建物がたくさんあるわけでありまして、そこで、この実態はどうなっているか、それと合わせまして、建物には固定資産税がかかるわけでありまして、課税の徴収はどうなっておられますか。いわゆる所有者に課税をしているのか、あるいは管理者ということでやっておるのか、そこら辺も合わせてお尋ねをしたいわけでありまして。

そして、何よりもこれを対策をしていくのには、条例を制定して空き家対策をしていかないと、その危険な空き家の解消にはならないのではないかなという気がしております。一つは、昨日も町長から話がありましたが、財産の放棄をしたいと、町に寄付をしたいということでありまして、そういう人がおられるならば、大いに町で寄付をしていただいたほうが私はいいと思います。昨日もありました、町内、空スペースが足りない、トイレを設置したい、駐車場もある、そうならば、寄付をしていただいて、そこを更地にすれば空きスペースやトイレ、駐車場にも利用できるわけですから、寄付をしたいというかたがおいででしたら、大いに寄付をしてもらったほうがいいと思います。

しかしといいますか、やはり原則、撤去は所有者の責任であります。まず最初に、その所要者に適正な管理を求めて、危険になれば撤去を求めるとというのが原則であります。しかし、それができない場合はどうするのか、適切な勧告や命令を出す、それでもできないときはどうするか。町が代執行してやるべきではないのか、あるいは解体撤去の費用がたくさんかかるわけでありまして、町が助成をすとか、そういうようなことを網羅した条例をつくるべきだと私は思いますが、条例を制定したいという答弁もありましたので、そこら辺をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

3点目は、早魃による被害であります。町長の提案理由でも触れておりましたが、それだけでは、今回の早魃の実態が把握できませんので、町としてどのような調査をして、実態を把握しておられますか。どのような対策をしましたか。これからしようとしておられますか。特に私が気になったのは、畑作物のソバであります。田んぼにソバをまいたのは、まあまあ適切といいますか、背丈も伸びて、順調に育っているほ場が多いわけでありまして、畑にみますと、芽が出ない。生えても5センチ、10センチ、そこでもう花が咲いてしまって、機械での刈り取りができないのではないかなという気がします。なぜソバを取り上げたかという、ソバをつくと転作の奨励金、あるいは畑作の所得補償ですか、奨励金ですか、があるわけでありまして、これらがこういう収穫のできない状態でも、そういう奨励金、補償金はもらえるのかどうか、私はもらえるようにすべきだろうというこ

とで質問をしているわけでありまして。今回、経済常任委員会で下郷町を研修いたしました。遊休農地の復元であります。大々的には農業生産法人がまいて、やっておられました。そのほかは、畜産農家、ベコの預かっている農家は牧草と、あとはソバなんです。復元するには、ソバが一番取り組みやすいわけでありまして。それは栽培しやすいことと、今私がいったような、奨励金や補償金がもらえるから、ソバに取り組んでおるのでありまして、今回のような収穫がまったくなかった場合、あるいは半減した場合、奨励金、補償金の影響はないのか、そこをお尋ねをいたしまして、私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、私からは町民参加型健康まつり・健康がいちばんについてお答えをしたいと思います。

冒頭議員から適切なるご助言がありました。これだけ健康がいちばんという大きな課題について、仮称とはなんぞやということでございまして、私も健康がいちばん2012イン西会津、これは仮称ということではなくて、やっぱり、これから町民の皆さんに多くのかたがたに参加していくためには、しっかりとした名目と、そして取り組みを進めていかなければならないということでありまして、重く受け止めておきたいと思っております。

私が考える健康がいちばんとは、町民全体が健康であること。そのためには、将来的にも町民の健康を守っていくことが、重要課題であると認識しているところであります。人間は健康で稔り豊かで満足できる人生をまっとうすることが一番であり、それが究極の幸せであると考えているところであります。食と運動と検診を相互に連携しながら健康づくりを推進することにより、子どもから働き盛りの若者、そして高齢者までの町民すべての健康増進を図ってまいりたいと考えております。

これらを踏まえて、昨年度に策定しました介護保険事業計画、食育推進計画などの事業計画推進の初年度として、食と運動による健康管理や検診受診率向上による疾病予防や介護予防の重要性をPRしながら、その方策等について普及啓発を図るために、町民が気楽で参加のできる町民参加型健康まつりを11月23日に開催するものであります。今後も、これらの取り組みについては継続をする、そうした取り組みであるということでご認識をいただきたいと思っております。

次に、本町においてはこれまで、百歳への挑戦、トータルケアのまちづくり、予防医療の政策などを推進することにより、町民の一人当たりの医療費・国保税、平均寿命などが改善されてきております。また、現在も百歳以上のかたが11名健在でおられることなどは、その成果であると考えているところであります。現在は、これまでの健康・医療・福祉の連携による町民の総合的な健康づくりに加えて、次世代を担う若者、そして子どもたちにも重点を置いて、妊婦・子どもの季節性インフルエンザ予防接種の助成や子育て医療費サポート事業等、負担の大きい子育て世代への支援も推進してまいりたいと思っております。

また、実施計画の位置付け及び財源の内容といたしましては、3月の全員協議会におきましてもご説明申し上げましたが、人と自然にやさしいまちづくりの中で、健康づくりの推進で、福島県緊急雇用創出基金事業の10分の10の県補助金を活用した新規事業、健康がいちばん推進事業として実施したところであります。

さらに、福祉との連携においては、食と運動は健康維持、ひいては医療や介護など、特

に介護予防や認知症予防などにも大きな関連があるものであります。日本人の死因三大疾患である、がんと心臓病と脳卒中は、日常的に体を動かしている人ほど、これらの病気にかかるリスクが下がるということは、国内外の多くの研究データが示しているところであり、食では、自然環境に恵まれた本町の農林産物、郷土食を使い、栄養バランスのとれた食生活が各家庭に浸透・実践できるよう推進して、また運動においては、自分に合った運動から、身近で手軽なウォーキング・散歩まで、運動習慣として継続できるように推進していきたいと思っております。自らの健康管理に関心を持ち続けていただくことで、介護・認知症予防の役割や効果も期待できると考えております。

今年の町民参加型健康まつりを契機として、すべての町民の健康づくりを、健康がいちばんをキャッチフレーズに、推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、空き家の実態把握についてであります。町が独自で行った調査によりますと、町内の住宅で空き家となっている家屋は約200であります。先ほどご質問にありましたが、これは住宅の数でございまして、付属屋を合わせた数につきましては、現在集計をしておりますので、集計いたしまして、後日お示ししたいと思います。このうち老朽化が激しく、倒壊により道路や通行者、周囲の家屋に損害を及ぼす恐れのある建物は、町全体で約10棟となっております。

次に、空き家の固定資産税につきましては、現況調査を実施し、損耗の激しい物件につきましては、損耗割合により減額を行い、課税しているところであります。なお、屋根が損壊しているなどにより、家屋としての価値のないものについては、課税を取り消している建物もございます。

家屋の管理につきましては、原則として所有者や管理者が、行うべきものであります。町といたしましては、老朽化した危険家屋の所有者や管理者に対し、状況等を説明しながら、適切な管理を行うよう指導してまいりたいと考えております。

また、議員おただしのように近年、空き家対策条例を制定する自治体が増えてきておりますが、本町といたしましても、今後の動向を見極めながら条例の制定などについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、早魃による被害についてのご質問にお答えいたします。

今年は、東日本を中心に例年より降水量が少なく、また気温の高い日が続いています。本町においても森野地区に設置してありますアメダスのデータでは、8月の降水量が53.5ミリと例年の平均降水量の半分以下と少なく、雨の降りかたが局地的だったことから、場所によっては、さらに降水量が少ないところもあると思われまます。また、8月の平均気温は25.5度で、昨年度より1.4度高くなっており、稲の生育には厳しい気象条件となりまし

た。

このような中、奥川や新郷地区の一部の集落から、堤の水が減少して農業用水が足りないとの話があり、現地を確認したところ堤や沢水を利用している水田では、水不足により生育障害が出はじめているところがありました。被害の出ている水田は、周囲にはまったく引き込む水がなく、残念ながら対策も取れない状況のところもありましたが、近くに河川等があり、ポンプなどで用水を確保できる地区については、個人や集落共同で作業に取り組まれるよう助言をしてきたところでもあります。

その後も栽培専門員やJAで現地確認を継続して行っておりますが、現在のところ町内8カ所の水田の一部で生育障害が発生している状況であります。その後、雨も降り、多少回復している水田もありますが、今後の被害拡大を抑えるため、収穫までの稲の管理については、ケーブルテレビを通じて栽培専門員から農家の皆さんに周知を図ったところです。

また、被害対策のできない水田については、町内全体の被害状況を農業共済組合へ報告し、本日町公民館において被害申告受付を行っているところであり、被害農家の皆さんには手続きを行うよう共済組合より周知しておりますので、ご理解をお願いします。

次に畑作物、特にソバへの影響についてのご質問であります。畑でのソバの生育状況は、雨が少ないことから、平年と比べて丈が低く、地域によっては、収量の減が見込まれるところもあると考えております。ご質問の中の戸別所得補償の対応は、今後どうなるかとの件につきましては、現在、町内全域に職員が出向いて、本年度のソバを含めた戸別所得補償の申請箇所の現地確認を行っております。戸別所得補償のうち、50アールの団地化加算については、この現地確認で取り組みが確認されれば交付される予定ですが、数量払いについては、販売した数量にかかる補償制度となりますので、その点については現地確認の結果や収穫の状況を見ながら、議員のご質問にありましたように、県、国との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長から答弁をいただきました。おおむね、おおむねというと失礼ですが、そうだろうと思います。ただ言わせてもらえば、健康がいちばんというキャッチフレーズは弱いな、健康が2番、3番なんて思っている人はほとんどいないわけですから、皆さんが健康がいちばんだと。前のトータルケアのまちづくりは百歳への挑戦、百歳という目標があったんです。健康がいちばんの目標は何ですか。そうすると、キャッチフレーズとしては私は弱いなど。これサブタイトルはいいですよ、もうちょっと実施までに、いいキャッチフレーズを、タイトルを見つけたほうがいいと思います。ああさすが伊藤町長だわいというようなキャッチフレーズをみつけてほしいなど。

今、私が言ったように、やはりこれは狙い、目標がきちっと町民のかたがたに理解をしていただかないと、この大会がツアーアウト満塁のホームランになるんだか、凡フライになるんだかだと思います。それで、今まで町が取り組んできた百歳への挑戦、いろいろこうみてみましたならば、目標が、狙いがはっきりしているんですね。まず、食改さんの人たち、何をやっていただいたか、減塩です。全員こぞって減塩をしましょうと、浸透して、減塩は定着しましたよ。それから食事でありますと、脳卒中の予防のための食事はどうだ、あるいは、骨粗しょう症の予防食、そういうものに取り組んできました。そういう狙いを、

目標をはっきり町民に提示すること、これがクリーンヒットになり、満塁ホームランになるのではないかなど。あるいは福祉でいえば、2級ホームヘルパーを養成してきましたよ。そういうようなこと、働き盛り検診、そういういろいろな運動を、目標を提示してやっていくことが、これは成功につながるなど。同じ目標でも、いただけないのが受診率100%です。わかるんですよ、100%。しかし、実際問題としてそれが実現できるか、入院している人がいる、寝たきりだと、検診受けられないわけですから、働き盛りは100%します。じゃあ今年は70%か80%、来年は90%、3年計画で100%にすると、そういうような具体的な提言を実施するまでにすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 健康がいちばんという中で、私はたびたび、これは大きなタイトルの一つであれば、じゃあ具体的にどう取り組むのかということも、ある意味では提起をしていたつもりであります。なかなかまだ浸透していないということであれば、取り組みのそうした弱さというものがあるというふうに率直に受け止めなければなりませんし、これからもっとどういう形で浸透していくか、これは十分担当課と含めて協議をしていかなければならないということで、明日からでも、早速この問題について十分なる課の審議を深めていくように指示したいと思っているところであります。

さて、私が健康がいちばんというタイトルの中で、具体的に町民の皆さんに何をお願いし、どう取り組んでいくのかというのは、三つの大きな柱を設けました。

一つは、食の健康。これはいろいろ今、これまでも食改さんの皆さんも取り組んでおりましたように、そうしたことは、やっぱりこれからも継続して取り組みを進めていく、そして何よりも、食べるということは体をつくるということの一番大事なこともあるし、そして、この健康に対する食の考え方というものについても、十分にこれ町民の皆さんにも、あるいは取り組む方向として一番大事にしなければならないと思います。それは昼食から日常的な子どもたちの食から、そしてお年寄りの皆さんも含めて、健康なものは食からまず対応しよう。噛む力、あるいは噛んで食べるということだけでも十分にこれは体の健康、そして認知症予防にも十分つながるということも証明しておりますので、こういう食の問題というものをもっと具体的に、リアルに、町民の皆さんに訴えていきたいというふうに思います。

次には、二つ目は運動です。これはもう、運動というと何か大きなテーマになりがちでありますけれども、そこは一人ひとりができるものから始めていこうと、それはゲートボールであったり、例えばウォーキングであったり、さらには簡単なマラソン、日常している人もおりますでしょうし、あるいは野球やゴルフ、そういったことに趣味を通じながら、体を日常的にこう動かす。こういうことで、やっぱり一人ひとりが運動になじんでいただくということをやっぱり取り組んでいきたいということで、その方法というものについても、もっと町民の皆さんに具体性のあるもの、こういう取り組みをしていきたい。例えば、西会津町の職員の皆さんにも、私も言っているんですが、これはノーマイカーデー、これはある意味では歩いてきていただくという、近い人は歩いてきていただく、そして、まず率先垂範、職員の皆さんからいろいろと、このお昼には健康体操を行う、あるいは西会津町の健康体操をもっと広めていこうと、こういう健康づくりの中での運動という位置付

けをしっかりとっていきたい。

そして今ほど、いわゆる受診率 100%、これは究極的な私は目標だというふうに思います。これはすべて、ただ目標は 90%に置こうなんていうのは、これはキャッチフレーズの中で取り組みにも何にもならないわけでありますので、これはやっぱり 100%、交通事故だったらば 0、こういうことでもありますので、そういう目標の視点をどこにおくかということにとらえていきたい。その中には、働く、若い働き盛りの人、そして子どもからお年寄りの皆さんまで、やっぱり健康である限り、早めにお医者さんにかかるなり、早期発見、早期治療、こういうことをもっともっと真剣に考えていかなければというふうに思います。

そこには何があるかという、私は同じ年代のかたがたが、がんで亡くなる。三大疾患の一つ、西会津で一番多いのががんです。こういうことについては、やっぱり早期発見、早期治療というものが何より大事だということにわかっておりますので、そうした本当に働き盛りの若い人が、やっぱり検診を受けないというのが原因であったり、あるいは検診の中から、何かこう少し見つかって、そして、それがあのおとき検診をやって、あの先生に見つかったというような話も聞いておりますので、ぜひこの辺の取り組みも、もっともっとわかりやすく、リアルに町民の皆さんにも十分にお知らせしていけるような、これからパンフ、さらには健康がいちばんイン西会津までには、ちゃんとしたポスター、こういったことを出しながら、多くの町民の皆さんに参加していただけるような、そんな体制を組んでまいりたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。方向性としてはそのとおりだと思います。大いにそのようにやっていただきたいと思います。

ただ、今回の町民大会、やればいいわけではありませんから、5年後にまた同じような大会をする、10年後にすると、するならば、やはり食の健康に関していえば、何が大事だ、われわれの食事、実態はどうなっているんだ、つかんでおられますか。あるいは栄養の調査もしなければならぬであろうと、そういうような系統立てて、これからやっていただきたいと、運動だって今までもやっているわけですからね、銭太鼓だとか、太極拳も、ノルディックもやっていますし、グラウンドゴルフ、いろんなことをやっていますよ。やはり、そういうふうに具体的なことでやっていただきたいと、そういうふうに今後示してほしいと思います。

それで、私が思うのは、最終的には何だ、この狙いは。それは健康で長生きすることだと思います。健康であるならば、医療費がかからなくていいわけでありますが、見ますと平成 19 年から、1 人当たりの医療費は県平均よりも西会津は高いんですよ。前は低かった。だからこれは百歳への挑戦も効果はあったけれども、一定の線よりはなかなか下がらないだろうと私は思います。それはそれでいいだろう、いいだろうって、しょうがないだろうと、ただ、19 年から医療費が上がっているんですよ。前の年と比較しまして、22 年度は 2 万 1,415 円。21 年度では 1 万 7,996 円。24 年度では 2 万 4,238 円。やっぱり医療費を下げることが、この健康のいちばんの最大の狙いにすえてやっていけば、よし、西会津に行って健康がいちばんを研修しようと、全国からぞくぞくとくるような運動にしていくように、十二分に検討してやっていただきたいと思います。ご感想をお聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 またにそのとおりでありまして、やっぱり究極の目標は、ただ私のほうから、あまりにも医療費を下げる下げるといようなことが、その目標の、一番最終的な目標がそこだなんていうと、それはなかなかよいものではありませんし、結局は、やっぱり健康で、いつまでも私はどちらかといえば百歳まで生きていってほしいなと思いますし、この前の、あの老人の皆さんがお集まりになった敬老会の状況を見ますと、本当に皆さん健康でありますし、ああいう形でずっと長生きしていただければ本当にありがたいと、百歳も今 11 人健在でおられますので、今年度の 3 月末までには、4 名のかたが順調にいけば百歳になるうとしておりますので、ぜひそういう形で、ぜひ西会津町は健康だと、そしてあそこの町の長寿のまちづくりというのはいったい何なのかということが、多くの皆さんに研修にきていただけるような、そんなまちづくりを目指して頑張っていきたいというふうに思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 福祉に触れていないと、私言いましたが、答弁で触れておられましたので、課長忘れないでな。医療と健康と福祉、これがお互いに三つ、うまくかみ合うことによって、健康が保たれているわけですから、忘れないで、ひとつよろしく願いしておきます。

あと、空き家対策で、私は質問事項に入れておきませんでしたでしたが、そこではお願いしましたが、いわゆる俺はもう始末できないから、町に始末してくださいと、寄付をしますよというような声があるのかなのか、それをお答えください。そして、あるならば、やはり私が言ったように、積極的にそれは寄付をしていただいて、その活用を図っていくべきだと思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これはまだ町に正式には申込みが、今聞いたところ、首をかしげておりますけれども、実はこれ奥川に、福島屋さんの向かい側にあるんですが、そこ冬の期間に聞いたときに、そういう話がありますよということで、受けたわけであります。そこは雪降ろしも誰も手を付けることができない、そういう場所でありましたので、そういうことで財産の放棄、相続の放棄ということであれば、積極的にそういった内容について調査をしてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町が寄付を受け入れますという情報を出せば、それなりの反応があって、それじゃもう俺は家に帰る気もないし、俺の一族も帰らないから、町に任せるわというのが、私は今後増えてくる可能性が高いのではないのかなと思っていますので、そこら辺を念頭に置いて、空き家対策もしていただきたいと思います。

さっきも言いましたが、野沢の町の中だけじゃない、上野尻だけじゃなくて、本当に私の近くでさえ、ああいう他人に迷惑をかけているような倒壊が起きているわけですから、それはやはり、何を言ってもそれは自己責任ですよ。そういう建物が見つかったならば、所有者に、管理者に連絡をしてやっていただくと、それをスムーズにやっていくのには、条例がなければスムーズにいかないと、条例をつくったときには、所有者だけに責任を持たせるだけではなくて、町もそれ相応の補助を出すとか、代執行をしてやるとか、そうい

うようなところまで条例がうたわないと効果がないと思いますので、これから条例の制定に向けて検討をするというわけでありますから、私の今言ったようなことを検討するつもりがあるかないかをお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

空き家対策にかかる条例制定、全国16都道府県で今現在31自治体が制定してございます。その内容につきましては、今、議員がおただしのおり、補助制度もあるところもあり、指導、助言、さらには勧告、それから代執行までうたっている条例がほとんどでございます。西会津は、まだそれほど多くはないですけれども、今後増えることがかなり予想されてございますので、そこら辺きちんと検討しながら、先ほどご答弁いたしましたとおり、条例の制定、中身も踏まえまして、十分検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最初、冒頭で私が言ったように、今の質問なんか、本当にマイナスの面で議論しているわけですが、本来ならば、やっぱりプラスのことで議論をしたいわけです。プラスの関係は、町民税務課長ではなくて、商工観光課でありましょから、私が冒頭に言ったように、喜多方に移築して、立派な料亭、割烹店になっているんです。あるいは土蔵、小屋の材料が、太い材料が使われていたので、倒壊してしまったけれども、後片付けきちんとしますから、材料をもらっていきます。そういうようなプラスの面も大いに検討して、情報を発信してやっていただくことをお願いをしておきます。

早魃ですが、何とも降らなくて、水がないからしょうがないといえしょうがない。そして、課長が言ったように、これが水稲の共済制度がありますから、それなりの補てんといえますか、見返りがあるわけですが、ただ、私言ったように、ソバが数量払いの関係で、例えば私なら私の責任ならしかたがないですよ、手入が悪くて。ところが、今年の天候で育たないわけですから、そういう面積がどの程度あるのか、実態をどの程度把握しておるかわかりませんが、私の近くでは結構そういうのが多いです。いわゆる粘土地の畑が多いです。だからさっき言ったように、荒地を、耕作できない土地を復帰するのに、一番たやすい、簡単なのはソバでありますから、ソバをつくったのはいいけれども、損したなんていわないように、最大限の努力をお願いしたいと思いますが、もう一回その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ソバの取り組みについての再質問にお答えいたします。

今年度、戸別所得補償で、ソバの取り組みをされた面積につきましては、水田利活用で25町歩、畑作物の取り組みで52町歩ほどあります。さらに町独自の産地づくり交付金ということで、5反以上の団地化を図ったまとまりについては、1反当たり1万5千円を出しますということで、10町歩ほどの取り組みが今年度されました。先ほどお話をしましたように、先週の木曜日から戸別所得補償の現地確認を行っておりますが、ソバについては、順調に生育している畑と、やっぱり3段の収穫が、もう1段で花が咲いて、1段くらいしか収穫できないだろうというようなところも、現実に職員の現地確認の報告の中にもあります。

今後、それらのことを十分調査をまとめまして、国のほうでも豪雨のようなときには、特例として耕作の準備をしたにも関わらず、作付ができなかった場合の特例ということで、認めるような特例措置もありますので、今回の早魃が全国的なものであって、国として対応していただけるのかどうかも含めながら、現実の実態を国のほうには報告をして、協議を進めていきたいと思えます。農家の皆さんがせっかく取り組んでいただきましたので、町としてもその取り組みに、できる限りの対応をしていきたいということで考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 西会津だけではなくて、近隣の町村も同じような実態だろうと思えますので、そこら辺は連絡を密にして、われわれの声が届くように、さらにご努力をお願い申し上げて、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(14時53分)

平成24年第7回西会津町議会定例会会議録

平成24年9月12日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会事務局長	佐藤美恵子
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第6号）

平成24年9月12日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町介護保険財政安定化特例基金条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町防災会議条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 西会津町災害対策本部条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成23年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第14 議案第14号 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第15号 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第16号 平成23年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第17号 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第18号 平成23年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第19 議案第19号 平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議会案第1号 事務検査に関する決議

延 会

○議長 平成 24 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員会会長、斎藤太喜男君から、公務出張のため欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町介護保険財政安定化特例基金条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 1 号、西会津町介護保険財政安定化特例基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、介護保険料につきましては、3 年を 1 期とした介護保険事業計画の中で 3 年間の保険料を定めることとなっており、平成 24 年度から平成 26 年度までの第 5 期介護保険事業計画期間中の保険料率の増加を抑制するため、県からの特例交付金を受け基金を造成し、必要に応じて繰り入れられる基金を設置する条例の制定であります。

保険料の算定にあたりましては、3 月の議会定例会や全員協議会でもご説明申し上げましたが、これまでの実績などにより、今後の高齢者人口や介護認定者数及び介護サービス利用者・利用量などを推計し、3 カ年間の介護給付費を積算した結果、保険料の基準額を年額 5 万 2,200 円、月額 4,350 円としたところであります。前期の第 4 期計画の保険料と比較して月額で 510 円、13.3%の増となりました。

この保険料算定の中には、保険料の軽減を図るため、介護給付費準備基金から 3,000 万円の繰り入れや県財政安定化基金特例交付金、収納率の増などを見込んでおります。なお、県介護保険財政安定化基金特例交付金による介護保険料の軽減額は、月額で 35 円を見込んでおります。

このたび、県から特例交付金の内示がありましたことから、西会津町介護保険財政安定化特例基金条例について議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

西会津町介護保険財政安定化特例基金条例。

第 1 条は、設置及びその目的であります。第 5 期西会津町介護保険事業計画期間における介護保険料率の増加の抑制を図るため、基金を設置するものであります。

第 2 条は、基金の額であります。町が県から交付を受ける福島県介護保険財政安定化基金特例交付金の額とするものであります。

第 3 条は、基金の管理について規定しており、最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないとするものであります。

第 4 条は、運用益金の処理についての規定で、基金から生じた利益は基金に編入するものであります。

第 5 条は、繰替運用について規定しており、財政上の必要があると認められるときは、歳計現金に繰り替えて運用できるものであります。

第6条は、基金の処分についての規定で、第5期介護保険事業計画期間における65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料率の増加抑制を図るための財源に充てるため、また、基金から生じた収益は、第1号被保険者保険料を充当する介護保険給付費用額に充てるため処分するものであります。

第7条は、委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める規定であります。

附則であります。第1項は、施行期日でありまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、この条例の失効でありまして、平成27年3月31日限りで、その効力を失い、その際の残額は福島県に返還するものであります。なお、本基金に積み立てる額は、346万2千円を予定しており、今次の介護保険特別会計補正予算にその所要額を計上したところであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　議案第1号でもいいでしょうし、補正予算でお尋ねしてもいいわけですが、この基金は、県でお出しになるということですが、これは全国的にこういう基金を県が、それぞれの自治体に出すようになっているのか、これは福島県独自の政策かどうかをまずお尋ねをいたします。

それと、第4期まではこういうことがなかったから第5期で条例をつくるんでしょうが、この第5期の期間中に使ってしまうということですが、まだ先のことでありますから予測は難しいかもしれませんが、第6期等にも、こういう制度が存続するのか、そういうような内々のお話等が県からあるのかないのか。これだけまず聞いておきますか。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

この基金の財源となります特例交付金、県の介護保険財政安定化基金から交付されるものでございますが、これにつきましては、全国的なものでございます。この趣旨でございますが、介護保険料でございますが、介護保険料が年々増嵩しておりまして、今回につきましては、国のほうから月額5,000円を超える町村が多くありそうだとということで、月額5,000円を超えないような形で、全国的に全県にあります基金から、保険料軽減のための交付金ということで、市町村に交付され、市町村ではそれを基金化して第5期期間中に保険給付費に不足が生じた場合には、財源として基金から繰り入れて財源とするという内容でございます。

なお、第6期以降の同様の特例交付金につきましては、現段階では国、県のほうから通知なりがまいておりませんので、明確にはご答弁申し上げることができませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 346万1千円が交付されて、利息が1,346万2千円を基金とするというわけですが、それを1人当たり35円と説明をさせていただいたわけですが、これはどこの自治体も35円ということなのか、それはそれぞれの自治体の実態に応じて、その金額が変わっているのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

介護保険料の積算につきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおりでございますが、厚生労働省のほうからサービスの見込み料及び保険料の推計手順、通称ワークシートと呼ばれるソフトがまいります。そのワークシートの中に、今後の高齢者人口の推移、介護認定者数の推移、介護サービスの利用者、または利用料の推移等を入力いたしますと、介護保険料が算定されるようになってございます。ただ、そこに特殊事情としまして、本町といたしましては、第5期期間中に準備基金から3,000万円の取り崩しをして、減税財源を充てるというようなことを行っているわけでございますが、本町の場合、そのワークシートによりまして、積算した月額軽減額が35円でございます。この額は、市町村の介護給付費の額、または利用者によって、また施設の状況等によって、さまざまでございますので、一概に35円ということは言い切れませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。この346万1千円というのは、第5期の期間中であって、来年も346万が出るのかと、私は出ないのかなと思っておりますが、その点を確認しておきたいと思っております。

それと、往々にして、こういう新しい国や県が補助をするというときには、国が2分の1で、あと残りの2分の1は県と町村で負担するなんていうのは結構あるわけですが、この件に関しては、完全にわが町の負担というのではないと、こう理解をしていますが、それでよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

第5期の介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料率の軽減を図るためということで、県からの特例交付金がまいっております。346万2千円でございますが、これはあくまでも第5期、24年から26年までの3カ年間の期間中に346万2千円ということでございます。この金額が25年、26年に再度交付されるということにはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

また、介護保険財政的な負担の問題でございますが、この特例交付金につきましては、県の基金からの、全額県基金からの特例交付金でございます。保険料率、軽減するために県からいただくものでございまして、これに対する町の負担、基金を積み立てるための町の負担はございません。県からいただいた特例交付金をそのまま基金として造成するものでございます。

以上でございます。

(「利子が入って」の声あり)

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 答弁誤りがございました。私、介護保険財政化特例交付基金に積み立てる額ということで、先ほど来、346万2千円と申し上げましたが、県から来る特例交付金346万1千円でございます。1千円違いましたのは、1千円は利子として積み立てる分ということでございまして、346万1千円を基金として造成するものでございます。訂正してお詫びさせていただきたいと思っております。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町介護保険財政安定化特例基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町介護保険財政安定化特例基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第2号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。まず、議案の説明に先立ちまして、本条例改正案の概要について、ご説明いたします。

本条例につきましては、町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたとおり、公益上必要がある場合は不均一の課税をすることができるという、地方税法第6条の規定に基づき制定した条例であります。

現在は、過疎地域自立促進特別措置法、農村地域工業等導入促進法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、事業用の建物や設備を新設または増設した場合に、固定資産税を3年間に限り、免除することができる内容を規定しております。

今回の改正は、東日本大震災復興特別区域法の規定による認定を受けた復興推進計画において定められた復興産業集積区域内において、一定の事業用に供する施設を設置した事業者に対して、その固定資産税を課税することとなった年度から5年間、固定資産税を免除する規定を追加する改正であります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。議案書と合わせて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条の改正は、租税特別措置法の法律番号を加え、適用号番号を改めるとともに、対象取得価格の下限を定める改正であります。

次に、条を新たに設けるために、条番号の繰り下げを行い、新たに第6条として、東日本大震災復興特別区域法の規定による認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において、復興推進計画認定の日から平成28年3月31日までの間に、雇用機会の確保に寄与する事業を実施する事業者として指定を受けた事業者が設置した、事業用に供する家屋及び償却資産並びに家屋の敷地である土地に対する固定資産税を、課税することとなった年度から5年分に限り、その固定資産税を免除するという条を加えるものであります。なお、この条項の対象となります復興推進計画は、本年2月29日付で福島県と県内の全市町村が国に対して共同申請し、4月20日付けで認定されました。また、課税を免除した固定資産税の75%は地方交付税により補填されることとなっております。

次に附則であります。第1項は施行期日を、第2項は経過措置として、復興産業集積区域認定日以降、条例の施行の日の前日までに対象となる施設等を新設、増設した場合についても適用する旨を定めております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　この条例改正案の中で、要はこの条例によって恩恵を実際に受けられるような事業所なり、企業が実際本町にあるのか、新しく進出計画のあるような企業があるのか、あるいは既存の企業が増設、もしくは拡張するような計画はおありになるのか、その辺を1点お尋ねをいたします。

それとこれは、県と県内全市町村が共同申請をして、認定された地区は、できるということですが、これは認定されたところは、同じような内容でこの条例案をつくらうとなさっているのか、それもお尋ねいたします。

あともう一つは、復興産業集積区域、これは西会津工業団地、野沢地区、群岡地区、この3点が認定されたということですが、なぜこの3点なのか。要は交通の便だとか、インターに近いとかというのがあれば、工業団地以外の尾野本地区なんかも想定されるのではないかなと思ったものですから、その点をお尋ねします。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　それでは、私のほうからは、1点目と3点目のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の恩恵する、現在、町内の企業、または進出する企業等があるのかというようなことですが、現在、これに申請を出した企業等はございません。

それから3点目の、集積地域ですか、でありますけれども、これが西会津工業団地、それから野沢地区、それから群岡地区というような、その3地区を指定しているわけですが、この指定にあたりましては、いわゆる町として、重点的に工場を立地させようというような、そういった地域を指定してくださいというような、そういった要件

がございました。そうしたことから、町として今、工場誘致を図っている工業団地、ここをまず指定させていただいたというようなこと。それから、野沢地区、群岡地区については、今後、工場等の増設等も考えられるというようなことでありますので、そういった地区を取り込んで、今回、3地区を指定させていただいたというようなことでございます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 他の市町村も同じような条例を改正をするのかというご質問にお答えいたします。

県内すべての市町村で同様の条例改正を行います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 内容はわかりました。そうすると、私、以前からこの工業団地の残地といえますか、販売促進に関しましては、周辺市町村と比べて、決して本町の場合は有利なところではないと、そうした場合に、やっぱり何らかの差別化を図って、優位性を出していくのではないかと申し上げてきた経緯があるんですが、ほかの5年間の固定資産税免除であれば、本町は例えば7年間とか、10年間とか、そういう改正の方向は、議論はされましたでしょうかお尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今回の固定資産税の5年間の免除というのは、いわゆる町民税務課長がご説明しました、県と町で策定しました復興推進計画、その中で、5年間というようなことで、県内全体で統一しているというようなこと、当然これは、税務関係とも協議した上での内容だというようなことでございます。今回は、そういった県内の統一的な見解に合わせていただいたということでありまして、町全体としては、今後そういった7年とか、そういったものは今後検討してみたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 理解なかなかできないわけですが、いわゆる工業団地と野沢と群岡にしたということです。これは、東日本大震災復興特別区域法の規定によって、町としては全地区を指定しなかったけれども、今の規定によってできなかったのかどうか。それで、工業団地に入っていない企業が尾野本地区には結構あるんですね。なぜ尾野本が指定からはずれたのか、そこら辺が理解できませんので説明をしてください。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今回の復興推進計画を県と共同でつくったわけですが、その際の指導的には、基本的には先ほどいいましたように、町として優先的に工場を立地させるところというようなことで、工場団地というような指定があったわけですが、そうした中でも、町としまして、今後、増設等が考えられる、工場が立地している、大きな工場がある野沢地区、群岡地区というものを含めさせていただいたというような状況でございます。

ただ、今後そういった町内の企業とか、また町外から企業がくる場合に、そういった要件に該当する場合には、県のほうに申し出て、変更等もしていきたいというふうには考えております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も町うちの企業の規模等は詳しくは存じ上げませんが、尾野本地区工業団地以外にも事業所があって、野沢や群岡地区の企業とも決して劣らない規模の企業があるのではないかなど、そういう点では、やはり尾野本地区もこれに指定するように、なぜしなかったのかという疑問がわいてくるわけであります。そのことについて説明をしてください。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、今回の計画を策定する際に、要件としてはそういった町として、もっとも工場ですか、優先的に立地させるところというようなことで、工業団地というような、そういったくくりがあったわけですけれども、先ほどもいいましたように、町内でも、大きな施設を持っていて、そこに今後、増設等も考えられるというようなことで、野沢、群岡地区も取り込んだというようなところでございます。

当然、今後、議員おっしゃられますように、その他の地区でも、そういった増設と、それから企業立地等がある場合には、県のほうに計画変更というような形で申請を上げたいというようには考えております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 説明を聞いていますと、尾野本地区は町の優先地区ではないわけですね、これ。これ以上言ってもしょうがないでしょうが、今後、変更するといいますか、県との協議でそれができるならば、やはり尾野本地区、せめて尾野本地区くらいは、やはりこれに指定をして、恩恵を受けるように最大限の努力をするかしないか、それだけ聞いておきます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

町にそういった工場が立地するようなこと、また雇用が増えるというようなことは、町の活性化にとっても大きな意義があると思いますので、そういったお話があった場合には、全力をあげて、そういった作業に取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 2 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のと

おり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第3号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。はじめに、本条例改正案の概要・経緯について申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたが、福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱が平成24年8月に制定され、本年10月1日から施行されることとなります。本日、お配りいたしました議案第3・4号関係資料もご覧いただきたいと思っております。

本要綱の趣旨でございますが、原子力発電所事故の影響から子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、子どもたちが安心して医療が受けられるよう、県の区域に住所を有する10歳から18歳までの子どもが病院等で医療を受けた際の一部負担金相当額を県が市町村に対し補助するものであります。

これまで町では、国民健康保険条例第5条の2及び子育て医療費サポート事業条例により0歳から15歳までの子どもの医療費に係る一部負担金を医療機関の窓口で支払うことを要しない、いわゆる窓口無料化とするため、会津管内の医師会等と契約し、子育て支援策の一環として、その対応に取り組んでまいりました。

このうち0歳から6歳までの未就学児童等に係る医療費の一部負担相当額は、乳幼児医療費助成事業として県補助金を受け、また、7歳、小学校1年生から15歳、中学校3年生までの児童生徒については町単独事業として医療費助成をしてまいりました。

このたび県の子どもの医療費助成事業補助金交付要綱の施行に伴い15歳を18歳に引き上げるものであります。これによりまして0歳から6歳までは乳幼児医療費助成事業として、7歳、小学校1年生から9歳、小学校3年生までは町単独事業として、10歳、小学校4年生から18歳までは子どもの医療費助成事業として医療費の一部負担金相当額を助成し、窓口無料化をすることになります。

10歳、小学校4年生から18歳までが助成対象となりましたのは、福島県内59市町村すべてが9歳、小学校3年生までは医療費助成制度があることから、10歳、小学校4年生以上を対象としたものであります。

この新たな医療費助成制度により、町が単独事業として助成してまいりました10歳から15歳までの医療費一部負担金相当額が県から助成されることとなりますが、医療費請求は3カ月後の精算となりますことから本年度の補助金は4カ月分が歳入となります。これら県の子どもの医療費助成制度の施行から、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。併せて、条例改正案新旧対照表の4ページもご覧いただきたいと思っております。

西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を次のように改正する。

第2条、対象者の条項中、15歳を18歳に改めるものであります。

附則であります。第1項は施行期日でありまして、この条例は、平成24年10月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置でありまして、この条例の施行日前の受診に係る医療費については、なお従前の例によるものであります。なお、本条例の施行に伴い増加する16歳から18歳までの対象者数は、192名、社会保険等加入者143名、国保加入者49名であり、その医療費助成にかかる所要額166万円を今次一般会計補正予算に計上しております。また、10歳、小学校4年生から18歳までの医療費助成にかかる県補助金として491万7千円も今次補正予算の歳入に計上しております。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　これは、県で18歳まで医療費を無料にさせていただけるということで、大変結構なことではあります。今年度の当初予算、子育て医療サポート事業の当初予算で、1,316万、予算を組んでおりますけれども、実際に本町の影響額といいますか、不用額はどのくらいになるのか、今、4年生から18歳までが491万7千円の歳入見込みがあるというご説明でしたが、本町は15歳までサポート事業をしておりましたので、この影響額、不用額はどのくらいに想定されるのか。

あと、先ほど説明されたんでしょうか、聞き漏れたかもしれませんが、18歳までの対象人数はどのくらいいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それでは、お答えをいたします。

まず第1点目の本町への影響額ということでございますが、先ほども説明の中で申し上げましたが、今年度は16歳から18歳までの医療費にかかる助成額、本年度は4カ月分でございますが、4カ月分で今次補正に166万円を予算計上してございます。4カ月分で166万円でございますので、12カ月分にいたしますと、600万ちょっとがその対象の、必要とする医療費の額になります。ただ、先ほども申し上げましたが、10歳から18歳までは、県の子どもの医療費助成事業補助金ということで、10分の10の補助金がいただけることとなります。そういたしますと、当然、16歳から18歳までのかかる医療費、さらには10歳以上、これまで単独でみておりました10歳から15歳までが、その分についても県から10分の10の補助金がまいりますので、町にとっては財政的に有利な補助事業であるということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、2点目でございますが、16歳から18歳までの対象者数でございますが、192名でございます。社会保険加入者で143名、国保加入者で49名でございます。

○議長　当初予算と比べてどのくらいいなくなるかと聞いているんですから、難しいこと言うことないですから、不用額いくら出してください。

当初予算できて、その中で、今の制度になって、どのくらい不用額が出るかと聞いているんです。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　　ちょっとわかりづらい質問だったかもしれないんですが、実際、本町は15歳まで医療費無料というようなことで、子育て医療費サポート事業、当初予算1,316万組んでいたわけなんですけど、この県が18歳までやるということでもありますから、小学校4年から15歳の分は、丸々うちやうでしょうということです。小学校4年生から15歳、町独自でやっていた分が、今度は県でみてくれると、そうすれば、当初予算の中で不用額が出てくるんじゃないかということをお尋ねしているわけです。

○議長　　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　　それでは、お答えをしたいと思います。

説明ちょっと不十分でございました。お詫び申し上げます。これまで町では、0歳から15歳まで医療費無料化ということで助成をしてまいりました。それがさらに18歳までということで、3カ年、3歳分が延びるわけでございますので、子育て医療費サポート事業による医療費の助成は、歳出としては増えることとなります。ただ、先ほどもお話ありましたように、県から、10歳から18歳まで補助金がまいりますので、その分が財源としては町で有利になります。10歳から18歳までで4カ月分で約500万円が入ってまいりますので、約2,000万ほどは、失礼しました。500万円ですので、4カ月分で約491万7千円、約2,000万円弱は歳入として入ってまいりますので、その分は一般財源として支出する額が少なくなるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　結局、4年から15歳までの分で、県からいくらくるんだと聞いているわけですから。

暫時休議します。(10時51分)

○議長　　再開します。(10時53分)

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　　それでは、お答えをしたいと思います。

これまで単独で医療費助成をしておりました小学校4年生から15歳までの医療費分でございますが、年間で約980万円ほどでございます。その分につきましては、今後、歳入として全額、県補助金から収入として入るものでございます。

○議長　　それは年間でしょう、4カ月分でしょう。10月からだから、今年の予算に関係するのは、いいね。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　　私の質問がわかりづらくて大変申し訳なかったんですが、要はこの事業は、大変町にとっても財源的にも有利なものであるということでもありますから、私はこの当初予算、1,316万円組んであったけれども、ここから何百万くらいは不用額が出てくるのかなと、そう思ったものですからお尋ねをいたしました。

あと対象人数のほうは、単純に0歳から18歳までの人数が、先ほどの数字でよろしいんでしょうか。0歳から18歳まで、トータルで結構です、何人くらい。

○議長　　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　　ご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました数字、192人につきましては、条例改正による16歳から18歳ま

での人数でございます。なお、0歳児から18歳までの該当者数でございますが、合計で896人で見込んでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　議案第4号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正案の概要・経緯については、議案第3号でご説明申し上げましたとおりでございますが、福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱が本年10月1日から施行されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正し、子どもの医療費に係る一部負担金を医療機関の窓口で支払うことを要しない年齢、15歳を18歳に引き上げるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて、条例改正案新旧対照表の5ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条の2、第4章保険給付・一部負担金の条項中、15歳を18歳に改めるものであります。

附則であります。第1項は施行期日でありまして、この条例は、平成24年10月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置でありまして、この条例の施行日前に行われた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。なお、本案につきましては、去る8月27日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第5号、西会津町防災会議条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。まず、議案の説明に先立ちまして、本条例改正案の概要について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたが、災害対策基本法の一部を改正する法律が、本年6月27日に公布、施行されたことに伴う条例改正であります。この災害対策基本法の改正は、昨年3月に発生しました東日本大震災から得た教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模・広域な災害に備えるための措置を可能なものから行うことを目的としております。

主な改正内容につきましては、大規模広域な災害に対する即応力の強化及び被災者対応の改善、教育伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上などがあります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。議案書と併せて、条例改正案新旧対照表の6ページをご覧ください。

西会津町防災会議条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、防災会議の機能強化を図るため、新たな所掌事務として、町長の諮問に応じて西会津町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べることを追加するものであります。

次に、第3条第5項の改正であります。地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実を図るため、防災会議の委員に、喜多方地方広域市町村圏組合消防長と自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者を新たに追加するものであります。

次に、第3条第6項の改正であります。委員の定数を規定しており、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者の委員定数を、5人以内

と定めるものであります。

次に、附則であります。施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　この防災対策、大変重要で必要なことであることではありますけれども、今の町民税務課長の説明を聞いている中で、その防災に関する重要事項の審議というようなことを委員を選任して決めていくんだということではありますが、なんとなく私としては、全然イメージがわからない、具体的にはどういうことを審議し、どういうことを決めていくことを想定しているのか、その1点だけお尋ねいたします。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

防災に関する重要な事項という中身でございますけれども、前回、防災会議を開催いたしましたのが、平成19年の12月であります。そのときの審議といいますか、協議事項につきましては、町の防災計画の見直しが案件でございました。今後につきましても、防災計画の見直しでありますとか、あと、さまざまな防災に関する、例えば行動マニュアルの策定ですとか、そういった事項につきましては、防災会議を開催し、委員のかたがたに諮問をして、答申をいただいて事項を決定していくと、そういったふうに考えてございます。

○議長　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1点だけお伺いをいたします。なかなかこういう用語、ちょっと難しいんですが、現行では、災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集すると、現行ではね。それを、今まで4人であった審議委員ですか、その人を5人以内で町長が任命して、その人たちが、その防災に関する重要な事項を審議するというようなことなんでしょうか。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

改正前の防災会議条例、さまざまな委員の区分がございまして、例えば国の出先機関、福島県の各部局、それから警察、消防等々、委員区分がございまして。このたび、改正条例の中に、新たに自主防災組織でありますとか、学識経験を有する者を追加いたしまして、そのすべての委員で、さまざまな重要案件を審議していくということでございます。そのほかの役割については、条例どおりということでございます。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　喜多方の消防長ということではありますが、消防の最高責任者ですからでありましようが、これは消防長ということで義務付けられているのか、いないのか。西会津は消防署があって、署長おられますので、署長でも間に合うのではないかと、間に合うという大変失礼ですか、署長でも務まるのではないかと気がします。

それともう一つは、こういう立場の人が参加できないというときには、代理も、それは認めるのかをお尋ねします。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

まず1点目の喜多方広域の消防長ではなくても、西会津の消防署長でもよいのではないかというおただしでございますけれども、決まりはございません。消防機関という位置付けの中で選出したわけでございますけれども、福島県とか国の出先機関の委員につきましては、やっぱりその長が委員となってございますので、このたび消防については、消防長としたところでございます。

それからもう1点、委員が都合で出席できない場合、代理も認めるのかというご質問でございますけれども、それは認める、今までの経緯では認めてございます。

○議長　10番、清野佐一君。

○清野佐一　先ほど荒海議員からも話ありましたが、委員がさらに増えるということのようです。この改正がなされれば、いつごろまでに委員を選任されるのか、また以前に、昨年9月、町長が新聞に掲載されているような話をされたときに、防災マニュアルの見直しを行うというようなことも話をされました。今日までの間、そのような作業をされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

まず委員の選任でございますけれども、二つ目の質問で、防災マニュアルの見直しと防災計画の見直しについて、今現在作業を進めてございますので、ある程度の中身が煮詰まった時点で、防災会議を開き、諮問をし、答申をいただくというスケジュールを考えてございますので、ある程度のさまざまな防災マニュアル、行動マニュアルがまとまった時点で、防災会議の委員を選任し、会議を開く予定でございます。

以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、西会津町防災会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町防災会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　議案第6号、西会津町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、

ます。

地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項並びに同法施行令第 166 条第 2 項に規定する書類として、平成 23 年度西会津町歳入歳出決算書。同じく歳入歳出決算事項別明細書。同じく実質収支に関する調書・財産に関する調書であります。その他の資料として、予算の執行実績調書・起債の状況、一般会計決算の状況、主なる施策の執行実績調書を提出しております。

はじめに、平成 23 年度決算における本町の財政状況について申し上げます。予算の執行実績調書、一般会計決算の状況の資料によりご説明申し上げます。

予算の執行実績調書の 1 ページをご覧ください。

歳入歳出決算の総括表であります。一般会計から各特別会計の決算額につきましては、記載のとおりでありまして、一般会計から各特別会計のいずれの会計におきましても、歳入歳出差引額は、黒字で決算することができました。なお、一般会計から簡易水道等事業特別会計までの歳入総額は、97 億 826 万 7 千円、歳出総額は、93 億 8,101 万 2 千円となり、歳入歳出差引額は、3 億 2,725 万 5 千円となりました。

次に、一般会計決算の財政状況について申し上げます。一般会計決算の状況の資料 1 ページをご覧ください。

歳入決算額の状況であります。平成 23 年度一般会計の歳入は、66 億 8,884 万円となりました。この構成比をみますと、9 款地方交付税が全体の 45.2%を占め、続いて 20 款町債が 11.1%、14 款県支出金が 10.8%、1 款町税が 9.2%、13 款国庫支出金が 7.3%などとなっております。

2 ページをご覧ください。

この歳入の財源構成の状況であります。一般財源と特定財源に分けますと、用途が特定されずに、どの経費にも充当できる、言い換えれば、何に使ってもいい財源として、町税、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金等の一般財源の構成比は 71.0%となりました。用途が特定されている特定財源としては、国庫支出金、地方債、分担金等で 29.0%であります。

次に自主財源と依存財源は、財政基盤の安定化と行政活動の自立性を測る指標のひとつとなっております。自主財源には、町税、使用料・手数料などがありますが、自治体が自らの意思と努力によって調達できる財源であります。23 年度は 22.6%となりました。また、依存財源は、国県等より交付される地方交付税、地方譲与税、国県支出金、地方債等であります。77.4%となりました。

次に歳出について申し上げます。3 ページの歳出決算額の状況をご覧ください。

歳出の決算額は、64 億 9,157 万 8 千円となりました。この歳出の全体的な財政構造や動向をみるのに必要な目的別決算額と性質別決算額について申し上げます。行政目的別に分類した目的別決算額については、1 款の議会費から 12 款の公債費までであり、記載のとおりであります。

4 ページの性質別決算額をご覧ください。

歳出の性質別決算額を義務的経費と投資的経費に分類しますと、義務的経費は人件費、扶助費、公債費であり、歳出全体の 32.9%を占め、投資的経費は、普通建設事業費と災害

復旧事業費であり、19.7%、その他の経費は、物件費、補助費等であり、47.4%となっております。

次に5ページ決算収支の状況であります。歳入総額Aから歳出総額Bを差し引いた額から、翌年度に繰越すべき財源Dを控除した実質収支額Eは、平成23年度は、1億6,055万1千円の黒字になりました。単年度収支額Fは、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた額であり、マイナスの753万3千円となりました。また、単年度収支額に財政調整基金積立金Gを加え、財政調整基金取り崩し額Iを差し引いた実質単年度収支額は、1億1,394万5千円の黒字となりました。これは東日本大震災復興支援交付金の交付や、地方交付税の特別交付税が前年度よりも増額となったことなどがありますが、日常業務において経常経費の削減に努めたことや、徴収対策による収収向上に努めたこと、各種事業の実施においては、有利な補助事業を導入したこと。また、起債を借り入れる際には、普通地方交付税への算入率の高い有利な起債を借り入れたことなどにより、実質単年度収支が、黒字となったものであります。

次に、下の表であります財政指数の状況であります。経常収支比率は、平成22年度と比較しまして0.6ポイント増の84.9%となりました。

次に6ページ、公債費比率等の状況をご覧ください。

公債費比率、公債費負担比率、準公債費比率は、いずれも年々数値が改善しております。

次に地方債の年度末現在高であります。地方債、いわゆる起債であります。公共的施設など社会資本の整備をはじめ災害復旧などの事業費に充当するための長期の借入金であり、地方財政法第5条に規定する地方公共団体の財源であります。地方債の年度末現在高は、平成23年度末では、67億9,738万6千円となりました。この内、66.7%の45億3,385万6千円を、国が普通地方交付税で交付してくれますので、町が今後、実際に負担する額は33.3%の22億6,353万円となります。

起債の借り入れにあたりましては、元利償還金が地方交付税で交付される割合の多い起債、辺地対策事業債や過疎対策事業債などを優先的に選択し、後年度において財政負担の軽減が図られるよう努め、その他の起債については極力抑制するよう配慮しているところであります。

次に債務負担行為の翌年度以降支出予定額につきましては、2億3,195万7千円となりました。主なものとしては、ケーブルテレビ高度化事業第2期工事や、23年度に設定した債務負担行為の生活環境づくり支援事業などが含まれております。

次に6ページ下段をご覧ください。

健全化判断比率の状況であります。ひとつ目の実質赤字比率、二つ目の連結実質赤字比率であります。一般会計と、特別会計を含む全会計の実質赤字額の標準財政規模に占める比率を表すものであり、本町は全ての会計が黒字決算となりましたことから比率は算定されません。三つ目の実質公債費比率であります。これは平成17年度決算から起債の許可同意基準として用いられている比率であります。前年度より0.9ポイント改善し、15.3%となりました。この数値が18%を超えた場合は、地方債の借入れに際し県知事の許可が必要な許可団体になりますが、本町は下回っておりますので、引き続き地方債の借入れが県知事の同意のみでできる同意団体となります。四つ目の将来負担比率であります。

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、前年度より 9.0 ポイント改善し、118.1%となりました。また、資金不足比率につきましてもすべての会計が黒字決算となりましたので、比率は算定されませんでした。

以上のように健全化判断比率は全て、早期健全化基準の範囲内となっており、一般会計及び特別会計を含め、健全化判断比率は年々改善しており、本町財政の健全性は保たれておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて議案第 7 号、平成 23 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。説明に入る前に申し上げます。ご承知のように決算の認定の対象となりますのは歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくために主なる施策の執行実績調書により主要な箇所について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、税等の収納率、不納欠損額、収入未済額、翌年度繰越額等については、事項別明細書に詳しく記載してありますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

主なる施策の執行実績調書の 1 ページをご覧ください。

1 款町税、1 項 1 目個人町民税の決算額は、景気低迷の影響などにより前年度に比較し 837 万円の減となり、1 億 5,254 万 6 千円となりました。収納率は 96.70%であります。1 項 2 目法人町民税は、3,851 万 9 千円となりました。収納率は 98.73%であります。2 項 1 目固定資産税は、3 億 6,526 万 3 千円となりました。収納率は、91.60%であります。なお、町税の不納欠損額としましては、312 万 146 円を処分いたしました。延べ 74 人、197 件分であります。

時間の関係もあり、主な事項について説明させていただきます。

4 項 1 目たばこ税は、税率の改正により前年度比 553 万 3 千円の増となりました。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税は、2,750 万 6 千円となりました。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金は、景気動向や震災の影響などにより、440 万 2 千円減の 6,327 万 4 千円となりました。

7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金は、自動車販売台数の減とエコカー減税などの影響で前年比 328 万 3 千円の減となりました。

8 款 1 項 1 目地方特例交付金は、1,727 万円となりましたが、これは児童手当および子ども手当に係る地方公共団体の負担に伴う財源保障などであります。

9 款 1 項 1 目 地方交付税は、30 億 2,601 万 5 千円となり、前年度と比較しまして 1,441 万 1 千円の増額となりました。普通地方交付税で、1,181 万 5 千円の減となりましたが、特別地方交付税で、震災や豪雨災害等の特殊要因により 2,622 万 6 千円の増となりました。

11 款分担金負担金、1 項 1 目総務費分担金は、907 万 8 千円の増となりました。これは、電気通信格差是正事業分担金で携帯電話等エリア整備、宝坂地区・下谷地区に係る事業者負担金であります。

次に、2 ページをご覧ください。

1 項 3 目災害復旧費分担金は、農林水産業施設災害復旧費に係る受益者分担金であり 188 万 3 千円となりました。2 項 1 目総務費負担金は、373 万 8 千円となりましたが、ケーブルテレビ加入負担金などあります。2 項 2 目民生費負担金は、1,685 万 2 千円となりましたが、主なものは、野沢保育所運営費負担金などあります。

12 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務使用料は、8,194 万 7 千円となり、前年比 636 万 9 千円の増は、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料の増などによるものであります。1 項 2 目民生使用料は、234 万 6 千円の減となりましたが、へき地保育所使用料の減などであります。1 項 5 目土木使用料は、3,746 万 5 千円となり、主なものは、町営住宅・定住促進住宅使用料などであります。1 項 6 目教育使用料は、学校等施設使用料の増などにより 457 万 9 千円となりました。

13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金は、こども手当交付金や障害者生活介護事業などで、前年度比で 818 万 4 千円の増となりました。

3 ページをご覧ください。

1 項 2 目災害復旧費国庫負担金は、豪雨災害等による道路河川災害復旧事業補助金であります。2 項 1 目民生費国庫補助金は、940 万 4 千円の減であります。2 項 3 目土木費国庫補助金は、町道整備に係る社会資本整備総合交付金などの増により、2 億 2,394 万 4 千円となりました。2 項 4 目教育費国庫補助金は、小学校統合に伴うスクールバス 4 台の購入費補助金などではありません。2 項 5 目総務費国庫補助金は、前年比 2 億 9,153 万 2 千円の減額となりましたが、これは、平成 21 年度繰越事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業などが終了したことなどによるものです。

14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金は、9,812 万 8 千円となりました。主なものは、こども手当交付金、国保税の軽減分に対する国民健康保険保険基盤安定負担金、保険料軽減分に対する後期高齢者医療保険基盤安定負担金などあります。なお、災害救助費繰替支弁金は豪雨災害等の対応で災害救助法に基づき町が執行した費用に対する県の負担金であり、災害弔慰金は本年 2 月に発生した雪下ろし時の死亡事故に対する県支出金ではありません。2 項 1 目総務費県補助金は、2 億 6,244 万 2 千円となり、主なものは、東日本大震災による市町村復興支援交付金、それに電源立地地域対策交付金及び携帯電話等エリア整備事業などあります。

4 ページをご覧ください。

2 項 2 目民生費県補助金は、5,335 万 9 千円となり、主なものは高齢者施設スプリンクラー緊急整備推進事業補助金などあります。2 項 3 目衛生費県補助金は、1,903 万 2 千円となり、主なものは線量計等緊急整備支援事業費補助金などあります。2 項 4 目労働費県補助金は、3,487 万円となり、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業などあります。2 項 5 目農林水産業費県補助金は、1 億 4,997 万 4 千円となりました。主なものは、中山間地域等直接支払事業、森林整備加速化・林業再生基金事業などあります。

5 ページをご覧ください。

2 項 9 目災害復旧費県補助金は、豪雨災害による農地農業用施設災害復旧事業などで、6,215 万 2 千円となりました。3 項 1 目総務費委託金は、前年比 2,098 万 2 千円の減額となりましたが、選挙費および統計調査費などによる減です。3 項 3 目土木費委託金は、2,966 万 8 千円となり、主なものは、国県道除雪委託金などあります。

15 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入は町有地の貸地料及びパイプハウスのリース料な

どであります。2項1目不動産売却収入は、161万4千円となりました。徳沢駅前等町有地の売却代金であります。

16款寄付金であります。東日本大震災以降、全国に被災地福島県や郷土を支援する気運が高まり、寄付金全体で前年比1,140万7千円の増となりました。1項1目一般寄付金は、20件であります。1項2目ふるさと応援寄付金は、22件であります。1項3目教育費寄付金は、1件で200万円であり名誉町民新田正夫氏による寄付金であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金からの繰入金は、3億8,281万5千円となりました。

6ページをご覧ください。

1項1目繰越金、前年度繰越金は2億1,055万1千円となりました。

19款5項4目雑入は、6,205万6千円となりました。主なものは、スプリンクラー設置工事にかかる福祉会の負担金などであります。

20款町債、1項2目過疎対策事業債は、4億5,870万円となりました。1項4目災害復旧事業債は、2,580万円となりました。1項5目臨時財政対策債は、2億350万円となりました。この町債は、本来、普通地方交付税により交付すべきものが、国の財源不足から補てん措置として町が借り入れし、後年度の償還金を地方交付税で交付するものであります。

歳入総額は、66億8,884万円となり、前年度より6億706万3千円の増額となりました。

7ページをご覧ください。

次に歳出であります。1款議会費、1項1目議会費は、議員共済費や議会車購入費などで前年比2,553万9千円の増となりました。

2款総務費、1項3目電算管理費は庁内総合行政情報システムに係る経費を一括計上としたため5,772万5千円となりました。1項5目財産管理費は、6億6,628万5千円となりました。主なものとして、土地購入費は環境センター西会津分工場跡地の購入費であります。財政調整基金積立金5億429万3千円、そして東日本大震災復興基金積立金1億4,908万8千円などがあります。なお、平成23年度末の財政調整基金残高は、9億7,224万8千円となりました。1項6目企画費は、1億1,598万4千円となりました。主な内容としては、平成22年度繰越分を含む携帯電話等エリア整備事業、宝坂・下谷地区鉄塔施設、及び統合小学校新築基本設計事業などがあります。1項8目自治振興費は、1,519万6千円となりましたが、自治区長報酬のほか、コミュニティ育成事業・集会所整備補助金などがあります。1項10目ふるさと振興費は、1億4,130万5千円となりました。主な内容としては、8ページをご覧ください。

温泉施設管理業務委託料、およびさゆり公園管理業務委託料などのほか繰越事業のスポーツトラクター購入事業、温水プール貯湯槽交換工事などがあります。1項11目ケーブルテレビ運営事業費は、2億9,820万円となりました。主なものは、ケーブルテレビ高度化事業第2期整備工事費、平成22年度繰越分を含み2億1,920万3千円などがあります。1項12目生活バス運行事業費は、6,892万3千円となりました。運行业務委託料のほか、デマンドバス運行に向けた生活バス3台の購入費などが主なものであります。1項13目インターネット運営事業費は、1,444万8千円となり、上位回線の見直しなどにより992万円の減となりました。

9 ページをご覧ください。

2 款総務費、3 項 1 目戸籍住民登録費は、住基ネット、総合行政ネットワークシステムに係る経費を 1 項 3 目電算管理費に移したことなどにより 1,892 万 5 千円の減となりました。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費は、1 億 4,848 万 5 千円となり、主なものは、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、同じく施設勘定繰出金などであります。

10 ページをご覧ください。

1 項 3 目老人福祉費は、4 億 8,394 万 8 千円となり、主なものは、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金などのほか、介護老人保健施設スプリングラー緊急整備推進事業などであります。

11 ページをご覧ください。

3 款 2 項 2 目児童措置費は、2 億 7,642 万 4 千円となり、主なものは、野沢保育所およびへき地保育所の保育所業務委託料及び子ども手当などであります。3 項 1 目災害救助費は、1,989 万 3 千円であります。東日本大震災、避難所設置等にかかる災害救助費及び 2 月に発生した雪下ろし死亡事故にかかる災害弔慰金などあります。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費は、2,284 万 5 千円となりました。主なものは、12 ページになりますが、高齢者インフルエンザ予防接種事業、子宮頸がん等ワクチン接種事業などあります。1 項 4 目健康推進費は、5,636 万円となりました。主なものとしましては、線量計等緊急整備支援事業、個人線量計 300 台、サーベイメーター 15 台などあります。

13 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費は、1 億 1,627 万円となり、主なものは、中山間地域等直接支払事業及び耐雪型パイプハウス整備事業 9 棟分、農林産物加工開発事業などあります。1 項 5 目農地費は、8,167 万 4 千円となり、主なものは、農地・水・農村環境保全向上対策事業、農業集落排水処理事業特別会計繰出金などあります。2 項 1 目林業総務費は、1 億 3,234 万 6 千円となりました。主なものは、間伐対策事業委託料、14 ページになりますが、菌床栽培ハウス整備事業繰越分とあわせ 5 棟分、及び里山再生対策事業委託料などあります。2 項 2 目林業振興費は、5,200 万 3 千円となり、主なものは、林道岩井沢檜ノ木平線開設工事、林道大山美坂高原線開設工事負担金などあります。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費は、3,438 万 4 千円となり、主なものは、中小企業振興資金融資制度貸付金、ふくしま復興特別資金等保証料補助金などあります。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費は、2 億 1,903 万 7 千円となり、主なものは、除雪費 1 億 8,424 万 9 千円のほか、15 ページになりますが、除雪機械、歩行式除雪機 3 台の購入費などあります。1 項 3 目道路新設改良費は、3 億 4,559 万円となり、主なものは、町道野沢柴崎線・下野尻端村線などの改良舗装工事等であります。4 項 4 目生活環境づくり支援費は、5,537 万 5 千円となり、生活環境づくり支援補助金および商品券分などあります。

9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費は、6,439 万 1 千円となりました。主なものは、公務災害補償等負担金、消防費賞じゅつ金市町村負担金などあります。1 項 3 目消防施設費は、1,122 万 6 千円となりました。主なものは、小型動力ポンプ 3 台の購入費などあ

ります。

16 ページをご覧ください。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費は、1 億 5,534 万 6 千円となりました。主なものとしては、小学校統合に向けた 野沢小学校改修工事費、スクールバス 4 台の購入費、小学校閉校記念事業補助金などであります。2 項 1 目小学校学校管理費は、4,412 万 7 千円となり、主なものは平成 22 年度繰越事業の野沢小学校施設改修工事などであります。2 項 2 目小学校教育振興費は、3,481 万 2 千円となり、主なものは、複式学級緩和対策事業費などであります。

17 ページをご覧ください。

10 款 4 項 2 目公民館費は、988 万 9 千円となり、主なものは公民館改修、昇降機の整備に係る工事費などであります。

11 款災害復旧費は、平成 22 年 9 月に発生した豪雨災、及び平成 23 年 7 月の新潟福島豪雨災害による復旧工事費であります。1 項 1 目農業施設災害復旧費、1 項 2 目林業施設災害復旧費、2 項 1 目道路橋りょう河川災害復旧費、合わせて 1 億 7,669 万 4 千円となり、前年度比 1 億 6,042 万 5 千円の増となりました。

以上の結果、一般会計の歳出総額は、64 億 9,157 万 8 千円となりました。前年度より、6 億 2,024 万 9 千円の増額となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、1 億 9,726 万 2 千円となったところであります。なお、平成 23 年度から 24 年度への繰越明許費繰越額は、4 億 7,769 万 4 千円となったところであります。

○議長 会計管理者に申し上げます。

決算の説明は一般会計の説明終了をもって区切りとし、残る特別会計の説明については、午後 1 時からの本会議で行ってください。

○会計管理者 以上で、一般会計決算の状況について説明を終了させていただきます。

○議長 暫時休議します。(1 1 時 5 7 分)

○議長 再開します。(1 3 時 0 0 分)

午前中に引き続き、説明を求めます。

会計管理者、田崎宗作君。

○会計管理者 各特別会計の決算につきまして、引き続き主なる施策の執行実績調書によりご説明を申し上げます。

19 ページ、20 ページをご覧ください。

議案第 8 号、平成 23 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 23 年度においては、誘致工場がなく用地の分譲はありませんでした。現在保有している用地は、2 万 6,871 平方メートルであります。

歳入であります。2 款 1 項 1 目繰越金のみであり、歳入総額は、1 万 8 千円となりました。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は、1 万 8 千円となりました。

議案第 9 号、平成 23 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

21、22 ページをご覧ください。

23年度は、残地のアーケード側A区画の活用方針等について、町や商工会などの関係機関などで構成する商業団地A区画整備検討委員会において、運営形態や業種などについて検討してきたところであります。

歳入の款項の内容については記載のとおりとなっておりますが、主なものは、2款繰越金であり、歳入総額は、1,692万円となりました。歳出はありませんでしたので、歳入歳出差引額は、1,692万円となりました。

議案第10号、平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

23、24ページをご覧ください。

23年度は、1区画の分譲がありました。分譲の推進を図るため、23年度に3区画を4区画に分割し区画の面積を小さく購入しやすくしたことから、区画数は1区画増の全69区画となりました。このうち51区画を分譲いたしましたので、残りは18区画であります。

歳入の主なものは、2款2項1目不動産売却収入であり、1区画分600万円であり、歳入総額は、723万円となりました。

歳出の款項の内容につきましては、記載のとおりであります。主なものは、修繕料、及び一般会計繰出金などであり、歳出総額は、651万4千円となり、歳入歳出差引額は、71万6千円となりました。

議案第11号、平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

25、26ページをご覧ください。

本事業は、国土交通省所管の特定環境保全公共下水道事業として平成5年度から実施しており、23年度は野沢処理区・堀越地内の管渠布設工事などを実施いたしました。23年度末の加入戸数は、前年度より20戸増えまして、水洗化戸数は524戸となり、加入率は野沢処理区・大久保処理区合計で51.8%になりました。なお、公共下水道、農業集落排水事業、個別排水処理事業に個人設置の合併処理浄化槽を含めた汚水処理普及率、全人口に占める汚水処理施設の整備の割合であります。23年度末では、73.8%と前年度と比較し2.5ポイント上昇しております。

歳入の款項の内容については記載のとおりであります。2款国庫支出金、1項1目未普及解消下水道補助金は、野沢処理区下水道事業費の国庫補助金であります。歳入総額は、2億2,758万2千円となりました。

歳出の2款施設整備費、1項1目下水道施設費は、1億585万8千円となりました。野沢処理区堀越地内の管渠布設工事費などがあります。歳出総額は、2億2,573万3千円となり、歳入歳出差引額は、184万9千円となりました。

議案第12号、平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

27、28ページをご覧ください。

本会計は、小島、森野、宝川、白坂、笹川、野尻地区の6処理施設に係る特別会計であります。整備は平成21年度で終了しておりますので、平成23年度はこれら施設の維持管理などにかかる経費であります。6処理区の加入戸数は、前年度より16戸増え、693戸と

なり、加入率は79.6%となりました。

歳入の款項の内容は記載のとおりでありまして、歳入総額は、9,834万円となりました。

次に歳出であります。1款総務費、1項1目一般管理費は、6処理施設の管理経費などでありまして、歳出総額は、9,575万6千円となり、歳入歳出差引額は258万4千円となりました。

議案第13号、平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

29ページ、30ページをご覧ください。

本事業は、環境省所管の事業として平成16年度より実施しており、個別排水処理施設、合併浄化槽により、汚水・生活雑排水の処理をするもので、その施設の維持管理費及び整備費などの特別会計であります。平成23年度は、27基を設置し、これまでの整備分と合わせ241基となりました。

歳入の款項の主な内容については記載のとおりであります。2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金は、整備にかかる国庫補助金であります。歳入総額は、5,231万円となりました。

歳出の2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費は、27基分の工事費などでありまして、

歳出総額は、5,070万2千円となり、歳入歳出差引額は、160万8千円となりました。

議案第14号、平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

31、32ページをご覧ください。

本会計は、医療制度改革に伴い、75歳以上の高齢者を対象に医療費等を給付するための会計として、平成20年度より開始されたものであります。県内すべての市町村が加入する福島県後期高齢者医療広域連合が、保険料の決定、医療給付、保険証の交付などを行い、町は保険料の徴収、申請書等の受付、保険証の引渡などの窓口業務を行っております。被保険者数は、平成24年3月末現在で、2,007人です。

歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料は、年金から天引きされた保険料で、1項2目普通徴収保険料は、納入通知書等により直接納入いただいた保険料であります。なお、収納率は100%であります。その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳入総額は、1億91万9千円となりました。

歳出の款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳出総額は、1億87万円となり、歳入歳出差引額は、4万9千円となりました。

議案第15号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

33ページをご覧ください。

平成20年度国の医療制度改革により、国民健康保険制度が大きく変わり4年目を迎えた平成23年度事業勘定の決算では、22年度と比較し歳入で、975万9千円の減額となりました。なお、平成23年度末現在の町国保被保険者数は、2,450人、1,369世帯です。

はじめに、事業勘定の歳入であります。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者

国民健康保険税、1項2目退職被保険者等国民健康保険税は、ともに記載のとおりとなりましたが、国保税全体では、2億73万2千円となりました。国民健康保険税の収納率は、現年度分で95.98%となり、前年度より1.21ポイント増となりました。不納欠損額は、745万9,756円、延べ65人、279件を処分いたしました。その他、款項の主な内容については記載のとおりとなりました。

歳入総額は、10億5,218万7千円でありまして、前年度より975万9千円の減額となったところであります。

次に歳出であります。35ページをご覧ください。

款項の主な内容については記載のとおりとなりました。

歳出合計は、10億1,460万4千円となりました。歳入歳出差引額は、3,758万3千円となりました。

37、38ページをご覧ください。

次に、診療施設勘定であります。平成23年度は10月からの医薬分業の実施や地域医療ネットワークの整備を行いました。

歳入の1款診療収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入は、国保連合会からの診療収入であります。1項2目社会保険診療報酬収入は、社会保険診療報酬支払基金からの診療収入であります。1項4目後期高齢者医療診療収入は、75歳以上のかたがたにかかる診療分で広域連合からの診療収入であります。1項5目一部負担金収入は、外来患者の一部負担金、3割・1割の窓口収入などであり、平成23年度の町診療所の外来患者数は、延べ3万4,913人でありました。その他、款項の主な内容については記載のとおりとなっており、歳入総額は、4億2,703万7千円となり医薬分業による医薬品収入の減などにより、前年度より5,507万2千円の減額となりました。

歳出であります。款項の主な内容については記載のとおりであります。平成23年度は、地域医療連携ネットワークシステム構築や 医薬分業による医薬品費の減額などで、歳出総額は、3億8,072万7千円となりました。歳入歳出差引額は、4,631万円となりました。

議案第16号、平成23年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について ご説明を申し上げます。

39、40ページをご覧ください。

平成23年度は、第4期介護保険事業計画3カ年計画の最終年度でありました。平成12年度より施行されました介護保険制度も、制度の定着が図られ介護サービスの利用や介護保険給付費は年々増加しております。

歳入であります。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、1億2,438万1千円となりました。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料であり、収納率は、99.33%となりました。不納欠損額は、15万3,800円を処分いたしました。延べ6人、37件分であります。その他、款項の主な内容については記載のとおりとなりまして、歳入総額は、9億4,595万4千円となり、前年度より1,395万7千円の増額となりました。

歳出につきましては、41、42ページをご覧ください。

款項の主な内容については記載のとおりであり、歳出総額は、9億2,607万6千円とな

り、前年度より 1,888 万 7 千円の増額で、歳入歳出差引額は、1,987 万 8 千円となりました。

議案第 17 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

43、44 ページをご覧ください。

本会計は、簡易水道施設 7 施設と飲料水供給施設 3 施設、合わせて 10 施設の管理運営を行うための会計であります。

歳入の款項の主な内容については記載のとおりであります。水道使用料や一般会計繰入金などであり、歳入合計は、9,093 万円となりました。

次に歳出であります。款項の主な内容については記載のとおりであります。施設の維持管理経費及び公債費などであり、歳出総額は、8,845 万 2 千円となり、歳入歳出差引額は、247 万 8 千円となりました。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、記載のとおりであります。重複する部分もありますので、説明は省略させていただきます。

以上で 議案第 7 号から議案第 17 号までの説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 18 号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 18 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

はじめに剰余金の処分について申し上げます。議案書をご覧ください。まず、議案書の 2 枚目の平成 23 年度西会津町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

地方公営企業法の改正により、資本金、資本剰余金及び、未処分利益剰余金の処分は条例または議会の議決により行うこととなったため、議会の議決を求めるものであります。今次の決算においては、資本金及び資本剰余金について処分はありませんので、未処分利益剰余金の処分だけあります。未処分利益剰余金については、決算書の 55 ページをご覧ください。

1 の営業収益 9,854 万 6,109 円と 3 の営業外収益 4,684 万 9,273 円から、営業費用 9,968 万 7,078 円と 4 の営業外費用 4,127 万 9,624 円の差、442 万 8,680 円が経常利益となり、前年度繰り越し利益剰余金 392 万 9,684 円を足した 835 万 8,364 円が当年度未処分利益剰余金となります。剰余金の処分につきましては、起業債の償還の充当にあてるための減殺積立金に 300 万円。施設改良工事に充当するための建設改良積立金に 200 万円を積み立てるものであります。

次に決算の説明に入らせていただきます。その前に西会津町歳入歳出決算事項別明細の水道事業会計決算に関する説明書にて、事業概要のご説明申し上げます。

事項別明細書の 209 ページをご覧ください。

1 は事業の概況です。(1)総括事項には本事業の概要を取りまとめて記載しております。

まず、アの給水です。平成 23 年度の年間総配水量は 62 万 6,628 立方メートルであり、4,988 立方メートルの増加となりました。年間有収水量は 44 万 7,420 立方メートルで、1,699 立方メートルの減少となりました。給水人口は 33 人減の 4,153 人となり、給水普及

率は0.79ポイント増の83.26%となりました。給水件数21件増え1,681件でありました。給水件数はわずかに増加しておりますが、給水人口は減少傾向にあります。

次にイの維持管理であります。本施設の配水管については、老朽化が進んでおり、施設点検の定期実施や地域からの通報により漏水の早期発見・修繕に努めました。なお、昨年度は31件の漏水補修工事を実施しています。

次にウの経常収支です。平成23年度の収益的収入は、1億4,539万5,382円であり、支出は1億4,096万6,702円となり収支差引で損益計算において442万8,680円の黒字となりました。資本的収支では、収入が7,833万3,228円、これは、起業債借入金、及び他会計からの補助金です。支出が災害復旧費ほか以下の費用の合計額で、1億2,225万3,423円で、収支差引不足額は4,392万195円となりました。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金4,052万240円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額339万9,955円で補填しました。なお、これにより本会計の実質収支は3,949万1,515円の赤字となっております。

210、211 ページをご覧ください。

(2) は議会の議決事項です。記載のとおり6件の議案を提出し、それぞれご議決を賜りました。

(3) の行政官庁認可事項につきましてはありませんでした。

(4) の職員に関する事項であります。前年どおりの職員2名により運営をしています。

(5) の料金その他供給条件の設定、変更は行っておりません。

次に2の工事であります。記載のと通りの工事8件、調査委託1件を実施いたしました。

次に3の業務であります。まず(1)の業務量について説明させていただきます。給水人口・給水量等の22年との比較です。前段で説明いたしましたので本表の説明は省略させていただきます。なお、下記に示しましたとおり、本事業の1立方メートル当たりの給水単価は、219円99銭となりまして、1立方メートル当たりの給水単価は315円13銭となっているところでありまして、この差の95円14銭分は、一般会計からの補助金を受け運営をしていることとなります。

212、213 ページをご覧ください。

まず、(2)の事業収入に関する事項について説明いたします。営業収益は給水収益以下の合計額で9,854万6,109円となりまして、前年度に比較し6,294円の増収となっております。これは給水収益の増収によるものです。

次に営業外収益です。受取利息及び配当金以下の合計額で4,684万9,273円であり、事業収入の合計額は、前年度に比較し226万955円増の1億4,539万5,382円となりました。

次に(3)の事業費に関する事項について説明いたします。まず営業費用です。原水及び浄水費以下の合計で9,968万7,078円となり、前年度比607万2,881円の増となりました。これは、漏水調査委託料と人件費の増によるものが主な原因です。

次に営業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費以下の合計で4,350万9,324円でありました。本費用につきましては、前年度比227万4,383円の減であります。

が、企業債償還利子額の減が主な原因です。以上事業費合計額では、前年度に比較し 379 万 8,498 円増の 1 億 4,319 万 6,402 円となりました。

214 ページをご覧ください。

4 の会計です。(1) の重要契約の要旨であります。記載のとおり 8 件の工事請負契約と 1 件の業務委託契約を締結し事業を実施いたしました。

次に(2)の企業債及び一時借入金の概況であります。23 年度は 910 万円を新たに借り入れをし、7,514 万 6,643 円の償還を行いました。その結果 23 年度末の残高は 13 億 9,683 万 5,981 円となったところであります。なお、一時金の借り入れはありませんでした。

次に(3)のその他会計経理に関する重要事項です。収益的収入の中の他会計補助金 4,528 万 3 千円は、企業債利息、職員給与に充当し、他会計補助金 4,700 万円は、課税仕入れ、及び企業債償還にそれぞれ記載の額を充当しております。国庫補助金、配水管移設負担金、及び起業債 3,133 万 3,228 円につきましては、それぞれの対応する課税仕入れに充当いたしました。5 の付帯事項であります。23 年度の給水装置新設は 11 件ありました。

215 ページの収益的費用明細書からの説明は省略させていただきます。

決算書の説明に移ります。決算書 53、54 ページをご覧ください。なお、決算報告書は消費税を加算した額で計上しており、前段で説明した決算に関する説明書とは金額が異なることになります。

まず、1 の収益的収入及び支出のうち、まず収入です。

1 款第 1 項の営業収益ですが、決算額 1 億 346 万 4,435 円であり、現計予算と比較し 26 万 3,435 円の増額となりました。第 2 項の営業外収益ですが、決算額 4,685 万 9,675 円でありまして 2 万 9,325 円の減額でありました。以上収入合計では、決算額で 1 億 5,032 万 4,110 円でありました。

次に支出です。1 款第 1 項の営業費用ですが、決算額 1 億 120 万 4,130 円であり、不用額は 491 万 2,870 円となりました。次に第 2 項の営業外費用ですが、決算額 4,243 万 6,399 円であり、不用額は 104 万 2,601 円となりました。次に第 3 項の特別損失、第 4 項の予備費の支出はなく、現計予算全額が不用額となりました。

以上支出合計では、決算額 1 億 4,364 万 529 円となりました。

続きまして 2 の資本的収入及び支出です。

まず、収入です。1 款第 1 項の起業債ですが決算額 910 万円です。これは地震災害復旧工事の補助金以外の借入金です。次に第 2 項の補助金ですが、決算額 6,923 万 3,228 円です。これは、国庫補助金、一般会計、及び下水道施設事業特別会計の繰入金であります。以上収入合計では、決算額 7,833 万 3,228 円となりました。

次に支出です。1 款第 1 項の建設改良費ですが、8 件の工事と測量設計調査業務委託 1 件の費用で、決算額 4,710 万 6,780 円でした。次に 2 項企業債償還金ですが、決算額 7,514 万 6,643 円でした。以上支出合計では、決算額 1 億 2,225 万 3,423 円となります。

下段に資本的収支不足額補填の説明をしています。このことについては前段でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

55 ページをご覧ください。

損益計算書であります。1の営業収益は(1)から(3)の合計額で9,854万6,109円でした。次に2の営業費用ですが(1)から(6)の合計で9,968万7,078円となり、114万969円の営業損失が生じました。3の営業収益は(1)から(3)の合計で4,684万9,273円であり、4の営業外費用は(1)から(2)の合計で4,127万9,624円でした。よって営業外利益が556万9,649円となり、本年度の経常利益・純利益は442万8,680円となりました。この金額に前年度繰越利益剰余金392万9,684円を加えた当年度末未処分利益剰余金は835万8,364円となっています。

次に56ページの剰余金計算書です。まず利益剰余金の部ですが、減債積立金が600万円、建設改良積立金が0円で積立金合計額は600万円であります。未処分利益剰余金につきましては、600万円を減債積立金として処分し、当年度利益剰余金を加えたことにより、当年度末未処分利益剰余金は、835万8,364円となりました。

次に資本剰余金の部です。国庫・県補助金は1,764万2千円増え、4億3,754万1千円となり、一般会計補助金は、5,062万3,550円増え2億5,090万9,967円となり、負担金につきましても、96万7,678円増え、6,331万7,113円となります。これに加えた翌年度繰越資本剰余金は7億5,176万8,080円となっております。

57ページをご覧ください。

剰余金処分計算書であります。当年度末未処分利益剰余金835万8,364円の内、300万円を減債積立金に、200万円を建設改良積立金として処分することとし、翌年度繰越利益剰余金は335万8,364円となります。

次に、58ページの貸借対照表をご覧ください。

1の固定資産と2の流動資産をあわせた資産合計額と、3の流動負債と4の資本金、5の剰余金を加えた負債・資本の合計とも25億1,377万932円となっております。なお、流動資産の中の2,368万3,744円の未集金が計上されていますが、3月分の納期限未到来使用料803万2千円が含まれており、2月分までの実質使用料未収金は565万1千円となっております。

以上で、平成23年度西会津町水道事業会計決算書の説明を終わります。

○議長 議案第19号の説明を求めます。

会計管理者、田崎宗作君。

○会計管理者 議案第19号、平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって西会津町本町財産区議会が廃止され、平成22年4月から管理会制に移行したことに伴い、西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、西会津町議会においてご審議・ご認定いただくことになりましたことから、ご提案申し上げるものであります。

決算内容の説明の前に資料の確認をお願いいたします。資料としては、平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書、同じく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、以上を提出してございます。決算認定の対象となりますのは、本町財産区特別会計歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくために本町財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

歳入であります。1 ページからご覧をいただきたいと思います。

1 款は、財産収入であります。2 ページの収入済額で申し上げます。

1 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入は、9 万 4,140 円となりました。これは、本町財産区民 42 名のかたがたからの一般貸地料であります。

3 款前年度繰越金は、35 万 1,450 円となりました。

4 款諸収入、1 項 1 目預金利子は、60 円であります。

歳入合計は 44 万 5,650 円となりました。

歳出であります。4 ページの支出済額で申し上げます。また、説明は主な支出のみとさせていただきます。

1 款委員会費、1 項 1 目委員会費は、3 万 2,300 円となりました。これは、管理会委員報酬 5 委員分 2 万 8,800 円などであります。

2 款総務費、1 項 2 目財産管理費は、5 万 410 円となりました。賃金 4 万円は、浅岐・願治苑作業道の支障木伐採、及び刈払い作業などで支出したものであります。

歳出合計は、8 万 8,010 円となり、歳入歳出差引額は、35 万 7,640 円となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては、記載のとおりであります。重複する部分もありますので、説明は省略させていただきます。なお、この決算の認定については、議会への議案に先立ち、去る 8 月 23 日に本町財産区管理会の同意を得ておりますので、申し添えます。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算につきまして、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長 説明のありました議案第 7 号、平成 23 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 19 号、平成 23 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。併せて財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、新井田大君。

- 代表監査委員 説明を申し上げる前に、誠に申し訳ありませんが、お手元に配付してあります資料の中の 2 カ所、訂正させていただきたいと思います。

最初に 23 ページをお開きください。

上から 6 行目の、年間有収水量という語句でございますが、これを有収率にご訂正をお願いいたします。有収の有は有名の有、収は収入の収、率は利率の率でございます。23 ページ、上から 6 行目の中ほどにあります年間有収水量を有収率とご訂正をお願いいたします。

続いて 2 カ所目は、28 ページをお開きください。

(4) 総括の部分でございますが、上から 5 行目の一番右側にあります数値、3.8 を 3.7 に訂正をお願いいたします。なお、この数値は、建設水道課から出てきました数値と私どもが計算した数値、これに小数点以下、1 桁目に違いが出てきました。これは小数点以下 2 桁目の数字の処理の仕方による数値の違いであります。建設水道課から出された数値に統一したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

2カ所の訂正、誠に申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

それでは、平成23年度分決算審査意見書、財政健全化判断比率等審査意見書並びに監査報告書について説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

一般会計、特別会計決算審査意見書。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成23年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出された関係書類を審査した結果とその意見は次のとおりであります。

2 ページをお開き願います。

平成23年度決算審査意見書。

1、審査の概要、(1) 審査の対象、西会津町一般会計歳入歳出決算並びに以下に記載の10の特別会計歳入歳出決算であります。

(2) 審査の期間については記載のとおりであります。

(3) 審査の手続き。審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに附属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸票及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施しました。

2、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

3 ページをご覧ください。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠の書類と符合しており、誤りのないものと認めました。これ以降は、会計管理者並びに建設水道課長の説明と一部ダブるところがあるかもしれませんが、ご容赦いただきます。

3、審査の意見。(1) 総括。西会津町一般会計及び特別会計総決算額は、次のとおりであります。歳入総額は、97億826万7千円。歳出総額は、93億8,101万2千円。翌年度に繰り越すべき財源は、3,671万1千円であり、実質収支の各会計の合計は、2億9,054万4千円となっております。一般会計及び特別会計を合わせた最終総額は、対前年度比6.1%の増、歳出総額では6.2%の増となり、実質収支額は、1,466万6千円の増となりました。一般会計及び特別会計を合わせた実質単年度収支は、1億3,624万6千円の黒字となりましたが、対前年度比では、2億6,011万2千円の減となっております。

①決算額の推移、これについては、下のグラフをご覧いただきたいと思います。

4 ページをお開きください。

平成23年度の歳出の主なものは、一般会計については町道改修工事費、ケーブルテレビ高度化事業費や除雪費、災害復旧費等であります。このほか、東日本大震災復興基金への積立金により、決算額は対前年度比10.6%の増となりました。特別会計については、10月からの医薬分業の開始により、国民健康保険特別会計診療施設勘定の決算額が減少し、

2.5%の減となっております。

下の表、三つございますが、各表はご覧いただきたいと思います。

5ページをご覧ください。

②予算の執行状況について。一般会計及び特別会計の予算の執行状況に関する以下の二つの表は、ご覧いただきたいと思います。

(ア) 歳入。年度中の予算の補正額は、15億819万8千円です。予算合計額に対する補正予算の割合は、14.8%であり、調定に対する収入済額の割合は94.6%であります。なお、調定額には、次年度への繰越明許分、災害復旧費等が主ですけれども、4億4,098万3千円が含まれており、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は98.9%になっています。

(イ) 歳出。執行率は、予算額から翌年度繰越額を差し引いたもので、表にも記載しておりますが、96.7%です。

6ページをお開きください。

前年度比0.1ポイント増えております。

総体的にはおおむね適正な執行であります。

③町債の状況と実質公債費比率。表については説明をお聞きいただきながら見ていただきたいと思います。

(ア) 町債の発行額。対前年度比16.8%の増となっております、発行額は8億2,260万円となっております。

7ページをご覧ください。

(イ) 町債の償還額。対前年度比1.6%の減となっております、償還額は10億1,017万9千円であります。このうち地方交付税に算入された額は6億2,296万8千円で、償還額全体の61.7%になります。

(ウ) 実質公債費比率。対前年度比0.9ポイントの減となり、15.3%となっています。前年度に引き続き18%を下回っています。起債の発行についても前年度に引き続き県知事の同意団体となっております。

④収入未済額と不納欠損額の各表についてはご覧ください。表を見るとおわかりだと思わうんですが、対前年度比は、ともに減少をしております。

(ア) 収入未済額。一般会計、特別会計合計の対前年度比は10.1%の減となっております。

8ページをお開きください。

一般会計のうち、主なものは町税で3,672万3千円、特別会計のうち、主なものは国民健康保険税で4,219万8千円、農業集落排水処理事業特別会計の下水道使用料で264万4千円などとなっております、一般会計、特別会計、合計で1億1万5千円となっております。平成21年度から税等徴収対策本部会議を庁内に設置し、税や使用料等の徴収に努め、年々減少傾向にあります、収入未済額は、いまだに1億円を超えています。このことは、財政運営に影響があると思われるので、税や使用料等の徴収には、引き続き努力と工夫が必要であります。なお、徴税事務に関しては、法令等に則り、厳格かつ適正な事務処理を行うようにしていただきたいと思っております。

(イ) 不納欠損額。対前年度比13.1%減の1,073万3千円となっております。不納欠損

処分の対象は、すべて各法に規定する事項に該当しており、その金額に誤りはありませんでした。預貯金等の差し押さえにより未納額の減少に努めておりますが、今後は換価できる財産の差し押さえなど、税法に基づき適正に処理され、不能欠損処分額が極力少なくなるよう対応していただきたいと思ひます。なお、徴税の不納欠損額については、先ほど担当のほうから説明がありましたので、特にここでは触れません。

⑤主な基金の状況についてですが、年度末残高については表をご覧いただきたいと思ひます。

(ア) 財政調整基金。財政調整基金、これは事業を執行するためなどに財源不足が発生した場合に活用するための基金であります。一般会計では標準財政規模のおおむね10%の積み立てが必要といわれています。平成23年度の本町の臨時財政対策債発行可能額を含む、標準財政規模は、36億236万8千円となっており、平成23年度末現在高は、前年比14.3%増の9億7,224万8千円となっています。今後、小学校建設などの事業を控えて、将来負担を考慮すると、年度末残高が増えていることは、財政運営上は好ましいことだというふうに思っております。

(イ) 減債基金。償還財源の安定的な確保を図るために積み立てた基金であります。

(ウ) 国民健康保険給付費支払準備基金。保険給付に要した費用の前3カ年平均の4分の1以上を保有する必要があるが、23年度はおよそ2,000万円下回っております。担当から説明があったとおりでございます。

(2) 一般会計。一般会計の歳入総額は、66億8,884万円であります。歳出総額は64億9,157万8千円、翌年度に繰り越すべき財源は、3,671万1千円であり、実質収支は1億6,055万1千円となっております。歳入歳出の内訳については、下の円グラフをご覧いただきたいと思ひます。

10 ページをお開きください。

①歳入。(ア) 財源構成。これは下の円グラフ及び財源構成の状況の表、これに示すとおりでありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

一般財源の総額は、47億4,756万9千円であり、対前年度比では、2億5,841万9千円増加しましたが、構成比は2.8ポイント減の71.0%になっています。自主財源は22.6%で対前年度比3.9ポイント増になっています。依存財源は77.4%で、対前年度比3.9ポイント減となっています。

11 ページをご覧ください。

町税、地方交付税の推移は表のとおりでありますので、ご覧ください。

②歳出。(ア) 義務的経費と投資的経費。表はご覧いただきたいと思ひます。

歳出全体に占める義務的経費は32.9%、投資的経費は19.7%、その他の経費は47.4%となっています。

(イ) 経常収支比率。市町村において通常70から80%が良好な財政といわれております。本町では84.9%。なお、平成22年度の総務省の資料によりますと、全国平均は89.2%となっております。対前年度比0.6ポイント微増しております。

(ウ) 債務負担行為支出予定額。翌年度以降の支出予定額は、2億3,195万7千円あります。その内訳は次のとおりです。

12 ページをお開きください。

記載してあるとおりですので、ご覧ください。

(エ) 一般会計から他会計への繰り出し金は、性質別による他会計繰出金、6億5,367万3千円で、対前年度比、523万1千円の減となっています。

(3) 特別会計。総体的におおむね計画的に執行されており、良好と認めました。特別会計全体の収入未済額は4,862万8千円で、その主なものは国民健康保険特別会計の国民健康保険税4,219万8千円、これが全体の86.8%を占めております。続いて農業集落排水処理事業特別会計の下水道使用料、これが264万4千円となっています。収入未済額は前年度と比較して1,573万7千円減少しています。特別会計決算総額は、28億8,943万4千円で、その内訳は、円グラフに示すとおりでありますので、ご覧ください。

続いて13ページをご覧ください。

①工業団地造成特別事業特別会計。この用地取得費用にかかる償還は、平成7年度に終了しています。当該年度の用地売却はありません。残地は2万6,871平米となっています。分譲地全体の36.5%が未分譲であり、平成2年以降は、平成17年の会津いで農協への売却、約4,000平米ですけれども、これ1件だけであり、今後も情報収集、PR活動に努めて、分譲に努めていただきたいと思います。

②商業団地造成事業特別会計。歳入においては、そのほとんどを前年度の繰越金が占めています。用地取得費用にかかる償還、平成16年度に終了しています。残地はAスペース6区画であり、その活用方針については、検討委員会で、テナントでの活用とされております。その方針に基づいて、町の商業拠点となるように努めていただきたいと思います。

③住宅団地造成事業特別会計。当該年度は1区画の分譲があり、600万円の財産売払収入がありました。歳出は一般会計繰出金334万9千円、区画分割などの修繕料が164万3千円、分譲促進謝礼金50万円であります。ここも用地取得費用にかかる償還は、平成18年度に終了しています。平成23年度に一部区画分割を行い、販売促進を図りました。しかしまだ18区画残っておりますので、今後も販売努力に努めていただきたいと思います。

④下水道施設事業特別会計。各処理区の年度末加入率は、表のとおりであります。ご覧ください。

14ページをお開きください。

歳入の主なものは、使用料及び手数料で、2,787万5千円。構成比で12.2%、一般会計繰入金、1億566万6千円で、これが全体構成の46.4%になっております。

歳出の主なものは、公債費、8,701万8千円、構成比38.5%。施設整備費が1億585万8千円、構成比46.9%となっております。

加入状況は、野沢処理区で加入戸数が20戸増え、全体の加入率は51.8%となりました。引き続き、きめ細かな説明会等を行うなど、加入促進に努力していただきたいと思います。使用料については、74万6,074円、21人、211件の収入未済があります。今後も計画どおり事業が進捗するよう努力されるとともに、加入率向上に努めていただきたいと思います。

⑤農業集落排水処理事業特別会計。年度末の加入率は下の表のとおりであります。6地区の加入戸数は16戸増えて693戸、加入率は79.6%となりました。歳入の主なものは、繰入金使用料であり、歳入総額は、対前年度比1.5%の減となっています。歳出総額は、

前年度比 1.9%の減、これも減になっています。当該年度も、使用料の収入未済、これは 264 万 4,537 円、述べ 30 人、508 件あります。長期延滞にならないように、徴収に一層努めていただきたいと思います。

⑥個別排水処理事業会計。15 ページをご覧ください。

現在までの年度別の整備数は表のとおりであります。この会計は、合併処理浄化槽を整備する事業の特別会計で、平成 16 年度から事業が開始され、平成 23 年度まで合計 241 基整備されています。全体計画では、平成 30 年度までに合計 800 基の整備が予定されておりますが、これについては整備対象者の精査が必要ではないかというふうに思っております。当該年度の収入未済額は、対前年度比 8 万 5,518 円減の 36 万 2,332 円、述べ 10 人、61 件となっています。料金の収納に一層努めていただきたいと思います。

⑦後期高齢者医療特別会計。この会計は、医療制度改革により、後期高齢者医療制度が創設されたため、平成 20 年度に設置されたもので、75 歳以上及び 65 歳以上で一定の障がいのある人が被保険者になっております。なお、65 歳以上、75 歳未満のかたは該当する者 10 名おられるそうです。当該年度の本町の被保険者数は、2,007 人となっています。歳入の主なものは、保険料が 5,447 万円、構成比 54.0%、繰入金 4,040 万 9 千円、構成比 40.0%であります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 9,235 万円、構成比で 91.6%になっています。当該年度の現年度分の保険料収納率は 100%になっております。

⑧国民健康保険特別会計。(ア)事業勘定。決算額の推移は表のとおりであります。当該年度の実質収支は、3,758 万 3 千円、前年度実質収支額 4,866 万 8 千円を差し引いた単年度収支でみていきますと、1,108 万 5 千円の赤字になっております。歳入の主なものは、国庫支出金、2 億 7,199 万 2 千円、構成比 25.9%。

次、16 ページをお開きください。

前期高齢者交付金、1 億 6,507 万 2 千円、構成比 15.7%。国民健康保険税、2 億 73 万 2 千円、構成比 19.1%であります。歳出の主なものは、保険給付金、6 億 4,576 万 6 千円で、構成比が 63.6%。共同事業の拠出金が 1 億 3,167 万 6 千円、構成比で 13.0%。後期高齢者支援金、これが 1 億 841 万 6 千円、構成比 10.7%であります。平成 22 年度から第 4 期国保財政 3 カ年計画による国保給付費支払準備金からの繰入金と繰越金を国保税の減税財源に充当し、被保険者の負担軽減を図っています。ただ、基金が少しずつ少なくなっているというのが、先ほどの表を見ていただくとおわかりのとおりであります。本特別会計の運営については、被保険者、それから医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度、これらの動向を踏まえて計画的な運営に努めていただきたいと思います。人数の推移、それから医療費等の推移、かかる経費の推移、そういうものを見定めながら計画的な運営をお願いしたいと思います。

それから国民健康保険税等の収納率の推移、不納欠損の推移、それから収入未済の推移の表は、ご覧いただきたいと思います。

国保税全体の収納率は、対前年度比 2.92 ポイントよくなっております。81.17%です。現年度分については、対前年度比 1.21 ポイント増の 95.98%になっています。収入未済は対前年度比 904 万 5 千円減少しています。収納率は若干改善されておりますけれども、徴収にさらなる努力をしていただきたいと思います。

当該年度の国保税の不納欠損額については、279件、746万円あります。対前年度比で見ますと95件、96万2千円減少しています。不納欠損処分の対象者は65人、その理由は、そこに書いてあるとおりでございます。いずれも地方税法に規定する事項に該当し、処分を行ったということを確認しております。

(イ) 診療施設勘定。歳入全体では、診療収入は3億1,101万円、対前年度比24.7%減になります。診療所で診療された町民の数は3万4,913人となっております。歳入全体の72.9%を占めるほか、県補助金が4,882万5千円、一般会計からの繰入金が2,660万3千円となっております。歳出の主なものは、医業費が1億9,320万9千円、構成比50.8%。総務費、人件費等ですけれども、これは1億7,069万2千円、構成比44.8%となっております。歳入歳出差引額、実質収支額は4,631万円の黒字となりました。今後とも、町民の健康や生命を守るため、医師の確保や医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努められたい。医師の確保については、今年度、24年度で希望したとおりに確保されるようでございますので、うれしいことだと思っております。

⑨介護保険特別会計。被保険者数の推移は、下の表のとおりであります。

18 ページをお開きください。

歳入の主なものは、構成比で支払基金交付金27.4%、国庫支出金26.4%、繰入金、一般会計から15.4%、県支出金14.4%、保険料が13.1%となっております。歳入では、対前年度比1.5%の増になっています。なお、保険料の収入未済は69万1千円、述べ30人、159件あります。前年度に比べると、27万2千円減少しています。歳出では、構成比で保険給付費、居宅施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等で91.0%。総務費が3.5%、地域支援事業費2.6%となっております。対前年度比でみていくと、全体で2.1%増えています。歳入歳出差引額、実質収支は1,987万8千円の黒字になっています。施設介護サービスより、居宅介護サービスを受けている被保険者が多いが、給付費では施設介護サービス給付費が多く、給付費全体の50.3%を占めております。介護予防事業に力を入れて、今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営が望まれます。また、当該年度は、前年度に引き続き、介護保険料が不納欠損処分されており、その額は15万3,800円、6人、37件であります。その理由としては、低所得や行方不明、それから時効によるものということになっております。

19 ページをご覧ください。

⑩簡易水道事業特別会計。簡易水道、そこに書いてある地区が簡易水道であります。それから飲料水供給施設、記載のとおりであります。合わせて10施設の維持管理等を行う会計であります。歳入では総額9,093万円、このうち全体の65.9%にあたる5,990万1千円を一般会計の繰入金、一般会計からの繰入金が占めています。一般会計繰入金は対前年度比で10.8%の減となっております。使用料及び手数料収入は、対前年度比0.9%の増となっております。総額では、対前年度比7.7%の減となっております。歳出では水道費、一般管理費は15.8%減となりました。公債費は2.5%減となり、総額で7.9%の減となっております。使用料の収入未済額は、198万6,488円、述べ30人、556件あります。長期延滞につながらないように収納に努めていただきたいと思います。

(4) 実質収支に関する調書。当該年度の一般会計では歳入歳出差引額は1億9,726万

2千円であります。翌年度に繰り越すべき財源は、3,671万1千円であり、実質収支額は1億6,055万1千円の黒字となっております。実質収支比率は4.5%で、前年度と変わっておりません。

特別会計の実質収支額は1億2,999万3千円で、対前年度比20.6%増と大幅に増加しています。この主な原因は国民健康保険特別会計診療施設勘定の黒字額の増加であります。

(5) 財産に関する調書。当該年度における財産の記録・記載については公有財産、基金等の内容を種目別に審査したところ正確であることを確認しました。年度中における主な財産の増減は下に示してあるとおりです。

①公有財産。二つ示してあります。一つは旧環境センター西会津分工場の敷地購入による増で、1,337.12平米ですね。それから住宅団地の売却。建物については、そこに記載してあるとおりであります。

20ページをお開きください。

②基金。財政調整基金は、年度末で9億7,224万8千円となり、この運用に当たっては適切に活用されてきました。その他の基金についても地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認しました。なお、生活援助貸付基金及び高額療養費支払資金貸付基金においては、返済期限を経過した未返済金があるので、その回収に努めていただきたいと思います。

続いて21ページをお開きください。

水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成23年度西会津町水道事業会計決算書及び、これと合わせて提出された関係書類の審査結果とその意見については、次のとおりです。

1、審査の年月日。記載のとおりです。

2、審査の手続き。この審査にあたっては、町長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の審査手続きを実施しました。なお、本事業の経営内容を把握するため、計数等の分析を行い、経営の効率化及び公共性の確保についても考察しました。

審査の結果。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めました。収益的支出においては営業利益111万4千円があり、営業外利益556万9千円をもって黒字となっております。なおこれは、22ページの表、これをご覧いただきたいと思います。

資本的収支は赤字となっており、実質収支も赤字となっております。23ページの下の表をご覧いただきたいと思います。ここに数字が記載されておりますが、そのとおりであります。

今後、効率的かつ計画的な事業運営と衛生的で安全な水を安定供給するように努められたい。

22ページをお開きください。

未収金は決算の時点で1,368万4千円ありますが、このうち納期限未到来分を除いた

水道料金の未集金は566万3千円であります。今後未収金の発生防止とその回収に努められたい。

企業債については、昨年度より6,604万7千円減少し、平成23年度末残高は13億9,683万6千円であります。なほ、一時借入金はありませんでした。配水管には、石綿管が一部使用されており、老朽化が進む中で今後計画的に更新、改善されることが望まれます。

起業債等については26ページの表をあとでご覧いただきたいと思います。26ページの表の上から四つ目の欄のところに記載がありますので、ご覧いただきたいと思います。

5、事業の状況についてですが、(1)経営の成績。水道事業の平成21年度から23年度までの経営成績の推移は、下にある表のとおりであります。

23ページをご覧ください。

平成23年度の水道事業収益は、1億4,539万5千円。費用が1億4,096万7千円で、差引純利益は442万8千円となっております。純利益の対前年度比は63.9%で、これは250万円の減となっています。これは収益費用とも増加しているんですが、特に営業費用が増加したためであります。これも22ページの表に数字が記載してありますので、ご覧ください。

給水人口は対前年度比で33人減少し、4,153人になっています。普及率は0.79ポイント上昇して、83.26%となりました。

次の語句を訂正していただきましたが、有収率は3.31%の減となっています。

経営の指標の表が下にありますが、これについてはご覧いただきたいと思います。

水道事業の経済性については、経営資本、営業利益率を前年度と比較すると、0.24ポイント下降しています。この要因は、給水収益が25万2千円増加したものの、営業費用も607万3千円増加したためであります。

経営資本回転率は前年度と同数で、変動はみられません。営業収益営業利益率は、前年度と比較すると6.16ポイント下降しています。この要因は、経営資本営業利益率と同じものであります。

24ページをお開きください。

資本的収支については、収入が7,833万3千円で、支出は災害復旧費、量水器購入費、配水管布設費、送水ポンプ交換費及び起業債償還金で、1億2,225万4千円となり、差引不足額4,392万1千円を当年度分損益勘定留保資金等で補てんをしてあります。

決算合計の実質収支は、3,949万1千円の赤字となっております。

(2)貸借対照表による経営分析。貸借対照表の推移については、別表のとおりです。別表は25ページ、その隣のページにあります。

財産の内容によると固定資産の正味財産総額が、24億3,629万4千円で、前年度比392万7千円の減額になっています。これは固定資産の減価償却によるものであります。また流動資産は、7,747万6千円であり、今年度は1,067万8千円増加しています。これは現金預金の増加によるものであります。これも表に記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

一方、負債資本の部、これは26ページの表になりますけれども、負債資本の部では、流動負債、未払い金の計が249万5千円。資本金の計、17億4,515万円。剰余金計、7億6,612

万6千円で、その合計額は対前年度比675万2千円の増となっております。

預金等の、未収金の残高も確認し、未払い金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認しました。なお表については、ゆっくりと見る時間的な余裕はありませんので、どうぞご覧いただきたいと思います。

それでは、28ページをお開きください。

水道水の供給単価は、平成23年度、219円99銭。給水原価は315円13銭。

(4) 総括。原発事故により、水道水の放射性物質による汚染が心配される中、適切に検査等を実施し、町民に対して大きな不安を抱かせることもなく、総体的には安定的に水を供給できたことを確認しました。現金預金の残高が増加していますが、計画的な事業運営に配慮していただきたいと思います。

平成23年度の有収水量は44万7,420立方メートルで、前年度に比べ1万6,990立方メートル、この数値、先ほど訂正いたしました。3.7%減少しています。有収率は年々低下しており、平成23年度は71.40%であった。有収率の全国平均は、80.8%、これは総務省の資料によります。これと比較して9.40ポイント低い状況となっております。施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進む中、職員による巡回漏水調査や業者委託による漏水調査を行っている。平成23年度に漏水事故は31件あり、平成22年度より14.8%増加しています。配水管の法定耐用年数、40年が間近となっており、その更新計画の策定が課題であります。

29ページ、お開きください。

本町財産区特別会計決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成23年度西会津町本町財産区特別会計について、歳入歳出決算書及び、これと合わせて提出された関係書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

1、審査の年月日。記載のとおりです。

2、審査の結果。(1)平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書、平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と帳票及び証書類を照合した結果、その計数に誤りがないことを認めました。

(2)財産に関する調書については、公有財産の計数を審査した結果、適正なものと認めました。

(3)審査の意見。歳出の主なものは、委員会費3万3千円、財産管理費5万1千円となっております。歳入の主なものは、前年度繰越金35万1千円、一般貸地料9万4千円となっております。平成22年度からは議会制を廃止し、管理会制に移行しています。今後も区民の理解を得ながら適切管理運営にあたっていただきたいと思います。

続いて31ページをご覧ください。

財政健全化判断比率等審査意見。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成23年度決算等による健全化判断比率等、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の算定について審査を実施しました。その結果及びその意見は次のとおりであります。

審査の月日は記載のとおりです。

審査の手続き。審査にあたっては、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となった事項を記載した書類を関係帳簿等と照合し、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、算定された健全化判断比率等の正確性について審査をしました。

3、健全化判断比率等の状況は以下の表のとおりであります。

32 ページをお開きください。

(1) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は適正に作成されていました。

(2) 法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられていました。

(3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはありませんでした。

5、審査の意見。(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、それぞれの比率は表示されておりません。

(2) 実質公債費比率、過去3年間の平均の値は平成22年度は16.2%であったが、当該年度は15.3%に改善し、早期健全化基準も下回っています。なお、起債の発行については、18.0%未満であるので、県知事の同意団体となります。

(3) 将来負担比率については、対前年度比9.0ポイント改善し、118.1%となり、早期健全化基準も下回っております。

(4) 資金不足比率については、資金不足はなく、比率は表示されませんでした。

(5) 以上により、健全化判断比率等については、すべての財政指標が早期健全化基準を下回っています。また、実質公債費比率、これは3年間の平均値であります。及び将来負担比率ともに前年度より指数が改善しています。これは地方交付税の増額が主な原因となっております。単年度でみるとそれほど地方交付税そのものが大きく増額というふうにはみえていない部分もありますが、3年間でみていくとこういうことがいえます。一般会計歳入額の約45%を地方交付税が占めている本町にとっては、交付税の確保と一般会計から特別会計への繰出金、約6億5,000万円ありますが、その抑制が財政健全化へのポイントになってくる。引き続き適正な財政運営に努められたい。

33 ページをお開きください。

定期監査報告書。

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1、監査実施期日は記載のとおりです。

2、監査の対象。平成23年度において執行された各課等の事務及び事業の中から34ページに記載してあります12件を抽出して監査を行いました。

3、監査のねらい。監査の実施にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置いて実施しました。

監査の結果。事務の処理、事業の施行はおおむね所期の目的を達成しているものと認めました。なお、改善を要すると思われた事項については定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示をしました。

34 ページ、対象事業等についてですけれども、これはご覧いただきたいと思います。

35 ページをお開きください。

補助金等交付団体監査報告書。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

監査実施期日は記載のとおりです。

2、監査の方法及び対象とした団体等。補助金等交付団体監査の実施にあたっては、まず平成 23 年度において、補助金等として、町が財政的援助を行った団体等の中から、別紙、これは 37 ページに記載してありますが、この 10 団体を抽出し、当該団体の役職員及び当該団体に補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提出を求め、その内容の説明を受けました。

監査のねらい。財政的支援を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めているかどうか。補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、その地貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施しました。

36 ページをお開きください。

監査の結果。(1) 財政援助団体の決定の適否等。財政援助の決定については、関係要綱等に準拠し、適正に行われているものと認めた。

(2) 補助金等の交付時期。交付の時期については、おおむね適正であると認めた。

(3) 補助金等の目的外使用。補助金等は、その目的外に使用された事実は認められませんでした。

(4) 会計経理の状況。団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認められました。

(5) 補助金等、交付団体等の事務処理状況。事務処理状況は、おおむね良好でありました。

(6) 補助金等交付団体への指導監督。所管課においては当該補助金等の目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(7) 監査の意見。所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導・監督がなされるように望みます。

37 ページは、これはご覧おきください。

最後になりますが 39 ページをお開きください。

指定管理者・出資団体監査報告書。

地方自治法、(以下「法」という) 第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、法第 199 条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

監査実施期日は記載のとおりです。

2、監査の方法及び対象とした団体。(1) 監査の方法。指定管理者、出資団体監査の実施にあたっては、まず平成 23 年度において、指定管理者となったもの及び出資団体の中から、下記の 2 団体を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関係書類等の提

示を求め、その内容の説明を受けた。

(2) 対象とした団体。

①指定管理者。社会福祉法人西会津町福祉協議会。監査の対象とした公の施設。西会津町老人憩の家。

②出資団体。株式会社西会津町振興公社。

40 ページをご覧ください。

監査のねらい。指定管理者については条例の定めるところにより、管理運営が適切に行われているかどうか。出資団体については主に経営状況を重点に監査を実施しました。

4、監査の結果。(1) 管理運営の状況。指定管理者については町との協定に基づきその趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされていました。出資団体については、震災による特殊要因があったにせよ、経営状況は若干改善されつつある。施設の管理についてはおおむね良好でありました。

(2) 会計経理の状況。団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認めた。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督。所管課においては、その目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(4) 監査の意見。指定管理者及び出資団体は町の貴重な財産等の管理運営を受託しており、なおかつ町から補助金の交付等、財政援助を受けているので、適正かつ効率的な運営が図られるよう今後とも町は適切な指導監督を行うよう望みます。

なお、株式会社西会津町振興公社には収益のあがる部分についてはさらに収益を伸ばし、赤字部門については、経営戦略会議で赤字減少策について検討し、引き続き公社全体の運営改善に取り組まれるよう求めました。

以上で説明を終わります。

○議長 日程第 20、議会案第 1 号、事務検査に関する決議を議題とします。

本案の説明を求めます。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私から、議会案第 1 号のご説明を申し上げます。

提出者は記載のとおりであります。議会運営委員の皆さまがたであります、多賀議員は監査を執行しておりますので、署名を求めませんでした。

事務検査に関する決議案。

標記の議案を、西会津町会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由であります、町税や国民健康保険税等の収入未済額は年々増加傾向にあり、このことは町にとって重大な問題である。また、貸付金においても返済期限を経過した未返済金がある。したがって、適正な徴収事務等がなされているかを検査するために決議案を提出するものであります。

事務検査に関する決議であります。地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。98 条第 1 項というのは、われわれに与えられた検査権であります。

検査事項であります、(1)滞納状況、収入未済に関する事項。

(2) 貸付金に関する事項。

(3) 不納欠損処分に関する事項。

2としまして検査対象であります。滞納状況に関する事項については、平成23年度の町税及び国民健康保険税であります。

(2) 貸付金に関する事項については、平成23年度の返済状況であります。

(3) 不納欠損処分に関する事項については、平成23年度処分をしたすべての事項であります。

検査の方法であります。関係書類の提出を求めます。本会議で議員全員が検査するということでもあります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第1号、事務検査に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、事務検査に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました事務検査については、秘密会としたいと思います。秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、かつ討論を用いないで可否を決することに規定されております。出席議員は12人であり、その3分の2は8人です。事務検査について秘密会とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。秘密会とすることに賛成のかたは起立願います。

(起立3分の2以上)

○議長 たたいまの起立者は3分の2以上です。

したがって、事務検査については秘密会とすることに可決されました。

事務検査には関係課長のみの出席とします。関係課長以外は別室で待機願います。

それでは、準備のために暫時休議します。(15時00分)

○議長 再開します。(15時49分)

時間を延長します。

議会案第1号、事務検査に関する決議について、提出者より発言の訂正をしたいとの申出がありますので、これを許します。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 貴重な時間をいただきまして、提出の理由の訂正をさせてもらうわけですが、本当に申し訳なく思っております。こういう間違った文章を、最終的な責任は私にありますので、どうかそこら辺を意にくんでいただきたいと思います。

提出の理由であります、事実と違っておりました。昨年までは、22年度までは収入未済額、年々増加でありましたが、23年度は関係職員の皆さんのご努力によって減少したと、そういう事実が、先ほど監査委員からの報告ではっきりわかったわけですから、事実と違うことを訂正したいということでもあります。それで差し替えの文章を皆さんに差し上げております。訂正をするのは、年々増加傾向という言葉を削除して、1億円を超える状況にあるということでもあります。町税国民健康保険税等の収入未済額は1億円を超える状況にあり、このことは町にとって重大な問題であるということで、事務検査を行うということでもあります。先ほど申し上げましたが、大変申し訳ございませんでした。

以上であります。

○議長 それでは、準備のために暫時休議にします。(15時51分)

○議長 再開します。(15時55分)

ただいまから、提出書類の閲覧を行います。なお、プライバシーに関わる内容であり、秘密会で行いますので、口外しないことはもちろんのこと、メモは取らないようにお願いします。書類は前にある四つのテーブルの上にあります、皆さんから見て右側から、テーブル1が徴税等滞納現年度分、平成23年度分。続いて、徴税等滞納繰越分、平成22年度以前。テーブル3が貸付金の返済状況、平成23年度分。テーブル4が、徴税と不納欠損の書類の順となっております。

それでは、順次閲覧を願います。

(秘密会)

○議長 再開します。(16時25分)

これで事務検査を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時25分)

平成24年第7回西会津町議会定例会会議録

平成24年9月13日(木)

開 議 13時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第7号）

平成24年9月13日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第7号 平成23年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第8号 平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第9号 平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第10号 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第11号 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第12号 平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第13号 平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第14号 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第15号 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第16号 平成23年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第17号 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第18号 平成23年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

日程第13 議案第19号 平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について

散 会

○議長 平成 24 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 7 号、平成 23 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

なお、皆さんに申し上げます。質疑は一般会計については、最初に総括、その後において歳入の款ごと、次に歳出の款ごとということで質疑を進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは総括に入ります。

8 番、青木照夫君。

○青木照夫 今次、線量計など緊急整備支援事業資金として、衛生費で 1,208 万 4 千円ということがあがっております。先ほど、健康福祉課長から説明はありましたが、これは大事な支援活動だと思っておりますので、テレビを聞いていらっしゃるかたに、どんな活用の内容なのか、また、その今回出たかたがたの対象者ということをまずお聞きしたいと思います。

その中で、1,208 万 4 千円で使われたのが健康推進費として 1,300 万何がしを使われていることについて、今言った中身についてご説明をお願いいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 今ほどご質問のありました線量計等緊急整備支援事業の内容についてご説明を申し上げます。

この事業でございますが、昨年の東日本大震災、それに伴います原発事故等によります放射能の影響を考慮いたしまして、県の補助事業で制度ができたものでございます。事業の内容でございますが、具体的には、本町ではサーベイメーター、これは空間線量を測るものでございますが、空間線量を測るサーベイメーター 15 台。さらに個人の積算線量計、これは妊婦、それから 0 歳から 15 歳までの子どもさんがたが積算線量計を身につけて、個人の積算線量を測るものでございます。積算線量につきましては、300 台を購入いたしまして、妊婦、0 歳から 15 歳、中学生までのかたがたに希望者に貸与する事業でございます。

サーベイメーター、そして個人線量計につきましては、昨年 12 月初旬から貸与をはじめております。サーベイメーターにつきましては、各種団体ということで、自治区や P T A、それから団体等に貸出しを行っております。現在まで 13 団体ほどに貸出しをしてございます。そのデータも、いつどこで天候はどういう状況で測ったのかも含めて、返却の際にデータもいただくことになってございます。また、個人線量計でございますが、個人線量計につきましては、12 月の冬休み前に各 0 歳から 15 歳、または妊婦のかたがたに、希望のあるかたにお貸ししておりますが、約 100 名ほどに貸出しをしてございます。同じように、毎日のデータを記録していただいて、また外出先も記録していただいて、データを返却の際に、ほぼ 1 カ月身につけていただいた上で返却をしていただくということでございますが、サーベイメーターにいたしましても、個人線量計にいたしましても、年間 1 ミリシーベルト、1 日 0.23 マイクロシーベルトでございますが、それを超えるような数値ではなく、

0.1 ミリシーベルト以下でデータも提出していただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今回の説明の内容では、サーベイメーターが15台、あと個人線量計が300台、これ間違いありませんか。300台と言われました。そこで実際に使われたかたは、そんなに自治体では11、申し込みがあったということでしょうかでしたが、私は、これは何も西会津町だけではなくあります。またその申請内容に対しても、おそらくいろんな事業補助の内容があって、町が現在その線量計などの緊急支援、子どもの健康を守るという項目で申請されたのかなと思います。

いろいろな形で宣伝なり、チラシなりはしていってらっしゃるんでしょうけれども、それにしてもうかがった内容では、1,300万の補助内容ではもったいない、浸透していないということが感じます。今後についての、そういう町の働きかけ、安心安全、町長も健康いちばんということをおられる以上は、その辺に力の入れようが、必要ではないかと思われれますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 線量計に関する再質問でございますが、これまで今年度、24年度に入りましても、広報のお知らせ版等で貸与事業について町民の皆さまがたに周知をしているところでございます。ただ、今年に入って、あまり多く希望はございませんが、一度、12月から1カ月ほど測られたわけだと思いますが、得られたデータが低かったということもあって、再度というかたはございませんでした。今後も福島県内で一番低いほうの空間線量ではありますが、妊婦のかた、さらには0歳から15歳までの子どもさんがたに、安全安心を確認していただくためにも、さらに広報等でPRをしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう答弁であります。私はまだそういう力の入れようが薄いのかなと感じます。それは、子どもの、課長が答弁されましたように、年間1ミリシーベルトという国の数字が示されております。その中で、話はそれるかと思いますが、線量に対するそのとらえかたがなかなかわかりにくいということがあります。今、課長が答弁されたかたは子ども、また妊婦のかたの対象ということでありますが、実際は国で示されているのは、中間線量、50センチないし1メートルは0.23の数字以下であれば安全であると。ところが、土、表面、歩いている歩道を測ると、0.23の数字はクリアしているんだけど、測ると1万ベクレル、2万ベクレル近いという数字が、今、西会津町でも出ております。今言われた子どもは、やはり今、新聞等でもいわれているように、内部被曝、かかりやすいということがございます。土に携わる、外で遊ぶ、そういう機会がある小さな子どもが多いことになるわけですが、その点のとらえ方、今後の広報活動に対しては、十分な、徹底したそういう働きが必要だと思われれますが、その点はいかがでしょう。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

空間線量につきましては、各公共施設の空間線量、1カ月ごとに保育所なり、学校なり、

公共施設の空間線量は毎月計測しているところをごさいます、その数値は年間1ミリシーベルト、毎時0.23マイクロシーベルトを超えるところをごさいます。

今ほど議員さんがお話されておりました外部被曝と内部被曝の関係をごさいます、外部被曝は、直接的に、一時的に強い被曝をした場合ということをごさいます、西会津町の場合はそういうことはないと考えております。また内部被曝につきましては、食物からというのが一般的をごさいます、食物、食べ物につきましても、現在は4月以降、100ベクレル以下のものしか流通しておりませんので、それらの心配は西会津町においてはなと考えております。

なお、それらも考慮いたしまして、健康福祉課で貸与しておりますサーベイメーター、または個人積算線量計につきましては、外部の空間線量を測るものをごさいますので、西会津町が現在の状況がどうであるか、先ほど申し上げました年間1ミリシーベルトを超えるような空間線量はなわけをごさいます、より安全安心を確認していただくという意味からも、広報等でPRをして活用していただくように働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 そういふ答弁の内容であります、線量計に対しては、やはりそういう答弁しか町側ではできないんだらうなと思ひます。何べんも言うようですけれども、中間線量、実際の地表面といふか、土壌が、また今までは側溝だの、溜樹だの、高い線量が昨年はあったわけですが、現在は歩く歩道とか、そういうところに実際出たということをごさいますので、本当にそのサーベイメーターですか、線量計ですか、というものをフルに活動して、そして公共施設関係は当然であります、人の集まる場所、特に子どもの集まる、また土と戯れる場所などは、常に神経をとがられて、積極的にそういうものを町で宣伝して、お願いしたいと思ひます。最後に答弁お願いいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをしたいと思ひます。

先ほど来、申し上げております町で貸与しておりますのは、サーベイメーター、さらには個人の積算線量計につきましては、あくまでも空間線量を測るものをごさいます、地上から50センチ、通常は地上から1メートル、その空間線量を測った上で、年間1ミリシーベルト、さらには毎時0.23マイクロシーベルトを下回れば、安全が確認できるということをごさいます。それらも含めて、今後、広報等で、もっと借りるかたが多くなるような形でPR活動をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは、総括でおたずねをしていきたいと思ひます。23年度、非常に大変な年であったなと思ひております。それは、原発による放射能汚染、今まで経験したことのないことを経験させられたと。それから、何十年かぶり豪雨災害、あるいはケープル第2期工事が設計どおり、契約どおり、仕様書どおりの工事ができなかった。それと、職員自らが死を選んでしまった。こういうことがありますので、これからかなり多くのことをお尋ねいたしますので、答弁漏れのないようお願いをしたいと思ひます。

大震災の影響で、町の財政が、国や県からのお金が流れなくなつてひっ迫するのではな

いかと、当初、総務課長にただした記憶があるわけですが、これをみますと、そういう影響もなく、約65億の予算を執行できたと、それも財政指数はすべて改善されていると、順調に推移した。特に23年度は町税の収納率、向上しました。収入未済額も減額した。不納欠損額も少なくなった。これは仕事に携わっている職員の皆さんのご努力の賜物ですから、まず皆さんの、その努力に対して感謝と敬意を申し上げたいと思います。

ただ、昨日の会計管理者の説明を聞いておりましたならば、景気低迷にも関わらず、収納率、その他向上したとおっしゃったわけではありますが、確か24年の国保税の関係での議論で、農業所得は向上しているというような説明を聞いたと私思っていますので、そういう点では、整合性が取れない面もあるのではないかなという気がしますので、そこら辺をお答えをいただきたいと思います。

決算書を見て感じたことであります。たまたま事項別明細書を開いたならば、流用のところでありました。そしてこう見ましたならば、いつもの年よりも流用の件数が多かった。これは何ら流用しても差し支えないことで流用してあるわけですから、とやかく言うつもりではありませんが、流用の件数が多かった。

それと、目についた一つに、ひとつも使われていない目ですか、予算があったと。私の数えたところによると33件ほどありました。これも予算の性格上、必ずあげておかなければならないということでもあります。そういうのもありますから、必ずしも1円も使われないというのが悪いことではないと思っていますし、大きな額は次年度へ繰り越しされておりますから、それはそれで問題はないわけですが、ただ、何回かに分けて補正を組んでおられるわけですから、予算の組み立てとしては改善の余地があるのではないかなという気がしましたので、そこら辺をどういうふうに総務課長は考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

不納欠損に移るわけではありますが、会計監査の意見書には、国保税に関しては詳しくその内容が記載されておりますので、国保税に関してはわかるわけではありますが、町税に関しては内訳もありませんでしたし、説明もありませんでしたので、町税の不納欠損の内訳をお聞かせいただきたいと思います。

私がいいたいのは、いわゆる不納欠損の死亡とか、行方不明だとか、これは当然であります。生活困窮者、低所得、これをどうみるかによって、かなり違って行くのではないかと、特に私は50代、60代で不納欠損というのはいかがなものかといつも言っているんです。まだまだ働ける年代の、年齢の人は、私は不納欠損にすべきではないと思っていますので、年齢、50代、60代のかたがたが町税で不納欠損があったのか、ないのか、そこら辺も合わせてお聞かせをいただきたいと思います。

町長は、積極的に他の自治体との交流を図られておられます。就任早々には宮古島市まで行って、表敬訪問をなされておられるわけでもあります。そこで、23年度はどのような表敬訪問、どこへ表敬訪問されたか。また、西会津へどこの自治体の首長さんが表敬訪問に訪れたか、その表敬訪問についての効果といいますか、それらをお聞かせをいただきたいと思います。

私は昨年の9月議会で、生活援助資金についてお尋ねをしました。課長から答弁をもらったわけですが、そのようにいっているかいらないか、本当はここで取り上げないで、一般

質問等すればよかったんでしょが、してきませんでしたので、改めてお尋ねをするわけです。去年、私はこの生活援助資金の役目は終わったのではないか、福島県では西会津しかやっていない、それから、借りている人が亡くなってしまっている。保証人も亡くなってしまっている。もう役目を終えたので、いわゆる債権放棄という形でいくべきではないのかとお尋ねをしましたならば、課長は他の貸付金との関係もありますので、早いときに結論を出したいという答弁でありましたので、この件に関してはどのような検討をして、結論を出しておられるのかお尋ねをするわけであります。

23年度で新しく、新たに取り組んだ事業がいくつかあります。生活環境づくり支援事業は、これは町民の本当に、高く評価をしております。そういう事業もありますし、例えば集落支援員、かなり一般質問等で議論はされております。ということは、私はその町の考えと、23年度は4集落ですか、対象になった。そういう集落の考えと、集落支援員との考えが、うまくかみ合わなかったのではないかなというような気がしております。そういう点で、23年度、集落支援員制度に関して、どのような評価と反省をなされておりますか。

それから、企業を支援するというので、150万予算を計上したわけですが、実際は4件の46万で終わってしまったと、3分の1に満たないわけでありますが、これはどう評価をすればいいのか。

それと、ご当地ナンバーであります。こゆりちゃん、これも狙いはすばらしかったわけですが、ほとんどこゆりちゃんナンバーにはなっていないとみているわけです。新規は全部こゆりちゃんナンバーでしょうが、新たに申請しなければこゆりちゃんナンバーにならないわけでありまして、これは、もっともっと工夫の余地あるのではないかなと、このご当地ナンバーについても、どういう成果があつて評価をしたのか、問題点はあったのかをお尋ねをするわけであります。

東日本大震災を受けて、防災計画等、これも一般質問でいろいろ議論をしてきました。町側の考えは、反省と、これから検証をしていきますと。そして、それを記録に残す。冊子をつくって記録に残すということですが、どのような進み具合か、23年度でどこまで進んでおるのか、お聞かせをいただきたいと思います。記録がなければ反省もできないわけです。検証もできないわけです。これも速やかに、新しい防災計画を立てなければならぬわけでありますから、その進み具合をお尋ねをいたします。

実際の放射能対策であります。ちゃんと対応してきたかといえば、私はそうはいえない。町の対応は後手、後手と評価をしているわけであります。なぜか、誠意が見られなかった。5月2日ですか、柳津のダストセンターに課長が行って、放射能汚泥、それが町長の耳には6月か7月にならないと入らなかった。こんなことがあっていいのか、町の組織、機能のどのようになっているんだ。あるいは、柳津のダストセンターへの立会いは担当の職員任せで、課長は何回も行っていない。柳津はすべて課長が対応している。これをみても、町が放射能対策を万全に、即対応してきたかと、言えない。高濃度の放射能を埋めてしまったと、それを掘り出す。そのとき、議員は3人のかたが立会いに行っておられるわけですが、町は担当の職員、その日は県が来ているんですよ。そのほか県が立会いに来ていても、町では一担当職員であったと。

それと、今、青木議員もおっしゃっておられましたが、町の汚泥であります。これは広

域市町村圏の議会で議題になりました。喜多方市がかなり汚染の高い汚泥が見つかった。それを羽山の最終処分場に一時保管をしていると。で、そのときであります、私のほうの町長は、自ら手を挙げて、西会津は汚泥の汚染はまったく心配がありません。こうおっしゃられたわけでありまして。その内容は、公共下水道の汚泥は、須賀川の業者に任せて処理をしているので、まったく心配がいらぬということでしたが、広域の市町村圏の、これは一般廃棄物なんです。公共下水道の汚泥は産業廃棄物、一般廃棄物と産業廃棄物の、その当時は区分けがつかないわけでありまして。よく放射能関係、対応したかといわれれば、これをみても後手だと、これはそう言わざるを得ないわけでありまして。この広域で取り上げたので、私は帰ってきて担当の課長か誰かに、本当に西会津は汚泥採取して調査をしたのかと、していませんということ。そのあとで3カ所ですか、汚泥を取って、羽山の最終処分場に運んで、運んだだけで汚染の度合いを測ってもいたなかった。8,000ベクレル以下、以上で処理の仕方が違うわけでありまして、そういうことがありました。どういふ反省をしておられますか。

それと、この放射能汚染に関しては、東京電力にかかった経費を請求することができるわけでありまして、町としてどの程度請求をして、どのような補償を得ておられるのか。これは農産物とか観光被害も、もしつかんでおられるならば、西会津には、これこれの金額がきていますと、おわかりであればお聞かせいただきたいと思ひます。ただ、皆さんの声は、野菜は補償額、かなりきておるが、菌茸類、キノコはほとんどといひますか、いくらかきていないので、経営が大変だといふ話を聞きましたので、そこら辺もおつかみであるならばお聞かせをいただきたいと思ひます。

私は12月議会で、災害対策本部長の役割についてお尋ねをいたしました。町長からは立派な答えが返ってきたわけ。そのとき、もう一言、私が質問すればよかったんですが、なぜ私はそのような質問をしたかといふと、本部長が本部にいないで、現場に行ってしまったと、言葉が悪いわけですが、職場の放棄、そう言われても仕方がないのではないかなと思ひているんです。なぜならば、本部長の指揮のもとに、いろんな命令だとか、勧告だとか、出さなければならぬわけ。その人がいない。しかも、刻々と水かさが増してきている。住宅の被害が、橋屋、柴崎、徳沢、そのほかの集落でも床下浸水、崖崩れ等があったわけでありまして。情報は警察、消防署、県、国土交通省、いろいろあるでしょう。それはすべて本部に流れてくるわけでしょう。それで判断をするわけでありまして、何が起きるか予断を許さないときに、その場にいなかったといふことは、私は本部長の責任、重みといふものをおかみしめていないのではないかと、果たしてないのではないかと、特にこのときは、副町長は児童生徒の交流事業で沖縄に行っておるわけでありまして。このことについてもお答えをいただきたいと思ひます。

それと、またこれ昨年の9月議会でありまして、機構改革をしたといふことと、いわゆるケーブルテレビが単純なミスでこういう事件が起きてしまったと。で、そういうことがあったので、職員の資質の向上がなっていないのではないかと、組織を改革しても働く職員の意識が問題ではないのかと、そのときには前の和田副町長は、報・連・相だといひましたが、しかし、残念ながら23年度も、町県民税の通知書、納付書の未発送の事件があったわけでありまして。なぜこういうことが起きるのか、同僚が、上司が、やることを

やっていたら、組織がきちんと機能していれば、このようなミスは起きないはずであります。

それと、通知書ももらわないのに督促状をもらったかたがたは、町に文句、抗議の電話をよこしているはずですよ。それに対しての対応が、10日も20日も経ってから対応だと、速やかに対応、なぜできないのか。すれば、このような、いわゆる騒ぎにならないわけにありますから、どう職員の意識の改革、仕事に取り組む姿勢をきちっとしていくか、そのことについてもお答えをいただきたいと思います。

国も地方自治体も、皆さんが納める、われわれが納める税で成り立っているわけですよ。西会津では、10%に満たない税であります。第1款は町税であります。この税が信頼を損なわれてしまったならば、どうなる。そこら辺もありますので、きちっとお答えをいただきたいと思います。

次、ケーブルテレビの高度化第2期工事について聞かなければなりません。この件に関しては、私は建設水道課長、気の毒だなと私は思っているんですよ。具合の悪いことはみんな建設課長、尻拭いだ。本当は建設水道課長、こう言いたいんだと私は思っているの。俺らばかり、そんなことやらせんなと、何で俺にだけ責任おっかぶせんだと、ちゃんと取る人が取ってもらいたいと、そういう気持ちでいるんじゃないのかなと思っていますが、それはさておきまして、なぜ契約どおり、仕様書どおり、設計書どおりにできなかったのか、私の見方ですが、そのミスが発覚してから、どううまくおさめるかということだけで、もう設計どおりに工事をする、仕様書どおりに仕事をする、そういう気がなかったのではないのかなと思えてならないわけにあります。5月に判明をいたしました。そして、5月16日に判明、25日、6月3日、3者が集まって会議を、相談をなされました。その結果は、6月の議会に報告すればよかったでしょうが、議会からの申し入れによって全員協議会で説明をした。町は最初、議会に、議員に知らせようとしなかったわけです。知らないうちにやってしまえと、そういう感覚でいたのではないかなと言いたくなるわけがあります。このケーブルテレビについては、1年間の議事録を隅から隅まで読みました。議長が一般質問をいたしました。時系列的なことを述べられました。それに対して、町側は否定もしませんでしたし、修正もしませんでした。そのとおりであります。5月25日、6月3日の会議には、誰が出席したんだと、もちろんパナソニックと設計監理のイーエスエス、そこに町側が誰が会議にまざったのか、課長と監督員、課長と係長、1回見ましたならば、主幹もまざったという答弁もされておりますが、副町長はまざっていない、町長はもちろんこういう会議にはまざりませんから、なぜ副町長がまざらなかったのか、副町長もまざらないで、6月3日にパナソニックの責任で改善工事をする承認をしたと、決めたと、そういうわけですよ。じゃあその会議に町長から何の指示がありましたか、副町長から何の指示がありましたか、ないで、課長が全責任を持ってパナソニックの責任でああいうような工事をするって決めたんですか。私は課長の責任ではこれは決められないと思います。

今回、1芯でつなぐところ、2芯でつなぐところの不具合が発覚したと、今おいでになった副町長は、即仙台のパナソニックの東北支社の社長ですか、呼んで、厳命に注意をしたと、じゃあこの前の仕様書のミスから起きたいろんなときに、責任者を呼んで、町から

そういうような申し入れをしたのか、しているとは思えません。町長は答弁の中で、これは私も張り替えだと、基本的に言えば、すべて元通りにしてください。真っ先に私は言いましたと答弁をされておりますが、しているならば、6月3日にこういうような結論は出ないと思いますよ、町長いったい誰に張り替えだと、すべてやり直せとおっしゃったんですか。

この設計どおりにできない理由の一つに、町側は、新しく注文をしてつくれば、半年はかかってしまう。ですから、工期が半年遅れますという答弁でありました。で、じゃあその線はどうやって発注して製作したかと、それに関しては図面で柱と柱の間を調べて、こういう長さだから、それによって発注をして、製品がつくられておりますと。ですから半年もかかるというわけです。ところが、変更契約のときですか、伝送路の11カ所の変更が出てきたんです。なぜ変更が出てきたんだといったならば、今言ったように、図面で算定をしていますが、実際やる場合には電柱を確認してやりますので、誤差が生じますと、その誤差も減にはならないと、伸びると、こう課長は答弁をしておるわけでありました。ではこの11カ所の変更は、6カ月かからないで、新たに線をつくることができたわけですか、これ長いのを短くするというのは、それは理解できますよ。短いのを5メートル足りないから、じゃあここでつないで間に合うか、それをしたくないから最初から測って、長さを出したはずでありますから、こちら辺は、だから半年かかるというのは、単なるこじつけになってしまうのではないかなという気がしてならないわけでありました。そういう点では、この11カ所の関係では、新たに発注をしたのか、あるいは途中でつないだとするならば問題点はなかったのか。

そもそも今回は、単純なミスからだとおっしゃっておられます。単純なミスから発生してしまったんだと。その単純なミスを町もパナソニックもイーエスエスも気が付かなかったというわけでありました。それじゃあ、設計どおりにできない工事の責任を誰が取りましたか、パナソニックだけに取らせたわけでしょう。1,650万円ですか、出して、工事をさせた。それじゃあ、イーエスエスはどういう責任を取りましたか。町はどういう責任を取りましたか。町長は職員を処分したとおっしゃっておられますが、それは単純なミスをしたための気が付かなかったことへの処分であって、設計どおり、仕様書どおり、契約どおりにできなかった責任は誰にあるんですか。課長にはありませんよ。これは最終的な責任は町長にあるわけです。どのような責任を取りましたか。

町の責任は、設計どおり、契約どおり、仕様書どおりに工事を実施することでありました。1億8,000万のお金をかけて、町の財産、町民の財産をつくるわけですから、できる限り設計どおり、契約どおりにしていくべきである。で、昨年6月議会で、清野興一議員は、変更契約の採決のときに、これは2期工事そのものに対する町の取り組み、設計監督者の取り組み、施工業者の取り組みが真剣みが足りない。公共工事をやっている自覚に欠けている。こういうことをおっしゃっています。公共工事だからいい加減な仕事をしたのではないかなという意が含まれていると思いますよ。だから、一度荒療治をしなければ、こういう体質は治らない、そういうことで変更契約、否決になったわけでありました。

なのに、今年に入って、先ほども言いましたが、1芯融着と、2芯融着というこの不良工事が行われていたと判明しました。パナソニックという会社はどのような会社なんですか、

これ。まったくいい加減な仕事をしているんじゃないですか。その業者になぜ上谷工事を随意契約したんですか、理由は一貫した工事をしてもらうためだと説明がありました。本当にそうですか。じゃあ第1期工事と第2期工事の請負業者、違いましたね。変わったんですよ。それは入札の結果がそうなったということになるんでしょうが、第1期工事でも、年度末ぎりぎりまで完成をしてしまったために、私は検査とか何か不十分だったと思っています。そのために不具合の箇所を見つけることができなかつた。ところが、4月以降、何件かが不具合が見つかって、7月中までかかって直しているんです。そんな業者に第2期工事任せられるか、第2期工事も第1期工事と同じ業者であるならば、われわれは反対したと。認めるわけにいかない。そういう自浄作用が働いているんですよ。なぜ一貫した工事をするためだけの理由でパナソニックに負わせたのか。その前にパナソニックには指名停止、そういうような処分を直ちにしなければならぬと私は思います。そのことに関してもお答えをください。

2期工事に関して、地方自治法との関連でみてみたいと思います。このことも昨年の9月議会で私が申し上げました。何人も、どの自治体も憲法をはじめ、地方自治法を尊重しなければならないと思います。こういう、本来、請負契約等の契約事項は首長に、町長に専門的に与えられた権限でありまして、議会に与えられたものではありません。町長専属の権限をなぜ議会で議決を要するか、それは議会でチェックをなさうということなんです。一般的に契約は長の権限に属するものでありますが、これは地方自治法の96条を受けて、施行令では町村においては5,000万以上の契約は議決を必要としております。ではなぜ議決を必要としているか、解説書にはこう書いてあるわけでありまして。それは、重要な契約の締結のような経済行為に関しては、住民の利益を保障するとともに、事務の処理が住民の代表の意思に基づいて、これは議会、議員を指しています。常に適正に行われることを期するために議会の審議、議決を経るとされておるわけでありまして。これもやり取りしました。実質1,680万余計にかかってやるのだから、契約をしておいて、議会の議決を得なければならないのではないかなど、町側の答弁は、町のお金ではないから、それはやる必要がないと、確かにそれはそうでしょう。だけれども、地方自治法の趣旨を尊重するならば、法の趣旨にてらせば、議会に諮らなくてはならないわけですよ。

また、約款の第1条、約款に基づき、設計図書（別冊の図面）、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書などをいうそうであります。設計図書に従って、日本国の法令を順守し、この契約を履行しなければならない。契約どおりに履行しなければならないとうたってあるわけでありまして。この5項では、約款に定める請求、通知、報告、申し出、承諾及び解除は書面において行わなければならない。メールではだめですよ。メールでやったならば、書面に起こしてやらなければならない、そう書いてあるわけでありまして。守っていませんね。

また、地方自治法の234条の2、これは契約の履行の確保であります。これをやっていたら契約書どおりに仕事ができただけであります。この234条の2の施行令によれば、検査は契約書、仕様書及び設計書、その他の関係書類に基づいて行わなければならない。22スクエアと書いてあったら22スクエアでなぜ検査をしなかつたんですか。234条の2を無視しているととらえられても仕方がないと思いますが、いかがですか。この地方自治

法、約款に関しての町の見解と監査委員にも見解があればお願いをしたいと思います。特に監査委員には、昨日説明がありました。定期監査の対象に、この第2期のケーブルテレビの高度化事業を取り上げられておりますので、定期監査を実施しておられますので、どのような監査をなさいましたか。そして、どのような講評をなされたのか、契約書どおり、仕様書どおり、設計書どおりにできなかったことに対して、これは好ましいことなのか、いややはり、これは好ましくないのか、このことに関しての見解をお尋ねして、終わります。

○議長 答弁調整のため、暫時休議します。(14時01分)

○議長 再開します。(14時14分)

監査委員、新井田大君。

○監査委員 それでは私のほうから、ケーブルテレビ高度化事業の第2期整備に関する質問がございましたので、それについてお答えをいたします。

まず、そのケーブルテレビ高度化事業の、事業の目的、事業そのもの、これについては現在の西会津町にとって必要な事業だということで評価をしております。ただ、監査をするにあたって、2名の監査委員で監査を実施いたしました。そのときの主な視点としてですね、その事業の目的は明確かどうか、内容は適切か、進め方は適切か、予算は効果的・効率的に執行されていたか、事業の効果は多面的・客観的に検証されていたかと、こういうふうなことに視点を置きながら監査をいたしました。

そしてケーブルテレビの監査後の意見については、両監査委員2名の合議に基づいて2点申し上げました。

一つはですね、工事ミスがあったわけですが、第2期工事とそれから第1期工事の請負業者が変更になっている。変更になったということは、意思疎通は、より密接になさなければなりません。ですが、それが十分になされずに工事ミスが発生したと。その対応についても迅速さを欠いていた部分があります。対応の遅れが1日、あるいは2日ありますと、それが後々に非常に大きく影響してくるということは、事故・事件の場合は多いですので、対応はできるだけ迅速に行うと、それが必要であったと。それから工事ミスを防止するために、関係者間の意思疎通が適切に行われるような体制、この体制っていうのは単に心構えでなくて、体育の体に制度の制、こっちの体制です。これをきちっとつくって、そして手順に則り業務を進めていく職員の意識改革が必要である。これが1点です。

それから二つ目は、ミスが生じた場合に、その後、同様のミスが生じないようにするために、その事実関係とその対応を正確に把握し、それを全職員に周知して、町民からの信頼を損なわれないようにしてほしいということですね。事実関係をしっかりと把握して、どこにどういうふうな間違いがあったのかということが明確にならなければ、対応はできない。ですから、その部分を明確にして、この部分はこういうふうに対応できるような体制をつくって、職員の意識改革を進めながら、同様のミスが生じないようにしてほしいというふうに意見として申し上げました。それから、その監査の中で、これは書面として当局に示してあります。

あと大原則ですけれども、議会の議決を得て行う事務事業に関しては、計画、あるいは設計どおりに、着実、確実に、粛々とその事業を進めて完成をさせなければならない。も

し、途中で変更をする必要が出てくるような場合、そういう場合はどんな場合なのかというと、変更の理由が合理的であり、多くの町民に納得できるような内容でなければならぬだろうということが一つ。そしてそれがまた、町民の福祉の向上に、変更することによって、より大きく寄与すると、これが大切な視点なのではないかというふうに思っております。

あとその他、さまざま実際にはいろいろな指摘をしたわけですが、必要があれば、またお答えしたいと思います。大事なことは、どうしてそのようなことが起こったのか、ミスは人間がやっている限りあり得るわけで、今後同じようなミスをどのように防ぐか、その体制と意識改革をどういうふうに進めていくかというところが肝要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番の質問に、私への質問内容についてお答えをしたいと思います。

一つは、私が進めている交流人口の促進ということで、それぞれ各自治体の首長と交流を図っているようだけれども、23年度には、どういうかたがたとお会いし、また西会津町に来ていただいたのかというような内容であったわけですが、日にちがちよっと定かではありませんで、思い出しますと、一つは、これまで職員交流、行ってまいりましたので、毎年のようにその間については、横浜市の市長、林文子さん。ちょうど海外に視察に行っておられたということで、これは副市長とお会いをしております。また、鶴見区の区長、山崎区長さん、このかたとお会いをいたしまして、これはその後もお会いをしながら、鶴見区との交流協定を今年、その効果によって結ばせていただいたということでもあります。

また、世田谷の保坂区長さん、このかたとも、かつて面識もありましたので、このかたといろいろお話する機会もありました。そして、今日、イベントもずっと継続しているということでございます。

また、昨年は、大震災ということもありまして、これはもういわき市の豊間小学校ということで、相当大的な被害をうけたわけでありまして。そこで、教育長とともにいわき市長にお会いをいたしまして、お見舞いを申し上げるかたわら、その豊間地区の一带をこの目で確かめたというようなことございましてた。

また、一方では、大宜味村の副村長さんが、福島は大変な被害をこうむりましたねということで、わざわざお見舞いにうかがっていただいたところでございます。

そういうことで、そんなに多く私になってから、そう多くはないとは思いますが、それは多くお会いしたということよりも、確実に、そして着実にいろいろ交流が、西会津町とちゃんと締結していけるような、そういう取り組みを今後も進めていきたいなど、こんなことでございます。それは24年度にも引き続いているところであります。

また、議員からいろいろ私見も交えているような質問がございましたけれども、その中で、特に私に対する災害本部長、これの役割で、おろそかであったのではないかということが、私は感じとして聞こえたわけですが。しかし、私としては、こんな大事な、そしてあの橋屋地区や、さらには、たぶん7月豪雨のことだろうと思っておりますけれども、そうした中では、これは災害本部長が、万が一その住民に命の問題まで発生するなんていうことはあっては

ならないということでもありますので、それはしっかりと災害対策本部を設置をいたしまして、そして現場確認という意味から、私も現場に出向きながら、その状況を自らこの目で確かめてきたということでもあります。そして、その後、対策本部を設置しておりますので、この役場庁舎内に、それぞれの各方部から状況をお聞きをするなど、その後適切な判断を取りながら、これに対応してきたということでもあります。

したがって、本部長だから、ここにじっとしていなければならないなんていうことは何もないわけでありまして、私は必要であれば、その目で、そしてこの体で、そして住民の安否をしっかりと確かめるということは、私の責任で、これはやらせていただくしかないというふうに思うわけでもあります。

その他もろもろございますけれども、あと、副町長及び担当課のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 長谷沼議員のご質問のうち、職員の意識改革、これらに関するご質問にお答えします。

私も4月に県のほうからまいりまして、私も県当局におったときには、やっぱり総務的な仕事が長かったものですから、常に職員の意識改革、そういったものを命題にさまざまな仕事にも取り組んでまいりました。そういった中であって、今般、西会津に副町長として就任させていただいたときに、やはり私の上司からも、県内59市町村において、西会津の職員は3本の指に入るくらい優秀な職員がいっぱいと、そういった中において安心して行ってこいと、ただし、議員の皆さまからは厳しいご指摘を受けるだろうから、そういったものにめげずに頑張っていくというご指導をいただいたところでございます。

そういった中において、この西会津町にこらせていただきまして、やはり町長の、私に一番命題を課されたのは、さまざまなこういった平成23年の災害、いろいろな危機的な状況を踏まえて、職員も大変な思いをしてこうやって頑張ってきたと、そういった中において、さらなる職員の意識改革を図ってほしいと、こういうご指示をいただいたところでございます。

そんな中において、やはり議員もおっしゃるように、この職員の報・連・相の大事さ、こういったものを私も十分認識しておったつもりでございますので、就任早々、3週間経ったときの会議で、私のほうからいろいろ各課長を含め、職員の末端まで浸透するべく、仕事を進める上でのポイント、そういったものを私のほうから各課長等へ指示したところでございます。

ちょっとそういったものを紹介させていただきますと、私から指示したのは、まずやっぱり一番大切なのは、われわれ行政マンというのは、町民のために仕事をやっている、そのためには、スピード感を持って楽しく前向きにやっていくんだと。2点目には、組織力を充実させる。これはやはり職員に対しまして、町長の考えというものを末端の職員まで徹底すると、これには、やはり職員の意識、さらには課内でのコミュニケーション、風通し、こういったものが大事であろうと。さらには、組織の連携、例えますとイベントを例にとったんですけれども、目的というものをきちんと考えながら、目的達成のために、町内連携して、それぞれの力を発揮していくことが重要であると。あとはまさしく報・連・

相、報告、連絡、相談の徹底。PDCAサイクルの徹底、これをやりましょうということを申し上げました。もう一つは、若手職員の育成、これはメンタル面での強化、配慮、こういったものも十分行っていく必要があると。あと最後に、町長へのレクチャーや打ち合わせ、これをきちんと時間を区切って行い、ペーパーを必ず用意して、意思の齟齬がきたさないようにというようなことを話して、職員の意識改革というものを十分徹底していきたいなというふうに思ったところでございます。

その結果、6月、7月中には、各課において、再度私のこういった思いを各課長から職員の末端まで浸透させることができたこともあります。さらには、私のこういった思いを、6月の定例会におきましては、7番の多賀議員からご質問をいただきまして、副町長は、今後どうやって町政を事務方のトップとしてやっていくんだというようなご質問もいただき、そのときお約束したのは、まずは町民視線を第一に、関係機関との連携調整を密にし、組織の内部においては横の連携を強化して、和を大切に風通しのよい活気ある役場組織を構築すると、こういうお約束をさせていただきました。

まさしく、私はこれを実践すべく、4月当初からやってきており、さらには各公社等においても、町長の了解をいただきまして、さまざまな今、組織、風土改革を行っておるところでございます。

こういった、昨年度はいろいろそういう震災等の中で、職員も大変な思いをしましたがけれども、なお一層、私の指揮のもと、職員の意識改革、報・連・相の重要性、こういったものを説きながら、風通しのよい職場組織というものを再構築したいと思い、頑張っておりますので、なお一層のご支援をよろしくお願いいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは、平成23年度の予算の執行について、流用がかなり多かったのではないかと。さらに、使われていない目が33カ所あったと、これは節のことかと思えますけれども、そういったご質問にお答えをしたいと思います。

まず流用でございますけれども、まず予算の編成については、議員もおただしのとおり、予算はそれぞれ目的を持って計上をさせていただいているところでございます。その後、過不足が生じましたらば、それは補正予算の中で、また対応させていただく、お願いをするということを基本に行ってきておりますけれども、その執行の中で、どうしてもやむを得ず同じ目の中で、その執行、組み換えをお願いせざるを得ないというときには、その予算の計上の趣旨を逸脱しない範囲内で流用をさせていただいているところでございます。この流用につきましては、あくまでも例外的な対応ということでございますので、今後も極力こういった流用の関係についてはなくしていきたいというふうに考えております。

それから2点目の使われていない目と、箇所が33カ所ということでございますが、これは22年度の決算書をご覧いただいてもおわかりかと思いますが、22年度の決算においても、40カ所を超える箇所がございます。これはどうしても何かあったときに執行できるようにということで、存目的に計上させていただいている節もございますので、それらがやはりどうしても残ってしまうことがあるということでございます。そのほかの節の執行につきましては、予算計上のその趣旨に基づいて、しっかりと執行して、成果のある事業を行ってきたいということで考えておりますので、今後とも予算の執行につきましては、

適正な対応をしてまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず1点目の徴収率アップのご質問でございますけれども、23年度決算では、国保税を除く町税全体で93.94%の徴収率ということで、前年よりもプラス0.26%でございます。また、国保税につきましては、全体で80.17%というので、前年度と比較しまして2.92%の増ということでありまして、どちらも徴収率が向上してございます。

その主な要因として考えられる部分でございますけれども、まず一つ目としては、収納体制の強化ということで、催告書の発送、電話や訪問による納税の指導、さらには差し押さえなどの滞納者処分など、早めの対応を行ったということが一つであります。差し押さえにかかる部分につきましては、調査で平成23年度は合計177件の調査をしてございます。前年度の約2.5倍の調査。それから差し押さえにつきましては、合計で110件ということで、前年度より2.2倍の件数でございます。

それからもう一つとしては、口座振替の推進ということで、年々、納税貯蓄組合を抜かれる世帯が多いということで、そういったかたに対しては、極力口座振替をお願いするとともに、若干未納のあるかたにつきましても、相談の中で口座振替の変更をお願いしたところでもあります。

それから三つ目としましては、分納誓約をしているかたに対する管理の徹底ということで、約束が守られないような場合については、調査、差し押さえ等の処分を行ったこともございます。

それから、県税との連携強化、相互徴収の強化を図りましたり、あとは税等徴収対策本部会議、町長が本部長でありますけれども、その会議によります管理職の一斉徴収、出納閉鎖前とか、今年に入りましたら、お盆前の一斉徴収もやっております。

それからもう一つ、23年は所得が伸びたのではないかというお話でございますけれども、さっきの国保の6月の運協の際にご説明いたしましたとおり、23年中の所得につきましては、前年と比較して1億3,400万、全体で所得が伸びてございます。その主な要因としましては、農業所得が約1億5,400万、前年より増えてございます。戸別所得補償、それから米価1俵当たりの米価が上がったことによりまして、農業所得が1億5,400万円ほど伸びていると。ただ、この伸びにつきましては、24年度の町県民税の算定になります。ただ23年中の所得でありますので、先ほどいった徴収率のアップにはつながっているのかなと考えてございます。

それから三つ目の不納欠損のご質問でございますけれども、先ほど議員のほうから、死亡、行方不明者については不納欠損もわからないわけではないけれども、生活困窮の理由の中で、50歳、60歳で不納欠損をするのはいかなるものかというご質問がありました。不納欠損、昨年23年度に不納欠損をいたしました件数は、合計で139件、不納欠損をしてございます。ただ、同じかたで2件とか、税目が違いますので、実質の不納欠損をされたかたは103名であります。そのうち、死亡であったり、行方不明であったり、あとは刑務所に収監中であったり、相続放棄、会社の倒産、それを合わせますと43件あります。残りの60人のかたが生活困窮ということでございまして、50代が17名、それから60代が24名、

合わせますと41件ということで、60人のうちの41件ですから、68%のかたが50代、60代ということになります。その中でも、理由が、例えば低所得であったり、失業であったり、多重債務、負債を抱えているという理由もそれぞれ分かれてございます。いずれにいたしましても、地方税法上は5年で時効が成立するというふうになってございますが、時効の中断措置もできることになってございまして、例えば、差し押さえをする、分納誓約をきちんと取り交わす、そういった場合には、時効はその時点からさらに5年ということで、時効の延長もできますことから、そういった滞納処分に該当するようなかた、町としましては、1人ずつ状況等を調査しまして、まだまだ納められるようなかたについては、今後時効の中断等を活用しながら、ただ単に機械的に不納欠損するというようなことはしないで、きちんと調査をした上で対応してまいりたいと考えてございます。

それから、こゆりちゃんナンバーのご質問でありますけれども、23年、昨年12月1日から交付をはじめました。本年8月6日までの交付枚数であります、合計で87件、そのうち既存のナンバーを新たなこゆりちゃんナンバーに変えたかたが45件であります。このこゆりちゃんナンバーにつきましては、町のPRを図って、町の活性化に結び付けるために新たに導入したものでございますので、もっともっとPRを図って、皆さんに広く付けていただけるような努力をしてみたいと考えてございます。

それから、昨年度の東日本大震災、それから新潟福島豪雨を踏まえました反省、検討、いろいろ踏まえました記念誌の作成についてでございますけれども、これにつきましては、庁内各課、編集委員を出していただいて、編集委員会を立ち上げました。今まで2回編集委員会を開催しまして、今月3回目の編集委員会を開催する予定でございます。各課それぞれ震災のときの避難所開設業務ですとか、いろんな物資調達とか、それぞれの業務を担っておりますので、各課で持っている写真ですとか、そのときどきの資料を、今すべて集めてまとめるというような作業を現在実施してございます。なんとか早期にまとめてお配りできるように今進めてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、昨年度の放射能対策についてでございますけれども、なにぶん、原発事故、はじめての経験ということで、国も県も、本町も、なかなか過去に経験していないということで、議員、さっきおっしゃられたとおり、後手後手、対応のまずさ、それぞれあったかと思っております。ただ、今年度に入りまして、町としてできる対策、空間線量、町内の調査ですとか、周辺地域の水質検査ですとか、そういった部分、あとはダストセンターの定期検査、定期調査の立会い、確認、そこら辺については、町としてしっかり対応してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから最後に、放射能に係る町の損害賠償ということでございますけれども、まず町が、町自体が損害を被った部分といいますのは、例えばその対策に当たるための職員の手間でありますとか、あとは、例えば周辺地域の水質検査をするための検査の費用でありますとか、そういった部分の町が東電に請求する分につきましては、6月に県の説明会、全市町村を集めた説明会がございまして、まずその全市町村統一的な請求方法をしましょうと、双葉とか、ああいった原発周辺の町村は独自でやっておりますけれども、それ以外の町村については、統一的な請求方法をしましょうということで、県でマニュアルを作成すると、それに従って各市町村で東電に請求しましょうということで、そんな話になりました。

て、まだマニュアルはきてございませんけれども、きましたら、それに則した東電への請求手続きを進めてまいる考えでございます。

以上です。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、私のほうからは、生活援助貸付金、その役割は終わったのではないかと、昨年、債権放棄について検討するというところで、その後の対応はどうだったのかというご質問にお答えしたいと思います。

生活援助貸付金につきましては、生活困窮の状態のある町民のかたが、町に申請によって上限12万円を貸与いたしまして、貸与した翌月から1万円ずつ返済をしていただくということで、その返済が滞っている状態でございます。23年度末現在高、貸付残高で143万円でございます。ここ数年、借入希望されるかたはなくなっておりまして、その役割は終わったのではないかと考えておるところでございます。ただ、先ほど議員もご指摘のとおり、地方税法上の手続きである不納欠損の処理は、基金貸付金の場合には、できないことになってございます。債権放棄という手続きを踏みまして、議会のご議決をいただいて債権放棄をするということになってございます。

23年度の対応でございますが、23年度につきましては、亡くなられたかた、また転出されたかたもおられるわけですが、亡くなられたかたの相続人に当たるかたと相談をいたしまして、10万円、返済をしていただきました。また、本年度、24年度中でございますが、お二方から14万円、償還をしていただいております。現在、この債権回収をしている段階でございます。債権債務の額が確定した上で、債権放棄の手続きを取らせていただきたいということで考えております。

今後ともまだ償還していただけるかたがいるようでございますので、町のほうからもお願いをいたしまして、債権回収に努め、債券債務が確定したのち、債権放棄の手続きを取らせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援員の活動についてのご質問にお答えします。

昨年の6月から集落支援員1名を配置させていただきました。弥生、弥平四郎、大舟沢、荒木の4集落を中心にして、昨年度1年間、支援活動をやってきたということでございます。集落支援員につきましては、奥川支所に配属、配置しておりまして、町で直接指示することがちょっと、なかなか離れておりますのでできませんので、奥川支所長に直接的な指示をしていただきながら活動しているということでございます。

昨年は、集落支援員、集落に58回ほど足を運びまして、この4集落をまわりまして、この4集落、弥平四郎以外をみますと、ほとんど区長さん1人が、区長さんはもとより、いろんな役回りを1人でやっているような状況でございます。区長さんといろいろ相談をしながら、何が本当に町として、集落支援員として支援が必要なのかというようなことを話し合いをしながら業務に当たってきたということでございます。なかなか初めての業務でございますので、町もちょっと、集落支援員も手探りの状態だったということでありまして、なかなかそういう部分では集落の思いといいますか、をすべて組み入れることができたのかといわれると、ちょっといろいろこれから検討していかなければならない部分は

あるかと思いますが、集落の草刈が困難な実態、そういったものを常にあげていただきまして、町からも直接ご支援ができるような体制づくりをしてやってきたということであり、区長さんがたからは、草刈作業、さらには豪雪の雪処理、そういったことも集落支援員の声をつないで実施できたということで、大変感謝されているところでございます。

これから、昨年23年度の活動をもとにしながら、今24年度につきましては、それらを活かしながら、集落支援員活動をしているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 私のほうからは、町内の企業支援にかかる補助金についてご説明申し上げたいと思っております。

本事業につきましては、現下の大変厳しい経済状況の中で、多くの町民のかたが勤められ、また多くの町民のかたが生活を支えている地元の企業の皆さんを支援しようというようなことで、町長が企業訪問をいたしまして、企業のかたがたいろいろな意見を交換した中で、こういった企業支援策を行った方がいいのではないかというようなことではじめたわけでございますけれども、内容的には、人材育成にかかる研修費用、さらに企業のかたの資格取得にかかる費用負担、さらに企業のかたが販売促進をする場合の公共施設の提供、こういったことに町のほうから支援しようというようなことで実施しているところでございます。

昨年につきましては、議員おただしのおり、当初予算では150万の当初予算を計上していたわけでございますけれども、支出額は46万円でございます。内容的には研修費用として3件、工業会や企業2社、合わせて3件と、それから資格取得にかかる補助ということで1件、合わせて4件の企業に対して支出したというようなところでございます。実際、多くの企業の皆さんにとっては、人材育成というのは大変重要だというようなふうに認識しているところではございますけれども、やはりこういった経済情勢の中で、なかなか研修会などを開くことができなかつたのかなというようなこともありますし、また町サイドとしましても、十分周知的なものが足りなかつたのかなというような点も反省しているところであります。

なお、今年ですけれども、4月に企業の皆さん、あと商店の皆さんが集まりまして、よりっせで展示会を開くなどして、自分たちの商品の販売促進や、さらに町内の特産品、物産品を町外のかたにPRするなど、そういった展示会等も開いておりますので、だんだんそういった町内の企業の皆さんにも周知されてきているのかなと思っております。

今後につきましても、企業訪問を継続して続けまして、新たな企業支援策等も検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それでは、農林産物の風評被害に対する東電への請求のご質問でしたので、お答えしたいと思います。

まず、23年の3月から9月30日までの請求、町内全体で2,077万円の請求に対しまして、1,823万8千円、9割の補償が完了しております。なお、それ以降につきましては、現在まで仮払いという形で、半額程度が支払われておまして、本日まで、8月までの請

求について半分が、請求額の2分の1が仮払いとして支払われております。なお、西会津分については、金額がつかめませんので、JA会津いいで全体で請求額の2分の1、8月分までの支払いが完了している状況であります。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ケーブルテレビについてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目に、なぜ設計どおりできなかつたのかとのご質問にお答えいたします。これにつきましては、全部のSSDWケーブルを設計どおりの物を発注し、それから納品になるまで半年以上かかるというようなことで、それと同等の強度を有する工法において手直し工事を進めるということにいたしましたので、強度自体は確認できておまして、同等の性能を有するものを手直し工事で施工するということといたしましたので、それについては、性能が担保されるということの解釈でございます。

あと、手直し指示のときの経過についてのご質問でございますが、6月3日に請負業者と設計管理業社と役場で協議をいたしまして、手直しの工法を協議をいたしております。その後、6月6日に、町長にその旨をご説明申し上げまして、当初、当町長からは、それは全部張り替えをすべきではないかというような指示をもらったわけですが、先ほどご説明したように、製品を新たに注文いたしますと半年以上かかるというようなことでございまして、その工法で施工することで町長に説明を受け、承諾をいただいたということでございます。

あと、この変更した箇所について、ケーブルを新しくした場合、その半年以上かかるのではないかとというようなご質問でございましたが、変更箇所につきましては、大部分がハンガーで釣る光ケーブルがありまして、これが大部分でございまして、SSDWの変更部分の延長につきましては、変更延長からいたしますとわずか、わずかといつか少なかったもので、これにつきましては追加について注文いたしましても、納品はその半年もかかるような状態ではなかったもので、これで半年かからないで工事ができたということでございます。

あと、随契についてのおただしであります。上谷工区につきましては、2期工事より電柱、ルートの変更により削除したという経緯がございます。上谷工区につきましては、第2期工事の一体とした工事であるという解釈から、2期工事を施工いたしました業者と請負契約をしたところでございます。

あと、手直し工事については、工事の変更をし金額の増額を図って、議会の承認を得なければならないかというおただしでございますが、手直し工事については、先ほど申し上げましたように、強度計算をしておまして、それと同等なものができるというようなことでありますので、それにつきましては、町が同等以上のものをつくることへの指示をいたしておりますので、これについてかかる費用については、変更の対象にならないということでございます。

検査につきましても、そのようなことで指示をした工法で施工しておりますので、指示をした工法によって検査をするというようなことでございまして、そのような検査をしたわけございまして、それについて検査は合格しているということでございますので、ご理解願います。

○議長 設計管理者の責任とか、町の責任も聞いています。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 設計業者と請負業者と町の責任の取り方というご質問にお答えいたします。

設計業者は、当然その手直し工事でペナルティを取ったということもごぞいます。あと、今回、上谷工事も発注しておりますので、この上谷工区が工事を終了した時点で、設計業者と請負者については処分等を検討したいと考えております。なお、町職員につきましては、町長より処分を受けておるといようなことをごぞいます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 監査委員からは懇切丁寧な説明をしていただきました。なかなかわれわれ、例月出納検査の報告で監査委員との接点といいますか、しかないわけではありますが、実査は今、監査委員がおっしゃったように、例月出納検査であれ、決算審査であれ、非常にご苦労なさって監査をしていると、そして意見はその都度、町側に申し入れをしているということでもありますから、これからも遠慮しないで町に対しては指摘をしていってほしいと思います。また町では、その意をくんで、きちっとやっていってほしいと思います。

こゆりちゃんナンバー、それから企業の支援ですか、はっきり言って最初、あなたたちが狙ったような成果は1年は出なかったと、これははっきり言っていいと思います。こゆりちゃんナンバーなんかは、何%、1割も2割もいっていないはずであります。それはそれとして、私の心配するのは、急ぎ過ぎてこの計画を練ったのではないかなと、だから実施はしたが、4件の46万、あるいはナンバーが少なかったのではないのかと、ですから、今後の取り組みには、そういう1年目の反省を活かして、きちんとした計画を立ててやっていくことが肝要だと思います。

その前、副町長に関して言わなければならなかった。私も、あなたが副町長になられて、町の職員は変わったと思っています。少し胸を張って仕事をしている。皆さんの顔が明るくなったと思っています。それは、今の副町長はそれだけ職員の心をつかんでおる。そういう仕事をしているということだと思いますので、よく町長を補佐して、各課長の考えを代弁してやっていただければ、3本の指に入ると、本当にそのようになると思いますので、先ほど言ったような痛ましい事故、今までこういうことはなかったわけですから、きちっと組織が機能していれば、ああいうことは絶対に起こらないわけですから、そこら辺を意にとめてお仕事をさせていただきたいと思います。

町長ですが、本部長との関係であります、これは最終的には見解の相違ということになるんでしょうが、私は本部長の役割というのは、そこにいてどっしり構えて、全部の情報を収集して指示、指令を出すことだと思います。本部にいないでどこで指令を出すんですか、刻々と水が増えてきている。おさまって水が引いてきたと、雨も止んできたと、もうこれはこれ以上の災害の心配はないとするならば、出向いて町民を激励するのはいいことであります。おおいにやっていただきたい。しかし、本部長として指令、指示、命令、出さなければならぬのに、本部にいないのは、私は本部長としての仕事はできないであろうと思っているわけです。現場監督ではないわけですから、現場は現場の責任者、消防官もおられますでしょうし、区長さんもおられるでしょうし、そういう情報を得て、県や

消防署だとか、警察だとか、そういう情報を得て、適格に指示を出すのが本部長の役割ですから、私は、何度も言うようですが、本部にいることが本部長としての責任だと、これは言うておかなければなりません。

ケーブルテレビは、あなたのところを本当に気の毒だと思っているから、あまり言いたくないところもあるんですけども、最初から設計どおりやる気がなかったんじゃないのか、わかるんです、説明はそれは言わなくたってわかっているから。じゃあ課長も今言いましたね、町長から指示をもらった、6月6日だ。じゃあ6月3日で結論を出して、6日に報告して、じゃあパナソニックの責任で、今あなたの言ったような工法でやります。そこで元に戻せなんて町長が言ったって、何の役にも立たないでしょう。それは、今の副町長が、1芯と2芯の不具合を見つけたときに、すぐに東北の支社長を呼んで、厳重に注意をして、二度とこのようなことのないように注意したわけです。今のミス、そういうことをしたのか、まずしなければならぬのは、町長なり副町長が業者を呼んで、厳重に注意をして、設計どおりやれ、そこからはじまるんですよ。じゃあできない、できないならどうする、議員の皆さんとも話をして、いい方法をみつけるか、そういうふうな進め方をしていないからこういう問題が起きるんです。責任はあなたと何人かが取ったでしょうが、それは私は責任取ったとみていません。それは、書類の発見もできなかったミスの責任であって、設計どおりに工事ができなかった責任は町長にあるんですよ。課長になんかない、その責任は。税金を使って町の財産をつくる、もっともいい製品、財産、形を残さなければならない。そういう努力を最初からしなかった。そう言わざるを得ないわけです。いろんな問題あるでしょう。ありますが、その測っていてどうのこうのというの、それはそれとしても、何が最終的に問題であったか、設計どおり、仕様書どおりできなかった。できなかったらできるような努力をしたか、しないで1,360万、1,630万ですか、パナソニックに持たせて、だからそういうやり方が地方自治法の精神に則っているのか、約款の決められたこと、あるいは地方自治法234条の2をきちっと履行すれば、設計どおりの工事ができるんです。課長に言ったってしょうがない、町長、この責任は誰にあるんですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　ぶり返して、いろいろとご意見含めていただいているわけでありますが、このケーブルテレビ第2期工事にかかる一連の、この種の問題については、その都度、その都度、それぞれの問題点、あるいはどういう経過であったというのは、今はじめて問われる問題ではなかったと記憶しているわけです。したがって、この手直し工事、このことについては、私が最終的にこれでいくしかないということで、最終的な私の判子で、これは実施するという事になったわけでありますから、そのいろんないきさつの問題の過程の中においては、それはやっぱり最終的に私がすべて目を通さなかったということもあるであります。したがって、これは何回も、そして昨日の質問にも、一昨日でしたか、質問にもありましたように、一般質問でもお答えしましたとおり、これはすべて、どんなことであっても職員の不始末というのは、最終的にはその長たるものが負わなければならないというのは当たり前のことなんです。ですから、私はこの種の問題については、何回も言いましたように、大変申し訳なかったと、今後、やはり連絡、報告、相談、これが徹底していけば、手直し工事、その前にどう対応するか、もっとスピーディに行うことができるであ

ろうという反省には立っているわけでありますので、今回の問題については、これは私の責任であるということを申し上げたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 すべて報告した、相談をしたとおっしゃいますが、しなかったからこういう問題が起きているんですよ。決まってしまうてから言われたって、何ともしようがないでしょう。6月3日、最後の会議。じゃあ6月6日に町長が指示をしている。なぜじゃあ6月の議会で報告しなかったんですか。提案の理由の一つも含まれていませんでしたよ。議会から何をやっているんだと、申し入れをして全員協議会で説明を受けたわけです。そのときにはもう、設計どおりにはできません、パナソニックの責任でやらせます。結論だけを説明受けて、だから何やっているんだということになったわけです。結論を出す前に、今まで町のやってきた仕事で、こういうことがありましたか。私の27年議員やっています。その前、6年、農業の会長をさせていただきました。こういうのは一回もあつたと思っと思っています。こういう重大なときに、なぜ素直に議会と相談をして、結論を出そうとしなかったのか。議会には黙っていて、やってしまえということでやつたと、そういうしかないでしょう。町長の提案理由で、9月、3月は前もって配られます。そうすると議会の開催まで1週間前後あるわけです。その間、新しく起きたことは追加をして提案理由で説明しているんですよ。やっぱりそういう態度なんです。今のケーブルテレビに関して、6月のわたっているわけでもないですから、町長の提案理由の中で述べて、やるというのが、いわゆる協働のまちづくりでしょう。町と議会と町民が一体になって。

最初に言ったように、地方自治法何条でしたか、請負契約、町長の専決事項だと、それをなぜ議会にかけているんだと、議会は、議員は町民を代表して、そこでチェックしているんだよ。そしてそれが地方自治法で求めているわけですから。あとはこういうことはないでしょうから、なぜ私がこういうことを言うかということ、いい仕事をしていただきたいからですよ。これだけなんです。町長にはもっといい仕事をしていただきたい。副町長にはもっといい仕事をしていただきたい。課長の皆さんにももっといい仕事をしていただきたい。そのためには、反省すべきところは反省して、直すところは直して、進んでいってほしいということで、今回、質疑をしたわけでありますので、今後、今日の質疑が町の執行に大いに役立つことをご期待をして、質疑を終わります。

○議長 ほかに総括はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 それでは、総括はこの程度にとどめ、引き続き款ごとに入ります。

それでは、まず歳入の1款町税。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款地方消費税交付金。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 地方消費税交付金として6,327万4千円ですか、これが入っているわけなんです、この地方消費税の入ってくる性質、それから使われ方はどのようになっているのかということ。あと、今後、消費税が上がるわけなんです、その消費税、社会保障と税の一体改革というような名目のもとに上がるわけですが、それがわが町及び地方におよぼすような影響はどういうことがあるんでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 地方消費税交付金についてのご質問にお答えをいたします。

地方消費税につきましては、いわゆる消費税5%のうちの1%分が地方消費税として、国に納める形になります。それを都道府県間で各精算を行ったのちに、その2分の1を各市町村に分配するわけでございます。その分配にあたりましては、分配される各市町村に配分される額の2分の1は各市町村の人口割でまいります。もう2分の1については、直近の事業所統計の従業員数の数で案分をされるという形になります。

その使用目的でございますけれども、これは一般財源扱いになりますので、特に使用目的はございません。それから、今回、国会で消費税法案が出されまして、年次的に上昇するわけでございますけれども、この上昇分につきましては、基本的には社会保障に充当するというところでございますので、これは各都道府県、市町村のいろんな社会保障の活動に充当されるということでございますので、本町にとってもいろんな面で、その効果、影響等はあると思います。

○議長 7款自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款地方交付税。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 23年度の予算を立てたときは、27億の予算が計上されていたと記憶しております。先般、前回の副町長、和田さまが言われたときに、福島県の原因による賠償の問題は、地方交付税のうんぬんをみながら対応するというようなことであったと記憶しておりますが、今回、30億の地方交付税が入っている中、約3億ほど入ったのは、賠償の金額と受け止めていいのかわかるところを答えていただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 平成23年度の地方交付税は、議員もおただしのとおり、30億2,601万5千円ということでございます。このうち、普通交付税につきましては、26億53万7千円で、残りの部分が特別交付税で4億2,547万8千円ということでございます。

今回の震災、あるいは原発等の関係で交付税が算入されておりますのは、特別交付税のほうで算入がされてございます。今ほど申し上げました4億2,500万のうちの3億8,409

万6千円については、例年いただいております特別交付税、いろんな算定方式がございますけれども、その通常分と、それから新潟福島豪雨の分、あるいは豪雪、これらを含めた、いわゆる一般的には通常分として3億8,400万ほどきてございます。そのほかに、東日本大震災分としまして、3,589万1千円きております。そのほかに、震災復興特別交付税ということで、549万1千円ほどきております。したがって、今回の震災関連で交付されておりますのは、4,138万2千円ほどとなっております。

ただ、この中に、その原発事故に対する賠償金というよりは、その影響緩和、風評被害の払拭、あるいは生活支援、こういったところにその交付税、特別交付税が交付されたということでございます。先ほど13番議員にもお答えしましたが、その賠償につきましては、一部農林産物について、あるいは下水道等についてやっておりますけれども、町が被った人件費、あるいは水質検査等、そういったものの賠償については、今後請求してまいるといってご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 款交通安全対策特別交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款分担金及び負担金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款使用料及び手数料。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款国庫支出金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款県支出金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 15 款財産収入。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 16 款寄附金。

10 番、清野佐一君。

○清野佐一 私から、いつも質問をしているところでございますが、ふるさと応援寄付金ですね。これが22年度の決算額が229万のところ、23年度においては968万と大きな伸びで、件数としては22件ほどあったということでございますが、これらについての何か意図的に努力をされた部分があるのか、またそれらの内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、ふるさと応援寄付金についてご説明を申し上げたいと思っております。

先ほど議員からおたदाしありました件数でございますが、今朝の説明の中で22件というふうに申したかと思っておりますけれども、これ正確には23件ということでご訂正をいただきたいと思っております。

今回、平成22年度が229万に対しまして、739万ほど23年度は増額となったということでございます。この要因でございますが、議員もご承知のように、昨年度、東日本大震災、あるいは原発事故、これの対応のために16件、440万ほど寄付をいただいたところで

ございます。それから7月の新潟福島豪雨、これに対しまして2件、500万3千円ほどいただいたところでございます。あとは通常の、いわゆるふるさと納税の趣旨でもって5件ほど、26万4千円をいただいたわけでございますけれども、今、ご説明申し上げましたように、昨年度、そういった大災害が続いて発生したということがございまして、このために、町のために使っていただきたいということで、各般からその寄付をいただいたところでございます。

○議長 17 款繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18 款繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 19 款諸収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 20 款町債。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 暫時休議します。(15時29分)

○議長 再開します。(15時50分)

続いて歳出に移ります。

1 款議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款総務費。

8 番、青木照夫君。

○青木照夫 2の1の10、国際芸術村事業委託料350万となっております。従来ですと芸術家がおられて、約2分の1以下の決算であります。現在はどのような運営をされていらっしゃるのか、その内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、国際芸術村についてのご質問にお答えしたいと思います。

国際芸術村事業につきましては、議員ご承知のように、中学校の統合に伴いまして廃校となりました旧新郷中学校を活用しまして、文化の香り高い、芸術の里にしようというようなこと。また国際交流などを通して、いわゆる地域の活性化を図ろうというような、そういったことで平成16年9月に開村したところでございます。

現在は、NPO国際芸術村という団体に委託しながら、いわゆる芸術家の招致活動、さらに芸術をとおした地域との交流、さらにイベントをとおした地域の活性化、そういった内容の事業を行っているところでございます。昨年度につきましては、海外から来た芸術家はおられません。国内の芸術家のかたが短期間に滞在して、芸術活動を行ったというような状況でございます。それから、芸術を活用したイベントとしまして、公募展、いわゆる国内の絵画をやっておられるかたがたの作品を展示しまして、そういった公募展を開催する。それから、地域のかたがたとの交流とおして、新郷地区の活性化に結び付けようというような、そういった事業を行っております。そういった事業を行う費用として350万の委託料を昨年度支払ったというようなところでございます。

以上です。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 1の6の企画費です。この中のイメージキャラクターPR事業58万3千円がありますが、町のいろいろなイベント、あるいは町内外と申しますか、に行つてPRされていると思いますが、それらのPRの実績、あるいは各市町村と申しますか、全国的にもゆるキャラというようなことで、キャラクターのコンテストと申しますか、そういうことも行われているようでございますが、それらにおける実績と申しますか、もお聞きしたいと思ひます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 イメージキャラクターのご質問にお答えします。

こゆりちゃんにつきましては、昨年、羽生市で開かれましたゆるキャラサミットと、そういうイベントに参加してきました。あとさらには、県内ですとFCTで行われているゆるキャラ関係のイベント。それから、柳ヶ瀬ですか、そういうところにも参加しまして、ゆるキャラ関係の大きなイベントに参加して、PR活動を行つてきたということでございます。ゆるキャラ、昨年、羽生市では投票が行われたところではありますが、ちょっと何位だったか成績はわかりませんが、かなり上位に入賞することができました。

以上でございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 インターネット事業費のサーバー管理手数料ですけれども、635万1千円、これはサーバー会社と契約でしょうが、例えば毎年同額なのか、それとも管理会社の入札によって下げる努力はしているのかお聞きします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 インターネットに関するご質問にお答えします。

昨年、インターネットの通信事業者につきましては、今までのNTTコミュニケーションズから、ソフトバンクに見積りをいただいて、経費が安価だということで、業者の変更をいたしました。それによりまして、今、サーバー管理手数料であります、インターネット通信料につきましては、今まで1,200万ほどかかっていたのが、昨年度の支出は420万ほどで済んだということでございます。サーバー管理手数料にしましては、今までとほとんど変わらない金額だということでございまして、毎年、これから何年か、現在の契約を継続するような形になるかと思ひます。こういった管理手数料を毎年支払いしながら、インターネット事業を運営していくということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今の説明だと、何年か、何年と言わないのはなぜでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 大変失礼しました。5年間、5年になりましたら再度業者の見積りを徴して、契約の変更も考えていきたいということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。今後も答弁は数字ではっきりおっしゃってください。お願いいたします。

- 議長 9番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 2の1の10なのですが、スポーツトラクター購入事業費とあります。当然、予算のほうで審議されたと思うんですが、ちょっと私も聞き漏らしたというか、ということ、どういうものか教えていただければと思います。
- 議長 商工観光課長、大竹享君。
- 商工観光課長 スポーツトラクターについてのご質問でございますけれども、これはさゆり公園の管理する機器というようなことで、いわゆる芝刈り機器です。これまで平成9年に購入したスポーツトラクターがあったわけですが、かなり老朽化しまして、今回、新たに購入したということでございます。芝刈りのほか、グラウンドの整地とか、転圧とか、そういったこともできるような、そういった付属品等も今回購入したところでございます。
- 以上です。
- 議長 11番、五十嵐忠比古君。
- 五十嵐忠比古 2の1の12でお伺いいたします。生活バス、デマンドバス運行事業であります。これ4月1日から約5カ月あまりが経過しておりますが、その中で、今までの実績と延べ人数など、あと町民の皆さん。
- 議長 去年の決算だから、デマンドは今年からだから。
- 議長 5番、猪俣常三君。
- 猪俣常三 監査関係につきましての基金、財政基金の年度末、9億7,000万くらいになる見通しが示されている状況でありまして、大変これは非常にいいことだと思います。本当にこれはご努力されていることだと、こんなふうに思います。その中の2款1項5目のところの財産管理費の中の財政調整基金の積立金が、この状態で5億円示されているところであります。ただ、4億の差はございますけれども、私もちょっと内容がいまいちつかめないとところがございますので、非常に職員の皆さんのご努力には敬意を表するわけですが、この点の4億の差が、運営上このような形に年末はなるというようなお示しされる数字がわかれば教えていただきたいと思っております。
- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 それでは、財政調整基金につきましてご説明申し上げます。
- 今次の平成23年度の末現在高でございますけれども、9億7,224万8千円となっております。前年度の22年度末が8億5,077万円ということでございます。その差1億2,000万ほどですか、ございますけれども、今回2-1-5の財産管理費で財政調整基金の積立金が5億400万ほどございます。この積立の主な内容でございますけれども、平成22年度の決算剰余金の2分の1を財政町政基金に積み込みするということで、地方財政法の第7条に規定されてございますので、その2分の1以上を積み込みしたということと、それから、普通交付税の確定、あるいは年度末にまいりまして、税の伸び、さらには特別会計への繰り出しの減といったところがございました。最終的には、特別交付税が確定によって、また積み増しいたしまして、最終的には5億の積立ということでございます。
- 一方、取り崩しのほうもございまして、昨年23年度の当初予算で2億ほど取り崩してございます。この内容は、一つは生活環境支援づくり事業の6,000万円の補助金に活用する

と、それから統合小学校の新築基本設計、あるいは現在、4月から統合、新しい西会津小学校ができましたけれども、その旧野沢小学校の建物の一部改修がございましたので、それらにも充当してございます。そのほか、年度中途におきまして、7月に豪雨災害がございましたので、その災害復旧事業に約7,000万円、さらに1月から2月にかけての豪雪で6,000万円。こういったところが取り崩しの主な内容でございますけれども、22年度の末が8億5,000万。そこに取り崩しが3億8,200万、積立が5億400万ということで、最終的には9億7,200万ほどになったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 時間を延長します。

1番、三留正義君。

○三留正義 2款2項1目税務総務費でお聞きしたいんですけども、主なる施策の執行実績調書のほうでお話したいと思うんですが、路線価評価、相続税路線価評価を業務委託したと書いてあるようなんですが、固定資産税の評価替えのための業務委託なのかなと思うんですが、全体的に評価は、前回の評価替えのときと高くなっているのか低くなっているのか、もしデータがあれば教えていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

路線価評価業務委託、これにつきましては、本年度24年度が評価替えの年でございまして、その前年度にやる作業でございます。業務の内容としましては、道路沿いの路線価の価格の見直しですとか、あとはそのほか、その内容については交通の条件、環境条件、いろんな条件を判断して、価格を見直すと、それによって24年度の土地の評価替えの基礎とするということでございます。その結果、24年度、今年度の土地、固定資産税の土地につきましては、総体で価格が下落してございます。

以上です。

○議長 3款民生費。

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 9ページのところの地域支え合える体制づくり事業補助金というのがありますね、これ一つ。それからそのずっと下の10ページも地域支え合う体制づくりの事業と、こうあるんですが、これはどんなふうになっているのかな、説明してください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 地域支え合い体制づくり事業補助金についてご説明申し上げます。

この内容でございますが、災害時要支援者マップを作成するためのハードとソフトの補助金でございます。なお、二つありますのは、もう一つは別事業でございますので、企画情報課のほうからお答えさせていただきます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 地域支え合い体制づくり事業、109万3千円につきましては、旧奥川保育所の多目的トイレを設置する事業に申請をしまして、まったく同じ名称の事業であります。別事業だということで2項目にわたって記入されているということでございます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 別のものですね。高齢者配食サービス事業ってありますよね、これ当時、で

きたときは120名くらい応募があったんですが、今は何人くらい、何件くらいでしょうか。

○議長 前の質問はいいですね。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 高齢者配食サービス事業についてのご質問でございますが、これは週1回、夕食ということで管理栄養士が栄養バランスのとれた食事として、高齢者のかたがたに提供するものでございますが、年間を通してばらつきはございますが、平均的には40食から50食の間ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 これはあんまり評判がよくないんですよ。残念ながら。やっぱり対策を考えなければ、やっぱり栄養士さんがちゃんとやってくれますのでね。なるべく一人暮らしの人たちが全員こう食べるような、何か工夫をしていただきたいなとこう思っております。そういう対策を考えていますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 高齢者配食サービスへの質問でございますが、高齢者のかたがたにより喜んでいただくようにということで、配食サービスについては、一人暮らし高齢者の安否確認も含んでのことでございます。また、栄養バランスのとれた食事を提供し、食していただくということでございますが、配食の際に、メニューの希望のアンケートのようなものも一緒にお送りいたしまして、食べたいものはどういうものですかというようなアンケートも併せて実施しておりますので、それらも考慮しながら管理栄養士がメニューを考え、バランスのとれた食事を提供しているところでございます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この事業はボランティアの人たちをお願いしているわけです。食事の中身であれば、もう少し改善の工夫はありますけれども、そうくくっちゃって、あまり評判がよくないなんていうと、非常にこれ町としても、これからそういうことに対して対応するといったって、なかなか厳しくなってしまうしますので、それは取り消していただきたいなというふうに私は思うんです。ですから、これはボランティアの人たちが、これ町から言われるまでもなく、一人ひとりがやっぱり、今課長が言ったように、一人暮らしのかたがたの安否も含めてまわっておりますので、そういったことをひとつ考えていただきたいなというふうに思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 私もそんなふうな悪いような気持ちで言ったわけではないんですが、やっぱり取っている人のところにいくと、先生やめるかな、これやめるかなと、こうなるのよね。やめないで、ちゃんと食べてくださいよとこう言うくらいな、料理の中身を工夫してほしいなと私は思います。

○議長 暫時休議します。(16時14分)

○議長 再開します。(16時15分)

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 3の1の1なんですが、社会福祉総務費の中の国保特会事業、事業勘定繰出金の中の、保険基盤安定負担金分として3,752万4千円、出ているわけなんですが、これ

は保険基盤が安定していないという意味合いなんですか。そのための繰出金なんですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 国民健康保険特別会計事業繰出金の中の、保険基盤安定負担金分という内容でございますが、保険基盤安定負担金の内容につきましては、国保税の場合、所得に応じて軽減措置がございます。7割、5割、2割の軽減措置が国保税にあるわけでございますが、その軽減措置分について、国、県が4分の3、町が4分の1を負担し、事業勘定のほうに繰り出しをして、保険税の軽減分によって税負担の不公平感が生じないような形で繰り出しをするものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 4款衛生費。

8番、青木照夫君。

○青木照夫 4の1の4の中で2点ほど、一番下から3番目、まず自殺対策緊急強化基金事業57万、あと一番下の、にこにこ相談事業、この内容について、まずご説明いただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。

自殺対策緊急強化基金事業ということで、これは県の補助金を受けて事業を実施するものでございます。近年、自殺者が年間3万人を超えるという状況がございます。福島県においても相当数のかたがお亡くなりになられている状況でございます。それを受けまして、県でも自殺対策緊急強化事業ということで事業を実施するものでございまして、内容につきましては、心に病をお持ちのかたに対するケアということで、講演会を実施いたしましたり、また、自殺予防のためのさまざまなパンフレット等の購入、配布等に充てるものでございます。

にこにこ相談事業でございますが、これにつきましては、歳入の中の住民生活に光を注ぐ交付金ということで、国から補助金をいただいてする事業でございまして、昨年度から旧群岡中学校の音楽室の中に、にこにこ相談所ということで改造いたしまして、設置、相談事業にあたっているわけですが、精神障がいをお持ちのかたで、軽いかたでございしますが、精神障がいのお持ちのかたは、どうしても病院と家庭の、行ったり来たりが多いということで、病院から退院されて、家庭において、できるだけ社会性を身に付けるような形で、精神障がいをお持ちのかたのデイサービスという形で、にこにこ相談所に来ていただいて、にこにこ相談所では、相談員のかたが2名おられます。その中で、ほかのメンバーさんと一緒にいろいろな活動をされたり、お話をしたり、最初はバイタルチェック、血圧とか体温とかからやるわけですが、1日充実した生活を過ごしていただいて、より社会性を身に付けていただいて、毎日の生活に潤いと張りを持っていただくような形で事業でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 自分の考えが適当かわかりませんが、はじめ見たとき、私はこの項目が、精神的なことが多いと、今言われたように年間3万人の自殺者が出ていると、私はこれ、先ほど57万と言いましたが、50万と7千円の事業、これは大事だと思ひます。この相談、

精神障がい者のかたというか、大変失礼ですけれども、そういうかたの思い過ぎが、最終的には悪い判断で選ぶのかなということではありますが、これは窓口とか、時間的なこととか、場所は特別設けられているわけですか。例えば、夜中とか、時間なしに電話がきたり、相談したりというような対応とか何かというのはございますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 にこにこ相談事業に関する窓口、それから時間帯でございますが、にこにこ相談所の開設時間は、午前9時から午後3時ということでございます。その時間帯に電話等での、ご家族かたからの相談、または障がいをお持ちのかたがデイサービスとしておいでいただいて、9時から3時まで過ごしていただくというような内容でございます。その時間帯の相談ではございますが、それ以外、ご家族のかたからの相談につきましては、健康支援係のほうで保健師が時間帯に相談に応じているところでございます。

○議長 自殺防止の話をしているんです。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 大変失礼いたしました。自殺対策に関する相談窓口ということでございますが、これにつきましては、健康支援係のほうで保健師が、その対応にあたっているとございまして、これにつきましては、講演会もしているということでお話をさせていただきましたが、各事業所等へも、現在働き盛りのかたがたへの対応もしていただくような要請もしておりますし、また、窓口としましては、通常8時半から5時15分まで、電話をいただければ、その相談にのる。また、緊急の場合には、保健師が実際に赴いて相談に応じるというような対応を取らせていただいております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 時間帯は相談に応じて対応されるということの答弁になりますが、たまたま、私もにこにこ相談というメンバーさんとふれあうことがありまして、昔は一流の大学、一流の企業、立派な社会生活をしておられたかたが、ある日というかたもいらっしゃいます。私は町が主導で、これだけの相談事業というのを取り組まれたのは、私は大変先進的な事業だと思います。これから、この二つの事業に対しては、連携があるようだと思いますので、ぜひそういうメンバーさん、あるいはそのかたがたの相談にのっていただきたいと思っております。また、進んだ考えとしては、そのかたがたが毎日これらの中で、体を動かしたり、また少しの働けるような、のような将来性のあるような、喜びのあるような、にこにこ相談所の発展につながればと思います。その点、少しお伺いします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 にこにこ相談所についてのご質問でございますが、先ほど来お話を申し上げておりますように、精神に障がいを持ったかたのための相談施設ということでございます。また、そのかたがたが自立できるような形でということで、先ほど議員もおっしゃられた内容でございますが、にこにこ相談所には、トライアングルの会というボランティアのかたも参画していただいております。ご支援をいただきながら、にこにこ相談所を運営しているわけでございますが、ボランティアのかたがたとともに、できれば自立できるような方向でということで、廃油を使った石鹸をつくったりですとか、さまざまな試みをしているところでございます。その中で、自立できるような対応策というのを見出してい

けるような形で、ボランティアの皆さん、にこにこ相談所の相談員の皆さんと含めて、メンバーさんとともに頑張っているところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 答弁漏れがございました。自殺対策の関係での夜間対応というようなことで、先ほどご質問いただきましたが、夜間対応については、現在のところしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5款労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款農林水産業費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款商工費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款土木費。

3番、渡部憲君。

○渡部憲 この8款の1項2目、この除雪費の1億8,000万、これは将来、野沢町の融雪とか除雪に関して、将来どういうビジョンをお持ちですか。こういう質問はだめですか。

除雪費が1億8,000万かかっているんですけれども、ああいうふうに、駅前通りみたいなことは考えていませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪費のご質問にお答えしたいと思います。

現在、野沢の本町から原町については、議員ご承知のとおり流雪溝は整備されております。駅前通りのように、そこに消雪パイプというなお話だと思いますが、あそこは国道49号線の時代に、消雪パイプが敷設してあったという事実はございます。それで、水量が不足して、あそこは消雪パイプが取りやめになったという経過がございます。

今後におきましても、水量の確保等ができるのかも検討して、それについて消雪パイプが可能なのかも、今後考えていきたいと、そのように考えております。

○議長 9款消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款教育費。

10番、清野佐一君。

○清野佐一 1項2目の事務局費の中で、学力向上推進事業というのがあります。これは具体的にはどのようなことをされてきましたか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それではお答えいたします。

学力向上推進事業ということでございまして、この事業は、児童生徒一人ひとりに、確かな学力を身に付けさせること。また、一人ひとりの個性を十分に引出し伸ばすこと。また、希望する進路が実現されるように行っている事業でございます。その事業の内容といたしましては、これに携わる先生がたの会議の開催。また、一番大きなものは、いわゆる

児童生徒のテスト代、これが一番大きなものでございまして、NRT学力テストと申しますが、その学力テストをやることにより、その生徒一人ひとりがどの程度、教科によって、よく陥没点といわれるんですが、どうしても学力的にいかない点、ございますので、それは一人ひとりの生徒の学力を見極めるために行って、全体的な底上げをするというような事業でございます。

○議長 11 款災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○議長 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私は、23 年度の決算は認定できないということで、これから意見を申し述べさせていただきます。

質疑で明らかになったように、決して私もすべて悪いとは言っておりません。住宅の改良、本当に町民に大歓迎でありました。また、新たな支援員、あるいはナンバー、中小企業の育成、こういうのも着々と育てております。もう一工夫すれば、さらに効果が上がる。そして、23 年度は、なんとといっても財政の指数がすべて好転をしたと、収入未済も減った、不納欠損も前年より低くなったと、これは大いに評価をしているわけではありますが、しかし、次の 3 点で私は認定することができないわけであります。皆さんがたの賛成をお願い申し上げます。

一つは、危機管理に対してであります。放射能汚染対策、皆さんの満足のいくような対策を取っていただきましたか。先ほど言ったように、後手後手、ダストセンターの件、野沢小学校、保育所の汚泥、これを見ても、町のこの対応は危機意識に欠けている。それじゃあ 24 年度に入って直ったかといえば、直っているといえないわけであります。それは今議会で、議会の申し入れによって、ある自治区の汚泥についての説明がありました。私たちが求めてからであります。放射能関係に関しては、町民の皆さまがたが非常な関心を持っておられるわけであります。そういう事実を、議会と町民と共有しなければなりません。そういう共有する意識があるといえないわけであります。町民目線で執行していると言っておられますが、こういう放射能汚染に関しては、新しいことが起きたらわれわれに報告して、われわれも町民の皆さんの相談にのることができないわけありますから。こういう点では、まだまだ危機意識に欠けておるからであります。

また、豪雨災害についても取り上げました。本部長の役割であります。町長と見解の相違があるかもしれませんが、本部長の責任は、そこにおいて適格な判断をして、やることあります。今年に入って、これもなおったか、今年、尾登で実施された防災訓練でありま

す。町長が統監になって、真剣な訓練をしておったのに、統監がけがをしたと、想定もないようなことで包帯を巻いてもらう、そういうことをこれからもしていいとなるならば、認定に賛成してください。私は改めていただきたい。そのためにも認定するわけにはいかないであります。

二つ目は、税の事務であります。職員がやることをやっていたら、職員の仕事の体制が機能をしていれば、あのような痛ましい事故は起きませんでした。これも大いに反省をしてもらわなければなりません。

三つ目は、高度化の第2期工事であります。質疑で申し上げましたから言いませんが、例えば家を建築したというふうに例えてみたいと思います。発注者が町であります。工事をしたのはパナソニックであります。設計管理はイーエスエス。完成をしました。見たなら4寸の柱が3寸であった。1寸の板を張り付けたから機能は十分だと、そういうような建売住宅を売ることができますか、皆さんは買いますか。これも、それでいいとするならば認定に賛成してください。私はやっぱりだめです。こういう仕事をするということは認めることできません。

そして、このパナソニック、何一つ反省していない。こういう不祥事、それから1芯と2芯の線の取り付け、なぜその業者に随意契約で結ばなければならないのか。この前、私にある人が電話をよこされまして、町が答弁した工期内に終わるわけないよ。そういうお話でしたよ。そういうようなパナソニックと町がどういう関係にあるのかわかりませんが、この第2期工事に関しては、よしというわけにはいかないのであります。

以上、申し上げましたが、認定してもしなくても、23年度の町の実績には変わりはありません。変更もできません。じゃあなぜこういうふうにして私が言うのかというと、これは先ほど言いましたように、町にいい仕事をしてもらいたいからであります。やはり議会が悪いのは悪い、はっきり意思を示すこと、先ほど清野興一さんのことも例えに出しましたが、やっぱりいい仕事をしていくためには、大鉦を振るわなければならない。今回の認定はそういうことあります。私も先ほどお願いしましたが、町長も、最後は町長の責任だとおっしゃっていただきましたので、私に聞こえてくる話は、いいことは町長で、悪いのは職員だと、そういうことはない。はっきりしたわけですから、職員の皆さんもこれを機会にさらにいい仕事をしていただくようお願いを申し上げます。どうか皆さん、私の反対討論に賛成をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 4番、伊藤一男です。私は議案第7号、平成23年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

町では、平成23年度は総合計画、実施計画に基づいて事業の推進を図ってきたところあります。昨年は3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、原発事故、7月下旬の豪雨災害、災害の多い年でありました。そんな中、例年の事業に加え、子育てに関する各種事業、町民福祉向上に関する各種事業の実施、そして生活環境づくり支援事業においては、当初予算が6,000万円で、町民の安心安全な住まいづくりと、地域経済の活性化を促すた

めに、町民の皆さんが住宅の改修を町内業者により実施した場合、その費用の一部を補助する事業であります。補助の上限は15万円で、補助金の半分は町内の商店で使える商品券を交付するなど、商工業者の育成などを含め、地域経済の活性化につながる事業であったと思います。のちに、町民の強い要望により8月18日の臨時議会において、1,085万2千円の増額補正をし、まさに町民の目線に立ち、町民の声を反映させた事業実施だったと思います。

平成23年度決算における財政調整積立金の額は、このような状況の中、9億7,224万8千円であり、評価されるべきものであると思います。また、23年度一般会計の執行実績調書を見ても問題はありませなし、町監査委員の例月監査報告においても、決算審査の結果においても、決算についても、決算計数についても、誤りのないものと認める旨の結果報告がなされております。

以上の理由から、私は、議案第7号、平成23年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものであります。どうか議員の皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

10番、清野佐一君。

○清野佐一 清野佐一でございます。私は、ただいまの議案第7号、平成23年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で申し上げたいと思います。

先ほど長谷沼議員からもありましたように、平成23年度の町の各種事業等々については評価するものが大であります。しかしながら、今までの平成23年度、町政執行の中で、町長の政治姿勢に対して異議を申し上げ、反対をするものでございます。町長は就任以来、「みんなの声が響くまち にしあいづ」をスローガンに町政を進めてきました。町民の目線に立って、あるいはこの町に住んでよかったと思えるまちづくりとか、とって町政を進めてまいりました。また、この11月には、健康がいちばん2012イン西会津の町民参加型のイベントも予定されています。

このように一生懸命に取り組んでいる姿は評価されるものですが、ただ残念なことは、ときとして事実と異なる発言があることです。このたび、議長自らが一般質問に登壇したのはなぜでしょうか。やはり事実、真実を確認したかったからではないでしょうか。私も昨年の9月の定例会において申し上げたことがございます。それは、3月11日に発生した大震災により、消防団の春の検閲が中止となりました。これは震災直後の3月25日に喜多方支部において会議があり、喜多方市と北塩原村では消防検閲を中止するとの話でありました。本町でも、3月28日に3本部定例会を行い、中止を決定いたしました。この結論にいたる前に、団長が町長にうかがいを立て、意向を聞いております。そして町長より、消防団の判断に任せるとの話をいただき、中止を決定しております。その後、6月3日、幹部会の席上、町長から、検閲中止の判断が甘いという印象を受ける発言がありました。そして6月定例会において、同じような発言をされております。これは当時副議長の武藤、現在の議長に対しての答弁の内容です。その一部を申し上げます。

これまで、消防団の幹部会が2回ほどございました。今年は春の消防検閲が被災のため中止となったわけでありまして。私は消防団の幹部会の中で、実はこういうことを申しま

した。今回、自粛ということについては、それはあるイベントやお祭りごとだったならば、その自粛というのはいいんだけども、こと消防に関するこの災害時にあっては、自粛よりもむしろ消防団員一堂に会して、改めて西会津町の全体的な安心安全、地震に対するこうした未曾有の対応の場合にどうすべきかということ、やはりこの機会だからこそやるべきではなかったかという話を実はいたしました。こう述べられております。

これは、町長が消防団に判断を任せておきながら、その結果に対して、6月時点になりまして、いろいろ自粛ムードがやわらぎまして、その後このような発言をされております。したがって、このようなことでは、相互の信頼関係は生まれません。信頼なくして協働のまちづくりはできません。私は政治は人なり、人は心なりと思っています。心のかよった政治を期待するものですが、平成23年度の町政への取り組み姿勢に対し、すべてをよしてとして認めるわけにはいたらず、不認定としたいと思いますので、皆さまのご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第7号、平成23年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第7号、平成23年度西会津町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時54分)

平成24年第7回西会津町議会定例会会議録

平成24年9月14日(金)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第7回議会定例会議事日程（第8号）

平成24年9月14日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第8号 平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第9号 平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第10号 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第11号 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第12号 平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第13号 平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第14号 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第15号 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第16号 平成23年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第17号 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第18号 平成23年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第12 議案第19号 平成23年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第20号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第4次）
- 日程第14 議案第21号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第15 議案第22号 平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第16 議案第23号 西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第24号 町道上野尻村中線消雪施設設置（さく井）工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第28号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第29号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第30号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第31号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第25 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第26 議員派遣について
- 日程第27 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第28 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第29 議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

○議長 平成24年第7回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第8号、平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なかなか厳しい状況で、あそこへ工場等の見込みはなかなか難しいというのが実態だと思います。今後も景気が好転して、西会津へ工場が進出してくるというの、なかなか難しいのではないかなと、そうなれば、工業団地としての活用も、それは探らなくてはならないでしょうが、それ以外の活用方法も、ひとつは考えていかなければならないのではないかと。例えば、あそこに工場を誘致して、従業員をどうするとなったときに、今の町の工場経営者のお話によると、町内から採用していきただけでも、喜多方、坂下から来て、勤めだ。そうすると通勤手当、余計な分、経営者として負担しなければならないと、そういうような雇用状況といいますか、そういうのもあるのも事実であります。いつかは、あそこを研究所ですか、そういうふうな活用もあるのではないかなという議論もあったわけです。そういう可能性、あるいは西会津の地場産業に結びついた活用方法等、幅広く検討して、工業団地だけではない活用の方法ももう考えるときにきているのではないかと、それが一つ。

もう一つは、この前お話したかもしれませんが、あその一角を農協さんに買っていたで、今、葬祭場になっているわけですが、年に何回か駐車場が狭くて、あその道路にかなりの車が駐車している。やはりそれは解消を図ってもらわないと困るわけですから、あの続きを農協さんにお話申し上げて、買っていただくというのも一つの方法ではないかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、1点目の工場を誘致する、そういった形の活用以外というか、そういったことも検討してはどうかというようなお話でありますけれども、やはり工業団地につきましては、その造成にあたっては、工場を誘致しようと、工場を立地しようというようなことで造成費に相当な費用を投入して、団地として整備したというような経緯があるわけでございます。ですから、基本的には、やはり工場を誘致して、そこに工場を立地して、町の経済の活性化、さらには雇用状況の増加に、そういったものに努めようというようなことで、町としても現在まで取り組んできたわけでございます。

今後も、そういった視点は大事にして取り組んでいきたいなというふうに思っております。ただし、おただしのありましたように、工場以外の活用方法というようなことで、平成17年には、JAの葬祭場を誘致したというような、そういった実績もございますので、そういった工場の立地以外の方策というの、今後検討していきたいというふうに考えております。

なお、JAの駐車場につきましては、JAのほうのお考えもありますので、そういった面、JA等にも今後お話等も進めてみたいというふうに考えております。

以上であります。

J Aの駐車場、第2点目ですけれども、これは当然J Aのほうのお考えもあることですので、当然J Aのほうと十分お話をしながら進めていきたいなということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第8号、平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第2、議案第9号、平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第9号、平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第10号、平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　二つの区画をやり直して、3区画にして分譲するということがあったわけですが、それはきちっと実施したと思いますが、いかがでしょうかということ。23年度で1区画売れたと、今年も1区画売れたということでもありますから、その二つの区画を三つにしたところが売れたのかどうか。3区画にした反響といますか、効果といますか、それをおつかみであればお聞かせをいただきたいと思えます。

それと、今までの議論で、売り出しの価格を割り引いてもいいのではないのかなという

ような議論もありましたが、町としての考えは、やはり今までの購入者の関係があるので、土地の価格はできませんが、そのほかの関係でサービスすることによって、入居者を増やしたいというようなことも答弁されておるわけであります。そこで、今の震災によって、西会津で今、お暮しのかたが、この前 4 世帯とおっしゃいましたかな、おられますので、その皆さまがたが西会津へ定住したいとするならば、やはり価格ではサービスできないでしょうが、それ以外のサービスをして、さゆりの住宅団地に入っただけであれば、こんないいことはていわけですから、そういう点で、今避難をしておられる家族のかたがたとも何らかの接点を見つけて、町から行って、希望等をお伺いして、それらの希望にできるだけ沿った形で西会津に定住していただくと、さそりの住宅団地を購入していただくということも必要ではないかなと思います。いかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、お答えいたします。

まず 1 点目の区画の変更ですけれども、3 区画から 4 区画への変更ということでございます。これにつきましては、平成 23 年度、昨年度に実施しております。ここに昨年度、購入されたかたが入ったかということですが、ここではなくて、別な箇所に入居されたというようなことございます。また、今年度についても、別な区画というようなことございます。ただ、当然 3 区画から 4 区画にしたというようなことで、分譲価格が低減化したというようなことございますので、購入者のかたにとっては、お求めやすい価格になったのかなというふうに考えております。

それから、避難者のかたへの住宅団地への入居について、いろいろとサービス面、あと便宜等を図ったかどうかというお話でありますけれども、実際、避難者のかたともちょっとお話もしておりませんので、どういうお考えかというのわかりませんので、今後そういったことで、避難者のかたともいろいろお話し合いしながら、どういった面で、そういった定住していただけるのか、そういった面をお話し合いしながら、相談していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号、平成 23 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 23 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 4、議案第 11 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の

認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 5、議案第 12 号、平成 23 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 この農業集落排水処理事業についてお伺いいたします。また、これは 6 地区ありますけれども、その加入率について、促進、担当課は加入率のちょっと低いところもありますが、それについては、担当課としては、その促進についてどのような対策をしたかお伺いします。

また、一人暮らしや後継者もないところがあると、そういう事情もあると思いますが、その辺は考慮してあれなんですけれども、担当課としてはどのような促進について努力をしたかお伺いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 農集排の加入のご質問にお答えいたします。

農集排につきましては、6 地区ございまして、ほぼ 80%以上の加入率でございます。その中で加入が低いのは、野尻地区の 59.7%になっております。野尻地区につきましては、まだ施設ができまして年数が経っていないというようなことで、加入が思うように進んでいないというようなことで、加入促進につきましては、チラシ等を配布いたしまして、加入の促進に努めてまいったところでありますので、ご理解願います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 些細なことでお尋ねするわけですが、白坂地区でマイナス 1 ということがあります。水道ですとバルブを止めて水をやらないようにすればいいのかなと思いますが、こういう場合は、そういう点でどういう処置をなされておられるのか、また、どういう原因でこのかたはおやめになったのかということをお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 白坂地区の農集排についてのご質問にお答えいたします。

原因につきましては、一人暮らしのかたがお亡くなりになり、1 戸減ということでござ

います。下水道につきましては、バルブとか、そういうものがございませんので、そのまま放置するというような恰好で今ある状態でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると、またそこに新たな世帯が入って暮らしをするという場合には、即下水道は使われるという状態であるというふうに理解をしいいわけですね。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 管はつながっておりますので、すぐ使えるようにはなっております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第13号、平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 個別排水の汚泥と申しますか、その処理の単価が1万円、1立米1万円という説明があったわけです。それで農業集落排水の人は6,000円を欠けると、この差はなぜ出ているのかなということでお尋ねをいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 個別排水処理事業との農集排の処理の単価についてのご質問にお答えいたします。

個別排水処理事業というのは、1戸1戸のお宅に浄化槽がございまして、それを汲んで、それを塩川の処理場に持っていくわけなんです。小型車で運んで、何軒かやって、それから今度運ぶということで、農集排は大きなもので、10トンのローリー車で汲み上げて、一気に持っていくというようなことで、その単価が、その1万円と5千何がしの単価の差になっているということでございます。なお、民間のかたの浄化槽の単価につきましては、1万4,000円程度ということで聞いておりますので、役場についてはそれより若干安いというようなことでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、平成 23 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 23 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 14 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 15 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 国保税を算定するのに、非常に町としては苦勞しているなど思っております。というのは、歳入で前期高齢者交付金、これがあるわけでありますが、23 年度は 22 年度からみると約 7,000 万も少なくなっている。過去 6,000 万増えたり、4,000 万減ったり増えたり、こういう不安定といいますか、交付金の金額がその年によって 4,000 万も 7,000 万も違うということは、国保税を算定するのに非常に私は苦勞しているんだろうと思います。これが、西会津だけではなくて、それぞれの自治体が同じような状態にあると聞いておりますので、これはこの交付をしている国というわけですか、団体というわけですか、をお話をして、平準にならないのか、そういう運動もしなければならぬのではないかなど。あるいはもう前から、来年は 4,000 万増えますよとか、減りますよと、そういうことがもっともっと早くわかっていたら編成しやすいと思いますが、この前期高齢者交付金についてお伺いをいたします。

それと、23 年度で診療所から若松の県立病院、それから竹田病院ですか、映像を送って、そのシステムということで予算の議決があったと思っておりますが、それは稼働しているの

か、実際どのような利用をされておるかお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の前期高齢者交付金についてでございますが、ご承知のように前期高齢者交付金につきましては、平成20年4月からの医療制度改革に伴いまして、それまでの老人医療制度が後期高齢者医療制度になりましたことから、65歳から74歳までのかたがたが前期高齢者という枠の中に入られまして、前期高齢者、64歳から74歳までのかたがたにつきましては、国保加入者の中では、もっとも病気、医療費のかかる年齢でございますので、各市町村の国保、それからさまざまな健康保険組合、それらの平準化を図るために、前期高齢者の比率に応じて概算交付をされまして、翌々年度に前期高齢者にかかる医療費の精算によりまして翌々年、過誤、または不足の精算が行われるという制度上の交付金でございます。

前期高齢者の交付金につきましては、平成23年度6,900万円ほど前年比下回ってございました。これは23年度ですので、21年度概算交付の分の過誤調整が行われたために減額となったものでございます。前期高齢者交付金、先ほど申し上げましたが、翌々年度の精算をするということで、平成20年度から医療制度改革がはじまりまして、23年度で翌々年度の精算をするということで、おおむね一巡したわけでございますので、今後につきましては、これまでの過誤調整の高低があったものについても、国のほうではご理解いただいているのかなど、ひとまわりしたあとのことでございますので、今後はそう大きな誤差がでないのではないかと考えておりますし、また他の市町村でも、昨年はやはり前期高齢者交付金、昨年、一昨年ですか、前期高齢者交付金の減額調整によって大変苦労されたということも聞いております。それらも含めて、機会がありましたら国のほうに要望をしまいたいと考えております。

また、昨年度、診療所のほうに地域医療連携ネットワークシステム導入事業ということで、国の10分の10の補助をいただきまして医用画像システムを導入いたしました。診療所内におきましては、レントゲンですとか、CT、さらには血液の分析結果は診療所内ではペーパーレスでお医者さんの前のパソコンにつながるようにはなっております。ただ、これが県立病院ですとか、竹田病院につながりますのは、来年度からということに現在のところ見通しでございます。その理由でございますが、それぞれの各診療所、県立病院、竹田病院、それぞれのシステム、サーバーを購入いたしまして、医用画像を送受信することができるわけですが、いろんな各市町村、いろんな関係病院につながりますので、不正侵入の可能性を防ぐために、各医療機関のサーバーに不正侵入防止のための、通常ファイアーウォールみたいなものですが、そういうものを構築するということで、これも今年度まだ県から内示はきておりませんが、県の10分の10の補助事業によりまして不正侵入防止のためのサーバーを構築し、来年度から画像を竹田病院、県立病院、その他診療所等に送受信して診断をしていただけることとなりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 国保税の不納欠損については、監査委員の報告書を見ればわかるわけでありまして。そこには、低所得24人と書かれておりますが、昨日もお尋ねしましたが、50代

60代でもおられるのか、いないか。

それと、収入未済額も相当ありますので、国保の保険証ですか、保険証についてお伺いしますが、発行できないといたらおかしいですかね、短期とかなんとか、二つありましたね。資格証明、短期だか、いわゆるほとんどのかたがたには即保険証をおわたししているわけですが、そういうふうにはできなかった件数はどの程度の件数があるかお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

不納欠損の中で、50代60代の世帯主の世帯と申しますか、それはございます。件数はちょっと今資料を持ってきませんので、のちほど件数についてはお答えしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 第2点目の国民健康保険証の資格証、また短期証の交付についてでございますが、過年度分がすべて未納のかた、またそれに近いかたにつきましては、その対象となるわけでございますが、資格証につきましては、本町では資格証の交付は現在ございません。短期証でございますが、本年の6月1日現在ということでご理解をいただきたいと思いますが、短期証の交付につきましては、6月1日現在で68世帯、133人のかたがたに短期証を交付してございます。なお、133名のかたの中には、18歳未満の子どもさんについては、原則短期証1カ月でございますが、18歳未満のお子さんについては6カ月の短期証ということでございます。なお、短期証によりまして頻繁に納税相談にきていただくことで、さまざまな家庭の状況ですとか、病気の状況ですとか、いろいろご相談をいただくことによりまして、短期証の発行をしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私、健康がいちばんということで一般質問をしました。そのときに前年度対比で医療費が、1人当たり年々上がっているということを申し上げたわけですが、じゃあ23年度は、わたされた資料で私見つけることができませんでしたので、1人当たりの医療費はどの程度かかっておるのか、それは対前年比いくらのプラスとか、マイナスとか、それをお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 23年度分の医療費の、1人当たりの医療費の単価はどうなっているのかというご質問でございますが、現段階で、まだ23年度の医療費の1人当たりの額は国保の連合会のほうから通知がまいっておりませんので、申し上げることができませんが、年々、22年度におきましても年々増加傾向にございます。それは、どうしても高齢化が進んでいるということと、さらには医療が高度先進医療に移行して、高度な医療が受けられるということで、さまざまな医療の中で、1人当たりの医療費の単価が増加している状況にありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 不納欠損の中の50代60代、先ほどお答えいたしました。昨日、一般会計の中で、生活困窮によって不納欠損した人数60名、そのうち50代60代が41件とい

うことで、全体の68%であります。国保税のみの50代60代の集計は、ちょっとしていなかったものですから、のちほど集計したあとにお答えしたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第15号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成23年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第9、議案第16号、平成23年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　これも不納欠損についてお伺いをするわけではありますが、確かこの介護保険は、不納欠損をしてしまうと介護保険が使えないという制度だと理解をしておりますが、私の理解でいいでしょうか。まずそれを確認しておきます。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　ただいまのご質問にお答えいたします。

不納欠損処理をしたかたについてのご質問でございますが、不納欠損処理をしましたかたにつきましても、介護サービスを受ける際、通常1割の自己負担でございますが、ペナルティがかりまして、1割が2割だったり3割ということになる可能性もございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　歯切れの悪い答弁だなと思えました。その2割になるか3割になるか、そこら辺を、じゃあケースによって2割とか3割の負担ということになるのか。それも問題ですが、その不納欠損処分をするときに、きちっとそこを説明をして、了解をとって不納欠損にしているのかしていないのか。それは本人だけではなくて、その家族といえますか、その人の面倒をみなければならない立場の人にもお話を申し上げて不納欠損にしておるか、そこもお尋ねをいたします。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

不納欠損する際、ペナルティがあるということで申し上げましたが、介護保険料につきましても、3年で消滅時効ということで処理をさせていただくということになってございますが、その際には、2年目、3年目でございますが、督促の通知を差し上げる際に、延滞が継続するようであれば、介護保険サービスを受ける際に自己負担が上がることもあり

ますというようなことは文書でお知らせをしております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 介護保険を利用する度合は、長生きすればするほど利用者が増えるわけです。そのかたが保険料を納められなくて利用できない、あるいは利用する場合の負担が多くなる。それは説明しているというお話ですが、やはり私は民生委員のかたがたあたりとも相談をして、生活保護ですか、そういうもので援助をして、不納欠損者を一人でも少なくする努力というのも町でしなければならぬのではないかなと、それがその人のためにもなるし、最終的には町のためにもなるのではないかなと思っていますので、改めてこの件についてお答えをいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまの不納欠損処理の、できるだけなくすような、解消に向けた町としての取り組みについてのご質問でございますが、当然のことではございますが、介護保険料につきましても65歳以上の第1号被保険者につきましても、介護保険料として納めていただく。また、第2号被保険者、40歳から64歳までのかたにつきましても第2号被保険者という形で保険料を納めていただいているわけでございます。不納欠損につきましても、65歳の第1号被保険者であるわけでございますが、滞納されているかたがたにつきましても、健康福祉課として連絡をするなり、また、訪問して納めていただくような努力はしてございますし、その解消に向けて努力はしているわけでございますが、さらに経済状況のこともございますし、不納欠損される場合には、通常介護保険料は年金からの特別徴収なわけでございますが、年金を受給されていないかた、または年金年額が18万円未満のかたにつきましても、特別徴収、年金からの徴収ができないことになってございます。それらのことも考えますと、介護保険の滞納されているかたについては、生活困窮の状態にあるということがうかがい知ることができるわけですが、議員からもご指摘があったように、生活状況等も含めさまざまな関係機関と協議しながら、今後、滞納処分にあたってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の説明でもわかるわけですが、介護保険料は所得に応じて額が決まるわけでありまして、今、説明を受ければ、年金額が少ない。そうすると、介護保険料はそんなに高くないわけですから、やはり一人でも多く介護保険が適用になるように配慮しながら不納欠損処分にあたっていただくことをまずお願いをしておきます。答弁はいいです。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、平成23年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 10、議案第 17 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この簡易水道会計で、飲料水供給施設の青坂ですが、大震災によつての影響を受けて水が濁ってしまったということがあったわけですが、そのことで、きれいな水を青坂の人に供給するために、23 年度どういふことをなされたか。それと、その経費はどの程度かかっていますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 青坂の飲料水供給施設のご質問にお答えいたします。

青坂につきましては、地震によりまして水源が濁るといふようなことで、各家庭に浄水器を設置いたしまして、その浄水器によりまして、浄水したきれいな水を皆さんに飲んでいただいているといふような状況でございます。それに要した費用につきましては、200 万程度といふようなことでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 11、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、可決及び認定することに決定しました。

日程第 12、議案第 19 号、平成 23 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号、平成 23 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 23 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 13、議案第 20 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 20 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。平成 23 年度決算の確定によります繰越金の増と、普通地方交付税及び臨時財政対策債の額の決定に伴う増減のほか、旧奥川小学校改修のための集落活性化推進事業と地域経済の活性化を目的とした地域雇用再生・創出モデル事業に要する経費を新たに計上、さらに本年 7 月の豪雨による災害復旧事業に要する経費や 10 月から実施されます 18 歳以下の医療費を無料化とする子育て医療費サポート事業などを追加計上するものであります。

これら歳入歳出の調整を行った結果、1 億 9,249 万 3 千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 24 年度西会津町の一般会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,201 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 5,962 万 8 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳

入歳出予算補正による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。8ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。9款地方交付税、1項1目地方交付税1億2,576万円です。これは、本年度の当初予算で見込んでおりました小学校統合に係る学校数と学級数の減少について、急減補正分を留保していたことによる増と、本年度、新たに地域経済・雇用対策費が創設され、当初試算よりも交付額が伸びたことなどによるものであります。なお、平成23年度の交付決定額と比較いたしますと、1,394万円、率にして0.5%の増となったところであります。

次に、11款分担金及び負担金、1項2目災害復旧費分担金30万1千円です。農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金です。

次に、12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料21万円です。ケーブルテレビ使用料です。

次に、13款国庫支出金、2項6目総務費国庫補助金2,500万円です。旧奥川小学校改修に充当いたします集落活性化推進事業補助金の新規計上です。

次に、14款県支出金、1項1目民生費県負担金17万7千円です。東日本大震災被災者に係る災害救助費繰替支弁金です。2項1目総務費県補助金16万5千円です。再生可能エネルギー可能性調査事業です。2目民生費県補助金521万2千円です。18歳以下の医療費無料化に係る子ども医療費助成事業です。3目衛生費県補助金510万4千円です。放射線を測定する線量計の計測検査に係る支援事業と被災者への健康支援体制整備事業などです。4目労働費県補助金683万6千円は緊急雇用創出基金事業で実施いたします地域雇用再生・創出モデル事業です。5目農林水産業費県補助金333万3千円の減です。農地・水保全管理支払交付金の採択事業決定によるものなどです。6目商工費県補助金212万4千円です。放射能簡易分析装置の検査員設置に係る事業です。9目災害復旧費県補助金40万5千円です。農地及び農業用施設災害復旧にかかる補助金です。

次に、17款繰入金、1項2目介護保険特別会計繰入金432万2千円につきましては、前年度事業費の精算に伴うものです。

次に、18款繰越金、1項1目繰越金1億55万1千円です。これは、平成23年度分の繰越金です。当初予算で6,000万円を計上しておりましたので、その差額分を増額するものです。

次に、19款諸収入、5項4目雑入28万円です。ケーブルテレビデジタル加入金と県町村会からの復興応援助成金です。

次に、20款町債、1項2目過疎対策事業債2,460万円と3目学校教育施設等整備事業債

2,060万円ではありますが、小学校新築事業に係る組替などがあります。5目災害復旧事業債250万円ではありますが、農業施設に係る補助災害復旧事業であります。6目臨時財政対策債760万円の減ではありますが、決定によるのであります。

次に、12ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

2款総務費、1項5目財産管理費2億4,509万3千円ではありますが、旧奥川小学校改修に係る設計監理委託料及び工事費等で5,260万円、さらに財政調整基金への積立金1億9,249万3千円の計上であります。この結果、財政調整基金の補正後の積立残高でございますが、10億6,528万5千円となる見込であります。次に、6目企画費61万1千円ではありますが、再生可能エネルギーに係る可能性調査事業委託料などがあります。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費270万9千円ではありますが、結婚祝金の増額と国民健康保険特別会計診療施設勘定への産休代替に係る臨時職員賃金相当額の繰出金であります。2項1目児童福祉総務費227万4千円ではありますが、10月から実施されます18歳以下の医療費を無料化とする子育て医療費サポート事業に要する経費を増額するものであります。3項1目災害救助費17万7千円ではありますが、東日本大震災被災者が入居しております公営住宅に係る修繕料であります。

次に、4款衛生費、1項2目予防費233万5千円ではありますが、急性灰白髄炎、ポリオの予防接種につきまして、本年9月1日より、これまでの飲むタイプのワクチンから、注射によるワクチンに変更し、より副作用が少なく安全性の面で優れている不活性化ワクチンを導入することとなり、今後実施していく上で必要となる増額分の委託料を計上するものであります。4目健康推進費584万6千円ではありますが、原子力災害にかかる放射線の線量計点検手数料と被災者への健康支援を行うための臨時職員賃金などがあります。

次に、5款労働費、1項1目労働諸費683万6千円ではありますが、地域経済の活性化を目的とした緊急雇用創出基金事業で実施をいたします地域雇用再生・創出モデル事業に係る委託料と事業費の組替であります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費312万円ではありますが、産米改善対策事業補助金とふくしまの恵み安全・安心推進事業に係る臨時職員賃金などがあります。5目農地費809万3千円の減ではありますが、農地・水保全管理支払交付金の採択事業決定によるものなどがあります。2項1目林業総務費61万8千円の減ではありますが、有害鳥獣駆除事業に係る事業費の組替精査であります。

7款商工費、1項2目商工振興費77万2千円ではありますが、物産交流にかかる所要の経費であります。4目消費者行政推進費212万4千円ではありますが、放射能簡易検査に係る検査員の賃金について、これまで県からの派遣により対応してまいりましたが、10月1日から町が直接雇用するための経費であります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費ではありますが、町道改良舗装事業に係る事業費の組替等があります。

次に、9款消防費、1項3目消防施設費114万4千円ではありますが、消防水利に係る修繕料であります。4目防災費210万円ではありますが、防災行政無線に係る修繕料であります。

次に、10款教育費、1項3目学校給食費143万6千円ではありますが、給食調理員に係る

予算の組替と給食センター施設設備に係る修繕料などであります。2項2目小学校の教育振興費286万8千円の減であります。特別教育支援員に係る講師賃金等について、1名分を県費で対応されたことによる減であります。4項3目文化財保護費92万1千円でありますが、橋屋遺跡発掘調査に係る報告書の印刷製本費など今後必要な経費の調整を行うものであります。

次に、11款災害復旧費、1項1目農業施設災害復旧費300万円ですが、本年7月5日から6日にかけて降り続いた大雨による現年災害復旧工事費の計上と、過年災害復旧工事費の不要額の減であります。

次に、5ページにお戻りをいただきたいと思えます。

5ページは、第2表、債務負担行為であります。緊急雇用創出事業で実施をいたします地域雇用再生・創出モデル事業につきまして、平成24年度から平成27年度にかけて実施をするため、設定をお願いするものであります。限度額は、平成25年度以降支出予定の3,292万円です。

次に、第3表、地方債補正・変更であります。まず、過疎対策事業費ですが、小学校新築事業の追加充当などにより、限度額を3億5,160万円を2,460万円増額し、3億7,620万円とするものであります。次に、学校教育施設等整備事業費ですが、小学校新築事業の一部が過疎対策事業債で対応可能となったことから、限度額4,870万円を2,060万円減額し、2,810万円とするものであります。次に、災害復旧事業費ですが、現年災の発生により、限度額550万円を250万円増額し、800万円とするものであります。次に、臨時財政対策債ですが、本年度の発行額が決定したことによりまして、限度額2億400万円を760万円減額し、1億9,640万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　私、2点ほどちょっとお尋ねしたいんですが、まず歳入のほう、歳出にも同じ金額があるんですが、9ページの県補助金、緊急雇用創出基金事業、地域雇用再生創出モデル事業、この事業に関しては、今までの緊急雇用創出基金事業とは違うものなのか、あるいは同じようなものなのか、その辺の内容を説明していただきたいと思えます。

それと歳出のほうで、13ページの民生費、社会福祉総務費の結婚祝金115万1千円とありますが、これはご結婚されれば10万円の結婚祝金、もしくは町営住宅等の家賃半年分補助というような祝金だと思いますが、私の記憶ですと、町営住宅等に入りたくてもなかなか空きがないので入れないというような状況でありましたが、この半端な数字をみると、町営住宅の家賃補助に結婚祝金を充てられたかたはいらったのか、その辺をお尋ねします。

あと、10款の教育費の学校給食費、給食調理員業務委託料が130万7千円ほど減になっております。おそらくこの上の臨時給食調理員賃金と一緒に意味なんでしょうけれども、こういうふうになった原因は何なのか、その3点をお尋ねします。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　それでは、お答えしたいと思います。

まず1点目の地域雇用再生創出モデル事業についてのご質問でございますけれども、この事業につきましては、今年度、年度途中で国のほうからの補正予算というような形で新規に募集がありまして、これに町としまして応募したところでございます。したがって、今までの緊急雇用の一般的な緊急雇用、さらにふるさと雇用、それから重点雇用というような、これまで三つの緊急雇用があったわけですが、それとは性格がちよっと違う事業でございます。

内容としましては、この事業では、この緊急雇用創出基金事業を活用しまして、現在町が進めております交流人口の増加による地域経済の活性化というような、その一環としまして、交流市区町村をはじめ、首都圏への物産展への出展、さらに物産品等の販売、そういった活動を行っているわけですが、こうした販売活動を含めまして、さらにそういった物産品を販売する流通システムを構築する、そういった調査業務につきまして、町内の民間企業に委託しまして、雇用者の増加を図ろうというような、そういった内容でございます。

具体的には、この事業を活用しまして、これまで町が行ってございました首都圏とか、交流市町村でのイベントや物産展での物産販売等の活動の業務を手伝っていただくとか、さらにインターネットを使ったネットショップの構築運営、さらに消費者の安心安全を与えるトレイサビリティシステムの構築とか、さらにはそういった首都圏ばかりではなくて、新たな市場の開拓、さらにアンテナショップなどについても、そういった開業に向けての調査なども、そういった調査していただくというようなことで委託内容に含めているところでございます。

この事業につきましては、10分の10の補助事業というようなことであります。実施期間は、本日承認いただければ今年の10月1日から3年間というようなことで実施できる予定でございます。雇用人数につきましても、4人ほど見込んでいる状況でございます。なお、先ほど総務課長からお話ありましたように、債務負担行為を設定しておりますので、そちらのほうもご承認かたよろしくお願ひしたいというようなことでございます。なお、全体の総事業費としては、3,975万ほどを見込んでいるところでございます。

続きまして、結婚祝金でございますけれども、議員おただしのように、この祝金につきましては、新婚夫婦に対して定住促進、それから町の活性化を図るというようなことで、新婚夫婦に対して一律10万円を支給するというようなことと、町営住宅等に入居された場合、家賃6カ月間を支給するというようなことでございます。お話ありましたように、現在家賃の支給につきましては、今年度新規のかたについては、お二人について支給しております。全体で3件家賃については支給しているんですけれども、1件のかたは昨年からの継続で支給していると。2件については新規のかたというようなことで、家賃については3件ほど支給しております。

それから、10万円の支給につきましては、現在のところ11組のかたに支給したというようなことで、合計14組のかたに支給しております。昨年が1年間で15人でありましたので、昨年並みの支給になっているというようなことで、今回補正を計上させていただいたというようなことでございます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 学校給食費の7の賃金、13の委託料のご質問についてお答えいたします。

これにつきましては、議員お話のように、組替でございまして、実は給食調理員1名でございまして、ご都合により1学期いっぱい1人お辞めになられまして、その代わりに臨時の給食調理員ということで対処をするために、今回組替をさせていただいております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 この地域の雇用再生創出モデル事業、今お話聞きますと、物販のほうに力を入れると、委託料が主な事業になるのかなという感じがしますが、これはあんまり委託で人任せにしないで、みんなが関わって町の活性化につながるような事業につなげていただければと思います。

あと、結婚祝金に関しましては、これは補正組むほど祝金を出せるということは、大変うれしいことですので、これはこれでいいんですが、私は一般質問みたいなふうにするなということですので、深くは追及しませんが、この家賃補助をしていただきたいというのは需要は結構あるような気がいたしますので、その辺を今後検討していただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 19款の雑入なんですけれども、デジタル加入金と18万あがっているんですけれども、デジタル加入は100%になったんでしょう。また、ならない場合どのような措置を講ずる考えなのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 19款の雑収入、デジタル加入金18万円のご質問にお答えします。

これは、デジタル加入金という言葉で表示しておりますが、デジタルパック、STBボックスを新たに設置したいというかたにつきまして、1台当たり3千円というような加入金をいただいております。新規加入ですと3千円というような形でいただいております。その加入金60台分、18万円でございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 14款衛生費県補助金、昨日も質問した内容であります。まず自殺対策緊急強化基金事業、昨日は50万7千円、補正で10万あがっております。それともう1点は、その下の線量計等緊急整備支援事業として補正に200万あがっております。昨日の説明の中では、町の対応としては8時半から夕方5時までの対応だという説明でありました。この10万円追加されたということは、県からの補助で10分の10ということで町の受け入れとしてあげられたのか、補正されたのか、その点。

その下の線量計等緊急整備支援事業、この内容についても昨日質問しましたが、線量計等ということ、などというのは何か複数のような感じがしますが、その使い方、使い道というのはどういうものが含まれているのか知りたいと思いますので、聞きたいと思います。

それと、今の線量計等については200万円が補正されておりますが、やはりこれも県の補

助で、町でそのまま受けるということであったのか、それとも町が申請して、さらに 200 万円が必要だということで補正されたのか、それを伺いたと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、県支出金の内容についてお答えをしたいと思います。

はじめに自殺対策緊急強化基金事業でございますが、この事業につきましては、当初予算から歳出では本年度の講演会、さらにはチラシ等の作成、配布について予算計上しておりましたが、このたび県のほうから本年度についても補助の対象になるということで内示をいただきましたことから、歳入に計上したものでございます。

次に、線量計等緊急整備事業でございますが、この内容につきましては、昨年度購入いたしましたサーベイメーター、そして電子式積算個人線量計でございますが、これにつきましては、その校正料ということで点検整備に要する経費を県から補助としていただくものでございます。なお、精密機器でございますので、校正費、1年ないし2年に1度は点検整備をして数値が正確に出るような校正というんだそうですが、そういう点検をするということで、それに要する経費を補助してもらおうものでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明ですと、県の補助の内容で組まれたということだろうと思いますが、まず自殺対策緊急強化ということではありますが、これも一般質問の内容となるか、はずれないようにしますが、近くでは命の電話ということで、約10年前からやっているところがあります。私もそれに携わっていたことがあります。この堅苦しい、例えば、同じ内容でも自殺対策どうのこうのではなくて、やはり内容をみるといろんな選択肢があると、対面式、また電話、またファックス、インターネットなどによるそういう対応というようなものがあるようですが、できればやわらかい感じで相談のできる町民の、わざわざ時間帯、時間帯じゃなくて、それぞれのお悩みのかたは、むしろ8時半、5時以外の時間帯で相談をしたいということが多いようでありますので、その点をもう一度考えていただいていたらどうかということでもあります。

線量計に対しては、今の事業をさらに点検したりなんかするというものでありましたが、私も昨日の中で、サーベイメーターということで誤解していた面がありました。それはアルファ、ベータ、ガンマ線を測るということの理解が、それは線量計、空中線量を測るという測量計だということであったわけですが、実際は線量計は0.23、これはクリアしていると、その中で実際の地表面はそれ以上のものがあるということがあります。そんな中で、いろんな面で子どもの安心安全を守るための中の線量計等というような項目が60億円、県内ではあると、そういう中で予算化されたんだらうと思いますが、それ以上のことはあれですが、とにかく、これからいろんな面で、いろんな値が高いということもできる可能性もありますので、それは先進的に取り組んでいただければと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 再質問にお答えしたいと思います。

はじめに、命の電話、気軽に相談できるような時間外も対応できるようなというご質問でございましたが、本町におきましては、保健師等の対応は時間内で対応してございます。県内、全国的にも夜間、さらには時間外、NPO法人でありましたり、さまざまな団体が

そのような相談に応じる対応をしているところもありますので、それらも調査しながら、町民の皆さまがたにPRをしていきたいということで考えております。

あと、線量計でございますが、先ほどちょっと答弁、ちょっと足りなかった部分がございますが、サーベイメーターの校正6台分と、個人線量計の校正費100台分ということで、実際に使ったものについて校正をするということでございます。昨日も答弁申し上げましたが、広報等でPRをしながら、空間線量を自分で確認して、安全安心を自分で確認していただくように、今後も貸与に向けてPRをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 1点だけお伺いしたいと思っております。歳入の14款県支出金の中で、農林水産業県補助金というのがあるかと思うんですが、その中で、農地・水の交付金が357万5千円カットといたしますか、減っているようです。そして、歳出の6款農地費のほうでその分減額にしているという形だと思うんですが、以前にこれ説明あったかちょっとわからない、自分の頭の中で整理がつかなかったのもう一度この部分について説明を受けたいと思うのでお願いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 それでは、農地・水の歳入歳出の関係でご質問にお答えしたいと思います。

歳出のほうでちょっと説明をさせていただきますが、農地・水のこの事業につきまして、今年度から第2期事業ということで事業がスタートしました。スタートにあたって、今後5年間、守っていかれる農地の対象農地を各集落の皆さんに確認をしていただきました。その結果、負担金の一番上であります減額、94万3千円につきましては、対象農地が1期対策に比ばまして減少になりました。その分の事業費の4分の1の町の負担金が減額になったということでもあります。1期対策に比べて対象農地、5%の減額になっています。

それから下の交付金の減額であります。これにつきましては、19年度からはじまったこの事業、最終年度の昨年23年度から、新たに重点事業のスーパー重点事業といわれる各集落が行っていた点的な重点事業を、一つの水系として5年間守っていくような事業を提案した団体に対して交付をされるものでありまして、去年につきましては、新規の事業がはじまったわけですが、県の4分の1の補助負担の関係で、ある程度の金額、200万を上限とする金額で2年間の事業の提案ということで、去年は萱本堰の事業を提案して、西会津水土里委員会として採択になっております。

今年度につきましては、これの対象になる水系、町外五つの五カ村堰をはじめ、5カ所の水系の対象農地を申請したわけですが、24年度の事業については、県として新規採択はしないということで方針が決まりましたので、これにかかわる分の県と町の負担金715万円の減額ということでもあります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 歳入の14款です。その一番上の再生可能エネルギーの可能性調査事業ということですが、いろいろ町長からの話にもありましたように、再生可能なエネルギー、太陽光なり、バイオマスなり、るるあったわけですが、そういう可能性のあるものを一通りと

いいですか、そういうのを調査されるのか、あるいは以前、私も質問の中でお聞きしたときに、やはり西会津町にとって可能なエネルギーの分野というか、があるだというような話もありましたので、そういうのをまた重点的に、優先的にとといいますか、調査をされて対応されるのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の、この再生可能エネルギーの調査でございますが、歳出のほう、12ページでご覧いただきますと、12ページに企画費、6款企画費の中に委託料、さらには旅費というようなことであがっているわけでありまして、これ合わせますと60万円でございます。60万円の事業費をかけまして、西会津町で1カ所ぐらひは小水力発電について詳しく調査をしてみようと、可能性があるのかどうか調査をしてみようというようなことで、1カ所選定しまして、今年、可能性調査という県の補助事業に申請をしまして実施するというところでございます。歳入につきましては、16万5千円というような形で内示を受けまして、60万円で当初2分の1の補助というようなことで申請したわけでありまして、県も各町村からの要望が多いということで、とりあえず16万5千円の内示だったわけですか、補正をとって、できるだけ2分の1、30万円の補助にしたいというようなことで返答いただいております。収入が多くなれば、そういった形で計上していきたいというふうに考えております。

小水力につきましては、今年の春から西会津町で実施する、採算が取れるとするならばどういったところがあるのかというようなことで、町としても調査をしてみました。当初、上谷、程窪から降りてきます沢があるわけでありまして、そういったところが可能性があるかなということで選定をして考えていたわけでありまして、やっぱり今の節になりますと、今年早魃だということもありますが、相当水量が少なくなっております、なかなか厳しいのではないかなというような話になりまして、今回、計上したのは奥川、弥平四郎に向かっていきます大きな砂防堰堤がございます。奥川砂防堰堤。そこにつきましては、当然、奥川本流でございますので、水量も安定している、さらに大きなダムですので落差も相当数確保できるのではないかなというようなことで、その1カ所につきまして、まずは調査をして小水力としてできるのかどうか、採算が取れるのかどうか、そういったことも含めまして、今年検討していきたいというふうに考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 歳入で、地方交付税についてまずお伺いします。計上された金額よりも地方交付税が見込まれるということでもあります。ただ、23年度の決算では、30億2,000万ですか、が地方交付税入っておりますので、まだ今後、地方交付税も見込まれると思いますが、当初の見込みよりも今年は、今年度は多少多く交付されるのかなという気がするわけですが、そこら辺の交付税の実態といいますか、今後の見込み等もお聞かせをいただきたいと思ひます。

歳出では、企画費で今私聞こうと思ひましたが、1カ所ということでありまして、それはこれでしかたがないかもしれませんが、やはりお金が、補助とか何かもあるかもしれませんが、町全体の再生エネルギーは可能かどうかというあたりは、やっぱり把握すべきだと思ひます。ただこれはいいです。

あと、歳出、元の奥川小学校、これは全員協議会で説明を聞いたから理解をしているわけですが、町民のかたがたには説明をされていないわけですから、あえて聞くわけですが、いわゆる耐震診断、Cクラスであったわけです。それを耐震の工事をしなくても使ってもいいということで結論が出たということでもありますので、それはそれで私はいいなと思っています。それじゃ、そのほかの小学校、群岡、新郷等も活用する場合には耐震の工事をしなくても済むのかなと思います。耐震の工事をしなくてもいいんだということを改めて説明をしていただきたいと思います。

それから、町長の提案理由で食品のモニタリングですか、10月からは県の補助を受けて2名体制でやるということですが、全額県の補助金でおやりになるのか、この予算書には、その支出がどう表れておりますかをお尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは地方交付税の関係につきましてご説明を申し上げたいと思います。

今年度の地方交付税が普通地方交付税でございますけれども、今次決定いたしまして、当初予算に計上した額よりも1億2,500万ほど増額ございました。この要因につきましては、先ほど議案説明の中でも触れましたけれども、一つは小学校が4月1日に統合いたしました。これによりまして、学校数と学級数に減少が生じるわけでございますけれども、このいわゆる、急に学校数、学級数が減りますと、交付税もがくんと落ちてしまうわけですが、その分については、当初予算の積算の中で約5,000万ほど留保財源としてみさせていただいております。これは普通交付税、交付割れをしないためにも例年若干の金額について留保させていただいておりますけれども、平成24年度の当初予算においては、この小学校統合にかかる分を留保させていただいたということでございます。

それともう一つは、平成24年度から地域経済雇用対策費という項目が新たに設けられまして、この中で当初の積算、国からある程度の積算の内容が示されたわけでございますけれども、実際に算定いたしました結果、3,700万ほど、その伸びが多く交付されることになったということでございます。

一方、基準財政収入額のほうで、地方特例交付金の項目がございまして、子ども手当の地方公務員の分の支給相当分が減少する、あるいは自動車取得税交付金の分がエコカー減税の関係で減少する見込みだということで、収入額のほうで1,200万ほど減収が見込まれるということがございました。これらがありまして、トータル的には1億2,500万の増額というふうになったわけでございます。

今後の交付税の見込みでございますけれども、普通交付税につきましては、これで決定をいたしましたので、今後、何らかの制度改正がなければ増減の見込みがございませんけれども、あと残りますのが、特別地方交付税でございます。当初予算で例年どおり1億9,000万ほど見込ませていただいております。昨年の交付額が4億2,500万ほど交付されたわけでございます。昨日、5番の猪俣議員にもお答えしたとおりでございますけれども、この4億2,500万のうちの4,100万ほどが震災の関連の特別交付税ということでございました。震災の関連の特別交付税につきましては、これは一つは大きな被害があったところに優先的に、やはり交付されるということがございますので、本町は幸いなことに大きな

被害はなかったわけでございます。そういうところを鑑みますと、震災の関係の特別交付税は、そう多くは見込めないのではないかなというふうに考えております。

あと、増減の増える要因としましては、一般的には災害が発生したりというときに増額がされるわけでございますけれども、今のところそういった大きな被害もございませんので、昨年度よりは、やはり減額になるのではないかなというふうに、現在のところ考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 廃校舎、新郷小学校、群岡小学校を耐震補強しなくても活用できるのかというご質問にお答えします。

奥川小学校につきましては、RC造ではありますが、2階建てでございました。面積も1,000平米に満たなかったというようなことございまして、活用できるというような返答をいただいたところでございます。新郷小学校につきましては、2階建てということでございまして、群岡小学校は3階建てでございまして、3階建てはまず補強しないと、不特定多数のかたが利用する施設として活用することは困難かなというふうに考えております。

新郷小学校につきましては、ちょっと面積とかいろいろ今大丈夫だというようなことはちょっと申し上げられませんが、2階建てでありますので、活用できるのかなというふうにも考えているところでございます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、放射能検査にかかわる事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず歳入では、9ページの商工費県補助金というようなことで、放射能簡易分析装置整備事業ということで212万4千円が歳入となっております。

歳出は、18ページの商工総務費の消費者行政推進費というようなことで212万4千円というようなことで、これは10分の10の補助事業でございまして。この事業につきましては、国の消費者庁から依頼を受けまして、町民の皆さんが自家消費する食品、農作物等の放射能検査にかかる人件費について補助をするものでございます。4月から9月までは、県の直営事業ということで実施していたわけですが、この10月からは、県の補助事業で実施するというようなことで、県のほうから人件費にかかる補助事業費212万4千円を計上したところでございます。

これは10分の10の補助事業でありまして、持ち出しはございません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。（11 時 58 分）

○議長 再開します。（13 時 00 分）

日程第 14、議案第 21 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 21 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定についてであります。今次の補正予算は、6 月議会定例会においてご議決をいただきました国保税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調製したものであります。

本町では、第 4 期国保財政 3 カ年計画に基づき、被保険者の保険税の負担軽減を図るため、当初予算において国保給付費支払準備基金から 2,000 万円を繰り入れしているところですが、さらに平成 23 年度決算剰余金から 1,000 万円を減税財源として充当し、負担軽減を図ったところであります。また、施設勘定につきましては、決算認定により平成 23 年度繰越金が確定したことや医療用機械器具費を追加し、それぞれ所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 24 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,684 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 3,942 万 7 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,097 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,595 万円とする。第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。

8 ページをご覧いただきたいと思えます。事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、3,021 万 7 千円を減額するものであります。医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分であり、税率の改正により、本算定した結果、また被保険者数で 118 人減少などにより、当初予算と比較して減額補正となりました。2 目退職被保険者等国民健康保険税は、827 万 7 千円の増額であります。退職被保険者数、60 歳～64 歳の増加によるものであります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、2,013 万 1 千円を減額するものです。

現年度分の療養給付費、医療費の一定額分であります。2目高額医療費共同事業負担金は、18万1千円を減額するものです。

9ページをご覧いただきたいと思います。

1目財政調整交付金は、692万1千円の減額であります。普通調整交付金として現年度分の療養給付費、医療費の一定額と特別調整交付金であります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金106万8千円の増額は、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者に係る療養給付費に対する交付金であります。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金3,627万5千円の増額は、平成22年度概算交付金の翌々年度の精算による増であります。

10ページをご覧いただきたいと思います。

6款県支出金、2項1目県財政調整交付金286万9千円の増額は、県財政調整交付金として現年度分の療養給付費、医療費の一定額分であります。2目災害臨時特例補助金は、19万5千円の計上であります。東日本大震災による避難者の医療機関窓口の一部負担免除や減税等に対する特例補助金であります。

7款共同事業補助金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、222万1千円を増額するものです。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金42万6千円の増額は、子育て医療費サポート事業分、16歳から18歳までの国保加入者49人分の医療費10月から1月診療分にかかる一般会計からの繰入金であります。

10款繰越金、1項2目その他繰越金3,758万2千円の増額は、平成23年度繰越金の増額であります。

11ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費は、43万1千円を追加するものであります。国保事業に係る電算システム委託料の追加であります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費は、600万円の減額であります。一般被保険者療養給付費、医療費保険者負担金の減額であります。平成23年度の一般被保険者の医療費は、月額4,398万9千円であったこと、また被保険者数が、昨年同時期と比較し、118人減少していること、1人当たりの年間医療費が増加傾向にあることなどを総合的に判断し、一般被保険者の医療費月額を4,450万円とし、年額5億3,400万円としたことから減額となったものであります。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金1,125万8千円の追加は、後期高齢者医療制度への支援金であります。

12ページをご覧いただきたいと思います。

4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金20万3千円の減額は、国保被保険者全体に占める65歳から74歳までの割合に応じて納付するものであります。

6款介護納付金、1項1目介護納付金137万2千円の追加は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金の額が社会保険診療報酬支払基金から示されたことによる追加であります。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金は、72万6千円の減額

であります。80万円以上の高額医療費に対し、県内における市町村の保険料を平準化し、国保財政の安定化を図るため、国保連合会に拠出するものであります。2目保険財政共同安定化事業拠出金143万円の減額は、30万円以上80万円未満の高額医療費に対し、小規模保険者の運営基盤の安定化等を図るため、国保連合会に拠出するものであります。

13ページをご覧いただきたいと思ひます。

9款基金積立金、1項1目国保基金積立金829万8千円の追加は、繰越金財源から積み立てるものであります。これによりまして平成24年度末見込額は、1億3,195万9千円となる見込みであります。

10款諸支出金、1項3目償還金は、療養給付費負担金等返還金948万7千円を追加するもので、平成23年度の療養給付費等精算による返還金であります。2項1目診療施設勘定繰出金は、435万7千円を追加するもので、特別調整交付金見込による繰出金であります。

15ページをご覧いただきたいと思ひます。診療施設勘定の歳入であります。

4款一般会計繰入金、1項1目一般会計繰入金は、155万8千円を増額するもので、産休代替等看護師経費分であります。2項1目事業勘定繰入金435万7千円を増額は、特別調整交付金見込による増であります。

5款繰越金、1項1目繰越金2,515万9千円を増額は、平成23年度決算により確定した繰越金の計上であります。

7款町債、1項1目町債は、1,990万円の増額であります。福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業の10分の10の補助を受け西会津診療所に太陽光発電施設等を設置することに伴い、町単独事業として高圧受電設備や非常用自家発電装置等を設置することとし、その財源として繰越金を充当しておりましたが、その単独事業について過疎対策事業債の追加要望申請を提出しておりますことから、過疎対策事業債1,990万円を増額計上したものであります。

16ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳出であります。1款総務費、1項1目一般管理費は、175万2千円の追加は、産休代替等看護師経費などあります。

2款医業費、1項1目医療用機械器具費は、555万5千円の追加であります。医用画像システムや往診用血液分析機の購入経費であります。

5款予備費、1項1目予備費は、4,366万7千円の追加であります。歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る8月27日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

大変失礼をいたしました。説明漏れがございましたので、追加で説明をさせていただきますと思ひます。

補正予算書の5ページをご覧いただきたいと思ひます。

5ページにつきましては、第2表地方債の補正でございます。過疎対策事業債限度額2,250万円を4,240万円を増額するものでございます。これにつきましては、先ほどご説

明申し上げました西会津診療所の高圧受電設備、非常用自家発電装置を設置することに伴います過疎対策事業債の増額でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。大変失礼いたしました。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　せっかくのご提案が一つも質疑がないなんて失礼なことではできませんから、お尋ねをします。

一つは、前期高齢者交付金であります。今回、補正をされた金額が出ておりますが、24年度の最終的な金額だと理解をしてよろしいかどうかということでもあります。

施設勘定でお尋ねをするわけですが、今回、この補正予算には表れていませんが、医師が3人体制になって、4月から5カ月過ぎて、今6カ月目に入っているわけです。そういう点では、補正の予算に表れてこないということは、当初予算を組んだとおりの推移できているというふうに理解をするわけですが、それでよろしいかと。あとは、3人体制になって、どのように町民サービスの向上が図られているか、そこら辺もできればお答えをしていただきたいと思います。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに前期高齢者交付金の額でございますが、本年度の額につきましては、社会保険診療報酬支払基金のほうから通知のありました確定額でございます。確定額、最終確定額でございます。

2点目の医師3名体制になったことでの補正予算の対応とその効果というご質問でございますが、24年度当初予算の段階で、医師3名体制の人員費は当初予算に計上しておりました。そのため、補正対応はないものでございます。

また、その効果ということでございますが、これまで西会津診療所、医師2名体制で診療を行ってまいりました。患者数も増加し、また隣接する介護老人保健施設、さらには特別養護老人ホーム、また往診も必要がございました。2名でそれを行ってきたわけですが、大変過重な負担がかかっておりました。4月から3名体制になりまして、午前中は3名の医師で患者さんを診ていただくということで、待ち時間も減少いたしました。さらに午後はお一方は介護老人保健施設の診療を行うことが必要でございますので、お一方は介護老人保健施設のほうに赴きます。さらに、午後の診察は1名ないし2名で行うということでございまして、月2回から3回は特別養護老人ホーム、さゆりの園の診察も行わなければなりません。今の医療体制3名で、またさらには往診の患者さんも診なければならないということでございます。さはに時間外の待機というの、これまで時間外の待機、また休日の待機も2名の先生で行っておりましたが、今度は3名の先生で時間外の待機、また休日の待機ということで3人で分けることができるようになりました。施設等の入所者の急変に伴う呼び出し、さらには診療所に急患で時間外に入ってくるかたへの対応、それらについてもスムーズな対応が2人よりは3人のほうが十分できるようになってきたかと思っております。

なお、これまで大変厳しい時間の中でやっていただいておりますけれども、往診につ

きまして、毎日どなたかの先生が往診に行けるような体制にもなってまいりました。これは在宅で往診を待っておられるかたに対するサービスの向上かと考えております。今の状態で、ようやく本来の診療所、さらには周辺の介護施設、在宅での患者さんの対応というのが軌道に乗りつつあるということで、今後さらに医療体制の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大変失礼、あれですが、最初に聞くのを1点だけ忘れてしまったので、お許しをいただきたいと思ひますが、事業勘定の国庫支出金の療養給付費等負担金が2,013万減であります、もっとこの件について詳しく説明をしていただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 国庫支出金の療養給付費等負担金減額の理由でございますが、これにつきましては、現在のところ見込みではございますが、一つの理由といたしましては、1カ月当たりの一般被保険者療養給付費が月額4,450万円ということで、当初見込んでおりました額より減額になったこと、さらには今後、今年度から率が1%ほど県の調整交付金のほうに移りましたことから、減額調製ということで、見込みによる減ということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 施設管理費のことなんですけれども、16ページ、医業費で4,699万8千円となっていて、ここに補正が555万となっておりますよね。これは新しい先生が来るから、外科とか整形のための補正なんですか。それとも今ある機械では足りないから500万くらいを補正するんだということでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 診療施設勘定の医療用機械器具費、追加555万円の内容でございますが、これにつきましては、西会津診療所における往診用の血液分析機、さらに医療画像システムということで、昨年来実施しておりました地域医療の医療用画像システムですが、そのシステムの補完する事業ということで補正計上したものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 新しい先生が来たら、また補正を組むということもあり得るわけですか、整形の先生とか外科の先生がいらした場合は。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

新しい医師の関係でございますが、どのような体制になるか、まだ決まっておりませんので、それらの体制が決まりまして、所要の経費を追加したいということで考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 22 号、平成 24 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 22 号、平成 24 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、平成 23 年度決算が確定したことから繰越金の精算に伴う所要額を計上し、福島県介護保険財政安定化基金特例交付金の内示により介護保険財政安定化特例基金を造成するための所要額を計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 24 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,332 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 6,920 万 1 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4 ページをご覧いただきたいと思います。歳入であります。

4 款県支出金、3 項 1 目財政安定化基金特例交付金は、346 万 1 千円を新規に計上するものであります。第 5 期介護保険事業計画期間中の保険料率の増加を抑制するため、県から特例交付金を受け、基金を造成するためのものであります。

5 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金は、1 千円を増額計上するものであります。財政安定化特例基金利子であります。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金は、1,985 万 8 千円を増額し、1,987 万 8 千円とするものであります。これは、平成 23 年度からの繰越金であります。

5 ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

2 款保険給付費、1 項 4 目居宅介護福祉用具購入費は、18 万円の減額であります。要介護 1 から 5 までの介護認定者にかかる居宅介護福祉用具費、ポータブルトイレや入浴介助用具等の 1 割個人負担を除く 9 割分の負担金見込額であります。5 目居宅介護住宅改修費は、36 万円を追加するものであります。これも、要介護 1 から 5 までの介護認定者にか

かる居宅介護住宅改修費、手すりや段差解消のバリアフリー化などの経費、1割個人負担を除く9割分の負担金見込額であります。2項3目介護予防福祉用具購入費は、18万円の追加であります。これは、要支援1・2の介護認定者にかかる介護予防福祉用具、ポータブルトイレなどの1割個人負担を除く9割分の負担金見込額であります。4目介護予防住宅改修費は、36万円の減額であります。これも、要支援1・2の介護認定者にかかる居宅介護住宅改修費の1割個人負担を除く9割分の負担金見込額であります。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、540万9千円を追加するものであります。平成23年度繰越金の中から精算返還金等を除き、今後の介護給付費の増嵩に備えるため、介護給付費準備基金へ積立て、第5期介護保険財政の安定運営と健全財政を図るものであります。この積立により、介護給付費準備基金の平成24年度末残高は、4,673万5千円となる見込であります。2目財政安定化特例基金積立金は、346万2千円を新規に計上するものであります。平成24年度を初年度とする第5期介護保険事業計画中の保険料率の増加を抑制するため、県から特例交付金を受け、基金を造成するためのもので、介護給付費の増嵩などにより、必要に応じて繰入れするものであります。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金は、11万8千円を追加するもので、65歳以上の第1号被保険者保険料の死亡、転出等による還付金見込額であります。2目償還金は、1,000万9千円を追加するものであります。これは、平成23年度介護給付費確定に伴います国県等への返還金であります。内訳についてであります。国庫負担金分が395万1千円、県費負担金分が321万4千円、支払基金交付金分が145万2千円などです。2項1目一般会計繰出金は、432万2千円を計上するものであります。これは、平成23年度介護給付費確定に伴う町負担分12.5%分と事務費等の町一般会計への精算返還金としての繰出金であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第22号、平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第23号、西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の締結につ

いてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

- 建設水道課長 議案第 23 号、西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。お手元に入札結果並びに議案説明資料を配付してございますので、ご覧ください。

本事業は災害時の医療拠点となる西会津診療所に、太陽光発電施設を設置する工事でありまして、6月議会において説明いたしましたように、県の補助事業であります福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業に採択されたことを受け実施するものであります。それに合わせて西会津診療所の電圧を安定させる事を目的に、介護老人保健施設等周辺施設と一体となっている受電設備を分離する工事を同一工事として実施するものであります。

工事の概要であります。説明資料の左上の標準的な太陽光発電システムの図のようなシステムで発電をいたします。この図では余剰電力は売電するようになっておりますが、今回の事業では余剰電力は売電いたしません。県補助事業の太陽光発電設備工事にあつては、28.3キロワットの発電設備と33.2キロワットの蓄電装置設置を行うこととしており、説明資料の下の配置図のように、太陽光接地台210平米の設置、太陽光発電モジュール118枚の設置をいたします。蓄電システムにつきましては、15キロワットのリチウム電池2面、3.2キロワットのリチウムイオン電池1面の設置などが主な工事の内容となっております。非常電源につきましては、発電機と蓄電システムで対応しており、供給先につきましては、レントゲン、検査機器、エアコン、コンセント、照明器具であります。そのうち蓄電システムからは、照明器具とコンセントに通電され、約16時間程度蓄電池での対応ができるようになっております。

本工事につきましては、予定価格が5,000万円を超える大規模工事であることから、会津管内に事務所を有する電気工事Aランク業者、太平電気株式会社会津営業所、株式会社ユアテック会津営業所、大槻電設工業株式会社会津営業所、株式会社八重電業会津営業所を指名し、8月31日に入札会を執行したところであります。入札の結果、最低の価格で入札した業者は、株式会社ユアテック会津営業所であり、その価格は5,747万3千円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額287万3,650円を加えた合計6,034万6,650円を契約金として、9月3日付、会津営業所長木村忠弘氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成25年3月22日であります。

これを持ちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第5項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長 これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

- 多賀剛 ただいまの説明で入札の経緯、結果等はわかりましたが、このAランクの指名

業者というのは、当然町内になかったから、この会津地区のこの4者を選んだと、指名したというような内容で解釈しているんですが、この太陽光発電の業界というか、この業種は大変、最近急激に伸びている業種でありまして、この会津地区にAランクの業者、Aランクに近いような業者というのは、この4社しかなかったのか。本町の業者では当然できなかったから指名しなかったのか、その点だけ確認の意味でお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 1,000万以上の工事は、Aランク業者ということになりますので、町の業者ではAランク業者はおりませんので、会津管内で当町に指名参加願いを出しているAランク業者すべてを指名いたしました。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは、何点からお尋ねをしたいと思います。

太陽光発電は、統合された西会津中学校に最初設置されたわけでありまして、業者の責任でやり直しをしたという経緯があるわけでありまして。今回、診療所に設置する発電機の、いわゆる補償期間といいますか、それはどうなっておられますか。西中のようなことは決してあってはならないわけでありましてから、お尋ねをするわけでありまして。補償期間、あるいは瑕疵担保はどういうふうになっておるかということでありまして。

それと、この発電施設の稼働できるというまいしょうか、耐用年数といいますか、これは何年でありますか。最初の性能がそのままずっと維持できるのかどうかということもありますので、お尋ねをいたします。

それと、売電をしないところおっしゃいましたが、なぜ売電をしないのか、できないのかしないのか、やるとすればできるのか、ということでありまして。

それと、この説明資料を見ました。いわゆる蓄電システムがこういうふうにして、診察しているところにいくということだと思っておりますが、この資料ですと、診察室が1と2ということで、今3人の先生で診察をしているわけでありましてから、この診察室の3というのはどこにあるのか、そこにもきちっとこの蓄電システムが配線されているのかということをお尋ねします。

○議長 暫時休議します。(13時48分)

○議長 再開します。(13時49分)

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 では私のほうから補償期間と耐用年数のご質問にお答えいたします。

補償期間につきましては、製品が請負会社から承認があがって、その会社からの補償年数というのは付くようになりますが、通常、請負工事におきましては、瑕疵期間は重要なものについては10年となっております。

耐用年数については、通常、太陽光パネルについては20年ということでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 売電の質問について、企画情報課のほうで今次の事業申請をしたというようなことでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

今回の補助事業につきましては、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業という事業に採択を受けて事業を実施するということでございます。診療所のほかに5施設、

全体で6施設の事業の採択を受けて、今後実施していくというようなこととなります。この事業にあたりましては、10分の10の補助をいただけるというようなことですが、あくまでも防災の拠点をつくっていくんだと、緊急時の対応をするための補助事業だというようなことをごさいますして、売電はできないという仕組みになっております。したがって、余った電気は蓄電池に蓄電をして、夜間でも災害時に対応できるような形にするということをごさいます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、現在の西会津診療所の診察室の状況についてご説明申し上げたいと思います。

この図面につきましては、当初設計の図面をごさいますして、一昨年行いました増築分、待合室の増築分ですとか、そういうものは入ってございませませんが、現在、第3診察室ということで使っておりますのは、ちょうど中ほど、上のほうに検尿検査室と書いてございませが、この検尿検査室を改造いたしまして、第3診察室ということで現在使用しております。ここの部分につきましても、非常用の電源が通ることになってございませるので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 耐用年数が20年ということがわかりましたが、20年間、常にといいませるか、同じ発電ができるのかなと、年々年数が経っていけば、発電の能力が低下の心配がないのかということもありますので、そこら辺も聞いておきたいと思いいませ。そうすると、もし低下をきたしすとか、あるいは何年に一遍点検といいませるか、掃除といいませるか、そういうようなこともしなければならぬと思いいませが、そういう点ではどうなっておられませるか。

私、素人ですからわかりませませんが、この前、東北電力のかたとお話しする機会があつて、この太陽光発電のことをお伺いしませたらば、光をどの角度で受けるかといいませるか、それによって発電能力がかなりの差がありますよという話がなされませ。方位磁石のように、いつも北、電気でいけば一番強い光を受けられるところ、熱を受けられるところに、そのパネルが動けばいいんでしょが、そういうシステムではないと思いいませ。一番効率のいい角度で設置できるように、監督といいませるか、それをきちつとやっていただきたいと思いいませが、いかがですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 耐用年数のご質問にお答えいたしませ。

耐用年数が20年ということをごさいますので、20年についてその発電能力が落ちるといふことはないうことをごさいます。

それと、太陽光の角度のお話をごさいますので、このパネルにつきましては、今、診療所の既存の屋根にそのまま付けるということなので、調整とかそのようなことはできないうので、その屋根の角度で太陽光パネルを設置するといふようなことでおありませので、ご理解願いいませ。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私のお尋ねのし方が悪かつたかもしれませませんが、これを設置することによ

って、定期的な点検だとか、検査を義務付けられているかいらないか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 その点検、掃除につきましてのご質問でございますが、点検、掃除については、義務がございませんが、来年度から予算を取って定期的に点検していきたいと、そのように考えております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 補助で、全額補助で設置されるわけですがけれども、これを付けることによって、売電しないのはわかりますけれども、町民にわかるように、これを付けることによってどのくらい節約するか、試算はできているのでしょうか。試算がなくてやっているとは私は思いませんが。あと合わせて、太陽電池では直流ができて、それをパワーコンディショナーによって交流に変換するわけですけれども、一般的にいわれているのは10年程度の寿命だといわれています。その点も考慮されているのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回、補助申請をするにあたりまして、この太陽光システムによってどれだけ発電するのか、そのシミュレーションというようなことでやっております。2万4,443キロワットアワー1年間で、それだけ発電するというでございます。だいたい今、購入している単価で計算してみますと、年間31万円程度の発電、売電をすればもっと高いわけですが、その程度かなというふうに考えているところでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 パワーコンディショナーのご質問にお答えいたします。

パワーコンディショナーにつきましては、耐用年数が10年となっております。先ほど20年と申しましたのは太陽光モジュールの件でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号、西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、西会津診療所太陽光発電施設等設置工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第24号、町道上野尻村中線消雪施設設置(さく井)工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第24号、町道上野尻村中線消雪施設設置(さく井)工事請負契約の

締結について説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。お手元に入札結果並びに議案説明資料を配付してございますので、ご覧ください。

本工事は上野尻集落中央を通る路線であり、住家がれんたんしており冬季間の除雪作業には、排雪場がなく困難をきたしておりました。このことから、地下水による消雪について検討をし、昨年地下水調査を実施し、地下水脈について確認ができたことから、消雪施設の井戸設置を実施するものであります。

本工事の内容であります。町道上野尻村中線の道路敷内に、直径 300 ミリ深さ 200 メートルの井戸を 2 カ所掘削し、水中ポンプを設置するものであります。本工事につきましては、井戸の掘削であるさく井工事であり、予定価格が 5,000 万円を超えることから、町に指名参加願いを提出しているさく井業者の中から、日本地下開発株式会社、株式会社興和、株式会社高田地研福島営業所、庄建技術株式会社、奥山ボーリング株式会社福島支店、株式会社福島地下開発、新協地水株式会社津支店、日栄地質測量設計株式会社、東北ボーリング株式会社福島支店、9 社を指名し、去る 8 月 31 日に入札会を執行しました。入札の結果、最低の価格で入札した業者は、日栄地質測量設計株式会社であり、その価格は 4,800 万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額円を加えた合計額 5,040 万円を契約金として、9 月 3 日付、同社代表取締役増井正明氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成 24 年 12 月 26 日であります。

これを持ちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が 5,000 万円を超えることから、地方自治法第 96 条第 5 項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいます。原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の説明を聞いておりますと、200 メーター掘って行くということであり、これは事前の調査で 200 メートルという結果が出たのか、この近辺のかたがたで、自分で井戸を掘って地下水を使っておられるかたが、おられるのかおられないのか、いれば上のほうから取れば影響が出るので、200 メートル掘り下げたのかなという気もしますが、その辺はどうですかということと。

200 メートル掘り下げなくても、予定のといえますか、使用に耐えるだけの水量がもう確保できなくなったならば、200 メートル掘る必要もないのではないかなという気がしますが、そこら辺はいかがですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 井戸の深さのご質問についてお答えいたします。

消雪につきましては、かなりの水を使用いたしますので、地表面近くの井戸ではちょっと水量が足りないというようなことで、昨年、地下水につきまして、電気を流したりして地下水を調査するわけなんです、約 200 メートル程度のところに地下水脈があるというようなことで、確認して 200 メートルを掘削するということでございます。なお、その 200 メートルに達しないうちに、所定の水量が出るということが確認されれば、それはそこで

打ち止めとし、変更いたしました、工事はそこでやめたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

この井戸の上野尻につきましては、周辺の井戸については、家庭で使っている井戸はございました。それ確認しております、万が一うちのほうで井戸を掘ったときに湧水というようなことのないように、その辺のところは十分注意して工事を進めたいと考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 24 号、町道上野尻村中線消雪施設設置（さく井）工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、町道上野尻村中線消雪施設設置（さく井）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議します。（14時08分）

○議長　再開いたします。（14時35分）

日程第 18、議案第 25 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議案第 25 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 10 月 4 日で任期満了となります教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります井上祐悦さんを、引き続き、教育委員会委員として任命したいので、なにとぞ万場一致を持って、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長　お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決定しました。

これから議案第 25 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 19、議案第 26 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 26 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 10 月 4 日で任期満了となります教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります秦千代栄さんを、引き続き、教育委員会委員として任命したいので、なにとぞ満場一致を持って、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決定しました。

これから議案第 26 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 20、議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本年 10 月 4 日で任期満了となります教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢 5 町内在住の渡部眞理子さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

渡部さんについて、ご紹介申し上げますと、昭和 33 年 12 月の生まれで、東京家政学院大学・家政学部を卒業後、昭和 56 年 4 月から辻クッキングスクール池袋校に勤務され、現在は、町公民館生涯学習サークルドルチェの会の責任者を務めておられるほか、西会津町

から情報を発信する会に所属され、会主催のパソコン相談会の相談役を務めるなど、住民生活の向上に貢献されております。また、公職といたしましては、野沢小学校父母と教師の会副会長、西会津中学校父母と教師の会会計、西会津町交通安全母の会監事、庶務を歴任されており、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られているかたであります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、渡部眞理子さんを教育委員会委員に任命したいので、なにとぞ満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決定しました。

これから議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 21、議案第 28 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 28 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、尾野本松尾の故長谷川徳喜さんの功績について、平成 24 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 20 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

長谷川徳喜さんの功績であります。昭和 62 年 7 月から平成 23 年 12 月までの 7 期 25 年間、町議会議員として地方自治の伸展と町政の向上発展に貢献されました。特に、平成 7 年 7 月からは福祉厚生常任委員会委員長を務め、その後も経済常任委員会及び総務常任委員会の委員長として円滑なる議会運営に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 28 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 22、議案第 29 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 29 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、野沢牧の江川貞一さんの功績について、平成 24 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 20 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

江川貞一さんの功績であります。町消防団員として 44 年 9 月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。特に、平成 18 年 4 月からは副団長を 2 期 4 年、さらに平成 22 年 4 月からは、団長として 1 期 2 年、消防団を統括し、団員の指導と意識の高揚に務めるとともに、消防施設設備の強化拡充、消防技術の向上など組織強化に貢献され、地方自治の伸展と町政の向上発展に尽力されたところであります。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 29 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

地方自治法第 117 条の除斥の規定によって、10 番、清野佐一君の退場を求めます。

(10 番議員退場)

○議長 日程第 23、議案第 30 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 30 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、尾野本下小島の清野佐一さんの功績について、平成 24 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 20 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

清野佐一さんの功績であります。町消防団員として 42 年 4 月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。特に、平成 12 年 4 月からは分団長、教養本部長、訓練本部長を、さらに平成 22 年 4 月からは副団長として 1 期 2 年間、団長を補佐し、団員の指導と意識の高揚に務めるとともに、消防団の活性化に貢献され、地方自治の伸展と町政の向上発展に尽力されたところであります。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 30 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

10 番、清野佐一君は入場願います。

(10 番議員入場)

○議長 日程第 24、議案第 31 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

- 総務課長 議案第 31 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、尾野本軽沢の鈴木洋さんの功績について、平成 24 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 20 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につき、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

鈴木洋さんの功績であります。町消防団員として 41 年 10 月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところがあります。特に、平成 10 年 7 月からは分団長、さらに平成 11 年 8 月からは庶務本部長として 3 期 5 年間、消防施設の近代化や消防技術の向上に努めるとともに、消防団の組織強化に貢献され、地方自治の伸展と町政の向上発展に尽力されたところがあります。

以上で説明を終了させていただきます。

- 議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 31 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 25、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中の管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申し出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申し出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いたしました。

なお、その結果は 12 月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第 26、議員派遣についてを議題とします。

来る9月28日、金曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成24年度会津耶麻町村議会議員研修会及び10月22日、月曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第27、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第28、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29、議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会基本条例制定特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 9月議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会は、平成23年度決算の認定や、当面する重要な案件31件でありましたが、すべて原案どおり認定・ご議決賜り、厚く御礼を申し上げます。予算執行にあたっては、万全を期してまいりる覚悟であります。

議員各位には、なお一層のご活躍をお願いいたしまして、閉会のあいさつといたします。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る9月7日の開会以来、本日まで8日間にわたり、平成23年度の決算をはじめ、平成24年度の補正予算など、多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣にご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において、議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

議会と町は車の両輪に例えられますが、信頼と協働の車軸がしっかりつながらなければ、町民を乗せることも、前に進むこともできません。相互の信頼の上での議論が重要と考えます。議会は現在、議会基本条例の制定に向け、議会がどうあるべきか、議員がどうあるべきか、一つ一つを確認しながら進めております。議会としましては、町との絆をしっかりとつなげながら、町政伸展のため取り組む覚悟であります。

これから、秋も深まってまいります。9月半ば、未だ厳しい残暑が続いております。町当局をはじめ、議員各位におかれましては、この上ともご自愛くださいまして、町政のより積極的なご推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって平成24年第7回西会津町議会定例会を閉会します。(15時09分)